

宮 城 県 水 防 計 画 書

令 和 7 年 度

宮 城 県

宮城県水防計画書目次

水防関係機関連絡先一覧表 -----		(1)～(4)
第 1 章	総則 -----	1
第 1 節	目的 -----	1
第 2 節	用語の定義 -----	1
第 3 節	水防の責任等 -----	4
第 2 章	水防組織 -----	6
第 1 節	水防管理団体 -----	6
第 2 節	指定水防管理団体 -----	6
第 3 節	県の水防組織 -----	8
第 4 節	洪水予報・水防・災害情報連絡会 -----	9
第 5 節	大規模氾濫時の減災対策協議会 -----	9
第 6 節	水防区 -----	9
第 3 章	重要水防箇所及びダム・水こう門の操作 -----	11
第 1 節	重要水防箇所 -----	11
第 2 節	東日本大震災による被災箇所 -----	66
第 3 節	ダム、水こう門の操作 -----	68
第 4 章	水防団、水防協力団体並びに水防活動従事者の安全確保及び資材器具等の整備等 -----	77
第 1 節	水防団員の定員の基準 -----	77
第 2 節	水防協力団体 -----	77
第 3 節	水防活動従事者の安全の確保 -----	80
第 4 節	資材器具等の整備 -----	82
第 5 節	輸送の確保 -----	84
第 5 章	水位等の観測、通報及び公表 -----	98
第 1 節	雨量の観測及び通報 -----	98
第 2 節	水位の観測、通報及び公表 -----	104
第 6 章	予報及び警報 -----	114
第 1 節	気象庁が行う予報及び警報 -----	114
第 7 章	通信連絡 -----	129
第 1 節	水防通信連絡系統 -----	129
第 2 節	災害時優先電話の使用 -----	129
第 3 節	その他の通信施設の使用 -----	129
第 8 章	洪水予報、水防警報等の区域及びその措置 -----	131
第 1 節	国土交通大臣が行う洪水予報 -----	131
第 2 節	知事が行う洪水予報 -----	138
第 3 節	国土交通大臣が行う水防警報 -----	144
第 4 節	知事が行う水防警報 -----	155

第 5 節	水位周知河川の指定と洪水特別警戒水位到達情報等の周知-----	161
第 6 節	津波警報等発表の際の水防態勢 -----	170
第 9 章	洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止の ための措置 -----	174
第 1 節	洪水浸水想定区域の指定 -----	174
第 2 節	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防 止のための措置 -----	181
第 3 節	ハザードマップ等による住民等への周知 -----	183
第 4 節	予想される水災の危険の周知等 -----	183
第 10 章	出動及び水防作業 -----	184
第 1 節	水防管理団体の非常配備 -----	184
第 2 節	県の非常配備及び河川巡視 -----	184
第 3 節	水防作業 -----	186
第 4 節	緊急通行 -----	186
第 5 節	水防信号及び標識並びに身分証票 -----	186
第 6 節	決壊・漏水等（被害情報）の通報及びその後の処置 -----	188
第 7 節	避難のための立退き -----	189
第 8 節	水防配備の解除 -----	189
第 9 節	県の非常配備の解除 -----	189
第 11 章	他の機関との協力、援助及び応援 -----	190
第 1 節	河川管理者の協力及び援助 -----	190
第 2 節	水防管理団体相互の協力及び応援 -----	191
第 3 節	自衛隊の派遣要請及び派遣 -----	191
第 4 節	警察官の出動要請 -----	191
第 5 節	特定緊急水防活動 -----	191
第 6 節	国（河川（国道）事務所、仙台管区气象台等）との連携-----	192
第 12 章	費用負担及び公用負担 -----	193
第 1 節	費用負担 -----	193
第 2 節	公用負担 -----	193
第 13 章	公務災害補償等 -----	195
第 14 章	水防活動実施状況報告 -----	196
第 15 章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練 -----	198
第 1 節	水防計画 -----	198
第 2 節	水防訓練 -----	198
第 3 節	津波避難訓練 -----	198

図表目次

第1表	水防管理団体及び指定水防管理団体一覧表 -----	7
第2-1表	令和7年度重要水防箇所別調書総括表（国土交通大臣管理分）-----	16

第2-2表	令和7年度重要水防箇所総括表(知事管理分)-----	46
第3表	東日本大震災による被災箇所状況(県管理河川)-----	67
第4表	県管理の水こう門等一覧表-----	68
第5表	国土交通省管理の水こう門等一覧表-----	72
第6表	水防管理団体等の管理する水防上重要な堰堤、水こう門等一覧表-----	73
第7表	水防管理団体別水防団員等一覧-----	79
第8-1表	県水防倉庫備蓄状況調-----	85
第8-2表	水防管理団体水防倉庫備蓄状況調-----	86
第9表	第二種側帯(水防備蓄)設置箇所-----	94
第10表	二線堤一覧-----	97
第11表	宮城県河川流域情報システム(MIRAI)観測局構成図-----	99
第12表	雨量観測所-----	100
第13表-1	水位観測所-----	106
第13表-2	危機管理型水位計(国土交通大臣管理分)-----	109
第13表-3	簡易型河川監視カメラ(国土交通大臣管理分)-----	110
第13表-4	危機管理型水位計(知事管理分)-----	111
第13表-5	簡易型河川監視カメラ(知事管理分)-----	112
第1図	水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図-----	130
第2図	指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)-----	137
第3図	指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)-----	143
第4図	水防警報の伝達系統図(国土交通大臣が発令する場合)-----	154
第5図	水防警報の伝達系統図(知事が発令する場合)-----	160
第6図	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(国管理河川)----	168
第7図	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)----	169
宮城県水防協議会委員・幹事等名簿-----		199

水防関係機関連絡先一覧表

機関名	電話番号	機関名	電話番号
(県庁関係)		東北地方整備局 角田出張所	0224-63-2315 0224-62-0968
宮城県河川課	022-211-3171～4 022-211-3182 FAX 022-211-3197	〃 名取川出張所	022-248-2249 022-248-2936
福島県河川計画課	代表 024-521-1111	〃 仙台南部流域治水出張所 阿武隈大堰管理分室	0223-34-6941
岩手県河川課	代表 019-651-3111	〃 岩手河川国道事務所	019-624-3131～40
岩手県県南広域振興局 土木部一関土木センター	0191-26-1418	〃 北上川ダム統合管理事務所	019-643-7831～3
(国土交通省関係)		釜房ダム管理所	0224-84-2171 0224-84-2172
国土交通省	代表 03-5253-8111 治水課直通 03-5253-8450	〃 鳴子ダム管理所	0229-82-2341 0229-82-2342
	防災課直通 03-5253-8459	〃 七ヶ宿ダム管理所	0224-37-2122 0224-37-2123
東北地方整備局河川管理課	代表 022-225-2171	〃 鳴瀬川総合開発工事事務所	0229-22-7811 0229-22-7812
東北地方整備局 仙台海川国道事務所	代表 022-248-4131	東北運輸局	022-297-8001 FAX 022-299-8874
〃 福島河川国道事務所	代表 024-546-4331	(気象関係)	
〃 北上川下流河川事務所	0225-95-0194	仙台管区气象台	022-297-8003
〃 大崎出張所	0229-22-0336 0229-22-2720	福島地方气象台	024-534-2187
〃 鹿島台出張所	0229-56-2617 0229-56-3843	盛岡地方气象台	019-622-7871
〃 飯野川出張所	0225-62-3102 0225-62-2416	日本気象協会東北支局	022-216-4181 FAX 022-262-5278
〃 米谷出張所	0220-42-2211 0220-42-2154	(自衛隊関係)	
〃 涌谷出張所	0229-43-3218 0229-42-2317	陸上自衛隊第22即応機動連隊	022-365-2121
〃 鳴瀬出張所	022-354-3101 022-354-3102	陸上自衛隊第2施設団	0224-55-2301
〃 仙台南部流域治水出張所	0223-22-2801 0223-22-4302		

機関名	電話番号	機関名	電話番号
(警察関係)		加 美 警 察 署	0229-63-2311
宮 城 県 警 察 本 部 課 警 備 部 警 備 課	022-221-7171	岩 沼 警 察 署	0223-22-4341
仙 台 中 央 警 察 署	022-222-7171	大 河 原 警 察 署	0224-53-2211
仙 台 南 警 察 署	022-246-7171	白 石 警 察 署	0224-25-2138
仙 台 北 警 察 署	022-233-7171	角 田 警 察 署	0224-63-2211
仙 台 東 警 察 署	022-231-7171	亘 理 警 察 署	0223-34-2111
泉 警 察 署	022-375-7171	東 北 管 区 警 察 局	代表 022-221-7181 FAX 内線5019 FAX 022-221-2702
若 林 警 察 署	022-390-7171	(宮城県地方公所関係)	
石 巻 警 察 署	0225-95-4141	大 河 原 土 木 事 務 所	代表 0224-53-3111 直通 0224-53-3135 〃 0224-53-3916
塩 釜 警 察 署	022-362-4141	仙 台 土 木 事 務 所	022-297-4111
気 仙 沼 警 察 署	0226-22-7171	北 部 土 木 事 務 所	代表 0229-91-0701 直通 0229-91-0736
佐 沼 警 察 署	0220-22-2121	北 栗 原 土 木 事 務 所	代表 0228-22-2111 直通 0228-22-2193
登 米 警 察 署	0220-52-2121	東 部 土 木 事 務 所	0225-95-1151
河 北 警 察 署	0225-62-3411	東 登 米 土 木 事 務 所	代表 0220-22-6111 直通 0220-22-2763
南 三 陸 警 察 署	0226-46-3131	気 仙 沼 土 木 事 務 所	代表 0226-24-2121 直通 0226-24-2564
古 川 警 察 署	0229-22-2311	仙 台 塩 釜 港 湾 事 務 所	022-254-3131
大 和 警 察 署	022-345-0101	石 巻 港 湾 事 務 所	0225-95-6271
栗 原 警 察 署	0228-22-1101	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所	022-372-2103
遠 田 警 察 署	0229-33-2321	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 大 倉 ダ ム 管 理 事 務 所	022-393-2211
鳴 子 警 察 署	0229-82-2249		

機関名	電話番号	機関名	電話番号
大崎地方ダム総合事務所	0229-63-2845	(その他関係機関)	
大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所	0229-67-3311	日本放送協会仙台放送局	022-211-1025 FAX 022-227-3937
栗原地方ダム総合事務所	0228-56-2233	東北放送(株)	022-229-1934 FAX 022-229-1715
仙南・仙塩広域水道事務所 工業用水道管理事務所	022-293-5101	(株) 仙台放送	022-267-1231 FAX 022-227-0715
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所	0228-45-1306	(株) 宮城テレビ放送	022-236-3430 FAX 022-236-3429
大河原地方振興事務所	代表 0224-53-3111	(株) 東日本放送	022-304-2055 FAX 022-249-7121
仙南保健福祉事務所	0224-53-3115	河北新報社	022-211-1127 FAX 022-224-7947
仙台地方振興事務所	代表 022-275-9111	東日本電信電話(株) 宮城事業部	022-269-2248 FAX 022-223-1443
仙台保健福祉事務所	022-363-5502	東日本旅客鉄道(株)東北本部	022-266-9678 FAX 022-266-9871
仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所	代表 0223-22-2188	東北電力(株)宮城支店	022-225-2141 FAX 022-213-4211
北部地方振興事務所	代表 0229-91-0701		
北部保健福祉事務所	0229-91-0707		
北部地方振興事務所 栗原地域事務所	代表 0228-22-2111		
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	0228-22-2112		
東部地方振興事務所	代表 0225-95-1411		
東部保健福祉事務所	0225-95-1416		
東部地方振興事務所 登米地域事務所	代表 0220-22-6111		
東部保健福祉事務所 登米地域事務所	0220-22-7514		
気仙沼地方振興事務所	代表 0226-24-2121		
気仙沼保健福祉事務所	代表 0226-22-6661		

機関名	電話番号 FAX番号	機関名	電話番号 FAX番号
(水防管理団体関係)		柴 田 町	0224-55-2111 0224-55-4172
仙 台 市	022-234-1111 022-234-2364	川 崎 町	0224-84-2111 0224-84-6789
石 巻 市	0225-95-1111 0225-25-6835	丸 森 町	代表 0224-72-2111 班直通 0224-72-3020 FAX 0224-72-1540
塩 竈 市	022-355-6491 022-361-1587	亘 理 町	0223-34-1111 0223-34-7341
気 仙 沼 市	0226-22-6600 0226-22-1467	山 元 町	0223-37-1111 0223-37-4144
白 石 市	0224-22-1452 0224-25-2170	松 島 町	022-354-5782 022-354-3140
名 取 市	022-384-2111 022-384-4192	七 ケ 浜 町	022-357-2111 022-357-5744
角 田 市	0224-63-2123 0224-62-4829	利 府 町	022-767-2174 022-767-2105
多 賀 城 市	022-368-2079 022-368-1360	大 和 町	022-345-1111 022-345-4852
岩 沼 市	0223-23-0789 0223-24-0897	大 郷 町	022-359-5500 022-359-3287
登 米 市	0220-23-7393 0220-22-3328	大 衡 村	022-345-5111 022-345-4853
栗 原 市	0228-22-1149 0228-22-1156	加 美 町	0229-63-3111 0229-63-2037
東 松 島 市	0225-82-1111 0225-83-5621	色 麻 町	0229-65-2210 0229-65-2685
大 崎 市	0229-23-5144 0229-24-2249	涌 谷 町	0229-43-2111 0229-43-2693
富 谷 市	022-358-3180 022-358-2259	美 里 町	0229-33-2142 0229-33-2319
蔵 王 町	0224-33-2211 0224-33-4159	女 川 町	0225-54-3131 0225-53-5483
七 ケ 宿 町	0224-37-2111 0224-37-2468	南 三 陸 町	0226-46-1376 0226-46-2672
大 河 原 町	0224-53-2111 0224-53-3818		
村 田 町	0224-83-2111 0224-83-5740		

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、宮城県内の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、避難、立退きについての大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 水 防 本 部 長…県土木部長
- 2 水 防 管 理 団 体…水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
- 3 指定水防管理団体…水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
- 4 水 防 管 理 者…水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
- 5 消 防 機 関…消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう（法第2条第4項）。
- 6 消 防 機 関 の 長…消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
- 7 水 防 団…法第6条に規定する水防団をいう。
- 8 量 水 標 管 理 者…量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
- 9 水 防 協 力 団 体…水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
- 10 洪 水 予 報 河 川…国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
- 11 水 防 警 報…国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16

条)。

- 12 水位周知河川・・・国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は知事は、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。
- 13 水位周知下水道・・・都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。(法第13条の2)
- 14 水位周知海岸・・・都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。(法第13条の3)
- 15 水位到達情報・・・水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
- 16 水防団待機水位(通報水位)・・・量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 17 氾濫注意水位(警戒水位)・・・水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
- 18 避難判断水位・・・氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、市町村長の高齢者等避難の発令の目安となる水位をいう。
- 19 氾濫危険水位・・・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
- 20 内水氾濫危険水位・・・法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
- 21 高潮氾濫危険水位・・・法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
- 22 洪水特別警戒水位・・・法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

い。

- 23 雨水出水特別警戒水位・・・法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 24 高潮特別警戒水位・・・法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 25 重要水防箇所・・・堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- 26 洪水浸水想定区域・・・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。
- 27 内水浸水想定区域・・・内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。
- 28 高潮浸水想定区域・・・高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。
- 29 ホットライン・・・河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の水位見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。また、仙台管区气象台から、必要に応じ気象状況の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。
- 30 タイムライン・・・災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に注目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。
- 31 浸水被害軽減地区・・・洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その利用状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- イ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23の2）
- エ 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- オ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- カ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- キ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ク 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ケ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- コ 洪水浸水想定区域の指定、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条及び第14条の2及び第14条の3）
- サ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- シ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等の指定及び公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ス 水防信号の指定（法第20条）
- セ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ソ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- タ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- チ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ツ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- カ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- キ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ク 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ケ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表、避難確保計画や訓練に関する助言・勧告（法第15条の3）
- コ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、第15条の7、第15条の8）
- サ 予想される水災の危険の周知等（法第15条の11）
- シ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ス 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

- セ 警戒区域の設定（法第 2 1 条）
- ソ 警察官の援助の要求（法第 2 2 条）
- タ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 2 3 条）
- チ 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第 2 5 条及び第 2 6 条）
- ツ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 2 8 条第 3 項）
- テ 避難のための立退きの指示（法第 2 9 条）
- ト 【指定水防管理団体】水防訓練の実施（法第 3 2 条の 2）（指定水防管理団体以外の水防管理団体は、努力義務）
- ナ 【指定水防管理団体】水防計画の作成及び要旨の公表（法第 3 3 条第 1 項及び第 3 項）
- ニ 【指定水防管理団体】水防協議会の設置（法第 3 4 条）
- ヌ 水防協力団体の指定・公示（法第 3 6 条）
- ネ 水防協力団体に対する監督等（法第 3 9 条）
- ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 4 0 条）
- ハ 水防従事者に対する災害補償（法第 4 5 条）
- ヒ 消防事務との調整（法第 5 0 条）
- (3) 国土交通省の責任
 - ア 洪水予報の発表及び通知（法第 1 0 条第 2 項、気象業務法第 1 4 条の 2 第 2 項）
 - イ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 1 2 条）
 - ウ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 1 3 条第 1 項）
 - エ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 1 3 条の 4）
 - オ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 1 4 条）
 - カ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 1 5 条の 9）
 - キ 水防警報の発表及び通知（法第 1 6 条第 1 項及び第 2 項）
 - ク 重要河川における知事等に対する指示（法第 3 1 条）
 - ケ 特定緊急水防活動（法第 3 2 条）
 - コ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 4 0 条）
 - サ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 4 8 条）
- (4) 河川管理者の責任
 - ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 2 2 条の 2）
 - イ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 1 5 条の 1 2）
- (5) 気象庁の責任
 - ア 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 1 0 条第 1 項、気象業務法第 1 4 条の 2 第 1 項）
 - イ 洪水予報の発表及び通知（法第 1 0 条第 2 項、第 1 1 条第 1 項並びに気象業務法第 1 4 条の 2 第 2 項及び第 3 項）
 - ウ 流域雨量指数の予測値及び危険度分布の提供（気象業務法第 11 条）
- (6) 居住者等の義務
 - ア 水防への従事（法第 2 4 条）
 - イ 水防通信への協力（法第 2 7 条）
- (7) 水防協力団体の義務
 - ア 決壊の通報（法第 2 5 条）
 - イ 決壊後の処置（法第 2 6 条）
 - ウ 水防訓練の実施（法第 3 2 条の 2）
 - エ 津波避難訓練への参加（法第 3 2 条の 3）
 - オ 業務の実施等（法第 3 6 条、第 3 7 条、第 3 8 条）

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体

水防管理団体は、その区域内の河川等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、そのため水防団を組織しておくものとする。ただし、消防機関が水防事務を十分に処理することができる場合は、この限りでない。（第1表）

第2節 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、法第4条に基づき、知事が水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として指定した水防管理団体をいう。（第1表）

第1表

水防管理団体及び指定水防管理団体一覧表

大河原土木事務所(9)				北部土木事務所(5)				
1	◎ 白	石	市	24	◎ 大	崎	市	
2	◎ 角	田	市	25	◎ 色	麻	町	
3	◎ 蔵	王	町	26	◎ 加	美	町	
4	七	ヶ	宿	町	27	◎ 涌	谷	町
5	◎ 大	河	原	町	28	◎ 美	里	町
6	◎ 村	田	町	北部土木事務所栗原地域事務所(1)				
7	◎ 柴	田	町	29	◎ 栗	原	市	
8	川	崎	町	東部土木事務所登米地域事務所(1)				
9	◎ 丸	森	町	30	◎ 登	米	市	
仙台土木事務所(14)				東部土木事務所(3)				
10	◎ 仙	台	市	31	◎ 石	巻	市	
11	塩	竈	市	32	◎ 東	松	島	市
12	◎ 名	取	市	33	◎ 女	川	町	
13	◎ 多	賀	城	市	気仙沼土木事務所(2)			
14	◎ 岩	沼	市	34	◎ 気	仙	沼	市
15	◎ 富	谷	市	35	◎ 南	三	陸	町
16	◎ 亘	理	町					
17	◎ 山	元	町					
18	◎ 松	島	町					
19	七	ヶ	浜	町				
20	◎ 利	府	町					
21	◎ 大	和	町					
22	◎ 大	郷	町					
23	大	衡	村	合計 35団体(◎指定水防管理団体 30団体)				

第3節 県の水防組織

1 災害対策本部要綱等による組織

(1) 警戒本部（本部長：復興・危機管理部長）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと復興・危機管理部長が認めるときまで、警戒本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部等が設置されたときは、廃止する。

(2) 特別警戒本部（本部長：副知事）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる災害が発生したときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと副知事が認めるときまで、特別警戒本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部等が設置されたときは、廃止する。

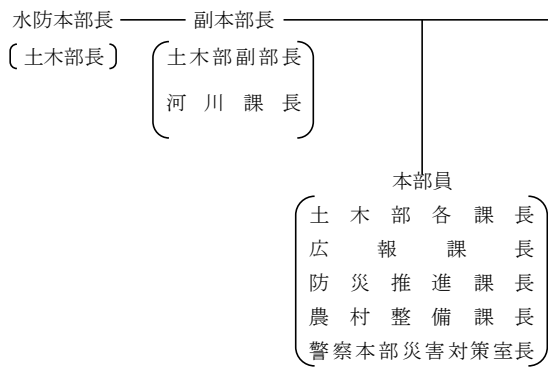
(3) 災害対策本部（本部長：知事）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めるときまで、災害対策本部を組織し事務を処理する。

2 水防組織（本部長：土木部長）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲にわたる水災の発生が予想されるとき又は水災が発生したときから、水災の危険が解消し、又は水災に対する応急対策がおおむね完了したと水防本部長が認めるときまで、水防本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

水防組織



班区分	職務内容	担当課
連絡・調整班	水防本部の連絡調整及び庶務に関すること。	河川課 防災砂防課
情報班	情報の収集及び記録に関すること。 関係機関(土木事務所、気象台、警察、水防関係機関、国土交通省など)との連絡に関すること。	
	(河川・海岸の被害状況等に関する情報)	河川課
	(雨量・水位・気象等に関する情報)	
	(水防に関する情報)	
	(ダム・洪水調節等に関する情報)	
	(港湾の被害に関する情報)	港湾課
	(道路の被害状況等に関する情報)	道路課
	(砂防の被害状況等に関する情報)	防災砂防課
	(農業用河川工作物等に関する情報)	農村防災対策室
	(気象等に関する情報)	防災推進課
応援班	(水防に関する情報)	
	(水災に関する情報)	警備課
資材班	報道に関すること。	河川課 広報課
	人員の応援、水防技術の指導に関すること。	土木総務課 河川課 港湾課 道路課 防災砂防課 都市計画課 防災推進課 警備課
	資材の調達、輸送に関すること。	防災砂防課 河川課 事業管理課

第4節 洪水予報・水防・災害情報連絡会

国、県及び関係機関は、「名取川・阿武隈川下流洪水予報・水防・災害情報連絡会」及び「北上川下流及び鳴瀬川水系洪水予報・水防・災害情報連絡会」を通して、水防技術の向上や洪水予報、水防警報等の情報伝達の円滑化を図ることにより、水害の防止、軽減を図るものとする。

第5節 大規模氾濫時の減災対策協議会

国、県、市町村及び関係機関は、その構成員となっている大規模氾濫時の減災対策協議会（法第15条の9第1項に規定する大規模氾濫減災協議会及び法第15条の10第1項に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会）において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第6節 水防区

国、県は、各土木事務所・地域事務所所管区域を水防区とし、水防技術の向上や水防倉庫の点検等を行うとともに、関係機関と適宜必要な連絡調整等を行い、水害の防止、軽減を図るものとする。

水防区関係機関一覧

機関 水防区	県 の 機 関		主 な 関 係 機 関		
	土 木 事 務 所 地 方 振 興 事 務 所 保 健 福 祉 事 務 所	地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 等	東 北 地 方 整 備 局 河 川 (国 道) 事 務 所	警 察 署	気 象 官 署
大 河 原	大 河 原 大 河 原 仙 南	—	仙 台	大 河 原、白 石、 角 田	—
仙 台	仙 台 仙 台 仙 台	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 (樽 水 ダ ム) (大 倉 ダ ム) (七 北 田 ダ ム) (南 川 ダ ム) (宮 床 ダ ム) (惣 の 関 ダ ム)	仙 台 北 上 川 下 流	仙 台 中 央、 仙 台 南、仙 台 北、 仙 台 東、若 林、 岩 沼、大 和、 亘 理、塩 釜、 大 和	仙 台 管 区 気 象 台
大 崎	北 部 北 部 北 部	大 崎 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 (漆 沢 ダ ム) (化 女 沼 ダ ム) (上 大 沢 ダ ム)	北 上 川 下 流	古 川、鳴 子、 加 美、遠 田	—
栗 原	北 部 (栗 原) 北 部 (栗 原) 北 部 (栗 原)	栗 原 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 (花 山 ダ ム) (荒 砥 沢 ダ ム) (小 田 ダ ム) 北 部 地 方 振 興 事 務 所 栗 原 地 域 事 務 所 (栗 駒 ダ ム)	—	栗 原	—
登 米	東 部 (登 米) 東 部 (登 米) 東 部 (登 米)	(長 沼 ダ ム)	北 上 川 下 流	佐 沼、登 米	—
石 巻	東 部 東 部 東 部	—	北 上 川 下 流	石 巻、河 北	—
気 仙 沼	気 仙 沼 気 仙 沼 気 仙 沼	(払 川 ダ ム)	—	気 仙 沼、南 三 陸	—

第3章 重要水防箇所及びダム・水こう門の操作

第1節 重要水防箇所

国及び県は、県内の河川、海岸等で、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所を第2－1表（国土交通大臣管理分）及び第2－2表（知事管理分）のとおり重要水防箇所として指定する。
なお、重要水防箇所評定基準は、次のとおりである。

1 東北地方整備局

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 （ 溢 水 ）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、か	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している	

	つ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
--	---	---	--

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

2 宮城県

重要水防箇所評定基準（河川）

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。 既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位が現況の堤防高を越え、度々氾濫の実績がある箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが、氾濫の実績もあり危険な箇所。	
堤 断 防 面	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して2分の1以上確保されているが3分の2に満たない箇所。	
法 崩 れ ・ す べ り ・ 沈 下	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体又は基礎地盤の土質、法勾配等からみて、法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危機に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河底が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 施 事 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防・破 堤 跡・旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所評定基準（海岸）

種別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間
堤 防 高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している箇所。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く特に注意を要する箇所。	
水 衝	護岸が破損している箇所。又は破損の実績がある箇所。	護岸が不完全と考えられる箇所。	
洗 掘	堤脚又は護岸の根固めが洗掘している箇所。消波等が破損して危険が予想される箇所。	堤脚前面に洗掘の危険がある箇所。	

重要水防箇所別調査書

令和7年度 重要水防箇所別調査総括表(仙台河川国道事務所分)

様式-1

河川名	直轄管 理区間 延長 (km)	水防対 象堤防 延長 (km)	重要度A(水防上最も重要な区間)						重要度B(水防上重要な区間)						要注意区間				
			堤防(m)			工作物 (箇所)			堤防(m)			工作物 (箇所)			工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	陸間 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水 (m)	特定 区間 (m)
			越水 (溢水)	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計	越水 (溢水)	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計							
阿武隈川 下流	53.6	73.5	0	0	0	0	0	0	1,534	15,857	3,100	407	20,898			2,720		184	40,200
白石川	1.0	1.8	0	0	0	0	0	0	1,534	13,233	2,335	407	17,509	2	0	2,720	1	184	0
名取川	12.50	23.5	0	0	0	0	0	0	11,494	1,397	4,569	0	17,460	0	0	1,005	0		12,000
広瀬川	3.90	6.4	0	0	0	0	0	0	11,494	559	1,765	0	13,818	0	0	1,005	0		0
荒川	2.50	5.0	0	0	0	0	0	2	1,633	220	1,190	0	3,043	0	0	440	2		3,600
			0	0	0	0	0	0	1,633	0	1,190	0	2,823	0	0	440			0
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
計	73.5	110.2	0	0	0	0	0	0	14,661	17,474	8,859	407	41,401	0	0	4,165	0	184	55,800
			0	0	0	0	0	6	14,661	13,792	5,290	407	34,150	2	0	4,165	3	184	0

注)堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

令和7年度 重要水防箇所別区間調書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
阿武隈川	5.6 + 50	押分左岸	堤体漏水1		50				50			月の輪工		江尻	岩沼市	仙台南
	5.6 + 100	左岸			50				50					江尻	岩沼市	南部
	8.2 + 109	中泉左岸	堤体漏水2		1,476				1,476			月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	江尻	岩沼市	流域
	9.4 + 121	中泉左岸			1,476				1,476					江尻	岩沼市	治水
	9.6 + 121	中泉左岸	堤体漏水3		106				106			月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	江尻	岩沼市	
	10.0 + 98	左岸			106		1		106		1	監視	許可工作物:JR 桁下高不足 阿武隈川鉄道橋	江尻	岩沼市	出張所
	10.6 + 98	中泉左岸	工作物4													
	11.2 + 160	南長谷左岸	堤体漏水5		225				225			月の輪工		江尻	岩沼市	
	11.6 + 136	左岸			225				225					江尻	岩沼市	
	16.6 + 136	下名生左岸	堤体漏水6		84				84			月の輪工		江尻	柴田町	
16.8 + 136	左岸			84				84								
岩沼 左岸 小計					0 1,941 0 1,941	0 1		0 1,941 0 1,941	0 1							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

阿武隈川	16.8 + 55	江尻左岸	堤体漏水7		258				258			月の輪工		江尻	角田市	角田出張所
	17.0 + 100	左岸	越水8		258				258			警戒巡視 避難誘導	17.8k左岸の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	江尻	角田市	
	17.8 + 200	江尻左岸	越水9		50				340			警戒巡視 避難誘導	17.8k左岸の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	江尻	角田市	
	18.0 + 203	江尻左岸	堤体漏水10		50				340			月の輪工		江尻	角田市	
	18.6 + 155	江尻左岸	堤体漏水11		457				457			月の輪工		江尻	角田市	
	18.2 + 155	江尻左岸	工作物12		457	1			457			月の輪工		江尻	角田市	
	18.6 + 190	江尻左岸	堤体漏水13							1		釜段工 月の輪工	浸透路長不足 土瓜樋管S18設置	江尻	角田市	
	20.8 + 90	左岸	越水14		1,877				1,877			月の輪工		江尻	角田市	
	18.8 + 50	江尻左岸	越水15		727				727			警戒巡視 避難誘導	19.4k～19.8kの樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	江尻	角田市	
	19.8 + 50	左岸	越水16		508				1,000			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	江尻	角田市	
阿武隈川	20.6 + 100	江尻左岸	越水17		0				150			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	江尻	角田市	田
	20.8 + 50	左岸	越水18		0				150			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	江尻	角田市	
	20.8	江尻左岸	工作物19			1				1		釜段工 月の輪工	浸透路長不足 江尻第二排水機場S41設置	江尻	角田市	
	21.0 + 100	佐倉左岸	越水20		0				150			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	21.0 + 250	左岸	越水21		0				150			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	22.4 + 50	佐倉左岸	越水22		96				823			警戒巡視 避難誘導	22.2k～22.6k左岸の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	
	23.4 + 50	左岸	越水23		96				823			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	22.8 + 90	佐倉左岸	堤体漏水24		706				706			月の輪工		笠松	角田市	
	23.8	左岸	堤体漏水25		268				268			月の輪工		笠松	角田市	
	24.4 + 74	梶賀左岸	工作物26			1				1		釜段工 月の輪工	【許可工作物】浸透路長不足 新桜揚水機場S54設置	笠松	角田市	
阿武隈川	24.6 + 100	梶賀左岸	越水27		50				100			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	出張所
	24.6 + 100	左岸	越水28		50				100			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	
	25.0 + 50	梶賀左岸	越水29		0				270			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	25.2 + 50	左岸	越水30		0				270			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	25.0 + 155	梶賀・野田左岸	堤体漏水31		2,873				2,873			月の輪工		笠松	角田市	
	28.0 - 58	左岸	越水32		2,243				2,243			月の輪工		笠松	角田市	
	27.0 + 300	野田左岸	越水33		0				465			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	27.4 + 150	左岸	越水34		0				465			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	28.0 + 90	野田左岸	堤体漏水35		955				955			月の輪工		笠松	角田市	
	28.6 + 330	左岸	堤体漏水36		955				955			月の輪工		笠松	角田市	
阿武隈川	29.0 + 94	野田左岸	堤体漏水37		168				168			月の輪工		丸森	角田市	出張所
	29.2 + 12	左岸	堤体漏水38		168				168			月の輪工		丸森	角田市	
	29.2 + 72	野田・館矢間左岸	堤体漏水39		573				573			月の輪工		丸森	角田市	
	29.6 + 110	左岸	堤体漏水40		573				573			月の輪工		丸森	角田市	
	30.8	館矢間左岸	堤体漏水41		711				711			月の輪工		丸森	角田市	
	31.2 + 130	左岸	堤体漏水42		711				711			月の輪工		丸森	角田市	
	31.4 + 145	館矢間左岸	基礎地盤漏水43		407				407			釜段工 月の輪工	水防団等の意見反映による設定区間(旧漏水範囲の 対策済箇所)	丸森	角田市	
	32.0 + 8	左岸	基礎地盤漏水44		0				0			釜段工 月の輪工		丸森	角田市	
	31.4 + 145	館矢間左岸	堤体漏水45		870				870			月の輪工		丸森	角田市	
	34.0 + 100	左岸	堤体漏水46		870				870			月の輪工		丸森	角田市	
阿武隈川	34.2 + 110	館矢間左岸	堤体漏水47		150				150			月の輪工		丸森	丸森町	出張所
	34.4 + 15	左岸	堤体漏水48		150				150			月の輪工		丸森	丸森町	
	37.0 + 179	館矢間左岸	工作物49			1					1	監視	桁下高不足 丸森橋	丸森	丸森町	
	37.6 + 100	山田左岸	越水50		385				400			警戒巡視 避難誘導	36.0k付近の樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	丸森	丸森町	
	38.0 + 100	左岸	越水51		385				400			警戒巡視 避難誘導		丸森	丸森町	
	角田 左岸 小計			0	11,094	3	1	0	13,703	3	1					
	0			0	8,469			0	11,078							
	阿武隈川 左岸 合計			0	13,035	3	2	0	15,644	3	2					
	0			0	10,410			0	13,019							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
阿武隈川 下流	2.0 + 70	高須賀 右岸	基礎地盤漏水 32		270				270			釜段工 月の輪工		岩沼	亘理町	仙 台 南 部 流 域 治 水 出 張 所
	2.2 + 100	高須賀 右岸	堤体漏水 33		270				270			月の輪工	堤体漏水対策(築堤盛土)の実施により 堤体漏水区間が減少した	岩沼	亘理町	
	2.4 + 90	高須賀 右岸	堤体漏水 33		807				1,358			月の輪工		岩沼	亘理町	
	4.0 + 30	高須賀 右岸	基礎地盤漏水 34		807				1,358			月の輪工		岩沼	亘理町	
	2.6 + 190	高須賀 右岸	基礎地盤漏水 34		210				210			釜段工 月の輪工		岩沼	亘理町	
	3.0 + 250	高須賀 右岸	堤体漏水 35		0				0			月の輪工	堤体漏水対策(築堤盛土)の実施により 堤体漏水区間が減少した	岩沼	亘理町	
	4.6 + 100	高須賀 右岸	堤体漏水 35		121				273			月の輪工		岩沼	亘理町	
	4.4 + 148	高須賀 右岸	基礎地盤漏水 36		121				273			月の輪工		岩沼	亘理町	
	4.4 + 30	今泉 右岸	基礎地盤漏水 37		148				148			釜段工 月の輪工		岩沼	亘理町	
	6.6 + 90	今泉 右岸	基礎地盤漏水 37		0				0			釜段工 月の輪工	R元台風19号漏水箇所 (R1.12・R2.1発見)	岩沼	亘理町	
6.8 + 180	逢隈 右岸	堤体漏水 38		215				215			月の輪工		江尻	亘理町		
8.4 + 80	逢隈 右岸	堤体漏水 38		65				65			月の輪工					
岩沼 右岸 小計					0	1,836	0	0	0	2,539	0	0				
					0	1,478			0	2,181						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

阿武隈川	15.8 + 30	鳩原 右岸	基礎地盤漏水 39		500				500			釜段工 月の輪工		江尻	角田市	角 田 出 張 所
	16.4 + 150	平貴 右岸	越水 40		0				220			警戒巡視 避難誘導	19.6k~20.0kの樹木伐採により水位が低下し、 余裕高不足が解消された	江尻	角田市	
	19.6 + 50	平貴 右岸	越水 41		100				220			警戒巡視 避難誘導		江尻	角田市	
	20.2 + 100	坂津田 右岸	堤体漏水 42		100				100			月の輪工		笠松	角田市	
	21.0 + 70	坂津田 右岸	越水 43		0				95			警戒巡視 避難誘導	20.4k~20.6k左岸の河道掘削により水位が低下し、 余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	21.4 + 90	坂津田 右岸	堤体漏水 44		607				607			月の輪工		笠松	角田市	
	21.2 + 50	坂津田 右岸	越水 45		528				528					笠松	角田市	
	21.4 + 200	坂津田 右岸	越水 46		295				626			警戒巡視 避難誘導	22.0k上流左岸の河道掘削により水位が低下し、 余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	
	22.2 + 38	藤尾 右岸	堤体漏水 47		295				228			月の輪工		笠松	角田市	
	22.0 + 200	藤尾 右岸	越水 48		0				0					笠松	角田市	
下流	22.6 + 100	藤尾 右岸	堤体漏水 49		254				254			月の輪工		笠松	角田市	丸 森 町
	22.2 + 90	藤尾 右岸	越水 50		205				205					丸森	丸森町	
	22.4 + 78	藤尾 右岸	堤体漏水 51		85				85			月の輪工		丸森	丸森町	
	22.6 + 51	藤尾 右岸	越水 52		85				85					丸森	丸森町	
	22.8 + 45	藤尾 右岸	堤体漏水 53		1,078				1,078			月の輪工		丸森	丸森町	
	22.8 + 165	藤尾 右岸	越水 54		771				771			月の輪工		丸森	丸森町	
	22.8 + 215	藤尾 右岸	堤体漏水 55		771				771					丸森	丸森町	
	23.8 + 128	青木・枝野 右岸	堤体漏水 56		207				207			月の輪工		丸森	丸森町	
	24.0 + 45	青木・枝野 右岸	基礎地盤漏水 57		207				207			釜段工 月の輪工		丸森	丸森町	
	24.8 + 215	青木・枝野 右岸	越水 58		1,350				1,350					丸森	丸森町	
阿武隈川	25.4 + 130	小倉 右岸	水衝・洗堀 59		0				0			シート張工	水防団等の意見による設定区間、S16.7破壊箇所	丸森	丸森町	丸 森 町
	26.8 + 230	小倉 右岸	水衝・洗堀 60		95				95			シート張工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	
	32.8 + 90	小倉 右岸	水衝・洗堀 61		20				20			シート張工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	
	33.0 + 185	金山 右岸	越水 62		292				292			積土のう工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	
	33.2 + 90	金山 右岸	越水 63		0				80			警戒巡視 避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、 余裕高不足が解消された	丸森	丸森町	
	33.2 + 110	金山 右岸	越水 64		0				80			警戒巡視 避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、 余裕高不足が解消された	丸森	丸森町	
	35.4 + 50	金山・丸森 右岸	越水 65		0				265			警戒巡視 避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、 余裕高不足が解消された	丸森	丸森町	
	35.6 + 50	丸森 右岸	越水 66		0				265			警戒巡視 避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、 余裕高不足が解消された	丸森	丸森町	
	36.6 + 50	丸森 右岸	越水 67		50				50			警戒巡視 避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、 余裕高不足が解消された	丸森	丸森町	
	36.8 + 50	丸森 右岸	越水 68		235				235			警戒巡視 避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、 余裕高不足区間が減少した	丸森	丸森町	
角田 右岸 小計				0	6,027	0	0	0	7,208	0	0					
阿武隈川 右岸 合計				0	5,621	0	0	0	6,802	0	0					
阿武隈川 合計				0	7,863	0	0	0	9,747	0	0					
				0	7,099			0	8,983							
				0	20,898	3	2	0	25,391	3	2					
				0	17,509			0	22,002							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所	
				堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
名取川	0.8 + 50	日辺左岸	越水 1		2,857				2,857			警戒巡視 避難誘導	基盤漏水対策 (遮水矢板) の実施により 基盤漏水区間が減少した	関上第二 名取橋	仙台市	名 取 川 出 張 所	
	2.8 + 125	日辺左岸	基礎地盤漏水 2		990				1,058			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市		
	3.8 - 32	日辺左岸	越水 3		1,825				1,825			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市		
	3.6	日辺左岸	基礎地盤漏水 4		400				400			釜段工 月の輪工	名取橋	仙台市			
	4.4	日辺左岸	堤体漏水 5		173				173			月の輪工 木流し工	名取橋	仙台市			
	4.6 + 120	郡山左岸	越水 6		735				735			警戒巡視 避難誘導	名取橋	仙台市			
	6.2	郡山左岸	越水 7		690				690			警戒巡視 避難誘導	名取橋	仙台市			
	7.0	郡山左岸	堤体漏水 8		235				235			月の輪工 木流し工	名取橋	仙台市			
	6.4 + 100	郡山左岸	工作物 9			1				1		釜段工 月の輪工	【許可工作物】浸透路長不足 郡山排水機場(S43設置) H2.14W2.14L 24m一連 2.26m3/sポンプ排水	名取橋	仙台市		
	7.0 + 51	郡山左岸	堤体漏水 10		368				368			月の輪工 木流し工	名取橋	仙台市			
	7.4	郡山左岸	越水 11		919				919			警戒巡視 避難誘導	名取橋	仙台市			
	7.8 + 100	郡山左岸	越水 12		180				180			警戒巡視 避難誘導	名取橋	仙台市			
	8.0	郡山左岸	基礎地盤漏水 13		340				340			釜段工 月の輪工	名取橋	仙台市			
	8.2	富田左岸	基礎地盤漏水 14		300				300			釜段工 月の輪工	名取橋	仙台市			
	8.6 + 50	富田左岸			300				300								
	9.0 + 60	富田左岸			300				300								
	11.1	富田左岸			300				300								
	11.4	富田左岸			300				300								
	名取川 左岸 合計				0	10,012	1	0	0	10,080	1	0					
					0	7,895			0	7,895							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

名取川	1.2 + 155	関上(上)右岸	堤体漏水 15		0				455				堤体漏水対策(築堤盛土)の実施により 堤体漏水が解消された	関上第二 名取橋	名取市	名 取 川 出 張 所
	1.8	関上(上)右岸	越水 16		2,442				2,442			警戒巡視 避難誘導		関上第二 名取橋	名取市	
	3.4 + 55	関上(上)右岸	基礎地盤漏水 17		340				340			釜段工 月の輪工		名取橋	名取市	
	2.6 + 40	関上(上)右岸	堤体漏水 18		111				111			月の輪工 木流し工		名取橋	名取市	
	2.8 + 151	中田右岸	越水 19		325				325			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市	
	3.6	中田右岸	越水 20		597				597			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市	
	4.0	中田右岸	基礎地盤漏水 21		249				249			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市	
	6.4 + 36	中田右岸	堤体漏水 22		210				210			月の輪工 木流し工		名取橋	仙台市	
	6.6 + 89	中田右岸	基礎地盤漏水 23		380				380			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市	
	6.6 + 180	中田右岸	越水 24		274				550			警戒巡視 避難誘導	6.6k、6.8kの樹木伐採、河道掘削により 水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	名取橋	仙台市	
	6.8 + 190	中田右岸	基礎地盤漏水 25		344				344			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市	
	7.0 + 180	中田右岸	越水 26		150				150			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市	
	7.6 + 50	中田、上河原右岸	基礎地盤漏水 27		466				466			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市	
	7.8 + 28	上河原右岸	堤体漏水 28		300				300			月の輪工 木流し工	重点監視区間 H26.10降雨堤防法崩れ箇所	名取橋	仙台市	
	8.2 + 94	上河原右岸	基礎地盤漏水 29		760				760			釜段工 月の輪工		名取橋	名取市	
	8.0	熊野堂右岸	越水 30		500				500			警戒巡視 避難誘導		名取橋	名取市	
	8.3	熊野堂右岸			500				500							
	10.8	熊野堂右岸			500				500							
	11.4 + 180	熊野堂右岸			500				500							
	11.6	熊野堂右岸			500				500							
	12.0	熊野堂右岸			500				500							
	名取川 右岸 合計			0	7,448	0	0	0	8,179	0	0					
				0	5,923			0	6,199							
	名取川 合計			0	17,460	1	0	0	18,259	1	0					
				0	13,818			0	14,094							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防	変 更 理 由 等	水防警報対象観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
広瀬川	0.0 1.0 + 100	若林左岸	越水31		1,041				1,041			警戒巡視 避難誘導		広瀬橋	仙台市	出張所
	0.6 0.8 + 40	若林左岸	堤体漏水32		220 0				220 0				月の輪工 木流し工			
	2.0 + 100 3.2 + 150	若林左岸	基礎地盤漏水33		1,190 1,190				1,190 1,190			釜段工 月の輪工			広瀬橋	
	2.2 + 9	若林左岸	工作物34			1				1			釜段工 月の輪工	【許可工作物】浸透路長不足 五ツ谷ポンプ排水機場 S38設置 H1.5*W1.5*L=24.55		
	2.6 + 61	若林左岸	工作物35			1				1		釜段工 月の輪工			【許可工作物】浸透路長不足 松原第二排水樋管 S32設置 φ0.6*L=14.58 1基	
	3.4 3.6 + 100	若林左岸	越水36		90 90				396 396				警戒巡視 避難誘導	名取川4.6k～4.8kの中州の一部掘削により 広瀬川合流点の水位が低下し、余裕高不足区間が減少した		
	広瀬川 左岸 合計				0 0	2,541 2,321	2 0	0 0	2,847 2,627	2 0	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

広瀬川	0.2	長町	越水		402				402			警戒巡視・避難誘導 堰板工 警戒巡視 避難誘導		名取川4.6k～4.8kの中州の一部掘削により 広瀬川合流点の水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	広瀬橋	仙台市	出張所 廣敷川
	0.6	右岸	37		402				402								
	3.4 + 100	長町 右岸	越水		100				301								
	3.6 + 100		38		100				301								
広瀬川 右岸 合計					0	502	0	0	0	703	0	0					
					0	502			0	703							
広瀬川					0	3,043	2	0	0	3,550	2	0					
合計					0	2,823			0	3,330							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

重要水防要注意区間調査書

令和7年度 重要水防要注意区間調査書

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防工法名	変更理由等	開計等	連画	水防警報対象箇所	関連市町村	出張所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	詰開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)	工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	詰開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)							
阿武隈川下流	1.0 + 90	寺島左岸	破堤箇所要1		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			荒旗	岩沼市	仙台南部流域治水出張所
	1.6	寺島左岸	破堤箇所要2		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			岩沼	岩沼市	
	4.8 + 153	押分左岸	基礎地盤漏水要3				0				92		施工済み			岩沼	岩沼市	
	5.0 + 77	押分左岸	旧川跡要4		80		80		80		92		釜段工月の輪工			江尻	岩沼市	
	5.6 + 120	押分左岸	破堤箇所要5		—				—			シート張工	M42.8 T2.8 破堤延長不明			江尻	柴田町	
	13.8 + 200	人間野左岸	破堤箇所要6		—				—			釜段工月の輪工				江尻	柴田町	
	16.6 + 120	下釜生左岸			180		180		180									
	16.8 + 90	左岸			180		180		180									
	岩沼左岸小計			0	260	0	0	0	260	0	92							
					260		0	0	260		92							

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

阿武隈川下流	17.4 - 90	江尻左岸	堤体漏水要7				0				70		施工済み			江尻	角田市	角田出張所
	17.4 - 20	左岸	堤体漏水要7				0				70					江尻	角田市	
	17.8 + 124	江尻左岸	堤体漏水要8				0				176		施工済み			江尻	角田市	
	18.0 + 60	左岸	要8				0				176					江尻	角田市	
	17.8 + 124	江尻左岸	基礎地盤漏水要9				0				219		施工済み			江尻	角田市	
	18.0 + 103	左岸	要9				0				43					江尻	角田市	
	17.8 + 140	江尻左岸	破堤箇所要10		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	18.0 + 60	江尻左岸	堤体漏水要11				0				43		施工済み			江尻	角田市	
	18.0 + 103	左岸	要11				0				43					江尻	角田市	
	20.8 + 153	江尻左岸	堤体漏水要12				0				7		施工済み			江尻	角田市	
阿武隈川下流	20.8 + 160	佐倉左岸	破堤箇所要13		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	田角出張所
	20.8 + 160	左岸	要13										施工済み			江尻	角田市	
	20.8 + 217	左岸	堤体漏水要14				0				57					江尻	角田市	
	24.2 + 130	梶賀左岸	旧川跡要15		160		160		160		57		釜段工月の輪工			笠松	角田市	
	24.4 + 100	左岸	要15		160		160		160				釜段工月の輪工			笠松	角田市	
	26.6 + 20	野田左岸	旧川跡要16		150		150		150				釜段工月の輪工			笠松	角田市	
	26.6 + 170	左岸	要16		150		150		150							笠松	角田市	
	27.0 + 210	野田左岸	破堤箇所要17		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			笠松	角田市	
	27.2 + 80	野田左岸	旧川跡要18		300		300		300			釜段工月の輪工				笠松	角田市	
	27.4 + 73	左岸	要18		300		300		300							笠松	角田市	
阿武隈川下流	27.2 + 100	野田左岸	破堤箇所要19		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			笠松	角田市	丸森出張所
	27.2 + 135	野田左岸	堤体漏水要20				0				0		シート張工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
	27.2 + 140	野田左岸	堤体漏水要21				0				0		シート張工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
	28.0 + 80	野田左岸	旧川跡要22		150		150		150		0		釜段工月の輪工			丸森	角田市	
	28.2 + 30	左岸	要22		150		150		150		0					丸森	角田市	
	29.2 + 200	野田左岸	旧川跡要23		180		180		180				釜段工月の輪工			丸森	角田市	
	29.4 + 80	左岸	要23		180		180		180							丸森	角田市	
	29.8 + 80	縮矢間左岸	旧川跡要24		100		100		100				釜段工月の輪工			丸森	丸森町	
	29.9 + 80	左岸	要24		100		100		100							丸森	丸森町	
	30.8 + 40	縮矢間左岸	旧川跡要25		120		120		120				釜段工月の輪工			丸森	丸森町	
阿武隈川下流	30.8 + 160	左岸	要25		120		120		120							丸森	丸森町	丸森出張所
	32.2 + 60	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要26				0				50		施工済み			丸森	丸森町	
	32.2 + 110	左岸	要26				0				50					丸森	丸森町	
	34.6 + 34	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要27				0				0		釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	丸森町	
	34.6 + 44	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要28				0				0		釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	丸森町	
	36.6 + 8	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要29				0				84		施工済み			丸森	丸森町	
	36.6 + 92	左岸	要29				0				84					丸森	丸森町	
	36.8 + 169	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要30				0				75		施工済み			丸森	丸森町	
	37.0 + 46	左岸	要30				0				75					丸森	丸森町	
	角田左岸小計			0	1,160	0	0	0	1,160	0	781							
阿武隈川合計					1,160		0		1,160		605							
	阿武隈川左岸合計			0	1,420	0	0	0	1,420	0	873							
合計					1,420		0		1,420		697							

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	関 計 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸開 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水(m)	工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸開 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水(m)						
阿武隈川	0.0 - 184.5	荒浜 右岸	破堤箇所 要31		285				285			シート張工	H23.3破堤		荒浜	亶理町	仙 台 南 部 流 域 治 水 出 張 所
	0.0 + 100	荒浜 右岸	破堤箇所 要32		285				285			シート張工					
	5.0	高取・今泉 右岸	破堤箇所 要33		—				—			釜段工 月の輪工			岩沼	亶理町	
	5.2 + 200	今泉 右岸	堤体漏水 要33		—		0		—		88	施工済み			岩沼	亶理町	
	5.4 + 53	今泉 右岸	破堤箇所 要34		—		0		—		88	釜段工 月の輪工			岩沼	亶理町	
	5.2 + 200	今泉 右岸	破堤箇所 要35		—		0		—		0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		岩沼	亶理町	
	5.4 + 90	今泉 右岸	基礎地盤漏水 要35		—		0		—		0	釜段工 月の輪工			岩沼	亶理町	
	5.4 + 7	今泉 右岸	破堤箇所 要36		—		—		—		—	釜段工 月の輪工			岩沼	亶理町	
	5.4 + 90	今泉 右岸	破堤箇所 要37		—		—		—		—	釜段工 月の輪工			岩沼	亶理町	
	6.0 + 150	今泉 右岸	破堤箇所 要38		—		—		—		—	釜段工 月の輪工			岩沼	亶理町	
	6.2 + 75	今泉 右岸	破堤箇所 要39		—		—		—		—	シート張工	T2.8 破堤延長不明		江尻	亶理町	
	7.2 + 120	今泉 右岸	破堤箇所 要40		—		—		—		—	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		江尻	亶理町	
	7.2 + 120	今泉 右岸	破堤箇所 要41		—		—		—		—	釜段工 月の輪工			江尻	亶理町	
	8.0 + 30	陸奥 右岸	破堤箇所 要42		—		—		—		—	シート張工	S23.9 破堤延長不明		江尻	亶理町	
	8.2 + 100	陸奥 右岸	破堤箇所 要43		—		—		—		—	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		江尻	亶理町	
	9.2 - 54	陸奥 右岸	堤体漏水 要40		—		0		—		0	月の輪工			江尻	亶理町	
下流	13.4 + 29	小山 右岸	堤体漏水 要41		—		0		—		85	施工済み			江尻	亶理町	
	13.4 + 114	小山 右岸	破堤箇所 要42		—		0		—		85	シート張工	S23.9 破堤延長不明		江尻	亶理町	
	13.4 + 40	小山 右岸	破堤箇所 要43		—		—		—		—	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		江尻	亶理町	
	13.4 + 70	小山 右岸	基礎地盤漏水 要43		—		0		—		0	釜段工 月の輪工			江尻	亶理町	
岩沼右岸 小計				0	285	0	0	0	285	0	173						
					285				285		173						

注)上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

阿武隈川	14.4 + 70	鳩原 右岸	破堤箇所 要44		65				65			シート張工	S61.8		江尻	角田市	角 田 出 張 所
	14.4 + 135	鳩原 右岸	破堤箇所 要45		65				65			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	14.6 + 140	鳩原 右岸	破堤箇所 要46		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	15.2 + 70	鳩原 右岸	破堤箇所 要47		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	15.6	鳩原 右岸	破堤箇所 要48		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	16.4 + 120	鳩原 右岸	破堤箇所 要49		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	16.6 + 110	鳩原 右岸	破堤箇所 要50		—				—			シート張工	S23.9 破堤延長不明		江尻	角田市	
	18.6 + 80	平貴 右岸	破堤箇所 要51		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	18.8 + 70	平貴 右岸	破堤箇所 要52		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.4 - 10	坂津田 右岸	破堤箇所 要53		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.4 + 180	坂津田 右岸	破堤箇所 要54		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.6 + 100	坂津田 右岸	破堤箇所 要55		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	21.4 + 150	坂津田 右岸	破堤箇所 要56		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	21.6 + 140	坂津田 右岸	破堤箇所 要57		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	21.8 + 190	坂津田 右岸	破堤箇所 要58		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	22.2 + 100	坂津田 右岸	破堤箇所 要59		—				—			釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
下流	22.8 + 150	藤尾 右岸	基礎地盤漏水 要60		150		0		150		0	釜段工 月の輪工			笠松	角田市	
	22.8 + 10	藤尾 右岸	基礎地盤漏水 要61		150		0		150		0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
	27.8 - 140	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要62		—		90		—		90	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
	27.8 - 50	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要63		—		90		—		90	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
	28.2 + 170	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要64		—		0		—		0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市	
	29.8	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要65		—		0		—		0	釜段工 月の輪工			丸森	角田市	
	30.6 + 60	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要66		800		0		800		0	釜段工 月の輪工			丸森	角田市	
	30.0 + 6	枝野 右岸	堤体漏水 要67		—		0		—		84	施工済み			丸森	角田市	
	30.0 + 90	枝野 右岸	堤体漏水 要68		—		0		—		0	施工済み			丸森	角田市	
	30.0 + 6	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要69		—		0		—		84	施工済み			丸森	角田市	
	30.0 + 90	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要70		—		0		—		0	シート張工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市	
	31.6 + 50	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要71		—		0		—		0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市	
	31.6 + 50	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要72		—		0		—		0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市	
	32.2 + 40	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要73		—		0		—		0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市	
	32.4	小蓄 右岸	堤体漏水 要74		—		0		—		0	施工済み			丸森	角田市	
	32.4	小蓄 右岸	基礎地盤漏水 要75		—		0		—		0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市	
阿武隈川 合計	32.4 + 65	小蓄 右岸	基礎地盤漏水 要76		—		64		—		64	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市	
	32.4 + 129	金山 右岸	堤体漏水 要77		—		64		—		64	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	角田市	
	36.0 - 110	丸森 右岸	基礎地盤漏水 要78		—		30		—		30	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	丸森町	
	36.0 + 140	丸森 右岸	基礎地盤漏水 要79		—		30		—		30	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	丸森町	
角田右岸 小計				0	1,015	1	184	0	1,015	1	352						
阿武隈川 右岸 合計				0	1,300	1	184	0	1,300	1	525						
阿武隈川 合計				0	2,720	1	184	0	2,720	1	1,398						
					2,720		184		2,720		1,054						

注)上段は評定延長、下段は重複を除いた延長 重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び区画番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防	変更理由等	開計等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)	工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)						
名取川	1.2 + 30	日辺左岸	破堤箇所要1		—				—			シート張工木流し工	破堤延長不明		名取橋	仙台市	名取川出張所
	1.4 + 10	日辺左岸	破堤箇所要2		—				—			シート張工木流し工	S25.8破堤延長不明		名取橋	仙台市	
	3.0 + 60	日辺左岸	破堤箇所要3		—				—			シート張工木流し工	S25.8破堤延長不明		名取橋	仙台市	
	6.2 + 30	郡山左岸	旧川跡要4		110				110			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	6.2 + 140	郡山左岸	要4		110				110			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	7.8 + 50	郡山左岸	旧川跡要5		90				90			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市	
	8.0	郡山左岸	要5		90				90			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市	
	8.0	郡山左岸	旧川跡要6		10				10			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	8.0 + 10	郡山左岸	要6		10				10			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	8.6 + 50	富田左岸	旧川跡要7		135				135			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市	
名取川 左岸小計				0	345	0		0	345	0							
名取川 小計				0	345			0	345		0						

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡																	
名取川	2.4	関上(上)右岸	破堤箇所要8		—				—			シート張工木流し工	S25.8破堤延長不明		名取橋	名取市	名取川出張所
	2.8 + 40	関上(上)右岸	破堤箇所要9		—				—			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	3.0	関上(上)右岸	破堤箇所要10		—				—			シート張工木流し工	S25.8破堤延長不明		名取橋	名取市	
	2.8 + 90	関上(上)右岸	要10		—				—			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	7.8 + 130	上河原右岸	旧川跡要11		220				220			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	8.0 + 140	右岸	要11		220				220			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	9.4	関上(上)・中田 右岸	旧川跡要12		160				160			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	9.4 + 160	中田 右岸	要12		160				160			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	10.2 + 110	熊野堂右岸	旧川跡要13		280				280			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	10.6	右岸	要13		280				280			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
名取川 右岸小計				0	660	0		0	660	0							
名取川 小計				0	660			0	660		0						
名取川 合計				0	1,005	0		0	1,005	0							
名取川 合計				0	1,005			0	1,005		0						

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡																	
広瀬川	1.0 + 180	若林左岸	旧川跡要14		150				150			釜段工月の輪工	漏水実績なし		広瀬橋	仙台市	名取川出張所
	1.2 + 70	左岸	要14		150				150			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	1.4 + 110	若林左岸	旧川跡要15		80				80			釜段工月の輪工	漏水実績なし		広瀬橋	仙台市	
	1.4 + 190	左岸	要15		80				80			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	1.8 + 90	若林左岸	旧川跡要16		90				90			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	2.0 + 40	左岸	要16		90				90			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	2.4 + 140	若林左岸	旧川跡要17		120				120			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	2.6 + 70	左岸	要17		120				120			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	3.5 + 70	若林左岸	陸開要18			1				1		積土のう工堰板工	特殊堤開口部		広瀬橋	仙台市	
	広瀬川 左岸小計			0	440	1		0	440	1							
広瀬川 小計				0	440			0	440		0						
広瀬川	3.5 + 100	長町右岸	陸開要19			1				1		積土のう工堰板工	特殊堤開口部		広瀬橋	仙台市	名取川出張所
広瀬川 右岸小計				0	0	1		0	0	1							
広瀬川 小計				0	0			0	0								
広瀬川 合計				0	440	2		0	440	2							
広瀬川 合計				0	440			0	440		0						

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡

重要水防特定区間調書

「特定の区間」調書

様式-4

河 川 名	距 離 標	地 区 名 及 び 左右岸別	延 長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出 張 所
阿武隈川下流	7.0k 15.0k	岩沼市寺島左岸 柴田町白石左岸	8.0km	特3	岩沼	岩沼市・柴田町	仙台南部流域治水出張所 被災人口:39,701人
	18.8k 37.2k	角田市佐倉左岸 丸森町館矢間左岸	18.4km	特1	丸森・笠松	角田市・丸森町	角田出張所 被災人口:20,814人
	0.0k 13.8k	亶理町荒浜右岸 亶理町小山	13.8km	特2	岩沼	亶理町	仙台南部流域治水出張所 被災人口:16,325人
合 計			40.2km				

河 川 名	距 離 標	地 区 名 及 び 左右岸別	延 長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出 張 所
名取川	0.0k 12.0k	名取市関上右岸 名取市熊野堂右岸	12.00km	特1	名取橋・広瀬橋	仙台市・名取市	名取川出張所
		名取川本川小計	12.00km				
広瀬川	0.0k 3.6k	仙台市日辺左岸 仙台市若林左岸	3.60km	特2	広瀬橋	仙台市	名取川出張所
		広瀬川支川小計	3.60km				
合 計			15.60km				

令和7年度 重要水防箇所調査総括表(北上川下流河川事務所分)

様式-1-2

河川名	直轄管 理区間 延長 (km)	水防対 象堤防 延長 (km)	重要度A(水防上最も重要な区間)						重要度B(水防上重要な区間)						要注意区間		
			堤防(m)			工作物 (箇所)			堤防(m)			工作物 (箇所)			工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	特定 区間 (m)
			越水	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計		越水	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計				
北上川	54.0	45.13	16,399	0	3,184	0	19,583	8	20,140	4,910	11,831	120	37,001	6	0	2,264	0
			16,399	0	1,347	0	17,746		18,673	1,934	6,656	120	27,383		0	2,586	18,000
旧北上川	35.0	47.04	2,985	0	695	930	4,610	6	27,356	15,707	8,435	8,330	59,828	6	0	3,972	1
			2,985	0	695	930	4,610		25,912	11,543	600	4,373	42,428		0	116	21,600
二股川	2.9	3.13	3,133	0	0	0	3,133	0	0	0	0	190	190	1	0	0	0
			3,133	0	0	0	3,133		0	0	0	0	0		0	0	0
江合川	30.5	26.36	0	0	425	0	425	6	12,921	14,754	6,781	540	34,996	13	0	0	24,400
			0	0	425	0	425		12,801	11,010	1,975	144	25,930		0	475	4
新江合川	5.2	9.93	0	0	0	0	0	0	9,929	1,328	820	0	12,077	5	0	0	0
			0	0	0	0	0		9,929	0	0	0	9,929		0	0	0
鳴瀬川	40.9	58.87	9,678	0	1,610	560	11,848	2	42,128	3,202	14,337	2,490	62,157	13	0	5,465	5,000
			9,678	0	1,610	560	11,848		41,220	110	5,223	467	47,020		0	2,790	5
多田川	3.5	1.55	0	0	50	0	50	0	0	0	1,503	0	1,503	0	0	0	0
			0	0	50	0	50		0	0	1,503	0	1,503		0	0	0
鞍坪川	1.1	0.30	0	0	0	0	0	0	301	0	0	0	301	0	0	0	0
			0	0	0	0	0		301	0	0	0	301		0	0	0
吉田川	31.9	26.02	0	16	1,426	0	1,442	3	11,024	14,229	2,008	180	27,441	7	0	0	0
			0	16	1,426	0	1,442		10,469	11,920	2,008	180	24,577		0	350	0
竹林川	4.2	5.10	3,489	0	0	0	3,489	4	1,610	0	0	10	1,620	0	0	0	0
			3,489	0	0	0	3,489		1,610	0	0	0	1,610		0	0	0
善川	3.96	5.73	2,314	0	0	0	2,314	3	3,415	0	0	0	3,415	0	0	4,609	0
			2,314	0	0	0	2,314		3,415	0	0	0	3,415		0	0	0
計	213.2	229.15	37,998	16	7,390	1,490	46,894	32	128,824	54,130	45,715	11,860	240,529	51	0	16,310	69,000
			37,998	16	5,553	1,490	45,057		124,330	36,517	17,965	5,284	184,096		0	6,317	10

注)堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

注)新堤防旧川跡の上段は新堤防延長、下段は旧川跡延長

令和7年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
北 上 川	0.8～ 1.2	月 浜 左 岸	堤体漏水 1		459 459				459 459			月輪工		飯野川	石巻市	飯 野 川 出 張 所
	2.0～ 2.2	橋 浦 左 岸	基礎地盤漏水 2		400 400				400 400			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	飯野川	石巻市	
	2.7～ 4.8	橋 浦 左 岸	基礎地盤漏水 3		1,813 1,460				1,813 1,460			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	飯野川	石巻市	
	3.4～ 3.8	橋 浦 左 岸	越水 4		353 353				353 353			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	6.0～ 6.4	橋 浦 左 岸	越水 5		421 421				421 421			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	13.2+97～ 14.8	相野谷 左 岸	堤体漏水 6		531 431				531 431			月輪工		飯野川	石巻市	
	14.4～ 14.6	相野谷 左 岸	基礎地盤漏水 7	100 100				100 100			月輪工 釜段工	●重点監視区間 S61実績 漏水Ⅱ有(開取り確認)	飯野川	石巻市		
	16.8+50	相野谷 左 岸	工作物 樋管 8			1				1		山崎用水樋管(許) 応急対策D未施工箇所	柳 津	石巻市		
	25.6～ 28.0	柳 津 左 岸	越水 9		2,459 2,459				2,459 2,459			警戒巡視 避難誘導		柳 津 登 米	登米市	米 谷 出 張 所
	27.0+100	柳 津 左 岸	工作物 樋管 10			1				1		第一柳生排水樋管 応急対策D未施工箇所	登 米	登米市		
	27.6～ 28.2	柳 津 左 岸	堤体漏水 11		620 0				620 0			月輪工		登 米	登米市	
	28.0～ 29.0	日根牛 左 岸	越水 12	1,015 1,015				1,015 1,015			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市		
	28.0～ 28.6+135	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 13	735 0				735 0			月輪工 釜段工	S56年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市		
	28.8+110～ 29.8	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 14	890 188				890 188			月輪工 釜段工	S56年実績 記録なし 漏水Ⅱ有(発生年不明)	登 米	登米市		
	29.0～ 29.2	日根牛 左 岸	越水 15		188 0				188 0			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	
	29.2～ 29.8	日根牛 左 岸	越水 16	549 549				549 549			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市		
	29.8～ 30.4	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 17		617 0				617 0			月輪工 釜段工	H19年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	29.8～ 30.0	日根牛 左 岸	越水 18		204 204				204 204			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	
	30.0～ 31.0	日根牛 左 岸	越水 19	933 933				933 933			警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	登 米	登米市		
	30.4～ 30.8	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 20	300 0				300 0			月輪工 釜段工	S56実績 記録なし 漏水Ⅱ有	登 米	登米市		
	30.8～ 31.0+120	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 21		277 0				277 0			月輪工 釜段工	H19年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	小 計				4,522 2,785	8,342 6,187	0 2	0 0	4,522 2,785	8,342 6,187	0 2	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

北 上 川	31.0～ 31.2+143	日根牛 左 岸	越水 22		143 120				143 120			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	米 谷 出 張 所
	31.0+120～ 31.2	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 23	80 80				80 80				月輪工 釜段工	H19年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	31.2～ 31.7	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 24		554 336				554 336			月輪工 釜段工	H19年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	31.4～ 31.4+112	日根牛 左 岸	越水 25	113 113				113 113				警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	
	34.6～ 35.2	米 谷 左 岸	越水 26	606 606				606 606				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	米 谷	登米市	
	36.2～ 38.3	米 谷 左 岸	堤体漏水 27		2,057 579				2,057 579			月輪工		米 谷 大 泉	登米市	
	36.8～ 38.4+120	米 谷 左 岸	越水 28		1,641 1,641				1,641 1,641			警戒巡視 避難誘導		米 谷 大 泉	登米市	
	38.6～ 39.2	米 谷 左 岸	越水 29	677 677				677 677				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	39.2～ 43.2+9	安 場 左 岸	越水 30	3,845 3,845				3,845 3,845				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	40.2～ 40.6	安 場 左 岸	基礎地盤漏水 31		430 0				430 0			月輪工 釜段工	漏水Ⅱ有 記録なし	大 泉	登米市	
	43.6+150～ 43.8	西 郡 左 岸	越水 32	44 44				44 44				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	43.8～ 44.0	西 郡 左 岸	越水 33	183 183				183 183				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	44.0～ 45.8	西 郡 左 岸	越水 34		1,633 1,633				1,633 1,633			警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	47.4～ 48.4	大清水 左 岸	越水 35	1,099 1,099				1,099 1,099				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	47.8	大清水 左 岸	基礎地盤漏水 36	100 0				100 0				釜段工	●重点監視区間(47.6k～47.8k) M8実績 破堤跡 漏水Ⅰ有	大 泉	登米市	
	49.0～ 49.0+113	嵯峨立 左 岸	越水 37		259 259				259 259			警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	0.5～ 0.9	長 面 右 岸	堤体漏水 38		307 307				307 307			月輪工		飯野川	石巻市	飯 野 川 出 張 所
	1.6～ 3.6	釜 谷 右 岸	越水 39		1,936 1,936				1,936 1,936			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	3.6～ 3.8	釜 谷 右 岸	基礎地盤漏水 40	144 144				144 144				釜段工	S52年実績 漏水Ⅰ有	飯野川	石巻市	
	3.6+109～ 3.8+118	釜 谷 右 岸	堤体漏水 41		226 118				226 118			月輪工		飯野川	石巻市	
	4.6～ 5.4	釜 谷 右 岸	越水 42		904 904				904 904			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	小 計			6,891 6,791	10,090 7,833	0 0	0 0	6,891 6,791	10,090 7,833	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
北 上 川	4.6～ 5.5	金 谷 右 岸	基礎地盤漏水 43		934 30				934 30			月輪工 金段工		飯野川	石巻市	飯野川出張所
	7.2+70～ 8.0+43	横 川 右 岸	越水 44		904 904				904 904			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	8.6～ 9.0	三輪田 右 岸	基礎地盤漏水 45		700 0				700 0			金段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	飯野川	石巻市	
	8.6～ 13.0	三輪田 右 岸	越水 46	4,498 4,498				4,498 4,498				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	飯野川	石巻市	
	13.0～ 14.2	三輪田 右 岸	越水 47		1,712 1,491				1,712 1,491			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	14.0～ 15.0	三輪田 右 岸	基礎地盤漏水 48	300 300				300 300				月輪工 金段工	S25実績(開取り調査確認) 漏水Ⅱ有	飯野川	石巻市	
	14.2～ 14.8	小船越 右 岸	越水 49		772 472				772 472			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	15.0～ 16.6	小船越 右 岸	越水 50	1,731 1,731				1,731 1,731				警戒巡視 避難誘導		飯野川 柳 津	石巻市	
	15.4～ 15.5	小船越 右 岸	基礎地盤漏水 51		100 0				100 0			金段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	柳 津	石巻市	
	15.4+125～ 16.6	小船越 右 岸	基礎地盤漏水 52		1,204 0				1,204 0			金段工		柳 津	石巻市	
	16.6+180	小船越 右 岸	工作物 樋管 53			1				1			境地区用水樋管(許) 応急対策D未施工箇所	柳 津	石巻市	
	20.8+140	樫 崎 右 岸	工作物 樋管 54			1				1			大網樋管(許) 応急対策C未施工箇所	柳 津	石巻市	
	21.0～ 21.6	樫 崎 右 岸	越水 55		722 722				722 722			警戒巡視 避難誘導		柳 津	石巻市	
	21.4+180	樫 崎 右 岸	工作物 樋管 56			1				1			樫崎樋管(許) 応急対策E未施工箇所	柳 津	石巻市	
	22.4～ 22.8	平 右 岸	越水 57		432 112				432 112			警戒巡視 避難誘導		柳 津	登米市	
	22.5～ 22.86	平 右 岸	基礎地盤漏水 58	465 465				465 465				月輪工 金段工		柳 津	登米市	
	22.6+120	平 右 岸	工作物 機場 59			1				1			平揚水機場(許) 応急対策B,D未施工箇所	柳 津	登米市	
	24.0～ 24.2	石 生 右 岸	越水 60	267 267				267 267				警戒巡視 避難誘導		柳 津	登米市	
	26.8～ 27.6	錫 波 右 岸	越水 61		772 772				772 772			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	
	26.8+102～ 27.6+40	錫 波 右 岸	堤体漏水 62		710 40				710 40			月輪工		登 米	登米市	
	30.8+191～ 32.4+164	登 米 右 岸	越水 63		1,599 1,184				1,599 1,184			警戒巡視 避難誘導		登 米 米 谷	登米市	
	小 計				7,261 7,261	10,561 5,727	0 4	0 0	7,261 7,261	10,561 5,727	0 4	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

北 上 川	30.9～ 31.2	登 米 右 岸	基礎地盤漏水 64		292 0				292 0			月輪工 金段工		登 米	登米市	米谷出張所
	31.2～ 31.4	登 米 右 岸	基礎地盤漏水 65	70 70				70 70				月輪工 金段工	実績年不明 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	31.4～ 32.5	登 米 右 岸	基礎地盤漏水 66		1,040 1,040				1,040 1,040			月輪工 金段工		登 米 米 谷	登米市	
	35.0+126～ 35.4+118	水 越 右 岸	越水 67		445 445				445 445			警戒巡視 避難誘導		米 谷	登米市	
	35.6+213～ 36.8+89	巻 右 岸	越水 68		1,045 1,045				1,045 1,045			警戒巡視 避難誘導		米 谷	登米市	
	39.6～ 39.8	上沼浅水 右 岸	水衝・洗掘 69		120 120				120 120			木流し工		大 泉	登米市	
	41.2+167～ 41.8	上沼浅水 右 岸	越水 70	839 839				839 839				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大 泉	登米市	
	41.4	上沼浅水 右 岸	基礎地盤漏水 71		80 0				80 0			金段工	破堤跡 漏水Ⅰ無	大 泉	登米市	
	41.8～ 42.0	上沼浅水 右 岸	越水 72		268 268				268 268			警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	42.9～ 46.3	上沼浅水 右 岸	基礎地盤漏水 73		3,390 3,390				3,390 3,390			金段工	破堤跡 漏水Ⅰ無	大 泉	登米市	
	47.6+116～ 48.8+79	大 泉 右 岸	越水 74		1,328 1,328				1,328 1,328			警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	3.6+109	橋 浦 左右岸	工作物 橋梁 75			1				1			新北上大橋 桁下高不足	飯野川	石巻市	飯野川
	15.0+8	相野谷 左右岸	工作物 橋梁 76			1				1			飯野川橋 桁下高不足	飯野川 柳 津	石巻市	
	25.6	入 樋 左右岸	工作物 橋梁 77			1				1			柳津大橋 桁下高不足	登 米	登米市	
	26.2	柳 津 左右岸	工作物 橋梁 78			1				1			気仙沼線北上川鉄道橋 桁下高不足	登 米	登米市	米谷出張所
	31.4+50	日根牛 左右岸	工作物 橋梁 79			1				1			登米歩道橋 桁下高不足	登 米	登米市	
	31.4+50	日根牛 左右岸	工作物 橋梁 80			1				1			登米大橋 桁下高不足	登 米	登米市	
	37.4	米 谷 左右岸	工作物 橋梁 81			1				1			米谷大橋 桁下高不足	米 谷 大 泉	登米市	
	43.6+150	上沼浅水 左右岸	工作物 橋梁 82			1				1			錦桜橋 桁下高不足	大 泉	登米市	
	小 計			909 909	8,008 7,636	0 2	0 6	909 909	8,008 7,636	0 2	0 6					
	合 計			19,583 17,746	37,001 27,383	0 8	0 6	19,583 17,746	37,001 27,383	0 8	0 6					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
旧北川上	1.2～ 2.4	石巻 左岸	水衝・洗掘 1		326 326				326 326			木流し工		大森 門脇	石巻市	涌谷出張所
	1.8～ 2.4	石巻 左岸	水衝・洗掘 2		820 820				820 820			木流し工		大森 門脇	石巻市	
	2.4～ 4.6	不動沢 左岸	水衝・洗掘 3		1,554 1,468				1,554 1,468			木流し工		大森 門脇	石巻市	
	4.6～ 4.8	不動沢 左岸	水衝・洗掘 4		150 132				150 132			木流し工		大森 門脇	石巻市	
	4.8～ 5.2	大瓜 左岸	水衝・洗掘 5	280 280				280 280			木流し工		大森 門脇	石巻市		
	5.8～ 6.0	大瓜 左岸	水衝・洗掘 6		190 190				190 190			木流し工		大森 門脇	石巻市	
	11.6+188	金山 左岸	工作物 樋管 7			1				1			北境樋管(許) 応急対策E未施工箇所	大森 門脇	石巻市	
	11.6+249～ 13.0	金山 左岸	越水 8		1,394 1,394				1,394 1,394			警戒巡視 避難誘導		大森 門脇	石巻市	
	13.0～ 13.4	金山 左岸	越水 9		688 688				688 688			警戒巡視 避難誘導		大森 門脇	石巻市	
	13.0～ 13.5	金山 左岸	基礎地盤漏水 10		620 0				620 0			月輪工 釜段工		大森 門脇	石巻市	
	13.4～ 14.0+174	大谷地 左岸	越水 11		1,145 1,145				1,145 1,145			警戒巡視 避難誘導		大森 門脇	石巻市	
	13.5～ 16.2	大谷地 左岸	基礎地盤漏水 12		2,940 0				2,940 0			月輪工 釜段工		大森 門脇	石巻市	
	14.0+243～ 16.2	大谷地 左岸	越水 13		1,745 1,554				1,745 1,554			警戒巡視 避難誘導	大森・門脇 和刈	石巻市		
	14.2	大谷地 左岸	工作物 機場 14			1				1		鶴家排水機場(許) 応急対策D未施工箇所	大森・門脇 和刈	石巻市		
	16.0～ 16.6	大谷地 左岸	水衝・洗掘 15		645 0				645 0			木流し工		和刈	石巻市	
	16.2～ 18.2	大谷地 左岸	越水 16		2,236 2,236				2,236 2,236			警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	和刈	石巻市	
	16.2～ 16.4	大谷地 左岸	基礎地盤漏水 17		150 0				150 0			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	和刈	石巻市	
	16.4～ 16.6	大谷地 左岸	基礎地盤漏水 18	105 105				105 105				月輪工 釜段工	S61, H10年実績 漏水Ⅱ有	和刈	石巻市	
	16.6～ 18.0	大谷地 左岸	基礎地盤漏水 19		1,625 0				1,625 0			月輪工 釜段工		和刈	石巻市	
	18.0～ 18.5	高須賀 左岸	基礎地盤漏水 20		490 0				490 0			月輪工 釜段工		和刈	石巻市	
	18.2～ 21.4	高須賀 左岸	越水 21		2,972 2,972				2,972 2,972			警戒巡視 避難誘導		和刈	石巻市	
小計				385 385	19,690 12,925	0 2	0 0	385 385	19,690 12,925	0 2	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

旧北川	20.4～20.6	高須賀左岸	水衝・洗掘 22		200 0				200 0			木流し工		和 刈	石巻市	涌谷出張所
	22.6～23.0	中津山左岸	越水 23		455 455				455 455			警戒巡視 避難誘導		和 刈	石巻市	
	23.6～24.3	中津山左岸	基礎地盤漏水 24		600 600				600 600			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	和 刈	石巻市	
	24.2～24.8+126	中津山左岸	堤体漏水 25		868 765				868 765			月輪工		和 刈	石巻市	
	27.4+150～33.6+80	中津山左岸	堤体漏水 26		9,692 9,692				9,692 9,692			月輪工		和 刈	石巻市	
	28.4+81	中津山左岸	工作物 機場 27			1				1			寺崎排水機場(許) 応急対策D未施工箇所	和 刈	石巻市	
	31.8+70	中津山左岸	工作物 樋管 28			1				1			新樋樋管 応急対策A未施工箇所	和 刈	石巻市	
	0.6～2.2	石巻右岸	水衝・洗掘 29		1,345 1,077				1,345 1,077			木流し工		大森門脇	石巻市	
	3.0～3.2	石巻右岸	水衝・洗掘 30		200 200				200 200			木流し工		大森門脇	石巻市	
	3.2+152～3.4	石巻右岸	越水 31		103 103				103 103			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:3.2+152～4.8+5	大森門脇	石巻市	
	3.4～4.4	石巻右岸	越水		0 0				1,006 1,006			警戒巡視 避難誘導	R6新堤防 R6評定区間:3.2+152～4.8+5	大森門脇	石巻市	
	4.4+152～4.8+5	石巻右岸	越水 32		178 178				178 178			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:3.2+152～4.8+5	大森門脇	石巻市	
	3.4～5.95	袋谷地右岸	堤体漏水 33		2,330 1,086				2,330 1,086			月輪工		大森門脇	石巻市	
	4.8～5.8	袋谷地右岸	水衝・洗掘 34		760 0				760 0			木流し工		大森門脇	石巻市	
	5.2+76～6.0+87	袋谷地右岸	越水 35		680 680				680 680			警戒巡視 避難誘導		大森門脇	石巻市	
	6.4～8.0	水押右岸	越水 36		1,563 1,563				1,563 1,563			警戒巡視 避難誘導		大森門脇	石巻市	
	7.8～8.2	水押右岸	水衝・洗掘 37		270 0				270 0			木流し工		大森門脇	石巻市	
	9.8+103～12.0	鹿又右岸	越水 38	1,976 1,976				1,976 1,976				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大森門脇	石巻市	
	12.0～12.2	鹿又右岸	越水 39		152 152				152 152			警戒巡視 避難誘導		大森門脇	石巻市	
	10.2～13.1	鹿又右岸	堤体漏水 40		2,817 0				2,817 0			月輪工		大森門脇	石巻市	
	10.6～11.0	鹿又右岸	水衝・洗掘 41		320 0				320 0			木流し工		大森門脇	石巻市	
小 計				1,976 1,976	22,533 16,551	0 2	0 0	1,976 1,976	23,539 17,557	0 2	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
旧 北 上 川	12.2～ 13.8	鹿 又 右 岸	越水 42		1,424 1,424				1,424 1,424			警戒巡視 避難誘導		大 森 門 脇	石巻市	涌 谷 出 張 所
	12.4～ 13.4	鹿 又 右 岸	水衝・洗掘 43		970 0				970 0			木流し工		大 森 門 脇	石巻市	
	14.0～ 15.0	鹿 又 右 岸	越水 44		1,122 489				1,122 489			警戒巡視 避難誘導		大森・門脇 和 刈	石巻市	
	14.0～ 14.6	鹿 又 右 岸	水衝・洗掘 45	620 620				620 620			木流し工	●重点監視区間	大森・門脇 和 刈	石巻市		
	14.2～ 15.2	鹿 又 右 岸	基礎地盤漏水 46		1,000 0				1,000 0			月輪工 釜段工	漏水Ⅰ無14.2～14.5 破堤15.0～15.2	大森・門脇 和 刈	石巻市	
	15.0～ 15.2	鹿 又 右 岸	水衝・洗掘 47		160 160				160 160			木流し工		和 刈	石巻市	
	15.2～ 15.8	鹿 又 右 岸	基礎地盤漏水 48		600 0				600 0			月輪工 釜段工		和 刈	石巻市	
	15.2～ 19.0	鹿 又 右 岸	越水 49		4,371 4,341				4,371 4,341			警戒巡視 避難誘導		和 刈	石巻市	
	15.3～ 15.4	鹿 又 右 岸	水衝・洗掘 50	30 30				30 30			木流し工		和 刈	石巻市		
	18.8～ 19.0	前谷地 右 岸	基礎地盤漏水 51		410 0				410 0			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	和 刈	石巻市	
	19.0～ 22.4	前谷地 右 岸	越水 52		3,392 2,802				3,392 2,802			警戒巡視 避難誘導		和 刈	石巻市	
	19.4～ 19.8	前谷地 右 岸	基礎地盤漏水 53	340 340				340 340			月輪工 釜段工	S22, S23, S25, S41実績 漏水Ⅱ有	和 刈	石巻市		
	19.4～ 19.8	前谷地 右 岸	水衝・洗掘 54		420 0				420 0			木流し工		和 刈	石巻市	
	21.2～ 21.4	前谷地 右 岸	基礎地盤漏水 55	250 250				250 250			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	和 刈	石巻市		
	22.4～ 23.4	笹 岳 右 岸	越水 56	1,009 1,009				1,009 1,009			警戒巡視 避難誘導		和 刈	石巻市 涌谷町		
	23.4～ 24.2	笹 岳 右 岸	越水 57		729 729				729 729			警戒巡視 避難誘導		和 刈	涌谷町	
	25.2～ 25.6	迫 川 右 岸	越水 58		486 486				486 486			警戒巡視 避難誘導		和 刈	登米市	
	25.6～ 26.8	赤生津 右 岸	越水 59		1,376 1,376				1,376 1,376			警戒巡視 避難誘導		和 刈	登米市	
	26.8～ 27.2	赤生津 右 岸	越水 60		615 615			615 615			警戒巡視 避難誘導	最新情報による	和 刈	登米市		
	27.8～ 28.0	赤生津 右 岸	越水 61		216 216				216 216			警戒巡視 避難誘導		和 刈	登米市	
	31.8～ 32.0	赤生津 右 岸	越水 62		314 314				314 314			警戒巡視 避難誘導		和 刈	登米市	
	小 計				2,249 2,249	17,605 12,952	0 0	0 0	2,864 2,864	16,990 12,337	0 0	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

旧 北 上 川	3.2+169	不動沢 左右岸	工作物 橋梁 63				1				1	石巻大橋 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	涌 谷 出 張 所
	4.6+47	大 瓜 左右岸	工作物 橋梁 64				1				1	石巻線旧北上川鉄道橋 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	
	6.4+45	大 瓜 左右岸	工作物 橋梁 65				1				1	開北橋歩道橋 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	
	6.4+45	大 瓜 左右岸	工作物 橋梁 66				1				1	開北橋 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	
	13.8+135	鹿 又 左右岸	工作物 橋梁 67			1				1		天王橋(上部工撤去予定) 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	
	22.0+82	前谷地 左右岸	工作物 橋梁 68			1				1		神取橋 桁下高不足	和 刈	石巻市	
	22.0+95	前谷地 左右岸	工作物 橋梁 69				1				1	神取橋歩道橋 桁下高不足	和 刈	石巻市	
	28.4	赤生津 左右岸	工作物 橋梁 70				1				1	豊里大橋 桁下高不足	和 刈	石巻市 登米市	
	小 計			0 0	0 0	0 2	0 6	0 0	0 0	0 2	0 6				
	合 計			4,610 4,610	59,828 42,428	0 6	0 6	5,225 5,225	60,219 42,819	0 6	0 6				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所		
				堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
二 股 川	0.0～ 1.0	二股川 左 岸	越水 1	973 973				973 973				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大 泉	登米市	米 谷 出 張 所		
	0.0～ 2.0	二股川 右 岸	越水 2	2,160 2,160				2,160 2,160				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大 泉	登米市			
	0.4～ 0.6	二股川 右 岸	水衝・洗掘 3		190 0				190 0			木流し工		大 泉	登米市			
	0.0+111	二股川 左右岸	工作物 橋梁 4				1				1	二股橋 桁下高不足	大 泉	登米市				
	小 計				3,133 3,133	190 0	0 0	0 1	3,133 3,133	190 0	0 0	0 1						
	合 計				3,133 3,133	190 0	0 0	0 1	3,133 3,133	190 0	0 0	0 1						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

江 合 川	0.0～ 2.0	寛 岳 左 岸	越水 1		2,072 2,072				2,072 2,072			警戒巡視 避難誘導		短 台	石巻市 涌谷町	涌 谷 出 張 所
	2.0～ 2.2	笠 石 左 岸	越水 2		228 228				228 228			警戒巡視 避難誘導		短 台	涌谷町	
	3.0～ 3.2	笠 石 左 岸	越水 3		255 255				255 255			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	3.2～ 4.4	中 瀬 左 岸	越水 4		1,077 1,077				1,077 1,077			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	4.6～ 4.8	中 瀬 左 岸	基礎地盤漏水 5		234 0				234 0			月輪工 釜段工		涌 谷	涌谷町	
	4.6～ 8.0+20	中 瀬 左 岸	堤体漏水 6		2,523 1,108				2,523 1,108			杭打積土のう工 月輪工		涌 谷	涌谷町	
	4.8～ 4.9	中 瀬 左 岸	基礎地盤漏水 7	120 120				120 120				月輪工 釜段工	S49年実績 漏水Ⅱ有	涌 谷	涌谷町	
	4.9～ 6.4	中 瀬 左 岸	基礎地盤漏水 8		376 0				376 0			月輪工 釜段工		涌 谷	涌谷町	
	6.4～ 6.5	中 瀬 左 岸	基礎地盤漏水 9	120 120				120 120				月輪工	S49年実績 漏水Ⅱ有	涌 谷	涌谷町	
	6.5～ 7.0	中 瀬 左 岸	基礎地盤漏水 10		410 0				410 0			月輪工 釜段工		涌 谷	涌谷町	
	6.8～ 7.0	中 瀬 左 岸	越水 11		253 253				253 253			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	7.0～ 7.6	佐平次 左 岸	越水 12		394 394				394 394			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	7.0～ 8.0+20	佐平次 左 岸	基礎地盤漏水 13		741 5				741 5			月輪工 釜段工		涌 谷	涌谷町	
	8.0+20～ 8.0+50	佐平次 左 岸	堤体漏水 14		30 30				30 30			月輪工		涌 谷	涌谷町	
	8.0+50～ 9.9	佐平次 左 岸	堤体漏水 15		1,239 1,053				1,239 1,053			月輪工		涌 谷	涌谷町	
	9.6～ 9.8	佐平次 左 岸	越水 16		186 186				186 186			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	12.2+50～ 12.8+257	城 山 左 岸	堤体漏水 17		773 773				773 773			月輪工		下谷地	涌谷町	
	12.4～ 12.5	城 山 左 岸	水衝・洗掘 18		100 0				100 0			木流し工		下谷地	涌谷町	
	14.6+50～ 15.4	上谷地 左 岸	堤体漏水 19		657 331				657 331			月輪工		下谷地	涌谷町 大崎市	
	15.0～ 15.4	上谷地 左 岸	越水 20		326 326				326 326			警戒巡視 避難誘導		下谷地	大崎市	大 崎
	15.4～ 15.6+180	北小牛田 左 岸	堤体漏水 21		375 375				375 375			月輪工		下谷地	大崎市	
小 計				240 240	12,249 8,466	0 0	0 0	240 240	12,249 8,466	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
江 川	15.78～ 16.05	北小牛田 左 岸	基礎地盤漏水 22		269 269				269 269			釜段工		下谷地	大崎市	大崎出張所
	18.2～ 18.6	沼 部 左 岸	越水 23		353 233				353 233			警戒巡視 避難誘導		下谷地	大崎市	
	18.4～ 18.6	沼 部 左 岸	基礎地盤漏水 24	120 120				120 120			釜段工	破堤跡 実績履 I	下谷地	大崎市		
	18.6～ 18.8	平 針 左 岸	越水 25		230 230				230 230			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町 大崎市	
	19.0～ 19.2	平 針 左 岸	越水 26		228 228				228 228			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	19.0～ 19.6	平 針 左 岸	基礎地盤漏水 27		550 357				550 357			釜段工	漏水 I 無	下谷地	美里町	
	19.6～ 19.8	平 針 左 岸	越水 27		0 0				163 163			警戒巡視 避難誘導	最新情報による	下谷地	美里町	
	20.4～ 20.6	平 針 左 岸	越水 28		221 221				221 221			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	23.7～ 24.1	羽山堂 左 岸	基礎地盤漏水 29		400 400				400 400			釜段工	漏水 I 無	下谷地	大崎市	
	25.8+95～ 27.4	潤 尻 左 岸	堤体漏水 30		2,345 2,175				2,345 2,175			月輪工		下谷地 荒 雄	大崎市	
	27.2～ 27.6	潤 尻 左 岸	越水 31		338 338				338 338			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
	27.6～ 28.4	桜の目 左 岸	越水 32		992 992				992 992			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
	27.8～ 28.7	桜の目 左 岸	基礎地盤漏水 33		900 113				900 113			釜段工	漏水 I 無	荒 雄	大崎市	
	30.0～ 30.1	桜の目 左 岸	基礎地盤漏水 34		120 120				120 120			釜段工	漏水 I 無	荒 雄	大崎市	
	30.1～ 30.7	桜の目 左 岸	堤体漏水 35		566 566				566 566			月輪工		荒 雄	大崎市	
合 川	0.0～ 0.2	和 潤 右 岸	基礎地盤漏水 36		200 0				200 0			釜段工		短 台	石巻市	涌谷出張所
	0.0～ 1.2	和 潤 右 岸	越水 37		1,007 1,007				1,007 1,007			警戒巡視 避難誘導		短 台	石巻市	
	2.6～ 3.6	西谷地 右 岸	越水 38		922 922				922 922			警戒巡視 避難誘導		短 台 涌 谷	石巻市	
	3.1～ 4.0	西谷地 右 岸	基礎地盤漏水 39		746 0				746 0			月輪工 釜段工		涌 谷	石巻市	
	3.9～ 4.2	西谷地 右 岸	水衝・洗掘 40		330 144				330 144			木流し工		涌 谷	石巻市	
	4.2～ 4.6	西谷地 右 岸	越水 41		302 302				302 302			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	石巻市	
	小 計			120 120	11,019 8,617	0 0	0 0	120 120	11,182 8,780	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

江 川	5.8	西谷地 右 岸	工作物 機場 42			1				1			鳥谷坂排水機場(許) 要改築(H17応急対策済)	涌 谷	涌谷町	涌谷出張所
	6.0～ 6.4	市 道 右 岸	越水 43		308 308				308 308			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	6.2	市 道 右 岸	工作物 樋管 44			1				1			三軒屋敷排水樋管(許) 応急対策D未施工箇所	涌 谷	涌谷町	
	8.32～ 9.5	砂 出 右 岸	堤体漏水 45		1,128 878				1,128 878			月輪工		涌 谷	涌谷町	
	9.2～ 9.8	砂 出 右 岸	基礎地盤漏水 46		550 223				550 223			釜段工	旧川跡 漏水 I 無	涌 谷	涌谷町	
	9.4～ 9.8	砂 出 右 岸	越水 47		368 368				368 368			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	10.0+114～ 10.2+6	涌谷 右 岸	基礎地盤漏水 48	65 65								釜段工	R6年7月実績 漏水 II 有	涌 谷	涌谷町	
	13.8～ 14.0	桜 町 右 岸	基礎地盤漏水 49		150 150				150 150			釜段工	旧川跡 漏水 I 無	下谷地	涌谷町	
	14.6～ 14.8	桜 町 右 岸	基礎地盤漏水 50		130 130				130 130			釜段工	旧川跡・破堤跡 漏水 I 無	下谷地	涌谷町	
	14.8+90	桜 町 右 岸	工作物 機場 51			1				1			二の袋揚水機場(許) 応急対策D未施工箇所	下谷地	涌谷町	
	17.8+100～ 18.6	小牛田 右 岸	堤体漏水 52		675 322				675 322			月輪工		下谷地	美里町	
	18.2～ 19.0	小牛田 右 岸	越水 53		752 752				752 752			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	18.8+82～ 19.8+150	小牛田 右 岸	堤体漏水 54		1,020 939				1,020 939			月輪工		下谷地	美里町	
	20.4～ 20.6	横 埜 右 岸	越水 55		232 232				232 232			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	20.4～ 20.6	横 埜 右 岸	水衝・洗掘 56		110 0				110 0			木流し工	●重点監視区間	下谷地	美里町	
	21.4～ 21.6+43	横 埜 右 岸	越水 57		245 245				245 245			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	22.2+65～ 22.4	横 埜 右 岸	越水 58		126 126				126 126			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	25.8+150	北 浦 右 岸	工作物 樋管 59			1				1			右京江樋管(許) 応急対策E未施工箇所	下谷地	大崎市	
	26.3～ 26.5	福 沼 右 岸	基礎地盤漏水 60		208 208				208 208			釜段工		下谷地 荒 雄	大崎市	
	26.4+102～ 27.0+92	福 沼 右 岸	堤体漏水 61		610 416				610 416			月輪工		下谷地 荒 雄	大崎市	
	27.0～ 27.6	福 沼 右 岸	越水 62		513 513				513 513			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
小 計				65 65	7,125 5,810	0 4	0 0	0 0	7,125 5,810	0 4	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
江 合 川	27.0+92～ 27.6	福 沼 右 岸	基礎地盤漏水 63		478 0				478 0			月輪工 釜段工			荒 雄	大崎市	大崎出張所
	27.6～ 28.6	荒 雄 右 岸	越水 64		993 993				993 993			警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	荒 雄	大崎市		
	27.6～ 27.8+124	荒 雄 右 岸	基礎地盤漏水 65		319 0				319 0			月輪工 釜段工		荒 雄	大崎市		
	27.9～ 30.7	荒 雄 右 岸	堤体漏水 66		2,813 2,044				2,813 2,044			月輪工		荒 雄	大崎市		
	0.0+91	箕 岳 左右岸	工作物 橋梁 67				1				1		気仙沼線江合川鉄道橋 桁下高不足	短 台	石巻市	涌谷出張所	
	2.6+15	笠 石 左右岸	工作物 橋梁 68				1				1		及川橋 桁下高不足	涌 谷	涌谷町 石巻市		
	9.2+138.9	砂 出 左右岸	工作物 橋梁 69				1				1		新涌谷大橋 桁下高不足	涌 谷	涌谷町		
	10.6+133	涌 谷 左右岸	工作物 橋梁 70			1				1			涌谷大橋歩道橋 桁下高不足	涌 谷	涌谷町		
	10.6+133	涌 谷 左右岸	工作物 橋梁 71			1				1			涌谷大橋 桁下高不足	涌 谷	涌谷町		
	12.0+107	城 山 左右岸	工作物 橋梁 72				1				1		涌谷橋 桁下高不足	下谷地	涌谷町		
	14.5+76	上谷地 左右岸	工作物 橋梁 73				1				1		涌谷上谷地橋 桁下高不足	下谷地	涌谷町		
	18.2+71	沼 部 左右岸	工作物 橋梁 74				1				1		江合川鉄道橋(上) 桁下高不足	下谷地	美里町 大崎市		
	18.2+71	沼 部 左右岸	工作物 橋梁 75				1				1		江合川鉄道橋(下) 桁下高不足	下谷地	美里町 大崎市		
	19.8+91	平 針 左右岸	工作物 橋梁 76				1				1		遠田橋 桁下高不足	下谷地	美里町	大崎出張所	
	21.6+47	平 針 左右岸	工作物 橋梁 77				1				1		中北橋 桁下高不足	下谷地	美里町		
	27.6+41	渕 尻 左右岸	工作物 橋梁 78				1				1		江合橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市		
	28.3+58	桜の目 左右岸	工作物 橋梁 79				1				1		新江合橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市		
	30.0+63	桜の目 左右岸	工作物 橋梁 80				1				1		桜の目橋歩道橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市		
	30.0+63	桜の目 左右岸	工作物 橋梁 81				1				1		桜の目橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市		
小 計				0 0	4,603 3,037	0 2	0 13	0 0	4,603 3,037	0 2	0 13						
合 計				425 425	34,996 25,930	0 6	0 13	360 360	35,159 26,093	0 6	0 13						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

新 江 合 川	0.0～ 4.0	新江合川 左 岸	越水 1		4,074 4,074				4,074 4,074			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	大崎出張所
	1.1～ 1.2	新江合川 左 岸	基礎地盤漏水 2		150 0				150 0			月輪工 釜段工	実績(聞取り調査結果) 漏水Ⅱ有	荒 雄	大崎市	
	1.6～ 2.1	新江合川 左 岸	基礎地盤漏水 3		450 0				450 0			月輪工 釜段工		荒 雄	大崎市	
	4.2～ 5.5	新江合川 左 岸	越水 4		1,317 1,317				1,317 1,317			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
	1.0～ 5.5	新江合川 右 岸	越水 5		4,538 4,538				4,538 4,538			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
	2.1～ 2.2	新江合川 右 岸	基礎地盤漏水 6		150 0				150 0			釜段工	漏水Ⅰ無	荒 雄	大崎市	
	4.1～ 5.46	新江合川 右 岸	堤体漏水 7		1,328 0				1,328 0			月輪工		荒 雄	大崎市	
	5.0	新江合川 右 岸	基礎地盤漏水 8		70 0				70 0			釜段工	漏水Ⅰ無	荒 雄	大崎市	
	2.2+49	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 9				1				1		敷玉橋歩道橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	
	2.2+54	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 10				1				1		敷玉橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	
	4.1	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 11				1				1		新荒雄橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	大崎出張所
	4.2+190	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 12				1				1		陸羽東線新江合川鉄道橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	
	4.4+140	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 13				1				1		荒雄橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	
小 計				0 0	12,077 9,929	0 0	0 5	0 0	12,077 9,929	0 0	0 5					
合 計				0 0	12,077 9,929	0 0	0 5	0 0	12,077 9,929	0 0	0 5					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴川	1.2+34～ 1.4+192	浜市左岸	堤体漏水 1		80 80				80 80			月輪工		鹿島台(鳴)	東松島市	鳴瀬出張所
	1.8～ 1.9	浜市左岸	基礎地盤漏水 2		80 80				80 80			月輪工	漏水Ⅱ有 聞取り調査結果	鹿島台(鳴)	東松島市	
	2.6～ 2.8	小野左岸	越水 3		151 151				151 151			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	4.6～ 4.8	西福田左岸	越水 4		416 416				416 416			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	5.2～ 5.6	西福田左岸	越水 5		531 531				531 531			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	5.4	西福田左岸	工作物 樋管 6			1				1			東筒樋管(許) 応急対策D未施工箇所	鹿島台(鳴)	東松島市	
	5.6～ 7.6	西福田左岸	越水 7		1,730 1,730				1,730 1,730			警戒巡視 避難誘導	背割堤区間のため 鞍坪川左岸に見直し	鹿島台(鳴)	東松島市	
	7.8～ 8.2	西福田左岸	越水 8		738 738				738 738			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	8.2～ 9.0	西福田左岸	越水 9		691 691				691 691			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	8.6～ 8.8	西福田左岸	基礎地盤漏水 10		120 0				120 0			月輪工 釜段工		鹿島台(鳴)	東松島市	
瀬川	8.8～ 10.8	砂山左岸	基礎地盤漏水 11		1,727 433				1,727 433			月輪工 釜段工	S61.8実績 漏水Ⅱ有	鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・松島町 美里町	鹿島台出張所
	8.8～ 10.8	砂山左岸	堤体漏水 12		1,727 0				1,727 0			月輪工		鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・松島町 美里町	
川	9.0～ 10.1+56	砂山左岸	越水 13		1,008 1,008				1,008 1,008			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・松島町 美里町	
	10.1+56～ 10.7	砂山左岸	越水 14		550 550				550 550			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・松島町 美里町	
	11.3～ 12.0	砂山左岸	水衝・洗掘 15	560 560				560 560				木流し工	H14年実績	野田橋	美里町	
	11.5+193～ 11.7	砂山左岸	越水 16		24 0				24 0			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	11.9～ 12.1	砂山左岸	越水 17		138 0				138 0			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	12.1～ 12.1+58	砂山左岸	越水 18		58 58			58 58				警戒巡視 避難誘導	最新情報による	野田橋	美里町	
	12.5～ 13.7	砂山左岸	越水 19		1,434 1,434				1,434 1,434			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	12.5～ 12.7	砂山左岸	基礎地盤漏水 20		300 0				300 0			月輪工 釜段工		野田橋	美里町	
	13.5～ 13.6	砂山左岸	基礎地盤漏水 21		210 0				210 210			月輪工 釜段工	漏水Ⅱ有(聞き取り調査)	野田橋	美里町	
	小 計				560 560	11,713 7,900	0 1	0 0	618 618	11,655 8,052	0 1	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

鳴川	14.7～ 15.5	二郷左岸	越水 22		672 672				672 672			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	鹿島台出張所
	16.5～ 16.7	二郷左岸	越水 23		357 357				357 357			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	17.1～ 17.3	二郷左岸	越水 24		205 205				205 205			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	17.3～ 17.5	練牛左岸	越水 25		175 175				175 175			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:17.3～17.7	野田橋	美里町	
	17.5～ 17.7	練牛左岸	越水		0 0				106 106			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による R6評定区間:17.3～17.7	野田橋	美里町	
	18.3～ 19.5	練牛左岸	越水 26		1,473 1,473				1,473 1,473			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	17.3+88～ 20.5+111	練牛左岸	基礎地盤漏水 27		2,745 0				2,745 368			月輪工 釜段工		野田橋	美里町 大崎市	
	19.7～ 20.7	練牛左岸	越水 28		908 908				908 908			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	20.7+170～ 21.1	練牛左岸	越水 29		395 395				395 395			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	21.0～ 21.1	練牛左岸	基礎地盤漏水 30	150 150				150 150				釜段工	S61.8月実績 漏水Ⅰ有	野田橋	美里町	
	21.1～ 21.4	練牛左岸	基礎地盤漏水 31		260 0				260 0			月輪工 釜段工	S22、23年実績 漏水Ⅱ有	野田橋	美里町	
	21.1～ 21.5	練牛左岸	越水 32		560 560				560 560			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	21.4～ 24.1	塩釜左岸	基礎地盤漏水 33		100 0				100 0			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	野田橋	美里町	
	21.7～ 24.1	塩釜左岸	越水 34		2,599 2,599				2,599 2,599			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	23.0～ 23.3	塩釜左岸	水衝・洗掘 35		600 47				600 47			木流し工		野田橋	美里町	
	23.1～ 23.3	塩釜左岸	基礎地盤漏水 36		50 0				50 0			月輪工 釜段工		野田橋	美里町	
	23.9～ 24.1	塩釜左岸	基礎地盤漏水 37		280 0				280 0			月輪工 釜段工		野田橋	美里町	
	24.1～ 24.5	水越左岸	越水 38		451 451				451 451			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	24.7～ 25.9	水越左岸	越水 39		1,422 1,422				1,422 1,422			警戒巡視 避難誘導		野田橋 下中ノ目	美里町	
	25.3～ 25.7	水越左岸	水衝・洗掘 40		500 0				500 0			木流し工		下中ノ目	美里町	
	25.9～ 28.3	水越左岸	越水 41	1,946 1,946				1,946 1,946				警戒巡視 避難誘導		下中ノ目	美里町	
小 計				2,096 2,096	13,752 9,264	0 0	0 0	2,096 2,096	13,858 9,738	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴瀬川	28.2	水越左岸	基礎地盤漏水 42		200 0				200 0			釜段工	S22年実績 漏水Ⅰ有	下中ノ目	美里町	鹿島台 鹿・大
	28.3～ 29.3	下中ノ目左岸	越水 43	1,383 1,383				1,383 1,383			警戒巡視 避難誘導		下中ノ目	大崎市		
	28.7～ 28.8	下中ノ目左岸	基礎地盤漏水 44		200 0				200 0		釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ有	下中ノ目	大崎市		
	29.3～ 30.7	下中ノ目左岸	越水 45		1,293 1,293				1,293 1,293		警戒巡視 避難誘導		下中ノ目 三本木橋	大崎市		
	30.7～ 31.7	下中ノ目左岸	越水 46		1,107 811				1,107 811		警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	31.2～ 31.7	下中ノ目左岸	基礎地盤漏水 47	690 690				690 690			釜段工	S61,H14年実績 漏水Ⅰ有	三本木橋	大崎市		
	31.7～ 32.1	三本木下流左岸	越水 48	303 303				303 303			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	32.9～ 33.5	三本木下流左岸	越水 49	641 641				641 641			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	33.5～ 33.7	三本木下流左岸	越水 50		200 200				200 200		警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	33.7～ 34.5	三本木下流左岸	越水 51	591 591				591 591			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	34.5～ 35.5	三本木下流左岸	越水 52		995 995				995 995		警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	35.5～ 36.3	三本木下流左岸	越水 53	886 886				886 886			警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	三本木橋	大崎市		
	35.9	三本木下流左岸	水衝・洗掘 54		70 0				70 0		木流し工		三本木橋	大崎市		
	36.3～ 37.5	三本木上流左岸	越水 55	1,015 1,015				1,015 1,015			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	37.5～ 38.9	三本木上流左岸	越水 56		1,408 1,408				1,408 1,408		警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	38.9～ 40.9	高倉左岸	越水 57		2,082 2,082				2,082 2,082		警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	0.1～ 1.3	中下右岸	基礎地盤漏水 58		1,034 1,034				1,034 1,034		月輪工 釜段工		鹿島台(鳴)	東松島市		
	0.8+20～ 1.0+160	中下右岸	堤体漏水 59		339 0				339 0		月輪工		鹿島台(鳴)	東松島市		
	9.3	背割堤右岸	基礎地盤漏水 60		150 150				150 150		釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	鹿島台(鳴)	東松島市 松島町		
9.6～ 10.1	二子屋右岸	越水 61		519 519				519 519		警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴) 野田橋	大崎市			
9.8～ 10.1	二子屋右岸	水衝・洗掘 62		250 0				250 0		木流し工	H14年実績	鹿島台(鳴) 野田橋	大崎市			
小 計				5,509 5,509	9,847 8,492	0 0	0 0	5,509 5,509	9,847 8,492	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

鳴瀬川	9.9～ 11.7	木間塚 右 岸	基礎地盤漏水 63		1,759 1,633				1,759 1,633			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	鹿島台(鳴) 野田橋	大崎市	鹿島台出張所
	10.9+145～ 11.1	木間塚 右 岸	越水 64		52 52				52 52			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	11.1～ 11.3	木間塚 右 岸	越水 65		179 179				179 179			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	11.4～ 12.77	木間塚 右 岸	堤体漏水 66		1,026 0				1,026 0			月輪工		野田橋	大崎市	
	11.7～ 11.7+150	木間塚 右 岸	基礎地盤漏水 67		150 150				150 150			月輪工 釜段工	H28.8.31(台風10号) による漏水	野田橋	大崎市	
	11.7+150～ 12.0	木間塚 右 岸	基礎地盤漏水 68		143 143				143 143			月輪工 釜段工		野田橋	大崎市	
	12.0～ 14.1	木間塚 右 岸	基礎地盤漏水 69		2,110 513				2,110 513			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	野田橋	大崎市	
	12.5～ 12.9	木間塚 右 岸	越水 70		380 380				380 380			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	13.5～ 13.9	木間塚 右 岸	越水 71		403 403				403 403			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	13.9～ 14.1	木間塚 右 岸	越水 72		185 185				185 185			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	14.1～ 14.2	木間塚 右 岸	基礎地盤漏水 73		170 170				170 23			月輪工 釜段工	●重点監視区間 S61. 8月(開取り確認)実績履Ⅱ	野田橋	大崎市	
	14.1～ 14.1+147	木間塚 右 岸	越水 74		147 147				147 147			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	14.3～ 14.5	船 越 右 岸	基礎地盤漏水 75		150 150				150 150			月輪工 釜段工	●重点監視区間 S61実績(開取り確認)漏水Ⅱ有	野田橋	大崎市	
	14.3～ 14.5	船 越 右 岸	越水 76		154 4				154 4			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	14.7～ 14.9	船 越 右 岸	越水 77		191 191				191 191			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	14.9～ 15.1	船 越 右 岸	越水 78		206 206				206 206			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	15.1～ 15.5	船 越 右 岸	越水 79		355 355				355 355			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	15.1～ 15.5	船 越 右 岸	基礎地盤漏水 80		360 5				360 5			釜段工	H1～2 L=500m 1種側帯 漏水Ⅰ無	野田橋	大崎市	
	15.5～ 15.9	船 越 右 岸	基礎地盤漏水 81		407 0				407 0			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	野田橋	大崎市	
	15.7～ 15.95	船 越 右 岸	越水 82		202 202				202 202			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	15.95～ 16.05	船 越 右 岸	堤体漏水 83		30 30				30 30			月輪工		野田橋	大崎市	
	小 計				617 617	8,142 4,481	0 0	0 0	617 470	8,142 4,481	0 0	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴瀬川	16.5～ 16.7	船 越 右 岸	越水 84		170 170				170 170			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	鹿島台出張所
	16.3～ 16.9	船 越 右 岸	基礎地盤漏水 85		660 490				660 490			月輪工 釜段工	漏水Ⅱ有 S25, 57, 61年実績	野田橋	大崎市	
	17.7～ 18.9	船 越 右 岸	越水 86		1,148 1,148				1,148 1,148			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:17.7～19.1	野田橋	大崎市	
	18.9～ 19.1	船 越 右 岸	越水		0 0				203 203			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による R6評定区間:17.7～19.1	野田橋	大崎市	
	19.3～ 19.5	船 越 右 岸	越水		0 0				204 204			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	19.9～ 20.1	船 越 右 岸	越水		0 0				203 203			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	20.3～ 21.0	船 越 右 岸	基礎地盤漏水 87		742 742				742 551			釜段工	S60、H29年実績 旧川跡 漏水Ⅰ有	野田橋	大崎市 美里町	
	20.5～ 20.7	船 越 右 岸	越水		0 0				191 191			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	20.9～ 21.1	船 越 右 岸	越水		0 0				190 190			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	21.0～ 21.3	須摩屋 右 岸	水衝・洗掘 88		370 370				370 370			木流し工		野田橋	大崎市	
	21.7～ 22.3	須摩屋 右 岸	越水 89		606 606				606 606			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	22.5～ 22.7	須摩屋 右 岸	越水		0 0				190 190			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	22.7～ 24.1	須摩屋 右 岸	越水 90		1,407 1,357				1,407 1,357			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	23.5+50	須摩屋 右 岸	基礎地盤漏水 91	50 50					50 50			釜段工	H9.6 実績 漏水Ⅰ有	野田橋	大崎市	
	23.8～ 24.0	須摩屋 右 岸	基礎地盤漏水 92		200 0				200 0			月輪工 釜段工	H14.6 実績	野田橋	大崎市	
	24.1～ 24.5	山 王 右 岸	越水 93		408 408				408 408			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	24.7～ 26.9	山 王 右 岸	越水 94		2,191 2,191				2,191 2,191			警戒巡視 避難誘導		野田橋 下中ノ目	大崎市	
	26.9～ 27.1	山 王 右 岸	越水 95	191 191					191 191			警戒巡視 避難誘導		下中ノ目	大崎市	
	27.1～ 27.3	鈴根五郎 右 岸	越水 96		294 294				294 294			警戒巡視 避難誘導		下中ノ目	大崎市	
	27.3～ 30.1	鈴根五郎 右 岸	越水 97		2,499 2,249				2,499 2,249			警戒巡視 避難誘導		下中ノ目 三本木橋	大崎市	
	27.5～ 27.9	鈴根五郎 右 岸	基礎地盤漏水 98	250 250					250 250			釜段工	●重点監視区間 S23年実績 漏水Ⅰ有	下中ノ目	大崎市	
小 計				491 491	10,695 10,025	0 0	0 0	491 491	11,876 11,015	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

鳴瀬川	28.7～ 29.0	鈴根五郎 右 岸	水衝・洗掘 99		350 0			350 0				木流し工		下中ノ目	大崎市	大崎出張所
	30.1～ 31.3	鈴根五郎 右 岸	越水 100	1,215 1,215			1,215 1,215					警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	30.7～ 30.9	鉄砲町 右 岸	水衝・洗掘 101		200 0			200 0				木流し工		三本木橋	大崎市	
	30.9～ 31.5	鉄砲町 右 岸	基礎地盤漏水 102		500 0			500 0				月輪工 釜段工	S57 実績漏水Ⅱ有	三本木橋	大崎市	
	31.3～ 32.3	鉄砲町 右 岸	越水 103		1,022 1,022			1,022 1,022				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	32.3～ 32.5	三本木下流 右 岸	越水 104	146 146			146 146					警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	32.5～ 33.9	三本木下流 右 岸	越水 105		1,381 1,381			1,381 1,381				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	33.1～ 33.3	三本木下流 右 岸	水衝・洗掘 106		100 0			100 0				木流し工		三本木橋	大崎市	
	33.9～ 34.5	三本木下流 右 岸	越水 107	609 609			609 609					警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	34.5～ 35.7	三本木下流 右 岸	越水 108		1,198 1,198			1,198 1,198				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	35.7～ 36.3	三本木下流 右 岸	越水 109	605 605			605 605					警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	三本木橋	大崎市	
	36.3～ 38.7	三本木下流 右 岸	越水 110		2,218 2,218			2,218 2,218				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	39.3～ 40.3	坂 本 右 岸	越水 111		989 989			989 989				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	40.5	坂 本 右 岸	水衝・洗掘 112		50 50			50 50				木流し工		三本木橋	大崎市	
	2.7	小 野 左右岸	工作物 橋梁 113				1				1	鳴瀬大橋 桁下高不足	鹿島台(鳴)	東松島市	鳴瀬	
	5.0+35	背割堤 左右岸	工作物 橋梁 114				1				1	東松島大橋 桁下高不足	鹿島台(鳴)	東松島市		
	14.2	船 越 左右岸	工作物 橋梁 115				1				1	木間塚大橋 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市	鹿島台	
	17.4	練 牛 左右岸	工作物 橋梁 116				1				1	感恩橋 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市		
	24.0+106	塩 釜 左右岸	工作物 橋梁 117				1				1	東北本線鉄橋(上) 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市		
24.0+106	塩 釜 左右岸	工作物 橋梁 118				1				1	東北本線鉄橋(下) 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市			
24.7	水 越 左右岸	工作物 橋梁 119				1				1	野田橋 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市			
小 計				2,575 2,575	8,008 6,858	0 0	0 7	2,575 2,575	8,008 6,858	0 0	0 7					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所 鹿島台
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴瀬川	24.7	水 越 左右岸	工作物 橋梁 120				1				1		小牛田幹線鳴瀬川下水管橋 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市	大崎出張所
	29.7+120	下中ノ目 左右岸	工作物 橋梁 121				1				1		新志田橋 桁下高不足	下中ノ目	大崎市	
	34.6	三本木下流 左右岸	工作物 橋梁 122				1				1		東北新幹線鳴瀬川鉄道橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
	35.7+147	三本木下流 左右岸	工作物 橋梁 123			1					1		三本木橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
	36.3+93	三本木上流 左右岸	工作物 橋梁 124				1				1		三本木大橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
	37.5+118	三本木上流 左右岸	工作物 橋梁 125				1				1		東北自動車道鳴瀬川橋梁 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
	39.3+23	坂 本 左右岸	工作物 橋梁 126				1				1		高倉橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
小 計				0 0	0 0	0 1	0 6	0 0	0 0	0 1	0 6					
合 計				11,848 11,848	62,157 47,020	0 2	0 13	11,906 11,759	63,386 48,636	0 2	0 13					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

多田川	2.9～	多田川左岸	基礎地盤漏水 1	50 50				50 50				月輪工 釜段工	H14実績(開取り調査結果) 漏水Ⅱ有	三本木橋	大崎市	大崎
	0.0～	多田川右岸	基礎地盤漏水 2		1,503 1,503				1,503 1,503			釜段工		三本木橋	大崎市	
小 計				50 50	1,503 1,503	0 0	0 0	50 50	1,503 1,503	0 0	0 0					
合 計				50 50	1,503 1,503	0 0	0 0	50 50	1,503 1,503	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鞍 坪 川	0.2～ 0.4	鞍 坪 右 岸	越水 1		201 201				201 201			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	鹿 島 台
	0.7～ 0.8	鞍 坪 右 岸	越水 2		100 100				100 100			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	小 計				0 0	301 301	0 0	0 0	0 0	301 301	0 0	0 0				
合 計				0 0	301 301	0 0	0 0	0 0	301 301	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

吉 田 川	9.7+33～ 9.7+49	鎌 巻 左 岸	堤体漏水 1	16 16				16 16				月輪工		鹿島台(吉)	大崎市	鹿島台出張所
	11.2～ 11.4	鎌 巻 左 岸	越水 2		224 224			224 224				警戒巡視 避難誘導		粕 川	大崎市	
	11.6～ 12.0	内 浦 左 岸	越水 3		463 463			463 463				警戒巡視 避難誘導		粕 川	松島町	
	12.0～ 12.6	内 浦 左 岸	越水 4		589 589			589 589				警戒巡視 避難誘導		粕 川	松島町	
	13.0～ 13.2	内 浦 左 岸	水衝・洗掘 5		180 180			180 180				木流し工	H9.6実績 法面崩落及び洗掘	粕 川	松島町	
	16.0+60～ 17.2	下志田 左 岸	堤体漏水 6		1,412 1,412			1,412 1,412				月輪工		粕 川	大崎市	
	17.6～ 18.0	粕 川 左 岸	堤体漏水 7		439 439			439 439				月輪工		粕 川	大郷町	
	24.7～ 25.3	檜和田 左 岸	越水 8		0 0			566 295				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落 合	大和町	
	25.0～ 25.63	檜和田 左 岸	基礎地盤漏水 8	621 621				621 621				月輪工 釜段工	H27堤防詳細点検結果	落 合	大和町	鳴瀬出張所
	28.1～ 28.5	檜和田 左 岸	越水 9		0 0			400 400				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落 合	大和町	
	28.7～ 29.1	吉田川上流 左 岸	越水 10		0 0			430 430				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落 合	大和町	
	29.1～ 31.5	吉田川上流 左 岸	越水 9		2,901 2,901			2,901 2,901				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	落 合	大和町	
	2.7～ 3.6	浅 井 右 岸	基礎地盤漏水 10		900 900			900 900				釜段工		鹿島台(吉)	東松島市	
	2.9+70	浅 井 右 岸	工作物 樋管 11			1				1			浅井排水樋管(許) 応急対策E未施工箇所	鹿島台(吉)	東松島市	
	3.2～ 3.4	浅 井 右 岸	越水 12		151 151			151 151				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	東松島市	
	3.2～ 3.4+142	浅 井 右 岸	堤体漏水 13		293 142			293 142				月輪工		鹿島台(吉)	東松島市	
	3.6～ 4.2+138	浅 井 右 岸	基礎地盤漏水 14		508 508			508 508				釜段工		鹿島台(吉)	東松島市	
	4.38～ 5.03	浅 井 右 岸	基礎地盤漏水 15		600 600			600 600				月輪工 釜段工	S41.S61 実績漏水Ⅱ有 月輪工4.5～4.6	鹿島台(吉)	東松島市	
	4.4～ 4.8	浅 井 右 岸	堤体漏水 16		347 0			347 0				月輪工		鹿島台(吉)	東松島市	
	5.6～ 5.8	浅 井 右 岸	越水 17		225 225			225 225				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	東松島市	
	5.8～ 6.6	浅 井 右 岸	越水 18		589 589			589 589				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	東松島市	
小 計				637 637	9,821 9,323	0 1	0 0	637 637	11,217 10,448	0 1	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所		
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
吉田川	6.0+40	浅井右岸	工作物 機場	19		1				1			川下揚水機場(許)用途廃止樋管	鹿島台(吉)	東松島市	鳴瀬出張所		
	6.8～7.2+105	若針右岸	越水	20	408 408				408 408			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	東松島市 松島町			
	7.4～8.4	若針右岸	越水	21		1,006 1,006			1,006 1,006			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	松島町			
	8.4～8.6	若針右岸	越水	22		204 204			204 204			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	松島町			
	8.1～10.05	若針右岸	堤体漏水	23		1,114 387			1,114 387			月輪工	S61年度実績	鹿島台(吉) 粕川	松島町			
	9.1	若針右岸	工作物 樋管	24			1				1		大黒沢排水樋管(許)応急対策D未施工箇所	鹿島台(吉)	松島町			
	9.2～9.4	若針右岸	越水	25		156 156			156 156			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	松島町			
	9.8～10.2	二子屋右岸	越水	26		388 388			388 388			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉) 粕川	松島町			
	10.2～10.6	二子屋右岸	越水	27		415 178			415 178			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉) 粕川	松島町			
	10.4～10.8	二子屋右岸	基礎地盤漏水	28	400 400			400 400				月輪工	H27.9.11実績 漏水I有	粕川	松島町			
	11.25～12.4	鹿渡右岸	堤体漏水	29		958 176			958 176			月輪工		粕川	松島町			
	11.8～12.0	鹿渡右岸	越水	30		188 188			188 188			警戒巡視 避難誘導		粕川	松島町			
	12.2～12.6	鹿渡右岸	越水	31		428 210			428 210			警戒巡視 避難誘導		粕川	松島町			
	12.4～12.9	鹿渡右岸	基礎地盤漏水	32	405 405			405 405				月輪工 釜段工	●重点監視区間 H29.10.23 実績	粕川	松島町			
	12.6～12.8+115	鹿渡右岸	堤体漏水	33		302 0			302 0			月輪工		粕川	松島町			
	12.8～13.0	鹿渡右岸	越水	34		229 129			229 129			警戒巡視 避難誘導		粕川	松島町			
	13.5～14.89	鹿渡右岸	堤体漏水	35		1,460 1,460			1,460 1,460			月輪工		粕川	松島町 大郷町			
	14.8+90～17.6+97	山崎右岸	堤体漏水	36		3,004 3,004			3,004 3,004			月輪工		粕川	大郷町			
	19.95～24.8	袋右岸	堤体漏水	37		4,900 4,900			4,900 4,696			月輪工		粕川 落合	大郷町 大和町			
	24.7～25.3	鷹ノ巣右岸	越水			0 0			727 727			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落合	大和町			
	小 計					805 805	15,160 12,794	0 2	0 0	805 805	15,887 13,317	0 2	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

吉田川	25.3～26.1	鶴巣右岸	越水		0			631				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落合	大和町	鳴瀬出張所
	27.1～27.7	鶴巣右岸	越水		0			671				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落合	大和町	
	27.9～28.3	鶴巣右岸	越水		0			343				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落合	大和町	
	28.7～28.9	吉田川上流右岸	越水	38	204			204				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所 河道掘削による	落合	大和町	
	28.9～30.3	吉田川上流右岸	越水	39	1,389			1,389				警戒巡視 避難誘導		落合	大和町	
	30.3～30.5	吉田川上流右岸	越水	40	275			275				警戒巡視 避難誘導		落合	大和町	
	31.1～31.7	吉田川上流右岸	越水	41	592			592				警戒巡視 避難誘導		落合	大和町 富谷市	
	11.2	二子屋左右岸	工作物 橋梁	42			1				1		東北本線鉄橋(上) 桁下高不足	粕川	松島町 大崎市	鳴瀬鹿島台
	11.2	二子屋左右岸	工作物 橋梁	43			1				1		東北本線鉄橋(下) 桁下高不足	粕川	松島町 大崎市	
	13.3	内浦左右岸	工作物 橋梁	44			1				1		品井沼大橋 桁下高不足	粕川	松島町	
	17.4+17	粕川左右岸	工作物 橋梁	45			1				1		大郷大橋 桁下高不足	粕川	大郷町	
吉田川	20.0+16	粕川左右岸	工作物 橋梁	46			1				1		粕川橋 桁下高不足	粕川	大郷町	鳴瀬出張所
	25.7+136	檜和田左右岸	工作物 橋梁	47			1			1			悟溪寺橋 桁下高不足 河道掘削による	落合	大和町	
	27.0+108	檜和田左右岸	工作物 橋梁				0				1		八幡堂歩道橋 桁下高不足 河道掘削による	落合	大和町	
	28.7+40	檜和田左右岸	工作物 橋梁				0				1		落合橋 桁下高不足 河道掘削による	落合	大和町	
	31.7	吉田川上流左右岸	工作物 橋梁	48			1				1		高田橋 桁下高不足	落合	大和町 富谷市	
	小 計				0	2,460	0	204	3,901	0	0					
					0	2,460	0	7	204	3,901	1	8				
	合 計				1,442	27,441	0	0	1,646	31,005	0	0				
					1,442	24,577	3	7	1,646	27,666	4	8				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
竹 林 川	0.0～ 0.2	竹林川下流 左 岸	越水 1	216 216				216 216				警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:0.0～1.6	新田橋	大和町	鳴瀬出張所
	0.2～ 0.8	竹林川下流 左 岸	越水	0 0				600 600				警戒巡視 避難誘導	最新情報による R6評定区間:0.0～1.6	新田橋	大和町	
	0.8～ 1.4	竹林川下流 左 岸	越水 2		546 546			546 546				警戒巡視 避難誘導	最新情報による R6評定区間:0.0～1.6	新田橋	大和町	
	1.4～ 1.6	竹林川下流 左 岸	越水 3	219 219				219 219				警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:0.0～1.6	新田橋	大和町 富谷市	
	1.6～ 2.0	竹林川下流 左 岸	越水 4		277 277				277 277			警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
	2.0～ 2.2	竹林川下流 左 岸	越水 5	189 189				189 189				警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
	2.2～ 2.6	竹林川上流 左 岸	越水 6	418 418				418 418				警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
	2.2～70	竹林川上流 左 岸	水衝・洗掘 7		10 0				10 0			木流し工	H27.9.11実績 護岸上流端部の吸出し	新田橋	富谷市	
	2.6～ 2.8	竹林川上流 左 岸	越水 8		190 190				190 190			警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
	2.8～ 3.6	竹林川上流 左 岸	越水 9	785 785				785 785				警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
	0.0～ 0.2	竹林川下流 右 岸	越水		0 0				191 191			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	新田橋	大和町	
	0.4～ 0.6	竹林川下流 右 岸	越水		0 0				227 227			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	新田橋	大和町	
	0.8～ 1.0	竹林川下流 右 岸	越水		0 0				219 219			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	新田橋	大和町	
	1.2～ 1.6	竹林川下流 右 岸	越水 10		415 415				415 415			警戒巡視 避難誘導		新田橋	大和町	
	0.7	竹林川下流 右 岸	工作物 樋管 11			1					1		鼠谷揚水樋管 応急対策未施工箇所	新田橋	大和町	
1.6～ 1.8	竹林川下流 右 岸	越水 12		182 182				182 182			警戒巡視 避難誘導		新田橋	大和町		
1.8～ 2.0	竹林川下流 右 岸	越水		0 0				188 188			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	新田橋	大和町		
2.0～ 2.2	竹林川上流 右 岸	越水 13	215 215				215 215				警戒巡視 避難誘導		新田橋	大和町		
2.2～ 3.6	竹林川上流 右 岸	越水 14	1,447 1,447				1,447 1,447				警戒巡視 避難誘導		新田橋	大和町 富谷市		
0.2+97	竹林川下流 左右岸	工作物 橋梁				0				1		東北自動車道竹林川橋梁 桁下高不足 河道掘削による	新田橋	大和町		
1.6	竹林川下流 左右岸	工作物 橋梁			1							竹林川水管橋 桁下高不足	新田橋	大和町		
小 計				3,489 3,489	1,620 1,610	0 2	0 0	4,635 4,635	1,899 1,889	0 2	0 1					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

竹林川	2.2	竹林川上流左右岸	工作物 橋梁			1				1			堰下橋 桁下高不足	新田橋	大和町	鳴瀬出張所
	2.6+6	竹林川上流左右岸	工作物 橋梁			1				1			本木橋 桁下高不足	新田橋	富谷市	
小 計				0	0	0	0	0	0	0	0					
				0	0	2	0	0	0	2	0					
合 計				3,489	1,620	0	0	4,635	1,899	0	0					
				3,489	1,610	4	0	4,635	1,889	4	1					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
善川	0.2～ 0.4	善 川 左 岸	越水		0 0				252 252			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	塩 浪	大和町	鳴瀬出張所
	0.6～ 0.8	善 川 左 岸	越水	1	295 295				295 295			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	1.2～ 1.6	善 川 左 岸	越水	2		407 407				407 407		警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	1.6～ 2.0	善 川 左 岸	越水	3	426 426				426 426			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	2.0～ 2.2	善 川 左 岸	越水	4		211 211				211 211		警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	2.2～ 2.4	善 川 左 岸	越水		0 0				206 206			警戒巡視 避難誘導	最新情報による R6評定区間:2.2～3.8	塩 浪	大和町 大衡村	
	2.4～ 3.6	善 川 左 岸	越水	5		1,163 1,163			1,163 1,163			警戒巡視 避難誘導	最新情報による R6評定区間:2.2～3.8	塩 浪	大和町 大衡村	
	3.6～ 3.8	善 川 左 岸	越水	6	202 202				202 202			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:2.2～3.8	塩 浪	大衡村	
	0.4～ 0.6	善 川 右 岸	越水	7		191 191				191 191		警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	0.8+108～ 1.0	善 川 右 岸	越水			0 0				97 97		警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	塩 浪	大和町	
	1.0～ 1.6	善 川 右 岸	越水	8		616 616			616 616			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による R6評定区間:1.0～2.0+89	塩 浪	大和町	
	1.6～ 2.0+89	善 川 右 岸	越水	9	450 450				450 450			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:1.0～2.0+89	塩 浪	大和町	
	2.0+89～ 2.4+100	善 川 右 岸	越水	10		411 411				411 411		警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	2.4+100～ 2.6	善 川 右 岸	越水	11	96 96				96 96			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	2.6～ 3.0	善 川 右 岸	越水	12		416 416				416 416		警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	3.0～ 3.96	善 川 右 岸	越水	13	845 845				845 845			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町 大衡村	
	0.0	善 川 左右岸	工作物 橋梁				0				1	新善川橋 桁下高不足 河道掘削による	塩 浪	大和町		
	0.4+65	善 川 左右岸	工作物 橋梁				0				1	善川橋 桁下高不足 河道掘削による	塩 浪	大和町		
	1.6+80	善 川 左右岸	工作物 橋梁	14			1				1	宮前橋 桁下高不足	塩 浪	大和町		
	2.0+52	善 川 左右岸	工作物 橋梁	15			1				1	大橋 桁下高不足	塩 浪	大和町		
3.0+78.9	善 川 左右岸	工作物 橋梁	16			1				1	海老沢橋 桁下高不足	塩 浪	大和町 大衡村			
小 計				2,314 2,314	3,415 3,415	0 3	0 0	4,299 4,299	1,985 1,985	0 3	0 2					
合 計				2,314 2,314	3,415 3,415	0 3	0 0	4,299 4,299	1,985 1,985	0 3	0 2					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和7年度 重要水防要注意区間調査

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定			令和6年度評定			対 策 水 防	変更理由等	水防警報対象観測所	関 連 市町村	出 張 所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸 閘(箇所)	工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸 閘(箇所)					
北 上 川	13.2～ 13.6	相野谷左 岸	1 旧川跡		300 300			300 300		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	飯野川	石巻市	飯野川
	15.2～ 16.8+37.3	相野谷左 岸	2 新堤防		1,601 1,601			1,601 1,601		シート張工	R4施工 L=1,601m	柳 津	石巻市	
	31.2+143～ 31.2+188	日根牛左 岸	3 新堤防		44 44			44 44		シート張工	R4施工 L=44m	登 米	登米市	米 谷 出 張 所
	31.2+188～ 31.4	日根牛左 岸	4 新堤防		60 60			60 60		シート張工	R5施工 L=60m	登 米	登米市	
	31.6+53～ 31.6+79	日根牛左 岸	5 新堤防		26 26			26 26		シート張工	R4施工 L=26m	米 谷	登米市	
	31.6+122～ 31.8+8.9	日根牛左 岸	新堤防		0 0			88 88		シート張工	R3施工 L=88m	米 谷	登米市	
	43.2+9～ 43.6+150	安 場左 岸	6 新堤防		533 533			533 533		シート張工	R4施工 L=533m	大 泉	登米市	
	3.7～ 4.6	釜 谷右 岸	7 旧川跡		918 918			918 918		釜段工	漏水Ⅰ有 対策済	飯野川	石巻市	飯野川
	44.0	上沼浅水右 岸	8 旧川跡		100 100			100 100		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	大 泉	登米市	米 谷
	47.8～ 49.0	大 泉右 岸	9 旧川跡		1,268 1,268			1,268 1,268		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	大 泉	登米市	
川														
小 計				0	4,850	0	0	4,938	0					
合 計				0	4,850	0	0	4,938	0					
				0	4,850	0	0	4,938	0					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

旧 北 上 川	1.0+7～ 1.4+200	石 巻左 岸	1 新堤防		605 605			605 605		シート張工	R4施工 L=605m	大 森 門 脇	石巻市	涌 谷 出 張 所
	3.8+157～ 4.4+87	不動沢左 岸	2 新堤防		644 31			644 31		シート張工	R4施工 L=644m	大 森 門 脇	石巻市	
	4.0+104～ 4.4+59	不動沢左 岸	3 新堤防		266 0			266 0		シート張工	R4施工 L=266m	大 森 門 脇	石巻市	
	6.4+85～ 6.4+177	大 瓜左 岸	4 新堤防		93 93			93 93		シート張工	R4施工 L=93m	大 森 門 脇	石巻市	
	6.6+4～ 6.8+92	大 瓜左 岸	5 新堤防		332 332			332 332		シート張工	R4施工 L=332m	大 森 門 脇	石巻市	
	0.8+100	石 巻右 岸	6 陸 閘			1			1	積土のう工	南浜陸閘	大 森 門 脇	石巻市	
	1.0+137～ 1.2+117	石 巻右 岸	7 新堤防		164 164			164 164		シート張工	R4施工 L=164m	大 森 門 脇	石巻市	
	1.2+69～ 1.4+130	石 巻右 岸	8 新堤防		277 229			277 229		シート張工	R4施工 L=277m	大 森 門 脇	石巻市	
	2.2+5～ 2.2+44	石 巻右 岸	新堤防		0 0			39 39		シート張工	R3施工 L=39m	大 森 門 脇	石巻市	
	2.4+132～ 3.0+113	石 巻右 岸	新堤防		0 0			636 82		シート張工	R3施工 L=636m	大 森 門 脇	石巻市	
川	3.0+99～ 3.2+152	石 巻右 岸	9 新堤防		289 259			289 259		シート張工	R4施工 L=289m	大 森 門 脇	石巻市	
	3.4+37.7～ 4.0+119.8	袋谷地右 岸	10 新堤防		756 756					シート張工	R6施工 L=756m	大 森 門 脇	石巻市	
	4.8+5～ 5.2+76	袋谷地右 岸	11 新堤防		431 431			431 431		シート張工	R4施工 L=431m	大 森 門 脇	石巻市	
	5.2+60.5～ 5.4+15.4	袋谷地右 岸	12 新堤防		115 115					シート張工	R6施工 L=115m	大 森 門 脇	石巻市	
	18.8～ 19.0	前谷地右 岸	13 破堤跡		116 116			116 116		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	和 湊	石巻市	
小 計				0	4,088	0	0	3,892	0					
合 計				0	3,131	1	0	2,381	1					
				0	4,088	0	0	3,892	0					
				0	3,131	1	0	2,381	1					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定			令和6年度評定			対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	水防警報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 間 (箇所)	工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 間 (箇所)					
江 合 川	10.2	浦 谷 左 岸	1 陸間			1			1	積土のう工	浦谷第五陸間	浦 谷	浦谷町	浦谷
	16.2+80～ 16.8+157	北小牛田 左 岸	新堤防		0 0			660 644		シート張工	R3施工 L=660m	下谷地	大崎市	大 崎
	19.4～ 19.5	平 針 左 岸	2 旧川跡		120 120			120 120		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	下谷地	美里町	
	0.7～ 1.0	和 刈 右 岸	3 旧川跡		240 240			240 240		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	短 台	石巻市	浦 谷
	10.4～ 11.0	浦 谷 右 岸	4 陸間			3			3	積土のう工	川原町陸間、追廻町陸間、浦谷第十四陸間	浦 谷 下谷地	浦谷町	
	21.6+43～ 22.2+65	横 埴 右 岸	新堤防		0 0			757 757		シート張工	R3施工 L=757m	下谷地	美里町	大 崎
	22.7～ 23.4+62	横 埴 右 岸	新堤防		0 0			939 939		シート張工	R3施工 L=939m	下谷地	美里町	
	23.5～ 23.6	横 埴 右 岸	5 旧川跡		115 115			115 115		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	下谷地	美里町	
小 計				0 0	475 475	0 4	0 0	2,831 2,815	0 4					
合 計				0 0	475 475	0 4	0 0	2,831 2,815	0 4					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

鳴 瀬 川	0.2～ 1.9	浜 市 左 岸	1 旧川跡		250 250			250 250		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	鹿島台(鳴)	東松島市	鳴 瀬
	5.4+105～ 5.6+308	西福田 左 岸	新堤防		0 0			407 407		シート張工	R3施工 L=407m	鹿島台(鳴)	東松島市	
	12.1+58～ 12.5+106	砂 山 左 岸	2 新堤防		373 373			373 373		シート張工	R4施工 L=373m	野田橋	美里町	鹿 島 台 出 張 所
	12.5+156～ 13.7+84	砂 山 左 岸	3 新堤防		1,370 1,370			1,370 1,370		シート張工	R4施工 L=1,370m	野田橋	美里町	
	14.7+123～ 15.5+68	二 郷 左 岸	新堤防		0 0			674 350		シート張工	R3施工 L=674m	野田橋	美里町	
	15.3～ 15.7+50	二 郷 左 岸	4 旧川跡		600 600			600 600		月輪工		野田橋	美里町	
	16.3+133～ 16.5+280	二 郷 左 岸	新堤防		0 0			295 295		シート張工	R3施工 L=295m	野田橋	美里町	
	17.5+77～ 18.3+307	練 牛 左 岸	5 新堤防		704 704			704 704		シート張工	R5施工 L=704m	野田橋	美里町	
	17.5+40～ 18.3+270	練 牛 左 岸	6 旧川跡		680 680			680 680		月輪工		野田橋	美里町	
	18.7+60～ 18.7+267	練 牛 左 岸	7 新堤防		207 207			207 207		シート張工	R5施工 L=207m	野田橋	美里町	
	19.7+28～ 19.7+141	練 牛 左 岸	8 新堤防		113 113			113 113		シート張工	R5施工 L=113m	野田橋	美里町	
	20.0+60～ 20.3+50	練 牛 左 岸	9 旧川跡		230 230			230 230		月輪工		野田橋	美里町	
	20.5+203～ 20.7+172	練 牛 左 岸	10 新堤防		190 190			190 190		シート張工	R5施工 L=190m	野田橋	美里町	
	20.7+20～ 21.1+90	練 牛 左 岸	11 旧川跡		450 450			450 450		月輪工		野田橋	美里町	
	21.0+21～ 21.0+226	練 牛 左 岸	12 新堤防		205 205			205 205		シート張工	R5施工 L=205m	野田橋	美里町	
	28.1+10～ 28.3+100	水 越 左 岸	13 旧川跡		210 210			210 210		月輪工		下中ノ目	美里町 大崎市	
	28.5+120～ 28.9+10	水 越 左 岸	14 旧川跡		370 370			370 370		月輪工		下中ノ目	大崎市	
	35.7～ 36.1	三本木下流 左 岸	15 陸間			5			5	積土のう工	三本木第一陸間、第二陸間、第三陸間、第四陸間、第五陸間	三本木橋	大崎市	鹿 島 台
	12.1+60～ 12.7+155	木間塚 右 岸	新堤防		0 0			725 725		シート張工	R3施工 L=725m	野田橋	大崎市	
	12.7+137～ 13.5+170	木間塚 右 岸	16 新堤防		820 795			820 795		シート張工	R4施工 L=820m	野田橋	大崎市	
	14.1+147～ 15.7+51	船 越 右 岸	17 新堤防		1,483 1,483			1,483 1,483		シート張工	R4施工 L=1,483m	野田橋	大崎市	
合 計				0 0	8,255 8,230	0 5	0 0	10,356 10,007	0 5					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定			令和6年度評定			対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸閘(箇所)	工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸閘(箇所)					
鳴瀬川	15.7+53～16.9+188	船越右岸	新堤防		0 0			1,221 1,221		シート張工	R3施工 L=1,221m	野田橋	大崎市	鹿島台
小計				0 0	0 0	0 0	0 0	1,221 1,221	0 0					
合計				0 0	8,255 8,230	0 5	0 0	11,577 11,228	0 5					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

多田川	3.5+8.1～3.5+44.8	多田川右岸	新堤防		0 0			38 38		シート張工	R3施工 L=38m	三本木橋	大崎市	大崎
小計				0 0	0 0	0 0	0 0	38 38	0 0					
合計				0 0	0 0	0 0	0 0	38 38	0 0					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定			令和6年度評定			対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報対象観測所	関 連 市町村	出 張 所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 隔 (箇所)	工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 隔 (箇所)					
吉田川	9.7+105～ 11.1	鎌 巻 左 岸	新堤防		0			1,418		シート張工	R3施工 L=1,418m	粕 川	大崎市	鹿島台出張所
	11.8	内 浦 左 岸	1 破堤跡		130 130			130 130		釜段工	S61.8破堤(漏水)	粕 川	松島町	
	15.0+102～ 15.0+239	下志田 左 岸	新堤防		0			137		シート張工	R3施工 L=137m	粕 川	大崎市	
	15.4+199～ 15.8+169	下志田 左 岸	新堤防		0			323		シート張工	R3施工 L=323m	粕 川	大崎市	
	16.3	下志田 左 岸	2 破堤跡		120 0			120 0		月輪工	S61.8破堤	粕 川	大崎市	鳴瀬
	20.7+104～ 20.9+100	粕 川 左 岸	新堤防		0			175		シート張工	R3施工 L=175m	落 合	大郷町	
	20.9	粕 川 左 岸	3 破堤跡		100 0			100 0		月輪工	R1.10.13破堤	落 合	大郷町	
	11.6+162～ 12.2+60	鹿 渡 右 岸	新堤防		0			450		シート張工	R3施工 L=450m	粕 川	松島町	
	小 計			0	350	0	0	2,853	0					
	合 計			0	130	0	0	2,044	0					
				0	350	0	0	2,853	0					
				0	130	0	0	2,044	0					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

善川	0.0k+89～ 0.2k+23	善 川 左 岸	新堤防 1		170			170		シート張工	R5施工 L=170m	塩 浪	大和町	鳴瀬出張所
	0.4k+109～ 0.6k+53	善 川 左 岸	新堤防 2		193			193		シート張工	R5施工 L=193m	塩 浪	大和町	
	1.2k+62～ 1.6k+57	善 川 左 岸	新堤防 3		396			396		シート張工	R5施工 L=396m	塩 浪	大和町	
	1.6k+94～ 2.0k+19	善 川 左 岸	新堤防 4		325			325		シート張工	R5施工 L=325m	塩 浪	大和町	
	2.0k+54～ 2.2k+115	善 川 左 岸	新堤防 5		261			261		シート張工	R5施工 L=261m	塩 浪	大和町	
	0.0k+77～ 0.2k+119	善 川 右 岸	新堤防 6		242			242		シート張工	R5施工 L=242m	塩 浪	大和町	
	0.4k+62～ 0.4+121	善 川 右 岸	新堤防 7		59			59		シート張工	R5施工 L=59m	塩 浪	大和町	
	0.4k+112～ 0.8k+114	善 川 右 岸	新堤防 8		430			430		シート張工	R5施工 L=430m	塩 浪	大和町	
	0.9k+68.218～ 1.0k+160	善 川 右 岸	新堤防 9		191					シート張工	R6施工 L=191m	塩 浪	大和町	
	1.0k+150～ 1.6k	善 川 右 岸	新堤防 10		450					シート張工	R6施工 L=450m	塩 浪	大和町	
	1.6k+96～ 2.0k+41	善 川 右 岸	新堤防 11		345			345		シート張工	R5施工 L=345m	塩 浪	大和町	
	2.0k+89～ 2.6k+196	善 川 右 岸	新堤防 12		708			708		シート張工	R5施工 L=708m	塩 浪	大和町	
	3.0+100～ 3.8+139	善 川 右 岸	新堤防 13		839			839		シート張工	R4施工 L=839m	塩 浪	大衡村	
	小 計			0	4,609	0	0	3,968	0					
	合 計			0	4,609	0	0	3,968	0					
				0	4,609	0	0	3,968	0					
				0	4,609	0	0	3,968	0					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

「特定の区間」調書

様式－4

河 川 名	距 離 標	地 区 名 及 び 左右岸別	延 長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出 張 所
北上川	31.0k 34.0k	登米 右岸	3.0km	1	登米 米谷	登米市	米谷出張所
	34.0k 35.7k	水越 右岸	1.7km	2	米谷	登米市	
	35.7k 36.9k	巻 右岸	1.2km	3	米谷	登米市	
	36.9k 37.9k	米谷掘削 右岸	1.0km	4	米谷 大泉	登米市	
	37.9k 46.5k	上沼浅水 右岸	8.6km	5	大泉	登米市	
	46.5k 47.7k	簗巻 右岸	1.2km	6	大泉	登米市	
	47.7k 49.0k	大泉 右岸	1.3km	7	大泉	登米市	
小 計			18.0km				
旧北上川	0.6k 3.4k	石巻 右岸	2.8km	1	大森 門脇	石巻市	涌谷出張所
	3.4k 6.4k	袋谷地 右岸	3.0km	2	大森 門脇	石巻市	
	6.4k 8.1k	水押 右岸	1.7km	3	大森 門脇	石巻市	
	8.1k 9.7k	蛇田 右岸	1.6km	4	大森 門脇	石巻市	
	9.7k 18.8k	鹿又 右岸	9.1km	5	大森・門脇 和潤	石巻市	
	18.8k 22.2k	前谷地 右岸	3.4km	6	和潤	石巻市	
小 計			21.6km				
江合川	6.0k 8.0k	市道 右岸	2.0km	1	涌谷	涌谷町	涌谷出張所
	8.0k 10.0k	砂出 右岸	2.0km	2	涌谷 下谷地	涌谷町	
	10.0k 11.4k	涌谷 右岸	1.4km	3	下谷地	涌谷町	
	11.4k 14.6k	桜町 右岸	3.2km	4	下谷地	涌谷町	
	14.6k 15.1k	桜町 右岸	0.5km	5	下谷地	涌谷町	大崎出張所
	15.1k 19.6k	小牛田 右岸	4.5km	6	下谷地	美里町	
	19.6k 24.4k	横埴 右岸	4.8km	7	下谷地	美里町	
	24.4k 26.0k	北浦 右岸	1.6km	8	下谷地	大崎市	
	26.2k 27.4k	福沼 右岸	1.2km	9	荒雄	大崎市	
	27.4k 30.6k	荒雄 右岸	3.2km	10	荒雄	大崎市	
小 計			24.4km				
鳴瀬川	0.2k 2.0k	浜市 左岸	1.8km	1	鹿島台	東松島市	鳴瀬出張所
	2.0k 4.4k	小野 左岸	2.4km	2	鹿島台	東松島市	
	4.4k 5.2k	西福田 左岸	0.8km	3	鹿島台	東松島市	
小 計			5.0km				
合 計			69.0km				

第2-2表(知事管理分)

令和7年度重要水防箇所総括表

区 分 (水防区・水系)	海岸 (上段) 河川 (下段)	箇所数	延長(m)	重要度A(水防上最も重要な区間)						重要度B(水防上重要な区間)						要注意区間			備 考
				堤防 (m)						堤防 (m)						工事施工 (箇所)	新堤防 破堤跡 旧川跡 (m)		
				堤防高	堤防断面	法崩れ すべり 沈 下	漏水	水 衝 洗 掘	計	工作物 (箇所)	堤防高	堤防断面	法崩れ すべり 沈 下	漏水	水 衝 洗 掘			計	
大 河 原	12	14	2,850	50	600	0	0	250	900		880				580	1,460		490	
	13	34	16,924	5,604					5,604		9,220				1,930	11,150		170	
大 崎	32	226	42,661	3,964	0	0	9,440	242	13,646		4,200	0	0	2,700	2,420	9,320		19,695	
栗 原	24	138	29,471	1,200	1,000	0	11	0	2,211		6,980	8,500	2,320	2,100	100	20,000		7,260	7
登 米	12	22	21,220	1,900			980		2,880		8,900			8,940	500	18,340			
石 巻	11	25	28,188	3,400	0	0	5,760	0	9,160	0	14,442	0	0	3,730	0	18,172		856	
気 仙 沼	7	24	8,221	0	0	0	0	0	0	0	5,983	0	0	0	0	5,983		2,238	4
合 計	111	483	149,535	16,118	1,600	0	16,191	492	34,401		50,605	8,500	2,320	17,470	5,530	84,425	0	30,709	11
一 級 水 系	阿武隈川	11	15	5,620	1,850	600	0	0	250	2,700	1,930	0	0	0	500	2,430		490	
	名取川	4	9	3,190	0	0	0	0	0	0	2,810	0	0	0	380	3,190		0	
	鳴瀬川	18	108	22,409	3,164	0	0	0	242	3,406	7,000	0	0	0	2,000	9,000		10,003	
	北上川	53	273	97,735	7,300	1,000	0	15,971	0	24,271	28,600	8,500	2,320	17,470	1,020	57,910		15,554	7
二 級 水 系	坂元川	2	2	3,420	0	0	0	0	0	0	3,420	0	0	0	0	3,420		0	
	七北田川	2	12	2,470	0	0	0	0	0	0	840	0	0	0	1,630	2,470		0	
	砂押川	1	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20			
	高城川	7	38	6,428	3,804	0	0	220	0	4,024	0	0	0	0	0	0	2,404		
	折立川	1	1	200	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	200		0	
	水尻川	1	1	700	0	0	0	0	0	0	700	0	0	0	0	700		0	
	津谷川	2	6	2,545	0	0	0	0	0	0	2,300	0	0	0	0	2,300		245	
	面瀬川	1	6	3,913	0	0	0	0	0	0	2,783	0	0	0	0	2,783		1,130	
	大川	2	10	863	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		863	4
	定川	1	1	22	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	22		0	
仙台湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		
合 計	106	483	149,535	16,118	1,600	0	16,191	492	34,401	0	50,605	8,500	2,320	17,470	5,530	84,425	0	30,709	11

(注1)河川海岸線の事務所合計と水系・海岸合計とは、事務所合計に重複箇所があるため一致しない。
(注2)上段は海岸を再掲したものである。

(大河原土木事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		工作物								要注意区間
							A (m)	B (m)	A	B							
大1	阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町船岡土手内3-1	水衝		150			洗掘	木流し	災害復旧	大河原土木	柴田町消防団第1分団		
大2	阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町船岡土手内3-2	水衝	250				洗掘	木流し	災害復旧	"	柴田町消防団第1分団		
大3	阿武隈川	白石川	左	無堤	白石市福岡深谷字地藏堂	水衝		350			洗掘	木流し	災害復旧	"	白石市消防団福岡分団		
大4	阿武隈川	荒川	右	有堤	村田町関場元関場	堤防高		50			越水	積み土のう		"	村田町消防団第2分団		
大5	阿武隈川	大太郎川	左・右	無堤	白石市福岡深谷字湯ノ口	堤防断面	300				氾濫	積み土のう	災害復旧	"	白石市消防団福岡分団		
大6	阿武隈川	児捨川	左	無堤	白石市福岡深谷	堤防高	20				氾濫	積み土のう		"	白石市消防団福岡分団		
大7	阿武隈川	谷津川	左	有堤	白石市大鷹沢三沢字田中	堤防高	30				氾濫	積み土のう		"	白石市消防団大鷹沢分団		
大8	阿武隈川	平家川	左・右	無堤	白石市福岡深谷	堤防断面	300				氾濫	積み土のう	広域基幹	"	白石市消防団福岡分団		
大9	阿武隈川	森の川	左・右	無堤	蔵王町宮字町 蔵王町宮字井戸井	堤防高	280				氾濫	積み土のう		"	蔵王町消防団第4分団		
大10	阿武隈川	尾袋川	左	有堤	角田市江尻字谷津	堤防高		100			越水	積み土のう		"	角田市消防団第7分団		
大11	阿武隈川	伊手川	右	無堤	丸森町大内字大塚	堤防高		400			氾濫	積み土のう	災害復旧	"	丸森町消防団大内分団		
大12	名取川	前川	左	無堤	川崎町前川字大向	水衝		80			洗掘	木流し	災害復旧	"	川崎町消防団第5分団		
大13	名取川	沢戸川	左	有堤	村田町菅生町字東裏	堤防高		50			越水	積み土のう		"	村田町消防団第3分団		
大14	阿武隈川	天津沢川	右	有堤	白石市福岡長袋字上河原	破堤跡					490	破堤 シート張り 木流し	災害復旧	"	白石市消防団福岡分団	上流部に越水箇所があるため延長増。	
合計						2,850	900	1,460			490						

(仙台土木事務所管内)

番号	水系名	河川名	現況	位置	令和7年度評定				予想される 危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
					評価種別	堤防		工作物							
						A (m)	B (m)	A							B

仙1	阿武隈川	五間堀川	有堤	左・右	岩沼市矢野目	堤防高	600			越水	積み土のう	仙台土木	岩沼市消防団玉浦分団	
仙2	阿武隈川	五間堀川	有堤	左・右	岩沼市柳分 名取市堀内	堤防高	1,200			越水	積み土のう	〃	岩沼市消防団玉浦分団 名取市消防団館腰分団	
仙3	阿武隈川	五間堀川	有堤	左・右	岩沼市桑原	堤防高		1,100		越水	積み土のう	〃	岩沼市消防団岩沼分団	
仙4	名取川	名取川	無堤	左	仙台市太白区茂庭字人來田	堤防高		800		越水	積み土のう	〃	仙台市太白消防団生田分団	
仙5	名取川	広瀬川	有堤	左	仙台市青葉区土樋	洗掘		300		崩壊	捨石	〃	仙台市青葉消防団片平分団	
仙6	名取川	広瀬川	無堤	左	仙台市青葉区米ヶ袋	堤防高		450		越水	積み土のう	〃	仙台市青葉消防団片平分団	
仙7	名取川	広瀬川	有堤	左	仙台市青葉区花壇	堤防高		300		越水	積み土のう	〃	仙台市青葉消防団片平分団	
仙8	名取川	広瀬川	無堤	右	仙台市青葉区追廻	堤防高		600		越水	積み土のう	〃	仙台市青葉消防団片平分団	
仙9	名取川	広瀬川	無堤	左	仙台市青葉区大堀	堤防高		600		越水	積み土のう	〃	仙台市宮城消防団川前分団	
仙10	名取川	広瀬川	無堤	右	仙台市太白区越路	堤防高		10		越水	積み土のう	〃	仙台市太白消防団八木山分団	
仙11	鳴瀬川	身洗川	有堤	左・右	大和町落合報恩寺	堤防高		500		越水	積み土のう	〃	大和町消防団第五分団	
仙12	鳴瀬川	西川	有堤	左・右	大和町鶴巢	堤防高		600		越水	積み土のう	〃	大和町消防団第四分団	補助事業完了
仙13	坂元川	坂元川	有堤	左・右	山元町坂元	堤防高		1,520		越水	積み土のう	〃	山元町消防団第4分団	
仙14	坂元川	戸花川	無堤	左・右	山元町坂元字戸花	堤防高		1,900		越水	積み土のう	〃	山元町消防団第3・第4・第5分団	
仙15	七北田川	七北田川	有堤	左	仙台市泉区市名坂	堤防高		140		越水	積み土のう	〃	仙台市泉消防団市名坂分団	
仙16	七北田川	梅田川	掘込	左・右	仙台市宮城野区吉竹	堤防高		200		越水	積み土のう	〃	仙台市宮城野消防団東仙台分団	
仙17	七北田川	梅田川	掘込	左	仙台市宮城野区原町5丁目	洗掘		50		崩壊	捨石	〃	仙台市宮城野消防団原町分団	
仙18	七北田川	梅田川	掘込	左	仙台市宮城野区原町5丁目	堤防高		170		越水	積み土のう	〃	仙台市宮城野消防団原町分団	
仙19	七北田川	梅田川	掘込	左	仙台市宮城野区原町4丁目	堤防高		90		越水	積み土のう	〃	仙台市宮城野消防団原町分団	
仙20	七北田川	梅田川	掘込	右	仙台市青葉区梅田町	堤防高		150		越水	積み土のう	〃	仙台市青葉消防団宮町分団	
仙21	七北田川	梅田川	掘込	右	仙台市青葉区台原1丁目	堤防高		90		越水	積み土のう	〃	仙台市青葉消防団小松島分団	
仙22	七北田川	七北田川	有堤	左	仙台市宮城野区白鳥	洗掘		200		破堤	捨石	〃	仙台市宮城野消防団港分団	
仙23	七北田川	七北田川	有堤	左	仙台市宮城野区高砂	洗掘		200		破堤	捨石	〃	仙台市宮城野消防団高砂分団	
仙24	七北田川	七北田川	有堤	左	仙台市宮城野区福室	水衝		200		破堤	木流し	〃	仙台市宮城野消防団高砂分団	
仙25	七北田川	七北田川	有堤	右	仙台市宮城野区岩切字畑中	水衝		880		破堤	木流し	〃	仙台市宮城野消防団岩切分団	
仙26	七北田川	七北田川	有堤	左	仙台市宮城野区岩切字西河原	水衝		100		破堤	木流し	〃	仙台市宮城野消防団岩切分団	H26護岸修繕
仙27	高城川	高城川	有堤	右	松島町高城	堤防高	1,800			越水	積み土のう	〃	松島町消防団第二分団	
仙28	高城川	高城川	有堤	左	松島町高城	堤防高	1,480			越水	積み土のう	〃	松島町消防団第二分団	
仙29	高城川	穴川	掘込	左・右	松島町幡谷字富田	堤防高	524			越水	積み土のう	〃	松島町消防団第四、第五分団	
仙30	鳴瀬川	西川	有堤	右	大和町鶴巢大平	新堤防			40	破堤	積み土のう	〃	大和町消防団第四分団	H29.1完成

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予想される 危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工 作 物		要注意 区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
仙31	鳴瀬川	小西川	右	有堤	大和町鶴巣島屋	新堤防					25	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大和町消防団第四分団	H30.5完成(20m) 20mはH27災害 5mはR1災害 場所はH27災の続 ぎ下流5m(下流5 mR3.3完成)
仙32	鳴瀬川	小西川	右	有堤	大和町鶴巣島屋	新堤防					55	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大和町消防団第四分団	H30.5完成(20m) 20mはH27災害 R1災害上記箇所下 流25m上流10m(上 下流35mR3.3完 成)
仙33	鳴瀬川	身洗川	右	有堤	大和町落合松和田	新堤防					30	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大和町消防団第五分団	R2.9完成
仙34	砂押川	砂押川	左	有堤	利府町八幡崎	新堤防					20	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	利府町消防団第八分団	R3.3完成
合計						16,924	5,604	11,150			170						

(北部土木事務所(栗原地域事務所を除く)管内)

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工作物		要注意区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
崎1	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	大崎市古川妻栗田美町下狼塚	堤防高		1,200				越水	積み土のう	広域基幹	北部土木	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎2	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	大崎市古川東田	新堤防					300	破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎3	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	大崎市古川東田	新堤防					400	破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎4	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	大崎市古川金皿	水衝	50					破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎5	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	大崎市古川金皿	水衝	100					破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎6	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	大崎市古川塚ノ目	堤防高		1,200				越水	積み土のう	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎7	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	大崎市古川北谷地	水衝	60					破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎8	鳴瀬川	洪川	左・右	有堤	大崎市古川屋根倉	堤防高		500				越水	積み土のう	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎9	鳴瀬川	名蓋川	左・右	有堤	大崎市古川矢ノ目	水衝		2,000				破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎10	北上川	旧迫川	右	有堤	涌谷町谷地太田	漏水		2,700				破堤	月の輪	広域基幹	〃	涌谷町消防団第5分団	
崎11	北上川	西川	左・右	有堤	栗原市瀬峰西崎市田尻長沢	堤防高		500				越水	シート張り木流し	広域基幹	北部土木・北部土木(栗原)	大崎市消防団田尻支団第6分団	
崎12	北上川	江合川	左	有堤	大崎市岩出山膳目	堤防高		200				破堤	シート張り木流し		北部土木	大崎市消防団岩出山支団第3分団	
崎13	北上川	出来川	右	有堤	涌谷町花勝山	漏水	2,540					破堤	月の輪	広域一般	〃	涌谷町消防団第2分団	
崎14	北上川	出来川	左	有堤	涌谷町花勝山	漏水	3,000					破堤	月の輪	広域一般	〃	涌谷町消防団第2分団	
崎15	北上川	出来川	右	有堤	美里町谷地中	漏水	2,190					破堤	月の輪	広域一般	〃	美里町消防団第7分団	
崎16	北上川	出来川	左	有堤	涌谷町花勝山	漏水	1,190					破堤	月の輪	広域一般	〃	涌谷町消防団第2分団	
崎17	北上川	出来川	左・右	有堤	涌谷町三十軒	堤防高	800					越水	積み土のう	広域一般	〃	涌谷町消防団第1分団	
崎18	北上川	出来川	左	有堤	涌谷町三十軒	水衝		420				破堤	木流し	広域一般	〃	涌谷町消防団第1分団	
崎19	北上川	出来川	左	有堤	美里町北浦	堤防高		600				越水	積み土のう	広域一般	〃	美里町消防団第1分団	
崎20	北上川	蛭沢川	左・右	有堤	大崎市岩出山丸山	漏水	300					破堤	月の輪	緊急堤防強化対策	〃	大崎市消防団岩出山支団第2分団	
崎21	高城川	鶴田川	右	有堤	大崎市鹿島台下志田	漏水	60					破堤	月の輪		〃	大崎市消防団鹿島台支団第6分団	
崎22	高城川	鶴田川	左	有堤	大崎市鹿島台東高岩	漏水	60					破堤	月の輪	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	
崎23	高城川	鶴田川	左	有堤	大崎市鹿島台美賀野間	漏水	50					破堤	月の輪	河川応対	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	
崎24	高城川	大迫川	左	有堤	大崎市鹿島台美賀野間	漏水	50					破堤	積み土のう	河川応対	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	
崎25	北上川	田尻川	左・右	有堤	大崎市田尻通木	新堤防					300		積み土のう		〃	大崎市消防団田尻支団第1分団	
崎26	北上川	美女川	右	有堤	大崎市田尻北小牛田	新堤防					100		積み土のう		〃	大崎市消防団田尻支団第4分団	
崎27	北上川	小山田川	左	無堤	大崎市岩出山葛岡大沢田	新堤防					33	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	元災第2101号
崎28	北上川	長泥川	右	無堤	大崎市古川清水沢(1)	新堤防					64	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	元災第2121号

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工作物								要注意区間
							A (m)	B (m)	A	B							
崎29	北上川	長泥川	左右	無堤	大崎市古川清水沢(2)	新堤防				68	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	元災第2124号	
崎30	北上川	長泥川	左右	無堤	大崎市古川清水沢(3)	新堤防				83	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	元災第2125号	
崎31	北上川	生袋川	左右	無堤	大崎市古川清水沢	新堤防				43	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	元災第2131号	
崎32	北上川	江合川	右	無堤	大崎市鳴子温泉和田	新堤防				32	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鳴子支団第5分団	元災第2151号	
崎33	鳴瀬川	鳴瀬川	右	有堤	加美郡加美町月崎	新堤防				108	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2201号	
崎34	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字前田上	新堤防				387	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第1分団	元災第2202号	
崎35	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字神山	新堤防				99	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2203号	
崎36	鳴瀬川	鳴瀬川	左	無堤	加美郡加美町字田中二番	新堤防				71	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2204号	
崎37	鳴瀬川	鳴瀬川	右	有堤	加美郡加美町字麓山	新堤防				181	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2205号	
崎38	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字八石下	新堤防				236	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2206号	
崎39	鳴瀬川	鳴瀬川	右	有堤	加美郡加美町字鹿原掃出	新堤防				169	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2207号	
崎40	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字上野目久保	新堤防				25	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第5分団	元災第2208号	
崎41	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字上野目桑畑一番	新堤防				31	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第5分団	元災第2209号	
崎42	鳴瀬川	鳴瀬川	左右	有堤	加美郡加美町字芋沢向田	新堤防				193	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第5分団	元災第2210号	
崎43	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	加美郡加美町下狼塚字松原	新堤防				149	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第2分団	元災第2221号	
崎44	鳴瀬川	多田川	左	有堤	大崎市古川柏崎(1)	新堤防				83	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	元災第2223号	
崎45	鳴瀬川	多田川	左	有堤	大崎市古川柏崎(2)	新堤防				47	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	元災第2224号	
崎46	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	加美郡加美町上多田川	新堤防				10	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第2分団	元災第2226号	
崎47	鳴瀬川	洪川	右	有堤	大崎市岩出山南沢	新堤防				10	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第2分団	元災第2241号	
崎48	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	大崎市古川矢目(1)	新堤防				22	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	元災第2251号	
崎49	鳴瀬川	名蓋川	左	有堤	大崎市古川矢目(2)	新堤防				15	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	元災第2252号	
崎50	鳴瀬川	名蓋川	左右	無堤	加美郡加美町菜切谷	新堤防				19	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第2分団	元災第2253号	
崎51	鳴瀬川	花川	左右	有堤	加美郡色麻町四竈(1)	新堤防				66	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2261号	
崎52	鳴瀬川	花川	左	有堤	加美郡色麻町四竈(2)	新堤防				27	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2262号	
崎53	鳴瀬川	花川	左	有堤	加美郡色麻町四竈(3)	新堤防				25	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2263号	
崎54	鳴瀬川	花川	右	有堤	加美郡色麻町四竈(4)	新堤防				15	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2264号	
崎55	鳴瀬川	花川	左	有堤	加美郡色麻町四竈(5)	新堤防				18	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2265号	
崎56	鳴瀬川	花川	右	有堤	加美郡色麻町四竈(6)	新堤防				27	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2266号	
崎57	鳴瀬川	花川	左	有堤	加美郡色麻町四竈(7)	新堤防				17	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2267号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予 想 さ れ る 危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工作物								要注意区 間
							A (m)	B (m)	A	B							
崎58	鳴瀬川	花川	左右	有堤	加美郡色麻町四竜(8)	新堤防				231	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2268号	
崎59	鳴瀬川	花川	左右	有堤	加美郡色麻町王城寺(1)	新堤防				709	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2269号	
崎60	鳴瀬川	花川	右左	無堤	加美郡色麻町王城寺(2)	新堤防				411	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	王城寺原演習場管内につき該当なし	元災第2270号	
崎61	鳴瀬川	深川	左	無堤	加美郡色麻町黒沢	新堤防				77	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第3分団	元災第2281号	
崎62	鳴瀬川	深川	左右	無堤	加美郡色麻町四竜	新堤防				38	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2282号	
崎63	鳴瀬川	保野川	左	有堤	加美郡色麻町志津(1)	新堤防				39	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第3分団	元災第2291号	
崎64	鳴瀬川	保野川	左右	有堤	加美郡色麻町志津(2)	新堤防				188	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第3分団	元災第2292号	
崎65	鳴瀬川	保野川	左右	有堤	加美郡色麻町志津(3)	新堤防				157	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第3分団	元災第2293号	
崎66	鳴瀬川	保野川	左右	有堤	加美郡色麻町高根(1)	新堤防				161	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2294号	
崎67	鳴瀬川	保野川	左	有堤	加美郡色麻町高根(2)	新堤防				26	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2295号	
崎68	鳴瀬川	保野川	右	有堤	加美郡色麻町小栗山(1)	新堤防				71	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2296号	
崎69	鳴瀬川	保野川	左	無堤	加美郡色麻町小栗山(2)	新堤防				83	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2297号	
崎70	鳴瀬川	保野川	左	無堤	加美郡色麻町小栗山(3)	新堤防				21	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2298号	
崎71	鳴瀬川	保野川	右	無堤	加美郡色麻町小栗山(4)	新堤防				60	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2299号	
崎72	鳴瀬川	保野川	右	無堤	加美郡色麻町小栗山(5)	新堤防				67	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2300号	
崎73	鳴瀬川	田川	左	有堤	加美郡加美町鳥屋ヶ崎(1)	新堤防				39	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第7分団	元災第2311号	
崎74	鳴瀬川	田川	右	有堤	加美郡加美町鳥屋ヶ崎(2)	新堤防				51	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第7分団	元災第2312号	
崎75	鳴瀬川	田川	左	無堤	加美郡加美町宮崎	新堤防				17	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第6分団	元災第2313号	
崎76	鳴瀬川	矢坪川	左	有堤	加美郡加美町字芋沢久保田	新堤防				17	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第5分団	元災第2321号	
崎77	鳴瀬川	長谷川	左	無堤	加美郡色麻町平沢(1)	新堤防				45	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2331号	
崎78	鳴瀬川	長谷川	右	無堤	加美郡色麻町平沢(2)	新堤防				20	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2332号	
崎79	鳴瀬川	大滝川	左	有堤	加美郡加美町鹿原礼場	新堤防				168	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2341号	
崎80	鳴瀬川	大滝川	左	有堤	加美郡加美町鹿原南田	新堤防				60	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2342号	
崎81	鳴瀬川	大滝川	右	無堤	加美郡加美町鹿原下台	新堤防				55	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2343号	
崎82	鳴瀬川	大滝川	左	無堤	加美郡加美町字鹿原南滝窪(2)	新堤防				31	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2344号	
崎83	鳴瀬川	鞍坪川	左右	有堤	遠田郡美里町二郷(1)	新堤防				172	破堤	木流し 月の輪	災害復旧	〃	美里町消防団第9分団	元災第2401号	
崎84	鳴瀬川	鞍坪川	左右	無堤	遠田郡美里町二郷(2)	新堤防				172	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第9分団	元災第2403号	
崎85	高城川	鶴田川	左	有堤	大崎市鹿島台大迫	新堤防				20	破堤	月の輪	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2411号	
崎86	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(1)	新堤防				292	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2421号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工作物		要注意区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
崎87	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(2)	新堤防				143		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2422号
崎88	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(3)	新堤防				50		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2423号
崎89	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(4)	新堤防				119		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2424号
崎90	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(5)	新堤防				66		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2425号
崎91	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(6)	新堤防				113		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2426号
崎92	高城川	広長川	左	無堤	大崎市鹿島台広長(7)	新堤防				167		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2427号
崎93	高城川	広長川	左	無堤	大崎市鹿島台広長(8)	新堤防				35		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2428号
崎94	高城川	大迫川	左右	無堤	大崎市鹿島台大迫(1)	新堤防				62		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2441号
崎95	高城川	大迫川	左右	無堤	大崎市鹿島台大迫(2)	新堤防				192		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2442号
崎96	高城川	大迫川	左右	無堤	大崎市鹿島台大迫(3)	新堤防				22		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2443号
崎97	高城川	大迫川	左	無堤	大崎市鹿島台大迫(4)	新堤防				82		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2444号
崎98	高城川	大迫川	左	無堤	大崎市鹿島台大迫(5)	新堤防				17		溢水 破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2445号
崎99	高城川	大迫川	右	無堤	大崎市鹿島台大迫(6)	新堤防				62		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2446号
崎100	高城川	小迫川	左右	無堤	大崎市鹿島台大迫	新堤防				158		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2461号
崎101	高城川	新堀川	左右	有堤	大崎市鹿島台大迫(1)	新堤防				261		破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2471号
崎102	高城川	新堀川	左	無堤	大崎市鹿島台大迫 (5)	新堤防				20		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2475号
崎103	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	大崎市古川矢目	新堤防				171		破堤	木流し	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎104	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	大崎市古川矢目	新堤防				59		破堤	木流し	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎105	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(1) 地内	新堤防				20		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2201号
崎106	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(2) 地内	新堤防				5		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2202号
崎107	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(3) 地内	新堤防				8		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2203号
崎108	北上川	透川	左・右	無堤	古川清水沢(4) 地内	新堤防				149		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2204号
崎109	北上川	透川	左・右	無堤	古川清水沢(5) 地内	新堤防				123		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2205号
崎110	北上川	透川	右	無堤	古川清水沢(6) 地内	新堤防				31		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2206号
崎111	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(7) 地内	新堤防				25		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2207号
崎112	北上川	透川	左・右	無堤	古川清水沢(8) 地内	新堤防				74		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2208号
崎113	北上川	透川	左・右	無堤	古川北宮沢(1) 地内	新堤防				65		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2209号
崎114	北上川	透川	右	無堤	古川北宮沢(2) 地内	新堤防				12		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2210号
崎115	北上川	透川	左	無堤	古川北宮沢(3) 地内	新堤防				98		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2211号

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予 想 さ れ る 危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工作物								要注意区 間
							A (m)	B (m)	A	B							
崎116	北上川	透川	左・右	無堤	古川北宮沢(4) 地内	新堤防				34	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2212号	
崎117	北上川	蛭沢川	右	無堤	岩出山 地内	新堤防				13	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第1分団	4災第2261号	
崎118	北上川	田尻川	左	有堤	田尻中目(1) 地内	新堤防				26	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団田尻支団第1分団	4災第2271号	
崎119	北上川	田尻川	右	有堤	田尻中目(2) 地内	新堤防				50	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団田尻支団第1分団	4災第2272号	
崎120	北上川	田尻川	右	有堤	古川川熊(1) 地内	新堤防				5	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団宮沢分団	4災第2273号	
崎121	北上川	田尻川	右	無堤	古川雨生沢(1) 地内	新堤防				18	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2274号	
崎122	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(2) 地内	新堤防				13	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2275号	
崎123	北上川	田尻川	右	無堤	古川雨生沢(3) 地内	新堤防				21	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2276号	
崎124	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(4) 地内	新堤防				96	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2277号	
崎125	北上川	田尻川	左・右	無堤	古川雨生沢(5) 地内	新堤防				51	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2278号	
崎126	北上川	田尻川	左・右	無堤	古川雨生沢(6) 地内	新堤防				193	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2279号	
崎127	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(7) 地内	新堤防				22	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2280号	
崎128	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(8) 地内	新堤防				19	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2281号	
崎129	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(9) 地内	新堤防				79	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2282号	
崎130	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(10)地内	新堤防				43	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2283号	
崎131	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川矢目(1) 地内	新堤防				87	破堤	月の輪	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	4災第2301号	
崎132	鳴瀬川	多田川	左	有堤	平柳 地内	新堤防				34	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団鳴瀬支団平柳班	4災第2303号	
崎133	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	下狼塚(1) 地内	新堤防				7	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団鳴瀬支団下狼塚	4災第2304号	
崎134	鳴瀬川	多田川	右	有堤	下狼塚(2) 地内	新堤防				55	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団鳴瀬支団下狼塚	4災第2305号	
崎135	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	下狼塚(3) 地内	新堤防				44	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団鳴瀬支団下狼塚	4災第2307号	
崎136	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川柏崎(2) 地内	新堤防				68	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2308号	
崎137	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	下多田川(1) 地内	新堤防				155	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団広原支団下多田川班	4災第2309号	
崎138	鳴瀬川	多田川	右	有堤	下多田川(2) 地内	新堤防				39	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団広原支団下多田川班	4災第2310号	
崎139	鳴瀬川	多田川	右	有堤	下多田川(3) 地内	新堤防				44	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団広原支団下多田川班	4災第2311号	
崎140	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	古川飯川地内	新堤防				98	破堤	月の輪	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2321号	
崎141	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	古川大崎(1)地内	新堤防				37	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団東大崎分団	4災第2322号	
崎142	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	古川大崎(2)地内	新堤防				13	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団東大崎分団	4災第2323号	
崎143	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	古川大崎(3)地内	新堤防				12	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団東大崎分団	4災第2324号	
崎144	鳴瀬川	名蓋川	左・右	有堤	古川矢目(1)地内外	堤防高	535				破堤	木流し	災害復旧助成	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	4災第2331号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予 想 さ れ る 危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工作物		要注意区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
崎145	鳴瀬川	名蓋川	左・右	有堤	古川矢目(2)地内外	堤防高	2.629					破堤	木流し	災害復旧(助成)	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	4災第2332号
崎146	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	葉切谷字白畑 地内	新堤防					17	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団広原支団上狼塚班	4災第2342号
崎147	北上川	吉野川	左	無堤	岩出山下真山(1)地内	新堤防					16	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2410号
崎148	北上川	吉野川	左・右	無堤	岩出山下真山(2)地内	新堤防					26	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2411号
崎149	北上川	吉野川	右	無堤	岩出山下真山(3)地内	新堤防					15	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2412号
崎150	北上川	吉野川	左	無堤	岩出山上真山(1)地内	新堤防					11	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2413号
崎151	北上川	吉野川	左・右	無堤	岩出山上真山(2)地内	新堤防					59	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2414号
崎152	北上川	小山田川	右	無堤	岩出山下真山稲形 地内	新堤防					23	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2420号
崎153	北上川	小山田川	右	無堤	古川清滝(1) 地内	新堤防					7	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2421号
崎154	北上川	小山田川	左・右	無堤	古川清滝(2) 地内	新堤防					81	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2422号
崎155	北上川	小山田川	右	無堤	古川清滝(3) 地内	新堤防					20	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2423号
崎156	北上川	小山田川	左	無堤	岩出山清滝磯田急松 地内	新堤防					12	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2424号
崎157	北上川	小山田川	左	無堤	岩出山清滝磯田向田 地内	新堤防					22	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2425号
崎158	北上川	小山田川	左	無堤	岩出山葛岡宮ノ下 地内	新堤防					6	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2426号
崎159	北上川	長泥川	左・右	無堤	古川清水沢(2) 地内	新堤防					68	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2430号
崎160	北上川	長泥川	右	無堤	古川清水沢(2) 地内	新堤防					12	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2431号
崎161	北上川	長泥川	左・右	無堤	古川清水沢(3) 地内	新堤防					38	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2432号
崎162	北上川	長泥川	左	無堤	古川清水沢(4) 地内	新堤防					63	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2433号
崎163	北上川	長泥川	左	無堤	古川清滝(2) 地内	新堤防					44	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2434号
崎164	北上川	長泥川	左	無堤	古川清滝(3) 地内	新堤防					46	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2435号
崎165	北上川	出来川	左・右	有堤	北浦(1) 地内	新堤防					38	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2501号
崎166	北上川	出来川	右	有堤	北浦(2) 地内	新堤防					31	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2502号
崎167	北上川	出来川	左	有堤	北浦(3) 地内	新堤防					56	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2503号
崎168	北上川	出来川	右	有堤	北浦(4) 地内	新堤防					17	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2504号
崎169	北上川	出来川	左	有堤	北浦(5) 地内	新堤防					19	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2505号
崎170	北上川	出来川	左・右	有堤	古川桑針 地内	新堤防					204	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2507号
崎171	北上川	出来川	左・右	有堤	古川石森(1) 地内	新堤防					51	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2511号
崎172	北上川	出来川	左	有堤	古川石森(2) 地内	新堤防					48	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2512号
崎173	北上川	出来川	左・右	有堤	古川石森(3) 地内	新堤防					78	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2513号

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工作物		要注意区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
崎174	北上川	出来川	右	有堤	古川石森(4) 地内	新堤防					51	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2514号
崎175	北上川	出来川	左	有堤	古川石森(5) 地内	新堤防					84	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2515号
崎176	北上川	出来川	右	有堤	名鱈地内	新堤防					37	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	涌谷町消防団第2分団	4災第2516号
崎177	北上川	生袋川	右	無堤	古川清水沢(1)地内	新堤防					77	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2521号
崎178	北上川	生袋川	左	無堤	古川清水沢(2)地内	新堤防					13	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2522号
崎179	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川清水沢(3)地内	新堤防					18	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2523号
崎180	北上川	生袋川	左	無堤	古川清水沢(4)地内	新堤防					53	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2524号
崎181	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(1)地内	新堤防					135	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2525号
崎182	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(2)地内	新堤防					49	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2526号
崎183	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(3)地内	新堤防					70	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2527号
崎184	北上川	生袋川	左	無堤	古川北宮沢(4)地内	新堤防					23	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2528号
崎185	北上川	生袋川	左	無堤	古川北宮沢(5)地内	新堤防					162	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2529号
崎186	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(6)地内	新堤防					94	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2530号
崎187	北上川	中雨生沢川	右	無堤	古川雨生沢(1) 地内	新堤防					17	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2541号
崎188	北上川	中雨生沢川	左・右	無堤	古川雨生沢(2) 地内	新堤防					24	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2542号
崎189	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川荒田目(1) 地内	新堤防					38	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2561号
崎190	鳴瀬川	洪川	左・右	無堤	古川荒田目(2) 地内	新堤防					45	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2562号
崎191	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川荒田目(3) 地内	新堤防					32	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2563号
崎192	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川保柳 地内	新堤防					15	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2564号
崎193	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川南沢(1) 地内	新堤防					8	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2565号
崎194	鳴瀬川	洪川	右	無堤	古川南沢(2) 地内	新堤防					47	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2566号
崎195	鳴瀬川	洪川	左・右	無堤	岩出山南沢(1) 地内	新堤防					71	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第2分団	4災第2567号
崎196	鳴瀬川	洪川	右	無堤	岩出山南沢(2) 地内	新堤防					10	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第2分団	4災第2568号
崎197	鳴瀬川	長堀川	右	無堤	三本木轟袋(1) 地内	新堤防					8	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団三本木支団第5分団	4災第2581号
崎198	鳴瀬川	長堀川	右	無堤	三本木轟袋(2) 地内	新堤防					7	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団三本木支団第5分団	4災第2582号
崎199	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(2) 地内	新堤防					5	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2222号
崎200	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(4) 地内	新堤防					8	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2224号

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工 作 物		要注意区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
崎201	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(5) 地内	新堤防					23	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2225号
崎202	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(1) 地内	新堤防					52	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2221号
崎203	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(3) 地内	新堤防					18	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2223号
崎204	高城川	大迫川	左・右	無堤	鹿島台大迫(1) 地内	新堤防					37	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2231号
崎205	高城川	大迫川	左	無堤	鹿島台大迫(2) 地内	新堤防					39	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2232号
崎206	高城川	大迫川	左・右	無堤	鹿島台大迫(3) 地内	新堤防					90	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2233号
崎207	高城川	新堀川	左・右	無堤	鹿島台大迫(1) 地内	新堤防					61	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2251号
崎208	高城川	新堀川	左・右	無堤	鹿島台大迫(2) 地内	新堤防					53	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2252号
崎209	高城川	新堀川	左	無堤	鹿島台大迫(3) 地内	新堤防					97	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2253号
崎210	高城川	広長川	右	無堤	鹿島台広長(1) 地内	新堤防					10	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	4災害第2241号
崎211	高城川	広長川	左	無堤	鹿島台広長(2) 地内	新堤防					33	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	4災害第2242号
崎212	鳴瀬川	多田川	右	有堤	大崎市古川三本木	新堤防					150	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃		
崎213	北上川	出来川	左・右	有堤	蒲谷町字尾切	新堤防					2,360	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	蒲谷町消防団	
崎214	鳴瀬川	多田川	右	有堤	大崎市古川三本木	新堤防					325	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃		
崎215	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	大崎市古川塚目	新堤防					975	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃		
崎216	北上川	出来川	左・右	有堤	美里町北浦船入	新堤防					410	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	美里町消防団	笹館
崎217	北上川	出来川	左・右	有堤	蒲谷町洪江	新堤防					638	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	蒲谷町消防団	洪江
崎218	鳴瀬川	鳴瀬川	左	無堤	加美郡加美町保室	新堤防					15	溢水	積み土のう	通常	〃	加美町消防団第5分団	
崎219	鳴瀬川	多田川	右	有堤	古川新沼行人堰	新堤防					225	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎220	鳴瀬川	多田川	右	有堤	加美郡加美町平柳	新堤防					22	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	加美町消防団鳴瀬支団平柳班	
崎221	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川柏崎	新堤防					60	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎222	鳴瀬川	多田川	右	有堤	古川耳取	新堤防					22	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎223	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川柏崎	新堤防					37	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎224	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	古川塚目金皿	新堤防					382	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎225	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	古川西荒井真田	新堤防					490	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎226	鳴瀬川	田川	左	無堤	加美郡加美町谷地森	洗掘	32	9,320	0	0		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第6分団	6災害第2105号
合計						42,661	13,646	9,320	0	0	19,695						

(北部土木事務所栗原地域事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定				評価種別	要注意区間	予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						堤防		工作物										
						A (m)	B (m)	A	B									
栗1	北上川	迫川	左	有堤	栗原市若柳字川北二股381		200			漏水		破	堤	月の輪	広域基幹	栗原土木	若柳第二分団第四部	
栗2	北上川	迫川	左	有堤	栗原市若柳字福岡四ッ谷～栗原市若柳字川北六畝					陸間						-		7基
栗3	北上川	迫川	左	有堤	栗原市栗館字城生野若宮地内	新堤防				825	破	堤	積み土のうシート張り	流対河川		栗館第三分団		R5.3追加 補助事業 (R6.3区間修正)
栗4	北上川	迫川	左	有堤	栗原市栗館字下宮野川北地内	新堤防				519	破	堤	積み土のうシート張り	流対河川		栗館第三分団		R7.3追加 補助事業
栗5	北上川	迫川	左	有堤	栗原市栗館字下宮野萩沢田内地内	工事				60	破	堤	積み土のうシート張り	流対河川		栗館第三分団		R7.3追加 仮締切補助事業
栗6	北上川	迫川	左	有堤	栗原市栗館字下宮野大仏～栗原市栗館字留場中原川原	堤防高	1,200				越水氾濫		積み土のうシート張り			栗館第一分団、第三分団		市街地の開発
栗7	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰清水山前	堤防断面		600			越水氾濫		積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗8	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰樋渡前	堤防断面		1,000			破	堤	積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗9	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰西原前70	堤防断面		1,200			破	堤	積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗10	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰上富前295-2	堤防断面		300			破	堤	積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗11	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰大屋敷	堤防断面		200			破	堤	積み土のうシート張り			瀬峰第三分団		
栗12	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰上富川原地内外	新堤防				530	破	堤	積み土のうシート張り	総流防		瀬峰第三分団		R5.3追加 国土強靱化事業
栗13	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰西川原地内外	新堤防				510	破	堤	積み土のうシート張り	総流防		瀬峰第三分団		R6.3追加 国土強靱化事業
栗14	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰下富前地内	新堤防				484	破	堤	積み土のうシート張り	総流防		瀬峰第三分団		R7.3追加 国土強靱化事業
栗15	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰下富川原地内	工事				215	破	堤	積み土のうシート張り	総流防		瀬峰第三分団		R7.3追加 開削 国土強靱化事業
栗16	北上川	荒川	左	有堤	栗原市栗館字横須賀山口	漏水		400			破	堤	積み土のう月の輪			栗館第二分団／第五分団第三部		
栗17	北上川	荒川	左	有堤	栗原市栗館字新曾内～栗原市栗館萩沢一舟戸	沈下		1,600			破	堤	積み土のう月の輪			栗館第二分団		(主)栗館登米線 兼用堤
栗18	北上川	荒川	右	有堤	栗原市栗館字照越3号	堤防高		500			越	水	積み土のう			栗館第二分団		
栗19	北上川	荒川	左	有堤	栗原市栗館字萩沢整地70	漏水	11				漏	水	積み土のう月の輪			栗館第二分団		R7.3追加 国土強靱化事業
栗20	北上川	荒川	右	有堤	栗原市栗館字萩沢向柳地内	新堤防				180	破	堤	積み土のうシート張り			栗館第二分団		R7.3追加 仮締切 国土強靱化事業
栗21	北上川	荒川	左	有堤	栗原市栗館字曾内浦地内	工事				50	破	堤	積み土のうシート張り			栗館第二分団		
栗22	北上川	照越川	左	有堤	栗原市栗館字照越2号～1号外	堤防高		1,200			越	水	積み土のうシート張り			栗館第二分団		
栗23	北上川	照越川	右	有堤	栗原市栗館字照越堀ノ内地内	新堤防				260	破	堤	積み土のうシート張り	総流防		栗館第二分団		R5.3追加 国土強靱化事業
栗24	北上川	照越川	左	有堤	栗原市栗館字照越二号地内	新堤防				240	破	堤	積み土のうシート張り	総流防		栗館第二分団		R6.3追加 国土強靱化事業
栗25	北上川	照越川	左	有堤	栗原市栗館字照越一号地内	新堤防				135	破	堤	積み土のうシート張り	総流防		栗館第二分団		R7.3追加 国土強靱化事業
栗26	北上川	照越川	右	有堤	栗原市栗館字照越一号地内	新堤防				250	破	堤	積み土のうシート張り	総流防		栗館第二分団		R7.3追加 国土強靱化事業
栗27	北上川	熊谷川	右	有堤	栗原市志波姫新上戸	堤防高		300			越	水	積み土のう月の輪			志波姫第二分団		
栗28	北上川	夏川	右	有堤	栗原市若柳武輪字新谷地	漏水		1,300			破	堤	積み土のう月の輪			若柳第二分団第三部、第三分団第二部、第四分団第三部		
栗29	北上川	田町川	左	有堤	栗原市若柳武輪字新桁形	堤防高		50			越	水	積み土のうシート張り			若柳第三分団第一部		堤防低い
栗30	北上川	田町川	右	有堤	栗原市若柳字新早稲開	堤防高		30			越	堤	積み土のうシート張り			若柳第三分団第一部、第二部、第三部		
栗31	北上川	三迫川	左	無堤	栗原市金成沢刃新中島～栗原市金成大原木剛屋敷	堤防高		2,600			氾	濫	積み土のうシート張り			金成第四分団第一部		
栗32	北上川	三迫川	右	無堤	栗原市栗駒嶺飛来中田前～栗原市栗駒嶺飛来新鏡ヶ淵	堤防高		2,100			氾	濫	積み土のう			栗駒第一分団第一部		
栗33	北上川	三迫川	右	無堤	栗原市栗駒中野田町	堤防高		100			氾	濫	積み土のう			栗駒第三分団第一部		
栗34	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒栗原川端	沈下		20			破	堤	シート張り 木流し	広域基幹		栗駒第二分団第三部		
栗35	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒桜田定官寺～栗原市栗駒栗原上八千刈	堤防断面		2,500			法	欠		広域基幹		栗駒第二分団第三部、第六分団第一部、第二部、第三部		

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	令和7年度特定 堤 防				要注意区 間	予想され る危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							A (m)	B (m)	工作物								
									A	B							
栗36	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒桜田古戸	洗掘		100			破	堤	シート張り 木流し		栗駒第二分団第一部		
栗37	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒桜田重原～ 栗原市栗駒桜田宿畑	堤防断面	1,000				破	堤	積み土のう シート張り		栗駒第二分団第三部		
栗38	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒桜田殿田替	漏水		100			破	堤	月の輪		栗駒第二分団第一部		
栗39	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷺沢袋島巡川原	沈下		250			破	堤	積み土のう シート張り		鷺沢第二分団		
栗40	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷺沢袋島巡川原	堤防高		50			越	水	積み土のう シート張り		鷺沢第二分団	R3.3新規追加	
栗41	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷺沢豊後橋	漏水		100			漏	水	月の輪		鷺沢第二分団	H30年度補修	
栗42	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷺沢袋島巡川原～ 栗原市鷺沢袋島川原前	堤防断面		2,700			破	堤	シート張り 木流し		鷺沢第二分団		
栗43	北上川	芋淬川	左	有堤	栗原市築館字黒瀬後畑	沈下		200			越	水	積み土のう シート張り		築館第三分団		
栗44	北上川	芋淬川	右	有堤	栗原市築館字黒瀬堰下	沈下		250			越	水	積み土のう シート張り		築館第三分団		
栗45	北上川	大江堀川	左・右	有堤	栗原市志波姫北郷我田南	堤防高		50			越	水	積み土のう シート張り		志波姫第二分団		
栗46	北上川	太田川	左	有堤	栗原市築館太田中太田地内	新堤防				30	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	栗駒第二分団	R5.3追加 応急復旧工事	
栗47	北上川	迫川	右	無堤	栗原市築館藤木地内	新堤防				8	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	栗駒第一分団	R3.3追加 4投算3021号	
栗48	北上川	迫川	左	無堤	栗原市一迫崎跡地内	新堤防				15	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	一迫第二分団	R6.3追加 4投算3022号	
栗49	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市高清水高田岡田地内	新堤防				14	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第三分団	R6.3追加 4投算3041号	
栗50	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市高清水清水権現下地内	新堤防				26	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3042号	
栗51	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市高清水清水権現下地内	新堤防				37	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R3.3追加 4投算3043号	
栗52	北上川	小山田川	左・右	有堤	栗原市高清水清水権現下地内	新堤防				127	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3044号	
栗53	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市高清水大西地内	新堤防				14	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3045号	
栗54	北上川	小山田川	右	無堤	栗原市高清水要の森地内	新堤防				39	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3046号	
栗55	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰八幡地内	新堤防				102	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3081号	
栗56	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰八幡地内	新堤防				29	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3082号	
栗57	北上川	瀬峰川	右	有堤	栗原市瀬峰八幡地内	新堤防				52	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3083号	
栗58	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				37	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3084号	
栗59	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				53	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3085号	
栗60	北上川	瀬峰川	左	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				4	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R3.3追加 4投算3086号	
栗61	北上川	瀬峰川	右	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				5	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3087号	
栗62	北上川	瀬峰川	左・右	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				16	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3088号	
栗63	北上川	瀬峰川	右	無堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防				17	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3089号	
栗64	北上川	瀬峰川	左	有堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防				17	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3090号	
栗65	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防				174	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3091号	
栗66	北上川	瀬峰川	左	有堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防				19	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3092号	
栗67	北上川	善光寺川	右	有堤	栗原市高清水折木地内	新堤防				29	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第二分団	R6.3追加 4投算3101号	
栗68	北上川	善光寺川	右	有堤	栗原市高清水熊野堂地内	新堤防				17	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3102号	
栗69	北上川	善光寺川	左・右	有堤	栗原市高清水石沢地内	新堤防				47	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R3.3追加 4投算3103号	
栗70	北上川	善光寺川	右	無堤	栗原市高清水石沢地内	新堤防				59	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3104号	
栗71	北上川	透川	左	有堤	大崎市古川清水沢字坊田地内	新堤防				40	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第一分団	R6.3追加 4投算3121号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	令和7年度評定				予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							堤防		工作物							
							A (m)	B (m)	A	B						
栗72	北上川	荒川	左・右	有堤	栗原市葉館字萩沢地内	新堤防			126	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 443第3141号
栗73	北上川	荒川	右	有堤	栗原市葉館字外南沢地内	新堤防			54	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 443第3142号
栗74	北上川	荒川	左・右	無堤	栗原市葉館字館沢地内	新堤防			27	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 443第3143号
栗75	北上川	荒川	左	無堤	栗原市葉館字萩沢東地内	新堤防			8	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 443第3144号
栗76	北上川	荒川	左・右	有堤	栗原市葉館字萩沢東地内	新堤防			67	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 443第3145号
栗77	北上川	荒川	右	無堤	栗原市葉館字萩沢東地内	新堤防			31	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 443第3146号
栗78	北上川	熊谷川	左	有堤	栗原市志波姫戸崎地内	新堤防			36	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	志波姫第二分団	R6.3追加 443第3161号
栗79	北上川	八沢川	右	有堤	栗原市葉館八沢地内	新堤防			19	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 443第3201号
栗80	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫孤崎地内	新堤防			24	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 443第3321号
栗81	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市一迫孤崎地内	新堤防			17	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 443第3322号
栗82	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			26	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 443第3323号
栗83	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			10	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 443第3324号
栗84	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			11	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 443第3325号
栗85	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			16	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 443第3326号
栗86	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防			11	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 443第3327号
栗87	北上川	金生川	左・右	有堤	栗原市栗駒片子沢地内	新堤防			73	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	栗駒第六分団	R6.3追加 443第3341号
栗88	北上川	金生川	右	有堤	栗原市一迫片子沢地内	新堤防			11	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 443第3342号
栗89	北上川	金生川	左	有堤	栗原市一迫片子沢地内	新堤防			12	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第二分団	R6.3追加 443第3343号
栗90	北上川	照越川	右	無堤	栗原市葉館照越地内	新堤防			43	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 443第3221号
栗91	北上川	照越川	左	有堤	栗原市葉館照越地内	新堤防			37	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 443第3222号
栗92	北上川	照越川	左・右	無堤	栗原市葉館照越地内	新堤防			20	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 443第3223号
栗93	北上川	照越川	右	有堤	栗原市葉館照越地内	新堤防			10	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 443第3224号
栗94	北上川	照越川	左	有堤	栗原市葉館照越地内	新堤防			12	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 443第3225号
栗95	北上川	照越川	右	無堤	栗原市葉館照越地内	新堤防			20	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 443第3226号
栗96	北上川	夏川	右	有堤	栗原市若柳武館小中谷地内	新堤防			51	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 443第3241号
栗97	北上川	夏川	右	有堤	栗原市若柳武館小中谷地内	新堤防			32	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 443第3242号
栗98	北上川	夏川	右	無堤	栗原市金成金生地内	新堤防			8	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第二分団	R6.3追加 443第3243号
栗99	北上川	夏川	右	無堤	栗原市金成金生地内	新堤防			13	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第二分団	R6.3追加 443第3244号
栗100	北上川	夏川	左・右	無堤	栗原市金成桜町地内	新堤防			14	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第二分団	R6.3追加 443第3245号
栗101	北上川	地田川	左・右	無堤	栗原市若柳有賀地内	新堤防			21	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 443第3261号
栗102	北上川	地田川	左	無堤	栗原市若柳有賀地内	新堤防			29	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 443第3262号
栗103	北上川	金流川	左	無堤	栗原市金成末野地内	新堤防			25	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第一分団	R6.3追加 443第3421号
栗104	北上川	金流川	左	無堤	栗原市金成末野地内	新堤防			8	破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第一分団	R6.3追加 443第3422号

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	令和7年度認定				予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							堤防	要注意区間		工作物						
								A (m)	B (m)							
栗105	北上川	有馬川	右	無堤	栗原市金成片馬合地内	新堤防				7 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第一分団	R6.3追加 4改第3441号
栗106	北上川	昔川	左・右	有堤	栗原市一迫真坂地内	新堤防				89 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改第3381号
栗107	北上川	昔川	左	無堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防				42 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3382号
栗108	北上川	昔川	左	無堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防				32 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3383号
栗109	北上川	昔川	左	有堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防				60 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3384号
栗110	北上川	昔川	左	有堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防				22 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3385号
栗111	北上川	昔川	左・右	無堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防				30 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3386号
栗112	北上川	昔川	左	有堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防				42 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3387号
栗113	北上川	長崎川	左・右	有堤	栗原市一迫字新御崎地内	新堤防				117 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改第3401号
栗114	北上川	長崎川	左	有堤	栗原市一迫字新三嶋地内	新堤防				77 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3402号
栗115	北上川	長崎川	右	有堤	栗原市一迫字新御崎地内	新堤防				14 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3403号
栗116	北上川	二迫川	左・右	有堤	栗原市葉館富境地内	新堤防				136 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第三分団	R6.3追加 4改第3301号
栗117	北上川	迫川	左	無堤	栗原市一迫字川口地内	新堤防				19 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第二分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗118	北上川	小山田川	右	無堤	栗原市高清水手取地内	新堤防				12 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	高清水第四分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗119	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市高清水下町地内	新堤防				85 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	高清水第二分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗120	北上川	瀬峰川	右	有堤	栗原市瀬峰新瀬嶺地内	新堤防				5 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	瀬峰第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗121	北上川	瀬峰川	右	無堤	栗原市瀬峰大野谷地内	新堤防				5 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	瀬峰第二分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗122	北上川	荒川	右	無堤	栗原市葉館字萩沢南地内	新堤防				7 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗123	北上川	荒川	右	有堤	栗原市葉館字萩沢地内	新堤防				22 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗124	北上川	夏川	左	有堤	栗原市若柳有賀字新三反田地内	新堤防				80 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗125	北上川	田町川	右	有堤	栗原市若柳武鑑字外ノ目地内	新堤防				45 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗126	北上川	三迫川	右	有堤	栗原市金成沢辺新字南地内	新堤防				12 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗127	北上川	三迫川	右	有堤	栗原市金成沢辺川崎地内	新堤防				35 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗128	北上川	三迫川	左	有堤	栗原市金成大原本野川地内	新堤防				20 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗129	北上川	昔川	右	有堤	栗原市一迫柳目字竹ノ内地内 外	新堤防				51 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗130	北上川	昔川	左・右	有堤	栗原市一迫柳目地内	新堤防				59 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗131	北上川	昔川	左・右	有堤	栗原市一迫柳目地内	新堤防				26 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗132	北上川	長崎川	左・右	有堤	栗原市一迫真坂地内	新堤防				103 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗133	北上川	砥沢川	左	無堤	栗原市花山本沢沼山地内	新堤防				40 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	花山第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗134	北上川	鳥沢川	左	有堤	栗原市栗駒鳥沢ノ平沖地内	新堤防				8 破	堤	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	栗駒第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗135	北上川	透川	左	無堤	栗原市高清水下町地内	新堤防				10 破	堤	積み土のうシート張り	河川修繕	〃	高清水第二分団	R7.3追加 河川修繕
栗136	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰西川原地内	新堤防				40 破	堤	積み土のうシート張り	河川修繕	〃	瀬峰第三分団	R7.3追加 河川修繕
栗137	北上川	有馬川	右	無堤	栗原市金成有壁原山地内	新堤防				16 破	堤	積み土のうシート張り	河川修繕	〃	金成第一分団	R7.3追加 河川修繕

番号	水系名	河川名	左右岸の 別	現況	位置	評価種別	令和7年度特定					予想され る危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							堤防		工作物		要注意区 間						
							A (m)	B (m)	A	B							
栗138	北上川	金流川	右	無堤	栗原市金成末野日向地内	新堤防						10 破 堤	積み土のう シート張り	河川修繕	〃	金成第一分団	R73追加 河川修繕
合計						29.803	2.211	20.000				7.592					

(東部土木事務所登米地域事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸 の別	現況	位置	令和7年度評定				予想さ れる危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種 別	堤防		工作物							要注意 区間
							A (m)	B (m)								
登1	北上川	南沢川	左	有堤	登米市津山町横山字伊貝 登米市津山町横山字中田	堤防高		1,100		越水	積み土のう	広域一般	東部土木 (登米)	登米市消防団津山支団2分団		
登2	北上川	石貝川	右	有堤	登米市津山町柳津字幣崎	堤防高	300			越水	積み土のう	広域一般	"	登米市消防団津山支団3分団		
登3	北上川	黄牛川	右	有堤	登米市津山町柳津字入沢	堤防高	900			越水	積み土のう	広域一般	"	登米市消防団津山支団3分団		
登4	北上川	北沢川	左	無堤	登米市津山町横山字久保	堤防高	200			越水	積み土のう		"	登米市消防団津山支団2分団		
登5	北上川	南沢川	右	有堤	登米市津山町横山字久保	堤防高	500			越水	積み土のう		"	登米市消防団津山支団2分団		
登6	北上川	荒川	左・右	有堤	登米市迫町新田 迫町北方字飯土井	堤防高		1,800		越水	積み土のう	広域基幹	"	登米市消防団迫支団7・12分団		
登7	北上川	荒川	右	有堤	登米市迫町新田	堤防高		1,000		越水	積み土のう	広域基幹	"	登米市消防団迫支団10・12分団		
登8	北上川	夏川	右	有堤	登米市石越町北郷	堤防高		2,300		越水	積み土のう		"	登米市消防団石越支団3分団		
登9	北上川	夏川	右	有堤	登米市石越町北郷字小谷地	漏水	100			破堤	月の輪		"	登米市消防団石越支団3分団		
登10	北上川	羽沢川	左	有堤	登米市登米町大字日根牛	漏水	680			破堤	月の輪	局部改良	"	登米市消防団登米支団1分団		
登11	北上川	大関川	左・右	有堤	登米市東和町米谷字根廻	堤防高		700		越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団3分団		
登12	北上川	二股川	右	無堤	登米市東和町米川字中嶋	洗掘		500		越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団6分団		
登13	北上川	綱木沢川	右	無堤	登米市東和町米川字内野	堤防高		200		越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団7分団		
登14	北上川	綱木沢川	右	無堤	登米市東和町米川字朴ノ沢	堤防高		200		越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団7分団		
登15	北上川	綱木沢川	右	無堤	登米市東和町米川字上綱木	堤防高		500		越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団7分団		
登16	北上川	迫川	左	有堤	登米市米山町字桜岡新田 米山町字桜岡江浪	漏水		4,000		破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団1・3分団		
登17	北上川	迫川	右	有堤	登米市米山町西野字平埜 米山町西野字十日町	漏水		3,000		破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団2分団		
登18	北上川	迫川	右	有堤	登米市米山町西野字下小路 米山町西野字後小路	漏水		800		破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団4分団		
登19	北上川	迫川	右	有堤	登米市米山町西野字後小路	漏水		800		破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団4分団		
登20	北上川	迫川	右	有堤	登米市迫町佐沼字内町	漏水		340		破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団迫支団1分団		
登21	北上川	荒川	右	有堤	登米市迫町北方字泥内	漏水	200			破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団迫支団6分団		
登22	北上川	駒林川	左	有堤	登米市南方町沼崎前	堤防高		1,100		越水	積み土のう	県単局改	"	登米市消防団南方支団7分団		
合計						21,220	2,880	18,340		0						

(東部土木事務所(登米地域事務所を除く)管内)

番 号	水 系 名	河 川 名	左右岸 の 別	現 況	位 置	令和7年度評定					予想される 危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工 作 物								要注意区間
							A (m)	B (m)	A	B							
石1	鳴瀬川	東名運河	左・右	有堤	東松島市野森	堤防高		3,000			越水	積み土のう	災害復旧	東部土木	東松島市消防団第9分団	H30災害復旧工事完了	
石2	北上川	大沢川	左・右	無堤	石巻市北上町女川字中田 石巻市北上町女川字大上	堤防高	1,800				越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石3	北上川	西沢川	右	無堤	石巻市北上町長尾字下沢	堤防高	800				越水	積み土のう	社総交	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石4	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市北上町橋浦字北釜谷崎	漏水		1,000			破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石5	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市北上町橋浦字行人前 石巻市北上町橋浦字上大須	漏水		2,000			破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石6	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市北上町橋浦字北釜谷崎 石巻市北上町橋浦字上大須	堤防高		3,710			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石7	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市中野字新橋前 石巻市中野字相野田入	堤防高		2,110			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団河北地区団第1分団		
石8	北上川	皿貝川	左	無堤	石巻市馬鞍字三貫沢山 石巻市馬鞍字新島越	堤防高	500				越水	積み土のう	河川改修	"	石巻市消防団河北地区団第1分団		
石9	北上川	倉之迫川	左	無堤	石巻市東福田	堤防高	300				氾濫	積み土のう		"	石巻市消防団河北地区団第3分団		
石10	北上川	真野川	右	有堤	石巻市稲井	漏水	1,600				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石11	北上川	真野川	左	有堤	石巻市稲井	漏水	2,900				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石12	北上川	真野川	左	有堤	石巻市稲井	漏水	350				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石13	北上川	真野川	右	有堤	石巻市稲井	堤防高		1,000			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石14	北上川	真野川	左・右	有堤	石巻市稲井	堤防高		2,100			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石15	北上川	真野川	右	有堤	石巻市稲井	漏水		500			破堤	月の輪	総合河川	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石16	北上川	真野川	右	有堤	石巻市高木	漏水	10				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石17	北上川	八津川	左・右	有堤	石巻市大瓜	漏水	900				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石18	北上川	高木川	左	有堤	石巻市高木	漏水		230			破堤	月の輪	総合河川	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石19	北上川	高木川	右	有堤	石巻市高木	堤防高		100			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団	R3.3完成	
石20	北上川	高木川	左	有堤	石巻市高木	堤防高		800			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団	R1.5完成	
石21	北上川	日向川	左・右	有堤	石巻市真野字小島	堤防高		1,200			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第6分団	R1.5完成	
石22	北上川	水沼川	左・右	有堤	石巻市水沼	堤防高		400			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第6分団	R1.6完成	
石23	北上川	西沢川	左・右	有堤	左岸：石巻市北上町長尾字東前 ～幸畑地区 右岸：石巻市北上町長尾字西前 ～西沢地区	新堤防				774	越水	積み土のう	河川改修	"	石巻市消防団北上地区団第1分団	R5.3完成	
石24	北上川	真野川	右	無堤	石巻市水沼	新堤防				82	洗掘	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第6分団	R5.7完成	
石25	定川	定川	左・右	有堤	左岸：東松島市赤井 右岸：東松島市大曲	堤防高		22			越水	積み土のう	災害復旧	"	東松島市消防団第2分団	JR端接線部	
合計						28,188	9,160	18,172			856						

(気仙沼土木事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		工作物								要注意区間
							A (m)	B (m)	A	B							
気1	折立川	折立川	左	無堤	本吉郡南三陸町戸倉字町	堤防高		200				積み土のう		気仙沼土木	南三陸町消防団第2分団		
気2	水尻川	水尻川	左	無堤	本吉郡南三陸町入谷字大船沢	堤防高		700				積み土のう		〃	南三陸町消防団第3分団		
気3	面瀬川	面瀬川	右	無堤	気仙沼市松崎大萱(面瀬橋)から 気仙沼市松崎馬場(R45面瀬川橋)	堤防高		1,373				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第6分団		
気4	面瀬川	面瀬川	右	有堤	気仙沼市松崎馬場(R45面瀬川橋)から 気仙沼市松崎馬場(気仙沼唐桑線旧面瀬橋)	新堤防					480	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気5	面瀬川	面瀬川	左	無堤	気仙沼市松崎大萱(面瀬橋)から 気仙沼市松崎高谷(R45面瀬川橋)	堤防高		1,410				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第6分団		
気6	面瀬川	面瀬川	左	有堤	気仙沼市松崎高谷(R45面瀬川橋) から気仙沼市松崎高谷(中瀬川合流)	新堤防					350	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気7	面瀬川	面瀬川	左	有堤	気仙沼市松崎中瀬(中瀬川合流)から 気仙沼市松崎片浜(気仙沼唐桑線旧面瀬橋)	新堤防					200	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気8	面瀬川	面瀬川	左	有堤	気仙沼市松崎片浜から 気仙沼市松崎片浜(河口)	新堤防					100	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気9	大川	大川	左	有堤	気仙沼市内の脇3丁目 新曙橋 川口町一丁目	新堤防					60	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気10	大川	大川	右	有堤	新曙橋から 気仙沼市赤岩港	新堤防					70	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気11	大川	大川	右	有堤	気仙沼市赤岩港	新堤防					10	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成・陸揚	
気12	大川	神山川	左	有堤	気仙沼市神山から 気仙沼市南郷	新堤防					350	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気13	大川	神山川	左	有堤	気仙沼市南郷から 大川合流	新堤防					140	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気14	大川	神山川	右	有堤	気仙沼市赤岩杉ノ沢から 気仙沼市赤岩館下	新堤防					170	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気15	大川	神山川	右	有堤	気仙沼市赤岩館下	新堤防					60	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気16	津谷川	馬籠川	左	有堤	気仙沼市本吉町向畑(教学橋)から 気仙沼市本吉町向畑	堤防高		300				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第12分団		
気17	津谷川	馬籠川	右	有堤	気仙沼市本吉町馬籠町(教学橋)から 気仙沼市本吉町馬籠町	堤防高		400				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第12分団		
気18	津谷川	津谷川	左	有堤	気仙沼市本吉町津谷明戸(花見橋下流)	新堤防					245	シート張り 積み土のう	社総交	〃	気仙沼市消防団第13分団	R7・2完成	
気19	津谷川	馬籠川	左	有堤	気仙沼市本吉町館下(百々橋下流)	堤防高		100				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第12分団	R5追加	
気20	大川	大川	左	有堤	気仙沼市四反田	新堤防					1	積み土のう		〃	気仙沼市消防団第2分団	陸揚 (角落し)	
気21	大川	大川	左	有堤	気仙沼市四反田	新堤防					1	積み土のう		〃	気仙沼市消防団第2分団	陸揚 (角落し)	
気22	大川	大川	左	有堤	気仙沼市朝日町	新堤防					1	積み土のう	災害復旧 (地震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	陸揚 (避難所)	
気23	津谷川	馬籠川	右	無堤	気仙沼市本吉町津谷桜子(金子橋)から 気仙沼市本吉町庄の下(岩崎橋)まで	堤防高		750				積み土のう	社総交	〃	気仙沼市消防団第13分団		
気24	津谷川	馬籠川	左	無堤	気仙沼市本吉町津谷桜子(金子橋)から 気仙沼市本吉町庄の下(岩崎橋)まで	堤防高		750				積み土のう	社総交	〃	気仙沼市消防団第13分団		
合計						8,221	0	5,983	0	0	2,238						

第2節 東日本大震災による被災箇所

東日本大震災により河川の堤防等が被災した箇所及び現在の状況については、第3表のとおりであり、水防上特に警戒が必要である。

第3表 東日本大震災による被災箇所状況【県管理河川】

令和7年3月末日現在

事務所名	番号	水系名	河川名 (海岸名)	左右岸 の別	現況	位置(応急実施位置)	延長(m)	評価種別	予想され る危険	復旧の状況 本復旧予定時期	備考
大河原	1	阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町下名生字須川前	120	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年8月)	
仙台	2	阿武隈川	五間堀川	左	有堤	岩沼市寺島字北新田	500	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	3	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市寺島字北新田					
仙台	4	阿武隈川	五間堀川	右	有堤	岩沼市早股字新長者森	32	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	左岸170m 右岸30m
仙台	5	阿武隈川	五間堀川	左	有堤	岩沼市早股字新長者森	168	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	6	阿武隈川	五間堀川	左	有堤	岩沼市早股字前川	180	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	7	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市早股字前川					
仙台	8	阿武隈川	五間堀川	左右	有堤	岩沼市下野郷字赤江川	1000	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	9	阿武隈川	五間堀川	左右	有堤	岩沼市下野郷字新藤曾根	1200	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	10	阿武隈川	五間堀川	左	有堤	岩沼市下野郷字新美苗	27	堤防断面	決壊	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	11	阿武隈川	五間堀川	左右	有堤	岩沼市下野郷字館外	430	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	12	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市寺島字川向					
仙台	13	阿武隈川	五間堀川	左右	有堤	岩沼市寺島字川向	840	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	14	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市寺島字川向					
仙台	15	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市(長谷釜橋上下流)				本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	16	名取川	中貞山運河	左右	有堤	名取市関上	1600	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和元年度)	
仙台	17	名取川	北貞山運河	右	有堤	仙台市若林区(藤塚水門付近)	50	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和元年度)	
仙台	18	名取川	南貞山運河	左右	有堤	名取市下増田(北釜大橋付近)	4900	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和2年度)	
仙台	19	名取川	増田川	左右	有堤	名取市小塚原(小塚原樋管付近)	1900	堤防断面	欠壊	本復旧完了済(令和元年度)	
仙台	20	名取川	川内沢川	左右	有堤	岩沼市下野郷(河口部、橋梁部等)	3300	堤防断面	越水	本復旧完了済(平成29年10月)	
仙台	21	鳴瀬川	明石川		有堤	富谷市西成田外	複数箇所	堤防断面	決壊	平成26年3月護岸工復旧完了	
仙台	22	七北田川	七北田川	右	有堤	仙台市宮城野区蒲生(河口付近)	100	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和2年度)	
仙台	23	七北田川	南貞山運河	右	有堤	仙台市若林区荒浜(第二旭橋上流)	20	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成29年度)	
仙台	24	砂押川	砂押川	右	有堤	多賀城市榎木～栄(笠神新橋～念仏橋)	600	堤防断面	破堤	平成25年10月護岸工復旧	
仙台		砂押川	砂押川	左	有堤	多賀城市鶴ヶ谷	150	堤防断面	破堤	平成27年3月護岸工復旧	
仙台	25	砂押川	旧砂押川	左	堀込	多賀城市大代(大代橋～橋本橋)	50	洗堀	欠壊	本復旧完了済(平成28年12月)	
仙台	26	砂押川	砂押貞山運河	左	堀込	多賀城市大代(橋本橋～仙流橋)	350	洗堀	欠壊	本復旧完了済(平成30年9月)	
仙台	27	坂元川	坂元川	左右	有堤	山元町坂元中島(新中島橋・サイフォン付近)	20	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和3年9月)	
仙台	28	坂元川	坂元川		有堤						
仙台	29	坂元川	戸花川	左右	有堤	山元町坂元蓮池(JR橋付近)	10	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和3年3月)	
仙台	30	坂元川	戸花川	左右	有堤	山元町坂元川添	50	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成29年3月)	
北部	31	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美町下新田(1)	550	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年6月)	左岸546m
北部	32	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美町下新田(2)	60	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年6月)	左岸57m
北部	33	鳴瀬川	鳴瀬川	右	有堤	色麻町袋	90	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年6月)	右岸90m
北部	34	鳴瀬川	多田川	右	有堤	加美町下狼塚(1)	70	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年8月)	右岸68m
北部	35	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	加美町下狼塚(2)	840	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年8月)	左岸406m 右岸434m
北部	36	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	大崎市柏崎(1)	206	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年7月)	左岸146m 右岸60m
北部	37	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	大崎市柏崎(2)	427	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年7月)	左岸273m 右岸154m
北部	38	北上川	小山田川			大崎市市田尻蕨栗				平成23年度復旧完了済	
北部栗原	39	北上川	迫川	左	有堤	栗原市若柳大林	540	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
北部栗原	40	北上川	迫川	右	有堤	栗原市志波姫城内北	280	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
北部栗原	41	北上川	迫川	右	有堤	栗原市志波姫刈敷蔵場	40	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
北部栗原	42	北上川	迫川	右	有堤	栗原市志波姫刈敷三丁目	55	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
北部栗原	43	北上川	迫川	左	有堤	栗原市金成姉歯	70	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部	44	鳴瀬川	東名運河	左右	堀込	東松島市新東名	3000	堤防断面	越水	本復旧完了済(平成30年8月)	
東部	45	北上川	大沢川	左右	有堤	石巻市北上町十三浜	4333	堤防断面	越水	河道閉塞一がれき撤去完了 本復旧:平成25年9月～令和4年3月	
東部	46	北上川	追波沢川	左右	有堤	石巻市北上町吉浜	2085	堤防断面	越水	河道閉塞一がれき撤去完了 本復旧:平成25年9月～令和4年3月	
東部	47	北上川	富士川			石巻市釜谷	全体	堤防断面	破堤	本復旧:平成25年9月～令和4年3月	
東部	48	北上川	皿貝川	左右	有堤	石巻市北上町橋浦釜谷崎	7750	堤防断面	越水	仮堤防による応急復旧完了 本復旧:平成25年9月～令和3年8月	
東部	49	北上川	中島川		有堤						
東部	50	北上川	真野川	左右	有堤	石巻市大瓜	複数箇所	堤防断面	決壊	シト養生による応急復旧完了 本復旧:平成25年10月～平成31年3月	
東部	51	定川	定川	右	有堤	東松島市大曲(定川大橋付近)	400	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成30年3月)	
東部		定川	定川	左	有堤	東松島市赤井(R45沿い)	100	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成30年3月)	
東部	52	定川	南北上運河	左	有堤	東松島市大曲(県道石巻工業線沿い)	1310	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
東部	53	定川	南北上運河	右	有堤	東松島市矢本(海浜緑地付近)	980	堤防断面	越水	本復旧完了済(平成31年3月)	
東部	54	定川	北北上運河	左	有堤	石巻市門脇(明神橋・大街道新橋付近)	1010	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
東部	55	定川	北北上運河	左右	有堤	石巻市門脇(中浦橋上下流)	40	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
東部	56	定川	北北上運河								
東部	57	淀川	淀川	左右	堀込	石巻市牡鹿	150	堤防断面	越水	捨石による応急復旧完了 本復旧:平成26年11月～平成31年3月	
東部	58	湊川	湊川	左右	堀込	石巻市牡鹿	500	堤防断面	越水	大型土のうによる応急復旧完了 本復旧:平成26年9月～平成31年3月	
東部	59	女川	女川			女川町清水町				本復旧:平成25年3月～平成30年3月	
東部登米	60	北上川	迫川	左	有堤	登米市迫町森	210	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	61	北上川	迫川	右	有堤	登米市豊里町丸木(二ツ屋橋付近)	70	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	62	北上川	迫川			登米市豊里丸木					
東部登米	63	北上川	迫川			登米市米山町西野				本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	64	北上川	荒川	左	有堤	登米市迫町新田(伊豆沼)	170	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	65	北上川	萱刈川	左	有堤	大崎市市田尻蕨栗	80	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	66	北上川	荒川外			登米市迫町外	複数箇所	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	67	北上川	迫川外			登米市南方町外	複数箇所	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
気仙沼	68	大川	大川	左	有堤	気仙沼市朝日町(河口付近)	50	堤防断面	破堤	仮堤防(大型土のう)による応急復旧完了 本復旧:平成25年度～令和4年度	
気仙沼	69	大川	大川	右	有堤	気仙沼市朝日町(気仙沼大橋付近)	30	堤防断面	破堤	仮堤防(大型土のう)による応急復旧完了 本復旧:平成25年度～令和4年度	
気仙沼	70	鹿折川	鹿折川	左右	有堤	気仙沼市本浜町	430	堤防断面	破堤	仮堤防(大型土のう)による応急復旧完了 本復旧:平成25年度～令和3年度	左岸40m 右岸300m

第3節 ダム、水こう門の操作

洪水時に人的操作が必要で水防上重要なダム、水こう門、樋門等の管理者又は操作担当者は、気象状況の通知を受けた後は直ちに出水状況を常時観測し、操作基準によりその門扉の開閉を行うものとする。
県が管理する施設は、第4表のとおりである。

第4表

県管理の水こう門等一覧表

(1)水こう門

番号	河川・海岸名	名称	設置場所	管理者	操作基準			備考	令和7年3月現在の状況
					開放	閉鎖	時		
1	南 貞 山 運 河	水 門	仙台市	仙台土木事務所	常	常	南水門操作要領による運用		
2	北 北 上 運 河	釜 工 門	石巻市	東部土木事務所	釜に	釜に	釜開門操作要領による運用	株式会社木村土建	
3	釜 谷 川	入 釜 水 門	石巻市	常	常	常	異常気象による逆流時	石巻市	災害復旧工事中 開扉状態
4	東 名 運 河	東 釜 水 門	東松島市	常	常	常	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	東松島市	
5	真 野 川	八 津 川 樋 門	石巻市	常	常	常	異常気象による逆流時	久我建設株式会社	
6	皿 貝 川	西 沢 川 樋 門 (旧)	常	常	常	常	異常気象による逆流時	株式会社山内組	
7	皿 貝 川	西 沢 川 樋 門 (新)	常	常	常	常	異常気象による逆流時	株式会社山内組	令和4年度下半期 供用予定
8	後 川	谷 川 防 潮 水 門	常	常	常	常	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	管理者直接操作	
9	大 (普 通 河 川)	大 谷 川 防 潮 水 門	常	常	常	常	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	管理者直接操作	
10	大 沢 川	大 沢 川 分 派 水 門	常	常	常	常	分派水門操作要領による運用	管理者直接操作	
11	外 尾 川	外 尾 川 水 門	気仙沼市	気仙沼土木事務所	常	常	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	管理者直接操作	
12	津 谷 川	蘇 野 川 樋 門	常	常	常	常	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	管理者直接操作	
13	伊 里 前 川	伊 里 前 川 3 号 樋 管	南三陸町	常	常	常	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	管理者直接操作	
14	追 川	山 吉 田 水 門	東部土木事務所	東部土木事務所	山吉田水門	山吉田水門	山吉田水門操作要領による運用	追川沿岸土地改良区	
15	南 谷 地 越 流 堤	南 谷 地 越 流 堤	常	常	常	常	三方島量水標においての水位基準	三方島量水標においての水位基準	
16	南 谷 地 越 流 堤	南 谷 地 越 流 堤	常	常	常	常	三方島量水標においての水位基準	三方島量水標においての水位基準	
17	山 王 川	山 王 川 水 門	栗原市	北部土木事務所	山王水門	山王水門	山王水門操作要領による運用	追川沿岸土地改良区	
18	小 山 田 川	野 谷 地 越 流 堤	登米市	東部土木事務所	登米市	登米市	登米市操作要領による運用	登米市	
19	大 水 門 川	泉 谷 水 門	栗原市	北部土木事務所	泉谷水門	泉谷水門	泉谷水門操作要領による運用	小山田川沿岸土地改良区	

番号	河川・海岸名	名称	設置場所	管理者	操作基準		備考	令和7年3月現在の状況
					開放	閉鎖		
					高島水門量水標(下流)KP320m未満 飯屋水門操作規則による運用	高島水門量水標(下流)KP320m以上 飯屋水門操作規則による運用		
20	旧 迫川	高島水門	東登米市	東部土木事務所	所長		迫川沿岸土地改良区	
21	荒川	飯屋水門	"	"	"		管理者直接操作	
22	"	飯土井水門	"	"	"		操作委託先	登米市
23	夏川	宝江樋門	"	"	"		迫川本川河道水位が逆水地水位より高い場合は閉鎖	
24	田川	賀美石樋門	加美町	北部土木事務所	所長	上流側水位(筋川)が下流側水位(田川)より高くなったとき 内水位(深川)が外水位(鳴瀬川)より高くなり、外水位上昇の恐れがないとき 高城水位がT.P.+28.00m未満であるときは常に解放	操作委託先	加美町
25	鳴瀬川	深川樋門	"	"	"		"	"
26	"	旧長谷川排水樋門	色麻町	"	"	高城水位がT.P.+28.00mに達したとき	"	色麻町
27	"	河童川水門	"	"	"	袋水位がT.P.+23.761m未満であるとき	"	"
28	深川	王城寺樋門	"	"	"	王城寺水位がT.P.+54.48m未満であるときは常に解放	"	"
29	鶴田川	杉ヶ崎樋門	大崎市	"	"	上流側水位(山王江排水路)が下流側水位(品井沼遊水地)より高くなったとき	"	大崎市
30	深谷川	深谷サイフォン	"	"	"	上流側水位(深谷川)が下流側水位(品井沼遊水地)より高くなったとき	"	"
31	百々川	西川樋門	"	"	"	上流側水位(百々川)が下流側水位(田原川)より高くなったとき	"	"
32	斥候川	斥候川水門	登米市	東部土木事務所	所長	斥候川 KP. 993 m 以下	時	登米市
33	梅田川	仙石水門	仙台市	仙台土木事務所	所長	仙石水門操作要領による運用		
34	五間堀川	分派水門	岩沼市	"	"	分派水門操作要領(案)による運用		
35	西川	樵排水樋門	大和町	"	"	水門操作要領による運用	操作委託先	大和町
36	高倉川	調整水樋門	角田市	大河原土木事務所	所長	高倉川調整水門及び高倉川送水樋門操作規則による運用	"	あぶくま川水系角田地区土地改良区
37	新川	新川水門	松島町	"	"	新川水門操作要領(案)による運用	操作委託先	松島町
38	大(普通河川)	清水田3号樋門	石巻市	東部土木事務所	所長	常時異常気象による逆流時	管理者直接操作	
39	白浜(普通河川)	白浜第1水門	"	"	"	"	"	
40	上ノ沢(普通河川)	白浜第2水門	"	"	"	"	"	
41	長塩谷(普通河川)	長塩谷第1水門	"	"	"	"	"	
42	立神(普通河川)	長塩谷第2水門	"	"	"	"	"	

番号	河川・海岸名	名 称	設置場所	管 理 者	操 作 基 準		備 考	令和7年3月 現在の状況
					開 放	閉 鎖		
43	津 谷	川津谷川左岸樋管(その2)	気仙沼市	気仙沼土木事務所長	常	異常気象による逆流及び津波注 時 意 報・警 報 発 令 時	管理者直接操作	
44	長 須 賀 海 岸	長 須 賀 樋 門	南三陸町	〃	〃	〃	〃	
45	稲 淵	川 稲 淵 川 河 口 樋 門	〃	〃	〃	〃	〃	
46	大 沢 海 岸	大 沢 水 門	女川町	東部土木事務所長	〃	〃	操作委託先 高橋建設	
47	浦 宿 海 岸	浦 宿 水 門	〃	〃	〃	〃	〃 田中建設	
48	針 浜 海 岸	針 浜 第 1 水 門	〃	〃	〃	〃	〃	
49	花 刈 浜 海 岸	排水樋門七土一樋1	七ヶ浜町	仙台土木事務所長	〃	〃	〃 七ヶ浜町	
50	菖 蒲 田 海 岸	菖々森樋門七土一樋2	〃	〃	〃	〃	〃	
51	菖 蒲 田 海 岸	阿川沼樋門七土一樋3	〃	〃	〃	〃	〃	
52	松 ヶ 浜 海 岸	排水樋門七土一樋4	〃	〃	〃	〃	〃	
53	五 間 堀 川	赤 井 江 1 号 樋 門	岩沼市	〃	〃	〃	〃 未定	遠隔操作設備工事中
54	佐 賀 川	佐 賀 川 水 門	大崎市	北部土木事務所長	〃	水 門 操 作 要 領 に よ る 逆 流 時	〃 大崎市	
55	羽 沢 川	湯 沢 樋 管	登米市	東部土木事務所長 登米地域事務所長	湯 沢 水 量 未 満 KP1199m	〃	〃 登米市	
56	折 立 海 岸	折 立 第 1 樋 門	石巻市	東部土木事務所長	常	異常気象による逆流時	〃 株式会社伊藤土建	
57	〃	折 立 第 2 樋 門	〃	〃	〃	〃	〃 株式会社伊藤土建	

(2)ダム

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備考
1	増田川	樽水ダム	名取市	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所	一定開度 最大40m ³ /s	平常時最高貯水位 55.70
2	大倉川	大倉ダム	仙台市	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所	一定率一定量 (流入量-100)×0.4+100	平常時最高貯水位 270.60 洪水貯留準備水位 263.35 (7月1日から9月30日まで)
3	七北田川	七北田ダム	仙台市	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所	自然調節 最大90m ³ /s	平常時最高貯水位 243.0 洪水貯留準備水位 238.0 (7月1日から9月30日まで)
4	南川	南川ダム	大和町	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所	自然調節 最大130m ³ /s	平常時最高貯水位 97.6 洪水貯留準備水位 94.2 (6月11日から10月10日まで)
5	吉田川	宮床ダム	大和町	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所	自然調節 最大80m ³ /s	平常時最高貯水位 98.0
6	勿来川	惣の関ダム	大和町	仙台地方ダム総合事務所 関ダム管理事務所	自然調節 最大9m ³ /s	平常時最高貯水位 33.1
7	鳴瀬川	漆沢ダム	大和町	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所	一定率一定量 (流入量-100)×0.15+100	平常時最高貯水位 270.50 洪水貯留準備水位 261.50 (7月1日から9月30日まで)
8	長者川	化女沼ダム	大崎市	大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所	自然調節 最大10m ³ /s	平常時最高貯水位 25.90
9	上大沢川	上大沢ダム	〃	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所	自然調節 最大20m ³ /s	平常時最高貯水位 312.0
10	迫川	花山ダム	栗原市	栗原地方ダム総合事務所 花山ダム管理事務所	洪水期(7/1~9/30) 一定開度 最大140m ³ /s 非洪水期(10/1~6/30)	平常時最高貯水位 124.60 洪水貯留準備水位 122.00 (7月1日から7月10日まで) 118.80 (7月11日から9月30日まで)
11	二迫川	荒砥沢ダム	栗原市	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所	自然調節 最大140m ³ /s	平常時最高貯水位 274.40 洪水貯留準備水位 268.70 (7月1日から9月30日まで)
12	三迫川	栗駒ダム	〃	栗原地方ダム総合事務所 栗駒ダム管理事務所	一定開度最大50m ³ /s (非洪水期は平常時全開)	平常時最高貯水位 198.00 洪水貯留準備水位 190.00 (7月1日から9月30日まで)
13	長崎川	小田ダム	〃	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所	自然調節 最大210m ³ /s	平常時最高貯水位 163.50 洪水貯留準備水位 158.50 (7月1日から9月30日まで)
14	伊里前川	弘川ダム	南三陸町	気仙沼土木事務所	自然調節 最大18m ³ /s	平常時最高貯水位 120.10
15	迫川	長沼ダム	登米市	東部土木事務所 登米地方事務所	越流堤及び導水路による流入 最大600m ³ /s	平常時最高貯留水位 KP 8.70 洪水貯留準備水位 KP 8.10(7月1日から9月30日まで)

(3)救急内水ポンプ

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備考
1	大江堀	救急内水ポンプ場	栗原市	北部土木事務所 栗原地域事務所	Q=1m ³ /s×2(3)台	操作水位:山王水位がKP12.50m以上で本川からの逆流が認められ、山王水門が閉扉したとき ()内は他機場からポンプが移動してきた場合の最大数
2	大水門	救急内水ポンプ場	〃	〃	Q=1m ³ /s×2台	操作水位:泉谷水位がKP4.80m以上で本川からの逆流が認められ、泉谷水門が閉扉したとき
3	河童	救急内水ポンプ場	色麻町	北部土木事務所	Q=1m ³ /s×1台	操作水位:袋外水位がTP23.76mに達し、河童川水門が閉扉したとき

第5表

国土交通省管理の水こう門等一覧表

(1)水こう門

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	備考
1	半田川	青木水門	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所長	
2	新桜井川	大坊水門	角田市	〃	
3	小田川	小田川水門	角田市	〃	
4	中貞山運河	閑上水門	名取市	〃	被災:平成28年度災害復旧完了
5	五間堀川	新浜水門	岩沼市	〃	被災:平成28年度災害復旧完了
6	阿武隈川	阿武隈大堰	亘理町	〃	
7	月浜沢川	月浜沢川排水樋門	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所長	
8	大沢川	月浜第2水門	石巻市	〃	
9	富士川	釜谷水門	石巻市	〃	
10	皿貝川	月浜第1水門	石巻市	〃	
11	追波川	福地水門	石巻市	〃	
12	北上川	北上大堰	石巻市	〃	
13	北上川	脇谷水門	登米市	〃	
14	北上川	鴫波水門	登米市	〃	
15	北上川	脇谷閘門	石巻市	〃	
16	真野川	真野川水門	石巻市	〃	
17	旧北上川	石井水門	石巻市	〃	
18	旧北上川	石井閘門	石巻市	〃	
19	追波川	梨の木水門	石巻市	〃	
20	南沢川	南沢川水門	登米市	〃	
21	大沢川	大沢水門	登米市	〃	
22	出来川	明治水門	涌谷町	〃	
23	田尻川	唐崎水門	涌谷町	〃	
24	身洗川	身洗川水門	大和町	〃	
25	鳴瀬川	鳴瀬堰	東松島市	〃	
26	東名運河	野蒜水門	東松島市	〃	
27	鳴瀬川	鳴瀬川中流堰	美里町	〃	
28	鳴瀬川	桑折江堰	大崎市	〃	

(2)ダム

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備考
1	江合川	鳴子ダム	大崎市	国土交通省東北地方整備局 鳴子ダム管理所長	自然調節	平常時最高貯水位 254.0 洪水貯留準備水位 244.5
2	基石川	釜房ダム	川崎町	国土交通省東北地方整備局 釜房ダム管理所長	一定率一定量 ($Q-300$) $\times$ 0.407+300	平常時最高貯水位 149.8 洪水貯留準備水位 143.8
3	白石川	七ヶ宿ダム	七ヶ宿町	国土交通省東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所長	一定量($Q-200$)	平常時最高貯水位 293.5 洪水貯留準備水位 293.5

第6表

水防管理団体等の管理する水防上重要な堰堤、水こう門等一覧表

番号	河川名	名称	設置場所		管理者	備考
1	阿武隈川	江尻排水機場	角田市	江尻	角田市長	
2	白石川	稲荷山堰	柴田町	白幡	名取土地改良区理事長	
3	"	槻木水門	大河原町	大河原	柴田町長	
4	名取川	名取川頭首口	名取市	熊野堂	名取土地改良区理事長	
5	"	木流堀取水口樋門	仙台市	山田	"	
6	"	大村樋門	"	中田二丁目	仙台市長	
7	"	落合雨水ポンプ場	"	袋原二丁目	"	
8	"	今泉雨水ポンプ場	"	今泉字上新田	"	
9	"	庄松雨水ポンプ場	"	東中田一丁目	"	
10	"	郡山ポンプ場	"	郡山字籠ノ瀬	"	
11	"	長町第一ポンプ場	"	大野田三丁目	"	
12	"	四郎丸雨水ポンプ場	"	四郎丸 字岡谷地	"	
13	広瀬川	四ツ谷水門	"	郷六	宮城県公営企業管理者	
14	"	愛宕堰	"	石名坂	仙台東土地改良区理事長	
15	"	郡山堰	"	根岸	郡山水利組合組合長	
16	"	東郡山雨水ポンプ場	"	東郡山二丁目	仙台市長	
17	"	五ツ谷ポンプ場	"	若林四丁目	"	
18	"	松原第二排水樋管	"	若林二丁目	"	
19	"	八本松第一排水樋管	"	八本松一丁目	"	
20	鳴瀬川	上川原樋門	加美町	上川原	鳴瀬川沿岸土地改良区 理事長	
21	"	西沢ポンプ場	大崎市	三本木	大崎市下水道事業 大崎市市長	
22	"	新町第一ポンプ	"	"	"	
23	旧北上川	飯野川排水機場	石巻市	相野谷五味前	石巻市長	
24	"	南境排水ポンプ場	"	南境字大坪	"	
25	"	井内第一排水ポンプ場	"	大瓜井内	"	
26	"	住吉排水ポンプ場	"	大橋	"	
27	"	不動沢排水ポンプ場	"	不動町	"	
28	"	石巻中央排水ポンプ場	"	門脇町	"	
29	北北上運河	蛇田排水ポンプ場	"	門脇二番谷地	"	
30	"	横堤排水ポンプ場	"	新横堤地内	"	

番号	河 川 名	名 称	設置場所		管 理 者	備 考
31	北北上運河	北北上運河右岸第二排水ポンプ場	石 巻 市	門 脇 元 屋 敷	石 巻 市 長	
32	江 合 川	岩 出 山 大 堰	大 崎 市	岩出山一の平	大 崎 市 長・加 美 町 長	操作業務:大崎土地改良区
33	"	三 丁 目 頭 首 工	"	古川向3丁目	大 崎 市 長・美 里 町 長	操作業務:江合川沿岸土地改良区
34	"	池 月 (発) 取 水 ダ ム	"	鳴子温泉赤湯	東 北 電 力 株 式 会 社	
35	出 来 川	三 十 軒 水 門	涌 谷 町	三 十 軒	涌谷町土地改良区理事長	
36	七 北 田 川	北 向 堰	仙 台 市	根 白 石	北向堰水利組合組合長	
37	"	根 白 石 大 堰	"	"	根 白 石 大 堰 水 利 組 合 組 長	
38	"	新 堰	"	"	仙 台 市 泉 土 地 改 良 区 理 事 長	
39	"	今 宮 堰	"	"	"	
40	"	明 神 堰	"	"	"	
41	"	薄 ケ 沢 堰	"	八 乙 女 中 央 四 丁 目	仙 台 市 岩 切 土 地 改 良 区 理 事 長	
42	"	八 沢 樋 管	"	松 森	"	
43	"	住 吉 樋 管	"	"	"	
44	"	砂 押 川 排 水 樋 門	"	松 森 字 岡 本	仙 台 市 市 長	
45	"	宝 堰	"	"	宝 堰 加 瀬 溜 井 管 理 組 合 組 長	
46	"	霧 蛇 淵 樋 管	"	千 刈 田	"	
47	"	千 刈 田 樋 管	"	"	仙 台 市 市 長	
48	"	中 野 堰	"	新 田	仙 台 市 市 長	
49	"	鶴 ケ 谷 樋 門	"	岩 切	仙 台 市 市 長	
50	"	真 美 沢 排 水 樋 門	"	八 乙 女 中 央 四 丁 目	"	
51	"	伽 蘭 堰	"	松 森	仙 台 市 泉 土 地 改 良 区 理 事 長	
52	"	蒲 生 雨 水 ポ ン プ 場	"	蒲 生 字 町	仙 台 市 市 長	
53	"	鶴 巻 ポ ン プ 場	"	鶴 巻 一 丁 目	"	
54	"	七 北 田 川 原 雨 水 ポ ン プ 場	"	八 乙 女 中 央 三 丁 目	"	
55	"	洞ヶ沢雨水幹線排水樋門	"	松 森 字 堰 堀	"	
56	"	七北田川第5号雨水幹線排水樋門	"	市名坂字原田	"	
57	"	サ メ 堀 排 水 樋 門	"	市名坂字高倉	"	
58	"	鹿 島 堀 排 水 樋 門	"	松 森 字 館	"	
59	"	七北田川第4号雨水幹線排水樋門	"	市名坂字石止	"	
60	梅 田 川	境 堀 樋 管	"	小 鶴	"	
61	"	扇 町 雨 水 ポ ン プ 場	"	扇 町 六 丁 目	"	
62	"	福 田 町 樋 門	"	福 田 町	"	

番号	河川名	名称	設置場所		管理者	備考
63	梅田川	扇町1丁目樋門	仙台市	扇町一丁目	仙台市長	
64	"	田子排水機場	"	福住町	"	
65	"	新田東雨水ポンプ場	"	新田東三丁目	"	
66	"	苦竹ポンプ場	"	苦竹二丁目	"	
67	"	苦竹雨水ポンプ場	"	"	"	
68	"	小鶴雨水ポンプ場排水樋門	"	仙石	仙台市長	恒久的施設完成まで ゲートポンプ (仙石排水ポンプ場)
69	筑川	泉崎樋門	"	大野田イコタ	"	
70	貞山運河	井土浦防潮樋門	"	井土	仙台東土地改良区理事長	被災:平成28年3月復旧及び 国からの引き渡し完了
71	"	藤塚排水機場	"	藤塚	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
72	"	二郷堀排水機場	"	井土	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
73	"	大堀排水機場	"	荒浜	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
74	"	高砂南部排水機場	"	蒲生	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
75	井土浦川	井土浦川排水機場	仙台市	井土	仙台市長	平成29年4月供用開始
76	丸田沢溜池		"	上谷刈	"	
77	洞ヶ沢堤		"	鶴が丘	仙台市泉土地改良区 理事	平成25年8月復旧完了
78	将監溜池		"	将監	"	平成25年8月復旧完了
79	仙台港湾	北新田排水ポンプ場	"	港三丁目	仙台市長	
80	"	西原排水ポンプ場	"	蒲生二丁目	"	
81	"	中野雨水ポンプ場	"	仙台港北 二丁目	"	
82	"	西原雨水ポンプ場	"	港一丁目	"	
83	吉田川	三ヶ内排水機場	大和町	落合三ヶ内	大和町土地改良区理事長	
84	"	桧和田排水機場	"	落合桧和田	"	
85	西川	西川排水機場	"	鶴巣大平	"	
86	"	大平排水機場	"	鶴巣大平	"	
87	新江合川	古川楡木雨水排水ポンプ場	大崎市	古川楡木	大崎市下水道事業 大 市長	
88	"	古川李埴雨水排水ポンプ場	"	古川旭六丁目	"	
89	鹿折川	駒込沢川排水樋門	気仙沼市	中みなと町	気仙沼市長	
90	"	万行沢川排水樋門	"	東八幡前	"	
91	"	大峠山川排水樋門	"	東八幡前	"	
92	"	鹿折川右岸第4排水区放流 ゲ	"	中みなと町	気仙沼市下水道事業管理者 (気仙沼市長)	

番号	河 川 名	名 称	設置場所		管 理 者	備 考
93	鹿 折 川	鹿折川右岸第5排水区放流ゲート	気仙沼市	浜町二丁目	気仙沼市下水道事業管理者 (気 仙 沼 市 長)	
94	大 川	北 沢 川 ポ ン プ 場	〃	赤 岩 港	気 仙 沼 市 長	
95	〃	川 口 雨 水 ポ ン プ 場	〃	川口町二丁目	気仙沼市下水道事業管理者 (気 仙 沼 市 長)	
96	〃	大川左岸9-1排水区放流ゲート	〃	内の脇一丁目	〃	
97	神 山 川	南 郷 雨 水 ポ ン プ 場	〃	南 郷	〃	
98	〃	神山川左岸排水区放流ゲート	〃	田中前四丁目	〃	
99	沖 野 田 川	長 畑 川 排 水 樋 門	〃	本吉町直伝	気 仙 沼 市 長	
100	津 谷 川	泉 沢 川 排 水 樋 門	〃	本吉町幣掛	〃	

第4章 水防団、水防協力団体並びに水防活動従事者の安全確保及び資材器具等の整備等

第1節 水防団員の定員の基準

水防管理団体の水防団員の定員の基準は、おおむね次のとおりとする。

なお、この定員基準は標準を定めたものであり、状況に応じ適宜弾力的に対応するものとする。

- 1 重要度A区域を管理する団体は、水防上特に重要と認められる箇所について、その延長20メートルないし30メートルにつき1人、その他の箇所については30メートルないし40メートルにつき1人の割合とする。
- 2 重要度B区域を管理する団体は、水防上特に重要と認められる箇所について、その延長40メートルないし50メートルにつき1人、その他の箇所については50メートルないし60メートルにつき1人の割合とする。
- 3 各水防管理団体の水防団員数は第7表のとおりである。

第2節 水防協力団体

1 水防協力団体制度

平成17年の水防法の改正により、水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、水防団又は消防機関が行う水防活動に対する協力業務等を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により水防協力団体として指定することができる制度が創設された（法第36条）。

さらに平成25年の水防法の改正（水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号。平成25年6月12日公布、平成25年7月11日施行。））及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第13条により、水防協力団体の指定の対象が、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等の団体に拡大された。

これは、近年、水防活動の現場において、水防管理者が民間企業等と契約・協定を結び、水災発生時にこれらの民間企業等が最前線で活動するという実態や、水防団員の減少等の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえたものである。

水防協力団体の指定の対象となる者は、法第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことが認められる上記の団体である。

2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、水防に関する自主防災活動を行う民間の活動主体であることから、その活動は、①公権力の行使を伴う活動は除外する必要があること、②構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動に自ずと限定されること、③災害応急対策として実施される水防についての具体的行為については、水防責任を有する水防管理者の所轄の下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和が図られたものであることが必要である。

そのため、法第37条第1号が、水防協力団体の業務を「水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること」と規定しているとおり、水防協力団体は、巡視、避難援助並びに土のうの袋詰め及び運搬など水防活動の中心を担う水防団等が行う水防活動に対する協力業務等を行うものとする。また、平成25年の水防法改正により、新たな業務として、水防に必要な器具、資材又は設備の保管又は提供が追加された。

水防協力団体の水防活動は、水防管理者の監督の下、水防管理団体からの情報提供や指導、

助言を受け、水防団又は水防を行う消防機関と密接に連携して行うこととし、水防管理団体の水防計画においては、水防協力団体の活動内容等を位置付けるものとする（法第2条第6項）。また、県は、水防協力団体に対して、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする（法第40条）。

第7表

水防管理団体別水防団員等一覧

令和7年3月1日現在

	指定 非指定 の別	水防団・ 消防団の数		水防団員の数					指定 非指定 の別	水防団・ 消防団の数		水防団員の数			
		専任水防団員		兼任水防団員 (消防団員)		専任水防団員				兼任水防団員 (消防団員)					
		水防団	消防団	定員	現員	定員	現員			水防団	消防団	定員	現員	定員	現員
仙台市	指定		7			2,344	1,874	加美町	指定		1			570	539
石巻市	指定		1			1,851	1,391	色麻町	指定		1			180	179
大崎市	指定		1			2,430	2,045	涌谷町	指定		1			280	253
気仙沼市	指定		1			800	652	美里町	指定		1			500	415
白石市	指定		1			600	541	女川町	指定		1			200	187
名取市	指定		1			400	356	南三陸町	指定		1			450	395
角田市	指定		1			600	548	塩竈市	非指定		2			245	118
多賀城市	指定		1			200	146	七ヶ宿町	非指定		1			140	121
岩沼市	指定		1			280	266	川崎町	非指定		1			270	209
登米市	指定		1			1,360	1,143	七ヶ浜町	非指定		1			220	178
栗原市	指定		1			1,500	1,362	大衡村	非指定		1			200	140
東松島市	指定		1			630	557								
富谷市	指定		1			179	138								
蔵王町	指定		1			300	284								
大河原町	指定		1			300	249								
村田町	指定		1			270	236								
柴田町	指定		1			300	255								
丸森町	指定		1			500	441								
亘理町	指定		1			460	307								
山元町	指定		1			300	255								
松島町	指定		1			250	189								
利府町	指定		1			131	83								
大和町	指定		1			565	479								
大郷町	指定		1			310	254								
								合計	指定		36			19,040	16,019
									非指定		6			1,075	766
									計		42			20,115	16,785

第3節 水防活動従事者の安全の確保

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波等により、水閘門の閉鎖、避難誘導活動等に当たった多くの消防団員が亡くなられた。これを受け、平成23年12月14日に水防法が改正され、都道府県及び指定水防管理団体が策定する水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととされた。

1 水防活動の基本的な考え方

洪水、津波及び高潮による水防活動においては、水防活動従事者（水防団（消防団）等）は、自身の安全確保を図りながら原則として複数人で避難誘導や水防作業に当たることを基本とする（水門等操作を含む。）。大津波警報が発表され到達予想時刻までわずかな時間しかない場合等、緊急を要する場合は、水防活動従事者の退避を優先する必要がある。

2 安全確保の方策

(1) 水防活動従事者の緊急時の活動内容の見直し

ア 操作する水閘門の数等の見直し

水閘門操作等の水防作業に当たる場合は2名以上のグループ単位で原則1つの水閘門を操作する。作業時は、グループのうち1名は周辺状況を監視し危険を事前に察知できるようにする等、グループ内での役割分担を定めておくことが望ましい。

また、優先して閉鎖すべき水閘門を精査するなどにより、緊急時の作業量を減らすほか、退避のルール（津波到達予想時刻の〇〇分前には退避完了する、指示があるまでは出動しない等）を定めておくことが重要である。

なお、水閘門については、水防管理団体以外の者が管理者となっている場合は当該施設管理者との協議が必要となる。

イ 避難誘導活動の最適化

水防活動従事者自身も避難しながら住民の避難誘導を行うことが原則であるが、非常に困難を伴うことが予想される。特に、近年都市部等で発生している局地的大雨や津波発生時等は、事前の準備が困難で急遽避難が必要な状況に陥ることとなる。水防活動従事者及び住民の安全を確保するためには、住民自らが率先して避難するよう周知徹底する必要がある、ひいては、住民自身の日ごろからの備え（自助）、避難経路の確認等、水害に対する防災意識の向上のための取組を合わせて行うことが重要である。

(2) 水防活動を指揮又は監視する者の責務

水防活動が長時間にわたるような場合、水防活動従事者を随時交代させ、疲労に起因する事故を防止する必要がある。また、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに待避を含む具体的な指示や注意を行う。

なお、不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等は水防活動従事者に対し、事前に徹底することが必要である。

(3) 通信機器の携行、水防作業時の装備確保

出動車両から離れて水防作業に従事している際も逐次気象情報や水防管理団体からの指示内容が入手できるよう、車載無線に加え、ラジオ、トランシーバー等の携帯可能な通信機器等を整備することが望ましい。なお、通信手段は複数確保しておくことが望ましく、それが不可能な場合や、いずれの通信手段も使用できない場合の連絡手段をあらかじめ取

り決めておくことが求められる。さらに、携帯無線、トランシーバー等の使用に当たっては、日ごろから水防訓練等において使用方法を確認しておく必要がある。

また、水防作業時にライフジャケットを着用するほか、ボート等を装備しておくことが望ましい。

(4) 出水期前の研修等

出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施し、堤防決壊前の待避の判断に資するため、決壊直前の堤体の挙動や漏水の事例等の資料を水防活動従事者全員に配付することが望ましい。

水防管理団体においては、上記考え方及び「大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書」の内容を踏まえ、水防団（消防団）の活動マニュアル等がある場合は見直しを、活動マニュアル等がない場合は新たに策定した上で、各水防団（消防団）員に対し周知徹底を図ることが重要である。特に、消防団や分団が複数ある場合は、水害発生時において水防管理団体からの直接の指示が困難であることが予想されることから、水防作業等に当たる際の基本的考え方を周知徹底した上で、担当する地域に応じた活動マニュアルを整備し、内容を確認しておく必要がある。

なお、上記の考え方については、水防団（消防団）員だけでなく、地域において水防活動に従事することとされている者（自主防災組織等）に対しても周知を図ることが望ましい。

また、平常時からの水防団（消防団）及び自主防災組織などによる水防訓練等により活動マニュアルの確認、見直しを行い、実施可能かつ効果的な内容に改めていくことが肝要である。

第4節 資材器具等の整備

水防管理団体は、適宜水防倉庫又は代用備蓄場を設け、次の基準により資材器具を備蓄しておくものとし、常時その数量の確保のため水防地域近在の竹木の所在、各農家・農業倉庫等の手持ち数量の概況等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資材器具が使用され又は損傷し、不足を生じた場合は速やかに補充しておくものとする。

1 水防倉庫規格別備蓄基準

この基準は、標準を示したものであり、過去の水害の経験を生かし、実績に応じ必要な資材器具を備蓄するものとする。

品名	規格区分	空俵(俵)	木材(石)	杉丸太			かま	むしろ	縄(玉)	鉄線(kg)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	唐ぐわ(丁)	両つるは(丁)	おのこぎり(丁)	かま(丁)	マ片手ハン(丁)	ペンチ(丁)
				2間末口3寸(本)	1間末口3寸(本)	1間末口2寸5分(本)												
数量	規格A (約30.6㎡)	600	約25	50	20	210	100	150	40	50	20	6	5	5	5	5	5	5
	規格B (約18.8㎡)	600	約10	20	30	90	30	50	30	20	20	6	5	5	5	5	5	5
	規格C (約13.3㎡)	350	約5	10	20	40	10	30	15	10	20	6	5	5	5	5	5	5

備考 (1) 上記資材のほか、備蓄不可能な資材、樹木、唐竹、粗朶等は付近採取地をあらかじめ選定しておき、採取するものとする。

(2) 標準備蓄資材のほか水防団員が各自携帯し得る資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充てるものとする。

(3) ライフジャケット、ボート等、水防活動従事者の安全を確保するための装備についても揃えておく必要がある。

2 県有資材器具の備蓄

県は、水防管理団体の水防活動が十分に果たし得るよう各水防区に水防倉庫を設置して資材器具を備蓄し、水防管理団体の要求に応じ応援するものとする。

3 県有資材器具の貸付要項

(1) 水防管理団体は、区域内の水防に備え、備蓄基準による必要な資材器具を整備しておくものとするが、水防活動に際して使用する資材器具に不足を生じたときは、法第28条（公用負担）の規定による措置を執るほか、次に掲げる「水防資材器具応援申請書」を県（土木事務所長）に提出し、応援を申請すること。

(2) 県は、資材器具の応援申請を承認したときは、申請者立会いの下、品名、数量等関係事項の確認を行い、引き渡すものとする。引渡しに当たっては、「水防資材器具出庫伝票」2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保管するものとする。

4 県及び水防管理団体の水防用資材器具の備蓄状況は、第8-1表及び第8-2表のとおりである。

5 その他の施設の設置状況は、第9表及び第10表のとおりである。

水 防 資 材 器 具 応 援 申 請 書

1 使 用 場 所 河川名又は場所

2 資材器具名 数量

年号 年 月 日

〇〇市町村長
事 務 取 扱 者（職氏名）

印
印

宮城県〇〇土木事務所長 殿

----- 切り取り線 -----

水 防 資 材 器 具 出 庫 伝 票

1 申 請 者 河川名又は場所

2 事務取扱者（職氏名）

3 使 用 場 所 河川名又は場所

4 数 量

年号 年 月 日

宮城県〇〇土木事務所
事 務 取 扱 者（職氏名）

印
印

〇〇市町村長 殿

上記の資材器具を受領いたしました。

年号 年 月 日

〇〇市町村長

印

第5節 輸送の確保

非常の際、水防用資材器具、作業員その他の輸送を確保するため、各水防区は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路をあらゆる非常事態を考慮して樹立するものとする。

No.	保管場所		水				防				資材				工真類										照器具類			その他			備考									
	水防区	水防倉庫名 所在地	空	麻	ビニール	かむし	土のう	木	木材	木	枕	コナ	鉄	鉄	ス	掛	片手ハンマ	大ハンマ	つるはし	唐おぐわ	おのり	のかぎ	かなた	ベコン	とび	長よれ	竹割輪	一安全がい車	クリッパ	照明灯		携帯用電機	ラジオ	生命テ	救命胴着	油吸着剤	オイルフェン	中和剤		
65	仙台	岩沼市寺島字毛下					4,000	65		355		22	4	53	60	15	4	5	3	6	5	6	5	5	20	3										4				
66	"	本庁水防倉庫					4,000	243				17	25	87	41	3	20	8	22	5	10	10	10	20	1	5	13	10	2		5	1	4	8	17		4		3	
67	"	小山水防倉庫					3,800	14	20	50		15	75	26	20	5	10	10	4	5	5	5	5	2	2	3	3	5												
68	"	上の町水防倉庫	10	0			600	88	20	50	0	10	0		13	6	0	0	0	6	5	8	10	2				5	2	1	11									
69	"	牛袋水防倉庫	4	0			700	44	20	50	0	7	50	4	13	8	7	4	5	5	5	6	3	5			2	2	2	8	4						1			
70	"	今泉水防倉庫	11	0			1,600	30	20	50	0	10	50	4	13	6	10	2	5	5	5	4	5	3	6			2	1	2	8	1								
71	"	浜吉田水防倉庫	10	0				0	20		0	0	0	0	20	0	0	1	5	0	3	1	1	1	1	5	2	1	0	8		1					10			
72	"	幡谷水防倉庫					500	35	10	50	4	2	0	30	30	18	7	4	3	7	0	0	5	7	1		10	6	1		3	3				27				
73	"	上竹谷水防倉庫					20	10				2			11			3									10				2	1				26				
74	"	北小泉、下竹谷水防倉庫					400	40	30	100		0	20	100	27	7	1	3	6	0	0	6	7	2	1		8	5	1		4	2				30				
75	"	磯崎水防倉庫					1,000	10				2	20	10	6		3	6	0	1						10								3	1			39		
76	"	高城水防倉庫					600	4		9			5	10	2	1	4	2	3	2	2	2	2	2		10	2			4						32				
77	"	利府町水防倉庫					2,427	109							20	1	4	3		5	1	2	2						5				2	8	15					
78	"	桧和田上水防倉庫					4,000	60				20	6	200	30	5	5	2	11	7	7	7	5	5	2	4										30				
79	"	桧和田下水防倉庫					3,200	60				20	6	200	30	5	5	2	6	7	7	5	5	2	4											30				
80	"	下草水防倉庫					3,400	60				20	6	200	30	5	5	2	6	7	7	5	5	2	4											30				
81	"	砂金戸水防倉庫					4,000	60				20	6	200	30	5	5	2	6	7	7	5	5	2	4											30				
82	"	大平水防倉庫					4,600	50				28	6	200	30	5	5	2	6	7	8	5	5	5	2	4										30				
83	"	蕨袋水防倉庫					5,800	25				20			30	5	5	2	6	3	5	5	5	5	2	4										30				
84	"	大畑町水防倉庫(黒川消防署大畑出張所)					2,800	38																										2			4	10		
85	"	大畑町防災倉庫																															1	10	5	5				
86	"	大畑町桜川字西条崎					4,000	30		13					41	5	3	2	1	3	2	2	3	3	2			1		4	3	1	8	2	5	20	15		18	
87	大崎	成田水防倉庫	150			60	2,200	12	50	100		15	5	0	33	12	5	2	5	7	7	5	6	4	1	5	0	0		2	7	0	0			8		0		
88	"	東大崎水防倉庫					2,350	12		0		15	3	0	33	9	5	2	5	5	6	5	8	2	2	2	5	0		2	9	0	0				13		0	

[illegible]

第9表

第二種側帯(水防備蓄)設置箇所

(1)東北地方整備局仙台河川国道事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m³)
阿武隈川	阿武隈川下流	寺島	左	2.0k+0m	90	1,500
		寺島	左	2.4k+100m	95	1,000
		早俣	左	4.6k+0m	120	2,500
		早俣	左	6.0k+150m	45	1,800
		田沢	右	11.0k+0m	120	1,000
		小山	右	11.6k+50m	100	4,000
		南長谷	左	12.2k+0m	70	1,000
		小山	右	13.0k+0m	120	2,000
		佐倉	右	24.0k+0m	175	5,200
		梶賀	左	24.4k+0m	100	5,000
		青木	右	26.0k+0m	1,050	75,700
		金山	右	35.6k+0m	600	20,000
		館矢間	左	35.6k+50m	100	2,000
		合 計			2,785	122,700
名取川	名取川	藤塚	左	0.0k+110m	50	750
		日辺	左	2.0k+0m	100	640
		閑上	右	2.4k+30m	100	5,500
		閑上	右	2.6k+0m	110	810
		今泉	左	2.8k+33m	90	5,000
		中田	右	3.2k+0m	100	660
		中田	右	5.0k+150m	50	1,300
		熊野堂	右	10.4k+165m	125	2,000
	広瀬川	長町	右	1.2k+87m	60	600
		若林	左	2.4k+0m	40	200
	笹川	笹川	左	1.4k+110m	70	1,400
		笹川	右	1.6k+110m	50	1,400
		笹川	右	1.8k+150m	50	1,000
		笹川	右	2.0k+100m	70	1,000
	合 計				1,065	22,260

※ 第二種側帯とは、河川管理施設等構造令施行規則第14条第2号の規定に基づき、非常用の土砂等を備蓄する目的で設けられたものである。

(2)東北地方整備局北上川下流河川事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m³)
鳴瀬川	鳴瀬川	船越	右	15.2k～15.5k	250	19,000
		水越	左	24.1k+153～24.3k+36.5	83	1,710
		鈴根五郎	右	28.0k+45～28.1k+160	215	3,000
		大谷	左	35.3k	70	2,490
		三本木	右	37.7k	70	1,620
		坂本	右	40.0k	50	840
		高倉	左	40.7k	100	2,230
	吉田川	若針	右	8.8k	70	1,730
		鎌巻	左	10.4k+200～10.6k+47	100	3,200
		内浦	左	11.6k+118～11.8k+120	230	22,800
		下志田	左	16.2k+15～16.4k+70	260	28,900
		粕川	左	17.4k～17.7k	360	45,800
		袋	右	22.1k～22.4k	300	62,600
		袋	右	22.6k～22.8k	250	77,600
		檜和田	左	25.0k～25.1k	100	5,600
		檜和田	左	25.5k～25.7k	200	9,300
		鶴巢	右	26.7k	100	3,430
	竹林川	竹林川	右	0.8k	100	20,350
	合計				2,908	312,200
北上川	北上川	上沼	右	44.6k～44.7k	100	4,000
		大泉	右	48.4k～48.5k	100	3,600
		米谷	左	36.9k～37.0k	100	1,240
		浅水	右	42.3k～42.4k	100	3,600
		錦織	左	48.9k～49.0k	100	4,400
	旧北上川	大瓜	左	6.7k～6.8k	45	2,000
		金山	左	11.9k～12.0k	100	880
		鹿又	右	16.5k～16.6k	70	820
		佳景山	右	17.9k～18.0k	100	2,100
		笈入	右	20.4k	70	980
		和渚	右	21.0k	70	1,800
		中津山	左	24.0k	57	1,200
		中津山	左	25.0k	83	1,100
		倉埵	左	30.6k	70	1,200
	江合川	佐平次	左	10.2k	70	1,080
		砂田	右	11.6k	70	1,010
		新丁頭	右	13.2k～13.4k	200	2,660

		桜 町	右	14.0k	70	1,610
		小 牛 田	右	16.2k～16.4k	200	7,210
		小 牛 田	右	18.4k～18.6k	70	1,130
		横 梓	右	22.8k	58	1,060
		下 谷 地	左	23.8k	70	3,380
		城 山	左	24.6k	200	2,710
		湊 尻	左	27.0k	200	2,200
		桜 ノ 目	左	29.2k	200	2,320
	新 江 合 川	師 山	右	1.0k	80	3,710
	合 計				2,653	59,000

第10表

二 線 堤 一 覧

(1)東北地方整備局北上川下流河川事務所

番号	河川名	所在地	現 況					備考
			道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
国1	吉田川	大崎市	有	国道	国道346号 鹿島台バイパス	4,120	道・堤	
		起点 大崎市鹿島台広長字内ノ浦 終点 大崎市鹿島台木間塚字小谷地						

(2)宮城県

番号	河川名	所在地	現 況					備考
			道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
仙1	西川	大和町	有	町道	清水谷線	500	堤	
大崎1	小山田川	大崎市	有	市道	夜ノ森・牛ヶ坪線	1,400	堤	
大崎2	小山田川	大崎市	無			400	堤	
大崎3	小山田川	大崎市	有	市道	内谷地6号線	600	堤	
大崎4	小山田川	大崎市	有	市道	牛ヶ坪・下谷地線	800	堤	
登1	旧迫川	登米市	無			1,500	堤	
登2	旧迫川	登米市	有	市道	梶沼・北土手外線	900	堤	
登3	旧迫川	登米市	有	県道	新田米山線	900	道	
登4	旧迫川	登米市	有	県道	米山迫線	1,600	道	
登5	旧迫川	登米市	有	市道	西足洗・戸内堤線 町田・千貫本線 斎藤2号線	2,000	堤	
登6	旧迫川	登米市	有	市道	梶沼・新川前線	800	堤	
登7	旧迫川	登米市	有	市道	高石・梶沼線	6,000	道・堤	
登8	旧迫川	登米市	有	市道	大坂・太田線	1,900	道・堤	
登9	旧迫川	登米市	有	県道	瀬峰豊里線	200	道・堤	
登10	旧迫川	登米市	有	市道	沼崎・一の曲線	300	道・堤	
		合 計				19,300		

※ 二線堤とは、本堤背後の敷地内に造成された堤防で、本堤が破堤した場合に洪水氾濫の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめる目的で設けられたものである。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 雨量の観測及び通報

- 1 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により雨量データを観測できる雨量観測所は、第11表及び第12表のとおりである。

- 2 雨量の通報

雨量観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、雨量の状況が確認できる体制となっている。

上記システムにより観測データが収集できない場合は、管理者は、次により、第12表の通報先に電話、ファクシミリ、無線電話などで通報するものとする。

ただし、宮城県以外の管理者はその定める手段によるものとする。

- (1) 雨量の通報は、原則として観測開始指示を受領したときに始め、降雨終了時又は観測終了指示を受けるまで1時間毎又は指示された時間毎の雨量観測結果を報告するものとする。
なお、指示がなく通報を開始したときは、3時間雨量が5ミリ以下となった場合は通報を中止して差し支えない。
 - (2) 仙台管区气象台又は東北地方整備局から照会があった場合も同様に通報することとする。
- 3 雨量観測所から雨量に関する連絡があった場合、関係機関において必要と認めるときは、仙台管区气象台と密接な連絡をとるものとする。



第12表

雨量観測所

MIRAIにより雨量データを観測できる雨量観測所は次のとおりである。観測データはすべてテレメータにより収集される。

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
1	米谷	登米市東和町	東部土木（登米）	宮城県(河川課)	
2	佐沼	登米市迫町	東部土木（登米）	〃	
3	岩出山	大崎市岩出山	北部土木	〃	
4	高清水	栗原市高清水町	北部土木（栗原）	〃	
5	古川	大崎市古川旭	北部土木	〃	
6	築館	栗原市築館	北部土木（栗原）	〃	
7	岩ヶ崎	栗原市栗駒	北部土木（栗原）	〃	
8	石巻	石巻市あゆみ野	東部土木	〃	
9	湯浜	大崎市鳴子温泉	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
10	温湯	栗原市花山	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
11	花山	栗原市花山本沢	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
12	耕英	栗原市栗駒沼倉	栗駒ダム	〃	
13	栗駒	栗原市栗駒沼倉	栗駒ダム	〃	
14	上大沢	大崎市鳴子温泉	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
15	荒砥沢	栗原市栗駒	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
16	化女沼	大崎市古川小野	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	〃	
17	中新田	加美町城生	北部土木	〃	
18	宮崎	加美町宮崎	北部土木	〃	
19	大衡	大衡村字平林	仙台土木	〃	
20	粕川	大郷町粕川	仙台土木	〃	
21	唐府	加美町字漆沢高畑	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
22	朝日	加美町字鹿原岳山	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
23	漆沢	加美町字漆沢宮ヶ森	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
24	担の原	大和町宮床	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
25	南川	大和町吉田	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
26	宮床	大和町宮床	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
27	白髪	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
28	十里平	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
29	大倉	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
30	中薬師	名取市高館川上	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
31	樽水	名取市高館川上	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
32	大河原	大河原町字南	大河原土木	〃	
33	牡鹿	石巻市牡鹿町	東部土木	〃	
34	女川	女川町女川浜	東部土木	〃	
35	志津川	南三陸町志津川字助作	気仙沼土木	〃	
36	本吉	気仙沼市本吉町津谷明戸	気仙沼土木	〃	
37	東仙台	仙台市宮城野区幸町	仙台土木	〃	
38	多賀城	多賀城市鶴ヶ谷	仙台土木	〃	
39	芳の平	仙台市泉区福岡	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
40	七北田	仙台市泉区福岡	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
41	小角	仙台市泉区実沢	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
42	惣の関	利府町森郷	仙台地方ダム総合（惣の関ダム）	〃	
43	城内	栗原市志波姫伊豆野	北部土木（栗原）	〃	
44	泉谷	栗原市瀬峰泉谷	北部土木（栗原）	〃	
45	深山岳	栗原市栗駒町	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
46	袋	色麻町四釜	北部土木	〃	
47	九ノ森	仙台市泉区朴沢	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
48	内川	丸森町柿ノ木田	大河原土木	〃	
49	村田	村田町大字村田	大河原土木	〃	
50	柳津	登米市津山町柳津	東部土木（登米）	〃	
51	米川	登米市東和町米川	東部土木（登米）	〃	
52	新橋	栗原市鶯沢	北部土木（栗原）	〃	
53	真野	石巻市真野	東部土木	〃	
54	赤井	東松島市赤井	東部土木	〃	
55	郷六	仙台市青葉区郷六	仙台土木	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
56	上増田	名取市飯野坂	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	宮城県(河川課)	
57	小田	栗原市一迫	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
58	大平	栗原市花山	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
59	ニツ石ダム	加美町宮崎	大崎地方ダム総合（ニツ石ダム）	〃	
60	岩堂沢ダム	大崎市鳴子温泉岩堂沢	大崎地方ダム総合（岩堂沢ダム）	〃	
61	弘川ダム	南三陸町歌津字弘川	気仙沼土木（弘川ダム）	〃	
62	若柳	栗原市若柳字川南	北部土木（栗原）	〃	
63	常楽	気仙沼市常楽	気仙沼土木	宮城県(防災砂防課)	
64	浦	気仙沼市唐桑町浦	気仙沼土木	〃	
65	歌津	南三陸町歌津字伊里前	気仙沼土木	〃	
66	津谷明戸	気仙沼市本吉町津谷明戸	気仙沼土木	〃	
67	湯元	仙台市太白区秋保	仙台土木	〃	
68	折立	仙台市青葉区折立	仙台土木	〃	
69	茂庭	仙台市青葉区茂庭	仙台土木	〃	
70	下愛子	仙台市青葉区下愛子	仙台土木	〃	
71	倉石岳	蔵王町倉石岳	大河原土木	〃	
72	福岡深谷	白石市福岡深谷	大河原土木	〃	
73	石浜	女川町石浜	東部土木	〃	
74	飯子浜	女川町飯子浜	東部土木	〃	
75	和渚	石巻市和渚	東部土木	〃	
76	鹿又	石巻市鹿又	東部土木	〃	
77	渡波	石巻市渡波	東部土木	〃	
78	小野	東松島市小野	東部土木	〃	
79	小里	涌谷町小里	北部土木	〃	
80	千石	大崎市松山千石	北部土木	〃	
81	大塩	東松島市大塩	東部土木	〃	
82	東成田	大郷町東成田	仙台土木	〃	
83	入間田	柴田町大字入間田	大河原土木	〃	
84	福岡蔵本	白石市福岡蔵本	大河原土木	〃	
85	高倉	角田市高倉	大河原土木	〃	
86	笠松	丸森町字笠松	大河原土木	〃	
87	大張大蔵	丸森町大張大蔵	大河原土木	〃	
88	塚沢	気仙沼市塚沢	気仙沼土木	〃	
89	赤岩羽田	気仙沼市赤岩羽田	気仙沼土木	〃	
90	長磯船原	気仙沼市長磯船原	気仙沼土木	〃	
91	小金山	気仙沼市本吉町馬籠町	気仙沼土木	〃	
92	下綱木	登米市東和町東綱木	東部土木(登米)	〃	
93	宮田	登米市津山町横山	東部土木(登米)	〃	
94	十三浜	石巻市北上町十三浜	東部土木	〃	
95	小島	石巻市雄勝町小島	東部土木	〃	
96	新山浜	石巻市新山浜	東部土木	〃	
97	大原浜	石巻市大原浜	東部土木	〃	
98	有馬	栗原市金成有馬	北部土木(栗原)	〃	
99	本沢	栗原市花山本沢	北部土木(栗原)	〃	
100	大栗	栗原市一迫大栗	北部土木(栗原)	〃	
101	長袋	仙台市太白区秋保町	仙台土木	〃	
102	荒井	仙台市若林区荒井	仙台土木	〃	
103	坂元	山元町坂元	仙台土木	〃	
104	山寺	山元町山寺字新山	仙台土木	〃	
105	大童	富谷市大童	仙台土木	〃	
106	女川(北上)	石巻市北上町女川字南	東部土木	〃	
107	寺崎	石巻市桃生町寺崎字松木畑	東部土木	〃	
108	宮戸	東松島市野蒜字州崎	東部土木	〃	
109	鳴子温泉	大崎市鳴子温泉字星沼	北部土木	〃	
110	岩出山池月	大崎市岩出山池月字下宮道下	北部土木	〃	
111	岩出山(砂)	大崎市岩出山字下真山諏訪原	北部土木	〃	
112	王城寺	色麻町王城寺字渡戸南	北部土木	〃	
113	中埜	美里町中埜字卯時	北部土木	〃	
114	三本木伊賀	大崎市三本木伊賀字中伊賀	北部土木	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
115	登米町	登米市登米町寺池桜小路	東部土木(登米)	宮城県(防災砂防課)	
116	石越町	登米市石越町東郷字加慶	東部土木(登米)	"	
117	迫町	登米市迫町新田字北深沢	東部土木(登米)	"	
118	一関	岩手県一関市釣山下	国土交通省岩手河川国道事務所	東北地方整備局	
119	二口	仙台市太白区秋保町	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
120	笹谷	川崎町大字今宿	国土交通省釜房ダム管理所	"	
121	釜房	川崎町大字小野	国土交通省釜房ダム管理所	"	
122	作並	仙台市青葉区作並	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
123	秋保	仙台市太白区秋保町	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
124	小屋の沢	川崎町大字今宿	国土交通省釜房ダム管理所	"	
125	上菅生	村田町菅生館	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
126	下原	川崎町大字今宿野上	国土交通省釜房ダム管理所	"	
127	佐保山	仙台市太白区茂庭	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
128	川音岳	川崎町大字川内	国土交通省釜房ダム管理所	"	
129	郡山	仙台市太白区あすと長町	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
130	湯原	七ヶ宿町字壇ノ前	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
131	滑津	七ヶ宿町字滑津	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
132	舟引	七ヶ宿町字刈田岳	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
133	硯石	七ヶ宿町字柏木山	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
134	滝平	七ヶ宿町字滝平	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
135	七ヶ宿ダム	七ヶ宿町字切通	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
136	白石	白石市字東大畑	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
137	越河	白石市斎川	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
138	遠刈田	蔵王町遠刈田温泉	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
139	大内	丸森町大内	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
140	角田	角田市梶賀	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
141	岩沼	岩沼市館下	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
142	月館	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	"	
143	飯野川	石巻市相野谷	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
144	保呂内	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
145	軍沢	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
146	荒雄	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
147	鳴子	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
148	大崎	大崎市古川東大崎	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
149	涌谷	涌谷町田沼	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
150	半森山	加美町漆沢	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
151	青野	加美町鹿原	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
152	寒風沢	加美町宮崎	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
153	北川内	加美町北川内	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
154	小野田	加美町内谷地	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
155	升沢	大和町吉田	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
156	嘉太神	大和町吉田	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
157	難波	大和町宮床	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
158	明石	富谷市明石	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
159	諏訪前	岩手県一関市川崎町薄衣	国土交通省岩手河川国道事務所	"	
160	市野々	岩手県一関市萩荘	国土交通省岩手河川国道事務所	"	
161	米谷	登米市東和町米谷	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
162	石巻	石巻市蛇田	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
163	原	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
164	余目	柴田町入間田	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
165	志賀	岩沼市志賀	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
166	関	七ヶ宿町瀬見原	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
167	塩倉	白石市小原	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
167	津谷川	岩手県一関市室根町津谷川	岩手県	岩手県	
168	駒ノ湯	栗原市栗駒	仙台管区气象台	仙台管区气象台	
169	気仙沼	気仙沼市古町	仙台管区气象台	"	
170	鶯沢	栗原市鶯沢	仙台管区气象台	"	
171	川渡	大崎市鳴子温泉	仙台管区气象台	"	
172	築館	栗原市築館	仙台管区气象台	"	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
173	加美	加美町味ヶ袋葉菜原	仙台管区气象台	仙台管区气象台	
174	米山	登米市米山西野	仙台管区气象台	〃	
175	志津川	南三陸町志津川字城場	仙台管区气象台	〃	
176	古川	大崎市古川大崎	仙台管区气象台	〃	
177	雄勝	石巻市雄勝町雄勝	仙台管区气象台	〃	
178	泉ヶ岳	仙台市泉区福岡岳山	仙台管区气象台	〃	
179	大衡	大衡村松の平	仙台管区气象台	〃	
180	鹿島台	大崎市鹿島台広長	仙台管区气象台	〃	
181	新川	仙台市青葉区新川	仙台管区气象台	〃	
182	塩釜	塩竈市伊保石	仙台管区气象台	〃	
183	蔵王	蔵王町大字平沢	仙台管区气象台	〃	
184	白石	白石市福岡長袋	仙台管区气象台	〃	
185	亘理	亘理町字油田	仙台管区气象台	〃	
186	丸森	丸森町館矢間館山	仙台管区气象台	〃	
187	筆甫	丸森町筆甫	仙台管区气象台	〃	
188	仙台	仙台市宮城野区五輪	仙台管区气象台	〃	
189	石巻	石巻市泉町	仙台管区气象台	〃	
190	名取	名取市下増田	仙台管区气象台	〃	
191	女川	女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎	仙台管区气象台	〃	

第2節 水位の観測、通報及び公表

1 宮城県河川流域情報システム(MIRAI)により水位データを観測できる水位観測所は、第11表及び第13表-1のとおりである。

2 水位の通報

水位観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、水位の状況が確認できる体制となっている。

上記システムにより観測データが収集できない場合は、管理者は、次により、第13表-1の通報先に電話、ファクシミリ、無線電話などで通報するものとする。

ただし、宮城県以外の管理者はその定める手段によるものとする。

(1) 水防団待機水位(通報水位)に達したときは通報するものとし、以降通報水位以下になるまで1時間ごとに通報を続ける。

(2) 氾濫注意水位(警戒水位)に達したときはその旨を通報する。

(3) 最高水位は通報する。

備考：観測は、観測時刻を明確にして毎時観測するものとし、氾濫注意水位(警戒水位)以上に達したときは、特に重視観測すること。また、水量の激変その他の状況については、随時その模様を速報すること。

3 水位観測所から水位に関する連絡があった場合、関係機関において必要と認めるときは、指定水防管理団体等関係機関と密接な連絡をとるものとする。

4 警戒水位超過後の水位状況の公表

洪水時の警戒、水防活動及び円滑かつ迅速な避難行動を臨機応変に行うためには、刻々と変化する河川の状況を踏まえた的確な対策がなされるよう、水防管理者を始め広く住民に対して河川の流況が公表されることが必要である。

従来より、県水防計画で定められる量水標管理者は、通報水位を超えるときはその水位の状況を関係機関に通報することとされていたが、平成17年の法改正では、量水標の示す水位が、洪水に際して水防体制を整えるなど洪水による災害の発生を警戒すべき水位である警戒水位を超えている間は、当該量水標管理者は、その水位の状況を水防関係機関のみならず住民にも公表するものとされた(法第12条第2項)。

宮城県では、宮城県河川流域情報システムの再構築を平成17年度までに完了し、平成18年度から運用を開始することにより、この法改正に対応している。すなわち、同システムで観測可能な量水標における最新の水位観測データは、降雨量、気象警報・注意報、水防警報等の情報とともに、専用回線を通じて水防関係機関に通知されると同時に、インターネットにより配信され、誰もがパソコンやスマートフォン、携帯電話を通じて入手することが可能になっている。URLは以下のとおり。

(パソコン) <https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen1Servlet>

(スマートフォン) https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi_sp/

(携帯電話の場合) <https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/index.html>

※なお、国土交通省の「川の防災情報」でも情報入手が可能である。

(パソコンの場合) <https://www.river.go.jp/>

(スマートフォン版) <https://www.river.go.jp/s/>

5 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

6 ホットライン

避難判断水位又は氾濫危険水位に達したことへの通知や、避難指示等の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、タイムライン（事前行動計画）に沿って、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに関係市町村長等に通報・伝達する。

7 その他

水位情報として危機管理型水位計（第13表-2、4）や河川監視カメラ（第13表-3、5）を設置し、水位情報を確認するとともに、水位計の設置されていない河川については、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、気象庁が提供する洪水警報の危険度分布（気象庁HP、防災情報提供システム）や流域雨量指数の予測値（防災情報提供システム）も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

※危機管理型水位計とは

従来の水位計と異なり、河川の水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

水位情報は、危機管理型水位計運用協議会で運用するウェブサイト「川の水位情報」（<https://k.river.go.jp/>）で表示され、リアルタイムで川の水位が確認できる。

水位観測所

MIRAIにより水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。観測データはすべてテレメータにより収集される。

	河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
1	二股川	飯土井	登米市	東部土木（登米）	宮城県(河川課)	
2	迫川	大林	栗原市	北部土木（栗原）	〃、東部土木(登米)	
3	迫川	真坂	栗原市	北部土木（栗原）	〃、東部土木(登米)	
4	小山田川	大沼	登米市	東部土木（登米）	〃、北部・北部土木(栗原)	
5	三迫川	岩ヶ崎	栗原市	北部土木（栗原）	〃、東部土木(登米)	
6	夏川	舟場	登米市	東部土木（登米）	〃	
7	小山田川	富橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
8	荒川	沼口	登米市	東部土木（登米）	〃	
9	迫川	佐沼	登米市	東部土木（登米）	〃	
10	夏川	小谷地	登米市	東部土木（登米）	〃	
11	迫川	山内	栗原市	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
12	迫川	留場	栗原市	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃、東部土木(登米)	
13	迫川	若柳	栗原市	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
14	三迫川	嶋屋敷	栗原市	栗原地方ダム総合（栗駒ダム）	〃、北部土木(栗原)	
15	三迫川	洞万	栗原市	栗原地方ダム総合（栗駒ダム）	〃	
16	多田川	下狼塚	加美町	北部土木	〃	
17	鳴瀬川	辻倉	加美町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
18	唐府沢川	唐府	加美町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
19	鳴瀬川	門沢	加美町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
20	田川	小泉	加美町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
21	鳴瀬川	中新田	加美町	北部土木	〃、東部土木	
22	吉田川	八合田	大和町	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
23	吉田川	落合	大和町	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
24	大倉川	定義	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
25	広瀬川	白沢	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
26	広瀬川	郷六	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
27	増田川	中薬師	名取市	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
28	増田川	上増田	名取市	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
29	白石川	大河原	大河原町	大河原土木	〃	
30	内川	内川	丸森町	大河原土木	〃	
31	松川	松川橋	蔵王町	大河原土木	〃	
32	鶴田川	品井沼	松島町	仙台土木	〃	
33	八幡川	八幡橋(H)	南三陸町	気仙沼土木	〃	
34	津谷川	花見橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
35	大川	大川本町	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
36	高城川	高城	松島町	仙台土木	〃	
37	砂押川	八幡橋(S)	多賀城市	仙台土木	〃	
38	七北田川	福田大橋	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	
39	七北田川	川崎	仙台市泉区	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
40	七北田川	小角	仙台市泉区	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃、仙台土木	
41	七北田川	市名坂	仙台市泉区	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃、仙台土木	
42	七北田川	岩切	仙台市宮城野区	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃、仙台土木	
43	斎川	郡山	白石市	大河原土木	〃	
44	白石川	白石	白石市	大河原土木	〃	
45	迫川	三方島	登米市	東部土木（登米）	〃	
46	南沢川	柳津	登米市	東部土木（登米）	〃	
47	旧迫川	高島	登米市	東部土木（登米）	〃	
48	二迫川	新橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
49	出来川	名鱈	涌谷町	北部土木	〃	
50	大江堀川	城内(内)	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
51	大江堀川	城内(外)	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
52	大水門川	泉谷(内)	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
53	大水門川	泉谷(外)	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
54	河童川	袋(内)	色麻町	北部土木	〃	
55	河童川	袋(外)	色麻町	北部土木	〃	
56	江合川	岩出山	大崎町	北部土木	〃	
57	荒川	飯屋(上)	登米市	東部土木（登米）	〃	
58	荒川	飯屋(下)	登米市	東部土木（登米）	〃	
59	田尻川	大水門	大崎町	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	〃	
60	定川	赤井	東松島市	東部土木	〃	
61	五間堀川	矢野目	岩沼市	仙台土木	〃	
62	五間堀川	下野郷	岩沼市	仙台土木	〃	
63	広瀬川	米ヶ袋	仙台市青葉区	仙台土木	〃	
64	鶴田川	鶴田崎	大郷町	仙台土木	〃	
65	高野川	仙石(内)	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	
66	梅田川	仙石(外)	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	

	河川名	名称	位置	管 理 者	通 報 先	備 考
67	田尻川	長者	大崎市	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	宮城県（河川課）	
68	宮床川	一ノ関	大和町	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
69	二迫川	深山岳	栗原市	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
70	二迫川	文字	栗原市	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
71	砂押川	砂押越流堤	多賀城市	仙台土木	〃	
72	砂押川	砂押遊水地呑口	多賀城市	仙台土木	〃	
73	砂押川	砂押遊水地吐口	多賀城市	仙台土木	〃	
74	砂押川	砂押鴻池橋	多賀城市	仙台土木	〃	
75	勿来川	勿来越流堤	多賀城市	仙台土木	〃	
76	勿来川	勿来遊水地呑口	多賀城市	仙台土木	〃	
77	勿来川	勿来遊水地吐口	多賀城市	仙台土木	〃	
78	大沢川	橋元	大崎市	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
79	田沢川	田沢川	大崎市	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
80	長崎川	大平	栗原市	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
81	長崎川	御崎	栗原市	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
82	鳴瀬川	野田橋	美里町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
83	落堀川	落堀	登米市	東部土木（登米）	〃	
84	荒川	荒川S（下）	登米市	東部土木（登米）	〃	
85	荒川	本関場	村田町	大河原土木	〃	
86	坂元川	道合	山元町	仙台土木	〃	
87	小田川	小田	角田市	大河原土木	〃	
88	梅田川	苦竹	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	
89	迫川	砂原水門	登米市	東部土木（登米）（長沼ダム）	〃	
90	迫川	若石大橋	登米市	東部土木（登米）（長沼ダム）	〃	
91	伊里前川	中在橋	南三陸町	気仙沼土木（弘川ダム）	〃	
92	渋井川	西荒井	大崎市	北部土木	〃	
93	旧沢川	北目橋	仙台市太白区	仙台土木	〃	
94	洞堀川	天皇寺橋	大和町	仙台土木	〃	
95	二迫川	荒瀬	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
96	鹿折川	鹿折大橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
97	尾袋川	横倉	角田市	大河原土木	〃	
98	雉子尾川	山居	丸森町	大河原土木	〃	
99	川内沢川	館腰橋	名取市	仙台土木	〃	
100	志賀沢川	河原橋	岩沼市	仙台土木	〃	
101	戸花川	戸花橋	山元町	仙台土木	〃	
102	吉田川	高田中央橋	大和町	仙台土木	〃	
103	西川	木樵橋	大和町	仙台土木	〃	
104	南沢川	横山	登米市	東部土木（登米）	〃	
105	荒川（阿）	新青川	村田町	大河原土木	〃	
106	真野川	新明治橋	石巻市	東部土木	〃	
107	渋川	荒田の目	大崎市	北部土木	〃	
108	長谷川	月崎	加美町	北部土木	〃	
109	花川	向町	色麻町	北部土木	〃	
110	出来川	笹館橋	美里町	北部土木	〃	
111	美女川	田中橋	美里町	北部土木	〃	
112	芋塚川	栗駒公園線	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
113	荒川	荒田澤橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
114	神山川	平貝橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
115	二迫川	島巡橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
116	二股川	昭和橋	登米市	東部土木（登米）	〃	
117	萱刈川	萱刈橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
118	富士川	原	石巻市	東部土木	〃	
119	百々川	百々川（内）	大崎市	北部土木	〃	
120	百々川	百々川（外）	大崎市	北部土木	〃	
121	佐賀川	佐賀川（内）	大崎市	北部土木	〃	
122	佐賀川	佐賀川（外）	大崎市	北部土木	〃	
123	保野川	清水	色麻町	北部土木	〃	
124	名蓋川	矢目	大崎市	北部土木	〃	
125	平家川	福岡深谷	白石市	大河原土木	〃	
126	大川	切通	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
127	面瀬川	松崎	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
128	南貞山運河	南水門（内）	仙台市	仙台土木	〃	
129	南貞山運河	南水門（外）	仙台市	仙台土木	〃	
130	西沢川	西沢川樋門（内）	石巻市	東部土木	〃	
131	皿貝川	西沢川樋門（外）	石巻市	東部土木	〃	
132	北上川	狐禅寺	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	東北地方整備局	
133	北上川	相川	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
134	北上川	諏訪前	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
135	北上川	七日町	岩手県藤沢町	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
136	名取川	湯元	仙台市太白区	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
137	名取川	余方	名取市	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	
138	名取川	名取橋	仙台市太白区	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	
139	広瀬川	広瀬橋	仙台市若林区	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	
140	名取川	袋原	仙台市太白区	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	

	河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
141	筑川	杉の下橋	仙台市太白区	国土交通省仙台河川国道事務所	東北地方整備局	
142	名取川	開上第二	名取市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
143	碓石川	碓石	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
144	北川	下原	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
145	白石川	関	七ヶ宿町	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
146	白石川	萩崎	七ヶ宿町	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
147	白石川	白石	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
148	白石川	北白川	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
149	白石川	小日向	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
150	阿武隈川	館矢間	丸森町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
151	阿武隈川	丸森	丸森町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
152	阿武隈川	笠松	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
153	阿武隈川	江尻	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
154	白石川	船岡大橋	柴田町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
155	阿武隈川	岩沼	岩沼市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
156	阿武隈川	荒浜	亘理町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
157	阿武隈川	福島	福島県福島市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
158	阿武隈川	伏黒	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
159	阿武隈川	八幡	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
160	北上川	大泉	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
161	北上川	米谷	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
162	北上川	登米	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
163	北上川	柳津	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
164	北上川	脇谷上	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
165	北上川	飯野川上	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
166	北上川	福地	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
167	北上川	月浜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
168	北上川	白浜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
169	旧北上川	倉埜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
170	迫川	剣先	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
171	江合川	轟	大崎市	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
172	江合川	末沢	大崎市	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
173	江合川	岩出山	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
174	江合川	荒雄	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
175	江合川	下谷地	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
176	江合川	桜ノ目	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
177	江合川	涌谷	涌谷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
178	江合川	短谷	涌谷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
179	旧北上川	和渕	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
180	旧北上川	大森	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
181	旧北上川	門脇	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
182	鳴瀬川	三本木橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
183	鳴瀬川	高倉橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
184	鳴瀬川	下中の目	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
185	鳴瀬川	野田橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
186	鳴瀬川	鹿島台(N)	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
187	鳴瀬川	竹谷	美里町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
188	吉田川	落合(Y)	大和町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
189	吉田川	高田橋	大和町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
190	吉田川	粕川	大郷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
191	吉田川	鹿島台(Y)	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
192	鳴瀬川	野蒜	東松島市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
193	鳴瀬川	宮戸	東松島市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
194	新江合川	李埜	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
195	吉田川	幡谷	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
196	竹林川	新田橋	富谷市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
197	奥田川	奥田(内)	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
198	善川	奥田(外)	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
199	善川	塩浪	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
200	広瀬川	落合(H)	仙台市青葉区	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
201	太郎川	馬引	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
202	前川	前川	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
203	阿武隈川	小山	亘理町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
204	旧迫川	三方江	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
205	大川	折壁	岩手県一関市	岩手県	岩手県	

危機管理型水位計（国土交通大臣管理分）

危機管理型水位計により水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。

※危機管理型水位計…従来の水位計と異なり、水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

No	河川名	位置
1	阿武隈川	阿武隈川左岸6.4k
2	阿武隈川	阿武隈川左岸6.6k
3	阿武隈川	阿武隈川左岸7.6k
4	阿武隈川	阿武隈川左岸8.0k
5	阿武隈川	阿武隈川右岸8.0k
6	阿武隈川	阿武隈川右岸8.8k
7	阿武隈川	阿武隈川左岸9.6k
8	阿武隈川	阿武隈川左岸9.8k
9	阿武隈川	阿武隈川右岸9.8k
10	阿武隈川	阿武隈川右岸13.0k
11	阿武隈川	阿武隈川左岸14.2k
12	阿武隈川	阿武隈川右岸16.8k
13	阿武隈川	阿武隈川左岸18.4k
14	阿武隈川	阿武隈川右岸19.2k
15	阿武隈川	阿武隈川左岸19.4k
16	阿武隈川	阿武隈川右岸20.2k
17	阿武隈川	阿武隈川左岸21.2k
18	阿武隈川	阿武隈川右岸21.2k
19	阿武隈川	阿武隈川右岸22.6k
20	阿武隈川	阿武隈川右岸23.2k
21	阿武隈川	阿武隈川右岸23.4k
22	阿武隈川	阿武隈川右岸25.6k
23	阿武隈川	阿武隈川右岸25.8k
24	阿武隈川	阿武隈川左岸29.2k
25	阿武隈川	阿武隈川右岸33.6k
26	阿武隈川	阿武隈川右岸35.0k
27	阿武隈川	阿武隈川右岸35.8k
28	阿武隈川	阿武隈川右岸36.2k
29	阿武隈川	阿武隈川左岸36.6k
30	阿武隈川	阿武隈川右岸36.6k
31	名取川	名取川左岸5.0k
32	名取川	名取川左岸5.6k
33	名取川	名取川右岸5.6k
34	広瀬川	広瀬川右岸0.4k
35	広瀬川	広瀬川左岸1.0k
36	広瀬川	広瀬川右岸2.8k
37	北上川	北上川下流左岸1.8k
38	北上川	北上川下流右岸2.2k
39	北上川	北上川下流左岸4k
40	北上川	北上川下流右岸4.6k
41	北上川	北上川下流右岸7.4k
42	北上川	北上川下流右岸9.2k
43	北上川	北上川下流右岸10.8k
44	北上川	北上川下流右岸16.4k
45	北上川	北上川下流右岸24k
46	北上川	北上川下流左岸26.4k
47	北上川	北上川下流右岸27.4k
48	北上川	北上川下流左岸30.6k
49	北上川	北上川下流左岸35k
50	北上川	北上川下流右岸41.6k
51	北上川	北上川下流左岸42.8k
52	北上川	北上川下流左岸43.8k

No	河川名	位置
53	旧北上川	旧北上川右岸3k
54	旧北上川	旧北上川左岸3.2k
55	旧北上川	旧北上川左岸5.2k
56	旧北上川	旧北上川左岸17.4k
57	旧北上川	旧北上川右岸21k
58	旧北上川	旧北上川右岸22.4k
59	旧北上川	旧北上川右岸27.2k
60	江合川	江合川左岸1.4k
61	江合川	江合川右岸3k
62	江合川	江合川左岸7k
63	江合川	江合川左岸12.4k
64	江合川	江合川左岸16.6k
65	江合川	江合川右岸18.4k
66	江合川	江合川左岸19.2k
67	江合川	江合川右岸28.4k
68	新江合川	新江合川左岸1.6k
69	鳴瀬川	鳴瀬川左岸5.8k
70	鳴瀬川	鳴瀬川右岸10.1k
71	鳴瀬川	鳴瀬川左岸12.7k
72	鳴瀬川	鳴瀬川左岸15.3k
73	鳴瀬川	鳴瀬川左岸23.3k
74	鳴瀬川	鳴瀬川左岸28.5k
75	鳴瀬川	鳴瀬川右岸36.1k
76	鳴瀬川	鳴瀬川左岸37.3k
77	鳴瀬川	鳴瀬川右岸37.9k
78	鳴瀬川	鳴瀬川左岸40.3k
79	鞍坪川	鞍坪川右岸0.4k
80	竹林川	竹林川左岸0.2k
81	竹林川	竹林川左岸1.6k
82	竹林川	竹林川右岸2.6k
83	竹林川	竹林川左岸3.1k
84	吉田川	吉田川右岸3.4k
85	吉田川	吉田川右岸6k
86	吉田川	吉田川左岸11.5k
87	吉田川	吉田川左岸12.4k
88	吉田川	吉田川左岸15.2k
89	吉田川	吉田川右岸16.6k
90	吉田川	吉田川左岸16.8k
91	吉田川	吉田川左岸17.9k
92	吉田川	吉田川右岸18.4k
93	吉田川	吉田川右岸20.0k
94	吉田川	吉田川左岸20.9k
95	吉田川	吉田川右岸21.7k
96	吉田川	吉田川左岸23.5k
97	吉田川	吉田川右岸24.1k
98	吉田川	吉田川左岸28.8k
99	吉田川	吉田川左岸30.3k
100	吉田川	吉田川右岸31.3k
101	多田川	多田川左岸3.5k
102	善川	善川左岸0.8k
103	善川	善川右岸1.8k
104	善川	善川左岸2.0k

簡易型河川監視カメラ（国土交通大臣管理分）

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
1	阿武隈川	神明南	丸森町
2	名取川	太白区東中田	仙台市
3	芥川	太白区南大野田	仙台市
4	江合川	田尻北小牛田宅地一	大崎市
5	江合川	南小牛田下小牛田屋敷	美里町
6	江合川	南小牛田町屋敷	美里町
7	江合川	古川小泉川前	大崎市
8	新江合川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
9	新江合川	古川李埜東田	大崎市
10	鳴瀬川	三本木蟻ヶ袋字川原	大崎市
11	鳴瀬川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
12	多田川	三本木蒜袋東谷地	大崎市
13	多田川	古川米袋大上	大崎市
14	鳴瀬川	鹿島台木間塚	大崎市
15	鳴瀬川	二郷後袋	美里町
16	鳴瀬川	字志賀町	美里町
17	鳴瀬川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
18	鳴瀬川	松山下伊場野入袋	大崎市
19	鞍坪川	西福田鞍坪流	東松島市
20	吉田川	竹谷川頭	松島町
21	北上川	福地町	石巻市
22	北上川	三輪田赤柴新田	石巻市
23	北上川	津山町柳津宮沢	登米市
24	旧北上川	豊里町七ツ塚	登米市
25	旧北上川	豊里町白鳥	登米市
26	北上川	津山町柳津谷木	登米市
27	北上川	津山町柳津黄牛比良	登米市
28	北上川	登米町大字日根牛谷木前	登米市
29	北上川	東和町米谷野地	登米市
30	北上川	中田町浅水長谷山	登米市
31	北上川	東和町錦織北浅草	登米市
32	北上川	東和町錦織寺前	登米市
33	北上川	中田町上沼俵敷	登米市
34	二股川	東和町米谷根廻	登米市
35	二股川	東和町米谷根廻	登米市
36	旧北上川	和渚	石巻市
37	旧北上川	猪岡短台大谷地	涌谷町
38	江合川	猪岡短台	涌谷町
39	江合川	前谷地兀山谷地	石巻市
40	江合川	涌谷新六郎館	涌谷町
41	江合川	涌谷上町 県道173号	涌谷町
42	吉田川	山崎	大郷町
43	吉田川	鶉崎袋	大郷町
44	吉田川	吉田新小原	大和町
45	吉田川	落合蒜袋北橋	大和町

No	河川名	名称	位置
46	吉田川	吉田橋本	大和町
47	竹林川	鶴巢下草字北	大和町
48	吉田川	幡谷検行	松島町
49	吉田川	羽生新神明	大郷町
50	吉田川	粕川後谷地	大郷町
51	吉田川	鶴巢大平下碓	大和町
52	吉田川	志戸田平成北	富谷市
53	竹林川	三ノ関馬場沢下	富谷市
54	竹林川	三ノ関馬場沢下	富谷市
55	善川	吉岡北原西	大和町
56	善川	大衡古館下	大衡村
57	善川	落合舞野庚申	大和町
58	善川	落合蒜袋下畑	大和町

危機管理型水位計（知事管理分）

危機管理型水位計により水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。

No	河川名	名称	位置
1	高田川	白川寺前橋	白石市
2	大太郎川	深谷妙見橋	白石市
3	天津沢川	福岡長袋	白石市
4	谷津川	大鷹沢三沢	白石市
5	児捨川	八宮腰巡橋	白石市
6	斎川	斎川下河原	白石市
7	半田川	(旧) 青木水門	角田市
8	桜井川	三月殿橋	角田市
9	新桜井川	宝作橋	角田市
10	高倉川	関場橋	角田市
11	内町堀川	金津橋	角田市
12	藪川	藪川矢附	蔵王町
13	森の川	森の川	蔵王町
14	松川	宮大橋	蔵王町
15	松川	遠刈田大橋	蔵王町
16	新川	舟渡橋	村田町
17	荒川	月本橋	村田町
18	内川	丸森大橋(丸森・新川)	丸森町
19	雉子尾川	中平橋	丸森町
20	伊手川	北伊手橋	丸森町
21	七北田川	実沢去田屋敷（無串橋上流）	仙台市
22	七北田川	馬橋	仙台市
23	川内沢川	植松	名取市
24	川内沢川	川内沢橋	名取市
25	五間堀川	藤菅根大師橋	岩沼市
26	五間堀川	矢野目橋	岩沼市
27	旧砂押川	橋本橋	多賀城市
28	竹林川	一関鎌田	富谷市
29	明石川	西成田下八百刈	富谷市
30	西川	富谷清水仲	富谷市
31	砂押川	飯土井新砂押迎	利府町
32	勿来川	勿来新橋	利府町
33	新川	高城居網	松島町
34	田中川	初原欠田	松島町
35	皿貝川	北上町橋浦行人前（護岸階段）	石巻市
36	北北上運河	中里（中里新橋付近）	石巻市
37	東名運河	新東名	東松島市
38	長沼川	迫町佐沼中江	登米市
39	羽沢川	登米町日根牛北沢	登米市
40	夏川	中田町石森白地	登米市
41	大江川	古川栄町	大崎市
42	田尻川	薬師橋	大崎市
43	大江川	古川穂波	大崎市
44	名蓋川	上狼塚	加美町
45	深川	押登目橋	加美町
46	旧迫川	岸ヶ森橋	涌谷町
47	出来川	台所橋	涌谷町
48	瀬峰川	瀬峰新下田	栗原市
49	三間堀川	若柳川南戸ノ西	栗原市
50	熊川	築館富大沢	栗原市
51	鉛川	鶯沢南郷久保山	栗原市
52	荒川	築館照長根	栗原市
53	昔川	一迫柳目字竹の内	栗原市
54	夏川	金成大林寺沢	栗原市
55	有馬川	金成有壁大日前	栗原市
56	熊谷川	若柳川南八木前	栗原市
57	小山田川	高清水上外沢田	栗原市
58	松川	松川	気仙沼市
59	八瀬川	細尾	気仙沼市
60	津谷川	下川内	気仙沼市
61	馬籠川	館下	気仙沼市
62	折立川	戸倉町	南三陸町
63	八幡川	志津川町熊田	南三陸町
64	西戸川	戸倉広畑	南三陸町
65	新川	雁歌	丸森町
66	五福谷川	上地	丸森町
67	沢戸川	菅生寺下	村田町
68	前川	松葉森山	川崎町
69	坪沼川	菅生館	村田町
70	身洗川	落合桧和田稲和西	大和町
71	小西川	鶴巢幕柳砂子田	大和町

No	河川名	名称	位置
72	名取川	茂庭人来田西	仙台市
73	長柴川	成田	富谷市
74	板坂川	明石下犬ヶ沢	富谷市
75	斎勝川	愛子峯岸前	仙台市
76	筑川	鉤取	仙台市
77	高野川	小鶴	仙台市
78	後田川	西多賀	仙台市
79	岩の川	茂庭門野	仙台市
80	志賀沢川	愛島北目南田	名取市
81	藤田川	森郷一里塚	利府町
82	榎川	沢乙欠下北	利府町
83	藤川	東仙台	仙台市
84	要害川	市名坂	仙台市
85	仙台川	北根	仙台市
86	高柳川	上谷刈	仙台市
87	八乙女川	実沢坂下	仙台市
88	萱場川	西田中加賀屋敷	仙台市
89	西田中川	西田中上田中東	仙台市
90	北貞山運河	井戸開発	仙台市
91	穴川	幡谷蝦穴	松島市
92	味明川	羽生堰場	大郷町
93	滑川	中村新町田	大郷町
94	水沼川	水沼館下	石巻市
95	南北上運河	矢本下立沼前	東松島市
96	大沢川	女川館	石巻市
97	追波沢川	十三浜江川	石巻市
98	西沢川	長尾松崎	石巻市
99	中島川	中島	石巻市
100	倉之迫川	東福田沢向	石巻市
101	金沢川	境水貫山	石巻市
102	八津川	大瓜沢尻	石巻市
103	高木川	高木清水	石巻市
104	日向川	真野小島	石巻市
105	馬鞍川	馬鞍	石巻市
106	加茂川	福地小田内	石巻市
107	大原川	雄勝味噌作	石巻市
108	女川	女川浜日蔵	女川町
109	大沢川	浦宿浜折下	女川町
110	石貝川	柳津幣崎	登米市
111	黄牛川	柳津黄牛深畑	登米市
112	北沢川	横山	登米市
113	駒林川	長者原	登米市
114	大関川	米谷相川	登米市
115	綱木沢川	米川東綱木	登米市
116	中雨生沢川	古川雨生沢中雨生沢	大崎市
117	蛭沢川	下野目川原	大崎市
118	大迫川	大迫台前	大崎市
119	照越川	照越八反田	栗原市
120	田町川	若柳武鎗町館	栗原市
121	善光寺川	高清水上折木	栗原市
122	水尻川	入谷大船沢	南三陸町
123	水戸辺川	戸倉綱木沢	南三陸町
124	増田川	美田園	名取市
125	旧策川	大野田	仙台市
126	梅田川	扇町	仙台市
127	出来川	南小牛田	美里町
128	内の原川	真野内原	石巻市
129	皿貝川	皿貝	石巻市
130	夏川	若柳武槍	栗原市
131	金生川	栗駒泉沢	栗原市
132	鹿折川	上西側	気仙沼市
133	新川	沼辺字田辺前	村田町
134	旧策川	郡山	仙台市
135	鶴田川	山王江排水樋管	松島町
136	熊谷川	志波姫新橋本	栗原市
137	夏川	金成新桜町	栗原市
138	荒川	築館横須賀新管内	栗原市
139	落堀川	志波姫新聞海	栗原市
140	真野川	水沼寺中畑	石巻市
141	八幡川	入谷字中の町	南三陸町

※危機管理型水位計…従来の水位計と異なり、水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

簡易型河川監視カメラ（知事管理分）

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
1	高田川	白川津田寺下	白石市
2	大太郎川	福岡深谷川原 妙見堂	白石市
3	天津沢川	福岡長袋字中河原	白石市
4	谷津川	大鷹沢実沢字落合	白石市
5	児捨川	福岡八宮字腰巡	白石市
6	斎川	鷹巣西三丁目	白石市
7	半田川	藤田字青木	角田市
8	桜井川	三月殿橋	角田市
9	新桜井川	宝作橋	角田市
10	高倉川	江尻字木所前	角田市
11	内町堀川	尾山字上大門	角田市
12	小田川	角田字大沼	角田市
13	尾袋川	横倉	角田市
14	藪川	大字矢附字川原	蔵王町
15	森の川	宮字町	蔵王町
16	森の川	宮字明神前	蔵王町
17	松川	宮字小浜川原	蔵王町
18	松川（遠刈田）	遠刈田温泉字東裏	蔵王町
19	新川	沼辺字船渡	村田町
20	新川	沼辺字長塚	村田町
21	荒川	村田字北ノ内	村田町
22	坪沼川	菅生字大耕	村田町
23	沢戸川	菅生字町東裏	村田町
24	支倉川	支倉字大石田	川崎町
25	内川	矢洗	丸森町
26	内川	柿木田	丸森町
27	雉子尾川	大内字砂田	丸森町
28	雉子尾川	金山字山居	丸森町
29	伊手川	大内字大塚	丸森町
30	七北田川	泉区実沢去田下無串	仙台市
31	七北田川	泉区根白石字町頭	仙台市
32	七北田川	泉区八乙女	仙台市
33	七北田川	宮城野区岩切	仙台市
34	旧策川	太白区郡山	仙台市
35	旧策川	太白区長町南	仙台市
36	旧策川	太白区袋原字北河原	仙台市
37	梅田川	扇町	仙台市
38	川内沢川	植松	名取市
39	川内沢川	川内沢橋	名取市
40	川内沢川	植松字新橋	名取市
41	増田川	杉ヶ袋	名取市
42	志賀沢川	愛島北目上原	名取市

No	河川名	設置箇所	位置
43	五間堀川	下野郷字藤首根	岩沼市
44	五間堀川	下野郷字館下	岩沼市
45	旧砂押川	大代	多賀城市
46	砂押川	市川字中谷地	多賀城市
47	砂押川	東田中志引	多賀城市
48	竹林川	一ノ関鎌田	富谷市
49	明石川	西成田下八百刈	富谷市
50	西川	桜田	富谷市
51	砂押川	新谷地脇	利府町
52	砂押川	沢乙字前田	利府町
53	勿来川	加瀬元川迎	利府町
54	新川	高城字明神二	松島町
55	田中川	高城字反町四	松島町
56	鶴田川	山王江排水樋管	松島町
57	小西川	鶴巢幕柳字砂子田二番	大和町
58	身洗川	落合松和田稲和西	大和町
59	新堀川	大松沢字新天沼	大郷町
60	鶴田川	大松沢字柳田	大郷町
61	鶴田川	大松沢字原添	大郷町
62	滑川	東成田字三嶽	大郷町
63	味明川	不来内字湯殿下	大郷町
64	皿貝川	北上町橋浦行人前	石巻市
65	北北上運河	新境町一丁目	石巻市
66	釜谷川	入釜谷水門（下流側）	石巻市
67	釜谷川	入釜谷水門（上流側）	石巻市
68	高木川	高木清水	石巻市
69	加茂川	福地小田内	石巻市
70	中島川	中島	石巻市
71	馬鞍川	馬鞍	石巻市
72	皿貝川	皿貝	石巻市
73	大沢川	女川館	石巻市
74	真野川	水沼寺中畑	石巻市
75	内の原川	真野内原	石巻市
76	東名運河	大塚長石	東松島市
77	長沼川	迫町佐沼下田中	登米市
78	南沢川	津山町横山	登米市
79	夏川	石越町東郷平町	登米市
80	鱒淵川	東和町米川字寺内	登米市
81	二股川	東和町米川字四十田	登米市
82	岩之沢川	東和町錦織字嵯峨立	登米市
83	大江川	古川栄町 6	大崎市
84	田尻川	古川宮沢字愛宕前	大崎市

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
85	大江川	古川稲葉	大崎市
86	大江川	大江川（可動堰）	大崎市
87	名蓋川	雑式目字羽毛	加美町
88	名蓋川	上狼塚字寺前	加美町
89	深川	字押登目	加美町
90	深川	深川（排水樋門）	加美町
91	旧迫川	字小里	涌谷町
92	出来川	和多田沼	美里町
93	出来川	南小牛田仁	美里町
94	出来川	練牛出来川	美里町
95	出来川	桜木町	美里町
96	美女川	荻埴字東田	美里町
97	瀬峰川	瀬峰新下田	栗原市
98	三間堀川	若柳川南戸ノ西	栗原市
99	熊川	築館富大沢	栗原市
100	鉛川	鶯沢南郷久保山	栗原市
101	荒川	築館照越長根	栗原市
102	昔川	一迫目竹の内	栗原市
103	夏川	金成千谷沢	栗原市
104	有馬川	金成有壁上原前	栗原市
105	熊谷川	若柳下畑岡新西風下	栗原市
106	小山田川	高清水上外沢田	栗原市
107	小山田川	瀬峰字桃生田前	栗原市
108	落堀川	若柳川南北谷地	栗原市
109	落堀川	志波姫新間海	栗原市
110	夏川	若柳武槍	栗原市
111	二迫川	鶯沢袋川原前	栗原市
112	荒川	築館横須賀新曾内	栗原市
113	金生川	栗駒泉沢	栗原市
114	熊谷川	志波姫新橋本	栗原市
115	馬籠川	本吉町館下	気仙沼市
116	津谷川	本吉町東川内	気仙沼市
117	津谷川	本吉町津谷新明戸	気仙沼市
118	松川	松川	気仙沼市
119	八瀬川	角地	気仙沼市
120	鹿折川	上西側	気仙沼市
121	面瀬川	松崎	気仙沼市
122	折立川	戸倉町	南三陸町
123	西戸川	戸倉日向	南三陸町
124	八幡川	志津川熊田	南三陸町
125	八幡川	入谷字中の町	南三陸町

第6章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

仙台管区気象台又は気象庁が、水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報・警報を発表した場合は、第1図、第2図及び第3図により関係機関に伝達する。

水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用注意報又は警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(別表1)大雨警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	13	123
	塩竈市	14	119
	名取市	18	137
	多賀城市	19	127
	岩沼市	19	136
	富谷市	16	133
	亘理町	19	134
	山元町	16	134
	松島町	16	122
	七ヶ浜町	18	120
	利府町	15	123
	大和町東部	16	129
	大郷町	16	125
石巻地域	石巻市	12	92
	東松島市	13	116
	女川町	12	116
東部大崎	大崎市東部	14	111
	涌谷町	15	119
	美里町	19	119
気仙沼地域	気仙沼市	12	124
	南三陸町	13	124
東部仙南	角田市	14	111
	大河原町	12	119
	村田町	14	117
	柴田町	14	119
	丸森町	12	109
登米・東部栗原	登米市	18	98
	栗原市東部	18	120
西部仙台	仙台市西部	12	119
	大和町西部	15	134
	大衡村	14	128
西部仙南	白石市	15	117
	蔵王町	18	126
	七ヶ宿町	17	119
	川崎町	16	130
西部大崎	大崎市西部	20	112
	色麻町	20	131
	加美町	18	117
西部栗原	栗原市西部	17	98

仙台市西部(※1)：泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る

大和町西部(※2)：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る

大崎市西部(※3)：岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る

栗原市西部(※4)：一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表2)大雨注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	97
	塩竈市	8	94
	名取市	8	108
	多賀城市	11	100
	岩沼市	9	107
	富谷市	10	105
	亘理町	11	105
	山元町	8	105
	松島町	6	96
	七ヶ浜町	11	94
	利府町	8	97
	大和町東部	8	101
	大郷町	9	98
石巻地域	石巻市	8	69
	東松島市	8	88
	女川町	8	88
東部大崎	大崎市東部	8	84
	涌谷町	6	90
	美里町	9	90
気仙沼地域	気仙沼市	8	93
	南三陸町	7	93
東部仙南	角田市	8	83
	大河原町	7	89
	村田町	8	87
	柴田町	8	89
	丸森町	8	81
登米・東部栗原	登米市	9	73
	栗原市東部	11	90
西部仙台	仙台市西部	9	92
	大和町西部	10	104
	大衡村	7	99
西部仙南	白石市	7	94
	蔵王町	7	102
	七ヶ宿町	9	96
	川崎町	9	105
西部大崎	大崎市西部	10	87
	色麻町	11	102
	加美町	10	91
西部栗原	栗原市西部	8	76

仙台市西部(※1)：泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る

大和町西部(※2)：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る

大崎市西部(※3)：岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る

栗原市西部(※4)：一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表3) 洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=9.6, 広瀬川流域=35.7, 旧笹川流域=5.9, 支倉川流域=10.2, 梅田川流域=11, 高野川流域=6.3, 坪沼川流域=12.7	名取川流域=(8, 31.9), 七北田川流域=(12, 22.7), 北貞山運河・南貞山運河流域=(8, 5.3), 広瀬川流域=(10, 28.6), 旧笹川流域=(8, 4.6), 梅田川流域=(8, 9.8)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=14, 貞山堀流域=25.9, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	増田川流域=(6, 14), 貞山堀流域=(6, 23.3), 川内沢川流域=(6, 12), 志賀沢川流域=(6, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼], 名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=18.2	—	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=6.8, 五間堀川流域=17.6, 志賀沢川流域=12.8	川内沢川流域=(7, 6.1), 五間堀川流域=(7, 15.8), 志賀沢川流域=(7, 11.5)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=8.5, 竹林川流域=13.6	竹林川流域=(12, 13.6)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=8.1, 坂元川流域=12.2, 戸花川流域=6.6	—	—
	松島町	鶴田川流域=24.5, 田中川流域=9.2, 高城川流域=28.6	—	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=11.4	砂押川流域=(6, 10.2)	七北田川[市名坂]
	大和町東部	身洗川流域=8.2, 西川流域=19.2, 小西川流域=11, 善川流域=20.1	吉田川流域=(6, 30.1), 竹林川流域=(6, 15.7), 身洗川流域=(6, 7.3), 西川流域=(6, 19.2), 善川流域=(6, 19.8)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=16.4, 味明川流域=12.9, 滑川流域=13.9	吉田川流域=(7, 33.3)	吉田川[落合・粕川]
石巻地域	石巻市	大沢川流域=9.4, 富士川流域=9.1, 中島川流域=7.2, 追波川流域=9, 真野川流域=16.6, 血貝川流域=13.6, 高木川流域=5.9, 北北上運河流域=7.1, 加茂川流域=5.6	旧北上川流域=(8, 25.4), 大沢川流域=(6, 4.9), 富士川流域=(6, 8), 中島川流域=(6, 7.2), 真野川流域=(8, 8.6), 血貝川流域=(6, 9.2), 加茂川流域=(10, 4.6)	鳴瀬川[野田橋], 北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和渕・大森], 江合川[涌谷]
	東松島市	堤川流域=7.8, 定川流域=19.9	定川流域=(6, 14.5)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]
	女川町	女川流域=11.6, 大沢川流域=6.5	女川流域=(6, 8.8), 因沢川流域=(6, 5.8)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=12.1, 中雨生沢川流域=3.7, 新江合川流域=6.6, 鶴田川流域=18.9, 広長川流域=10, 大江川(旧)流域=4.4, 渋井川流域=8.2, 渋川流域=9.3, 名蓋川流域=7.7, 迫川流域=36.3, 美女川流域=10.4, 百々川流域=5.6, 菅刈川流域=12.4, 透川流域=6.9, 鈴根五郎川流域=8.5	鳴瀬川流域=(10, 29), 吉田川流域=(6, 41.5), 江合川流域=(6, 30.2), 田尻川流域=(6, 11.8), 中雨生沢川流域=(6, 3.4), 鶴田川流域=(12, 15.9), 大江川(旧)流域=(6, 3.9), 渋井川流域=(6, 8.1), 渋川流域=(6, 8.3), 名蓋川流域=(12, 6.9), 旧迫川流域=(6, 25.8), 鈴根五郎川流域=(10, 6)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=37.2, 出来川流域=13.1	江合川流域=(7, 19.4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和渕], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=6.6, 田尻川流域=10.7, 美女川流域=6.7, 鞍坪川流域=6.8, 沖新堀川流域=8.8	江合川流域=(7, 24.4), 出来川流域=(7, 5.9), 田尻川流域=(7, 9.6), 美女川流域=(7, 6), 鞍坪川流域=(7, 5.2)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地・涌谷]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=7.9, 鹿折川流域=12.4, 大川流域=24.6, 津谷川流域=23.8, 神山川流域=12.2, 松川流域=7.2, 馬龍川流域=16	鹿折川流域=(6, 8.5), 大川流域=(8, 14.3), 神山川流域=(8, 6.8), 松川流域=(6, 6.4), 馬龍川流域=(8, 10.4)	—
	南三陸町	新井田川流域=7.2, 八幡川流域=12.8, 水尻川流域=10.9, 折立川流域=11.5, 水戸辺川流域=10.8, 西戸川流域=6.5	八幡川流域=(5, 6.4), 水戸辺川流域=(5, 9.7)	—
東部仙南	角田市	高倉川流域=9.3, 半田川流域=6.2, 小田川流域=10, 尾袋川流域=9.1, 雑魚橋川流域=10.7, 新桜井川流域=13	阿武隈川流域=(6, 95.9), 高倉川流域=(6, 8.3), 小田川流域=(6, 9), 尾袋川流域=(6, 8.1), 雑魚橋川流域=(6, 9.6), 新桜井川流域=(6, 11.7)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=20.4	荒川流域=(5, 18.3)	白石川[大河原・白石]
	村田町	坪沼川流域=10.7, 荒川流域=16.4, 新川流域=7.4	荒川流域=(6, 14.7), 新川流域=(10, 6.6)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=14.3	阿武隈川流域=(8, 67.3), 白石川流域=(6, 48.7)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=21.1, 内川流域=19.6, 伊手川流域=9.8, 新川流域=9.3, 五福谷川流域=10.9	阿武隈川流域=(6, 74.2), 雉子尾川流域=(8, 12.9), 新川流域=(6, 8.3), 五福谷川流域=(6, 10.7)	阿武隈川下流[丸森・笠松]

(別表3)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=13.9, 旧迫川流域=36.8, 羽沢川流域=9.3, 恩田川流域=6.9, 大関川流域=10.1, 二股川流域=17.4, 岩之沢川流域=4.2, 黄牛川流域=5, 石貝川流域=6.8, 長沼川流域=12.2, 荒川流域=23.1, 夏川流域=20, 綱木川流域=7.4, 鰯淵川流域=9.1, 寺川流域=3.8, 北沢川流域=7.4	迫川流域=(7, 31.3), 旧北上川流域=(7, 5.8), 南沢川流域=(7, 12.5), 羽沢川流域=(7, 8.3), 二股川流域=(7, 15.6), 岩之沢川流域=(7, 3.6), 黄牛川流域=(7, 4.5), 石貝川流域=(7, 6.1), 綱木川流域=(11, 6.6), 鰯淵川流域=(7, 8.1), 北沢川流域=(7, 6.8)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和刈], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=9.3, 小山田川流域=19.1, 瀬峰川流域=10, 荒川流域=12.9, 照越川流域=5.7, 熊谷川流域=6.1, 三間堀川流域=2.8, 夏川流域=9.4, 熊川流域=7.3, 二迫川流域=18.6, 三迫川流域=19.9, 金流川流域=9.5, 透川流域=12.1, 落堀川流域=10.6, 太田川流域=7.8, 前沢川流域=5.5	迫川流域=(8, 35.2), 小山田川流域=(8, 17.1), 瀬峰川流域=(8, 9), 夏川流域=(8, 9.4), 熊川流域=(8, 6.5), 二迫川流域=(8, 16.7), 三迫川流域=(8, 17.9)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=43.3, 広瀬川流域=35, 斎勝川流域=9.1, 大倉川流域=20.8, 新川流域=15.6, 七北田川流域=18.6, 高柳川流域=4.8, 要害川流域=9.5	広瀬川流域=(7, 31.5), 七北田川流域=(7, 16.7)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=20.6, 宮床川流域=11.8, 洞堀川流域=3.9	吉田川流域=(8, 18.5), 洞堀川流域=(8, 3.5)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=14.8	善川流域=(5, 14.5)	—
西部仙南	白石市	平家川流域=8, 児捨川流域=16.3, 斎川流域=16.1, 谷津川流域=8.7, 高田川流域=13.3	平家川流域=(5, 7.2), 児捨川流域=(5, 14.6), 斎川流域=(5, 14.5)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=27.9, 高木川流域=6.6, 平家川流域=8, 森の川流域=5.2	平家川流域=(5, 7.2)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=19.9	白石川流域=(7, 19)	—
	川崎町	支倉川流域=8.9, 前川流域=21.2, 太郎川流域=15.3, 北川流域=22.1	太郎川流域=(7, 13.7), 北川流域=(7, 19.8)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=32.6, 蛭沢川流域=10.1, 小山田川流域=14.9, 吉野川流域=7.9, 渋川流域=8.4	蛭沢川流域=(8, 9), 吉野川流域=(8, 7.1)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=43.8, 花川流域=20.3, 保野川流域=14.7, 河童川流域=2.7	—	—
	加美町	鳴瀬川流域=35.2, 多田川流域=11.7, 深川流域=8.6, 田川流域=24.4, 孫沢川流域=8.8, 名蓋川流域=7.2	深川流域=(8, 7.7), 田川流域=(8, 21.9)	鳴瀬川[三本木橋]
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=26.3, 昔川流域=10, 長崎川流域=13.6, 草木川流域=11.2, 二迫川流域=16.6, 芋埴川流域=10.4, 金生川流域=9.2, 鉛川流域=8.1, 三迫川流域=15.2, 鳥沢川流域=9.4	昔川流域=(6, 9), 二迫川流域=(16, 14.9), 芋埴川流域=(6, 9.3), 三迫川流域=(16, 13.6)	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=7.6, 広瀬川流域=28.5, 旧笹川流域=4.7, 支倉川流域=8.1, 梅田川流域=8.8, 高野川流域=4.9, 坪沼川流域=9.5	名取川流域=(7, 28.7), 七北田川流域=(5, 19.4), 北貞山運河・南貞山運河流域=(5, 4.8), 広瀬川流域=(9, 25.7), 旧笹川流域=(7, 2.6), 梅田川流域=(8, 5.5), 高野川流域=(5, 4.9), 坪沼川流域=(5, 9.5)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=11.2, 貞山堀流域=20.7, 川内沢川流域=10.7, 志賀沢川流域=13.5	増田川流域=(5, 11.2), 貞山堀流域=(5, 11.9), 川内沢川流域=(6, 8.6), 志賀沢川流域=(5, 10.5)	名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=14.5	砂押川流域=(7, 7.5)	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=5.4, 五間堀川流域=14, 志賀沢川流域=10.2	阿武隈川流域=(5, 81.6), 川内沢川流域=(5, 5.4), 五間堀川流域=(5, 7.2), 志賀沢川流域=(7, 8.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=6.8, 竹林川流域=10.8	西川流域=(5, 6.4), 竹林川流域=(8, 8.6)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		阿武隈川流域=(5, 41.3)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=6.4, 坂元川流域=9.7, 戸花川流域=4.5	高瀬川流域=(5, 5.2), 坂元川流域=(7, 5.9), 戸花川流域=(5, 4.4)	—
	松島町	鶴田川流域=18.9, 田中川流域=7.3, 高城川流域=22.8	吉田川流域=(5, 26.6), 鶴田川流域=(5, 18.9), 高城川流域=(5, 22.8)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=9.1	砂押川流域=(6, 5.5)	—
	大和町東部	身洗川流域=6.5, 西川流域=15.3, 小西川流域=8.8, 善川流域=16	吉田川流域=(6, 24.2), 竹林川流域=(6, 14.1), 身洗川流域=(5, 5.5), 西川流域=(5, 14.3), 小西川流域=(5, 8.8), 善川流域=(5, 13)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=13.1, 味明川流域=8.5, 滑川流域=11.1	吉田川流域=(5, 23.6), 鶴田川流域=(5, 8.1), 味明川流域=(7, 5.5), 滑川流域=(7, 5.9)	吉田川[落合・粕川]
石巻地域	石巻市	大沢川流域=7.5, 富士川流域=7.2, 中島川流域=3.6, 追波川流域=6.1, 真野川流域=13.2, 皿貝川流域=6.8, 高木川流域=4.7, 北北上運河流域=5.6, 加茂川流域=4.4	北上川流域=(5, 41.8), 江合川流域=(6, 24), 旧北上川流域=(7, 20.1), 大沢川流域=(5, 4.4), 富士川流域=(6, 5.8), 中島川流域=(5, 3.6), 追波川流域=(5, 6.1), 真野川流域=(7, 6.2), 皿貝川流域=(5, 6.8), 高木川流域=(7, 3.4), 北北上運河流域=(7, 3.5), 加茂川流域=(5, 4.1)	北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和渕・大森], 江合川[涌谷]
	東松島市	堤川流域=6.2, 定川流域=15.9	鳴瀬川流域=(5, 25.5), 吉田川流域=(5, 19), 鞍坪川流域=(7, 7.5), 堤川流域=(5, 4.6), 定川流域=(5, 11.3)	鳴瀬川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]
	女川町	女川流域=9.2, 大沢川流域=5.2	女川流域=(5, 7.9), 大沢川流域=(5, 4.8)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=7.9, 中雨生沢川流域=3, 新江合川流域=5.2, 鶴田川流域=15.1, 広長川流域=7.2, 大江川(旧)流域=3, 渋井川流域=6.5, 渋川流域=7.4, 名蓋川流域=6.1, 旧迫川流域=29, 美女川流域=8.3, 百々川流域=4.4, 萱刈川流域=9.9, 透川流域=5.5, 鈴根五郎川流域=5.3	鳴瀬川流域=(5, 26.1), 吉田川流域=(5, 18.9), 江合川流域=(5, 22.2), 多田川流域=(5, 9.6), 田尻川流域=(5, 6.3), 中雨生沢川流域=(5, 2.8), 新江合川流域=(5, 3.4), 鶴田川流域=(7, 14.3), 広長川流域=(5, 6.2), 大江川(旧)流域=(5, 2), 渋井川流域=(6, 3.6), 渋川流域=(5, 7.4), 名蓋川流域=(5, 6.1), 旧迫川流域=(6, 23.2), 美女川流域=(5, 8.3), 百々川流域=(5, 4.4), 萱刈川流域=(5, 9.7), 透川流域=(5, 5.5), 鈴根五郎川流域=(5, 5.3)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=26.7, 出来川流域=8.9	江合川流域=(5, 16.1), 迫川流域=(5, 32), 旧迫川流域=(5, 14.7), 出来川流域=(5, 6.7)	旧北上川[和渕], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=5.2, 田尻川流域=8.5, 美女川流域=5.3, 鞍坪川流域=5.4, 沖新堀川流域=7	鳴瀬川流域=(5, 26), 江合川流域=(5, 22), 出来川流域=(5, 5.2), 田尻川流域=(5, 8.5), 美女川流域=(5, 5.3), 鞍坪川流域=(5, 3.7), 沖新堀川流域=(5, 4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[下谷地]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=5.3, 鹿折川流域=9.9, 大川流域=19.6, 津谷川流域=19, 神山川流域=9.7, 松川流域=5.7, 馬籠川流域=12.8	青野沢川流域=(5, 5.3), 鹿折川流域=(5, 7.6), 大川流域=(6, 12.9), 津谷川流域=(7, 12.2), 神山川流域=(6, 5.3), 松川流域=(6, 4.6), 馬籠川流域=(5, 9.4)	—

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
気仙沼地域	南三陸町	新井田川流域=5.4, 八幡川流域=10.2, 水尻川流域=8.7, 折立川流域=9.2, 水戸辺川流域=8.6, 西戸川流域=5.2	新井田川流域=(5, 4.6), 八幡川流域=(5, 5.8), 水尻川流域=(5, 7.2), 折立川流域=(5, 7.9), 水戸辺川流域=(5, 8.6), 西戸川流域=(5, 5.2)	—
東部仙南	角田市	高倉川流域=7.4, 半田川流域=4.9, 小田川流域=8, 尾袋川流域=7.2, 雑魚橋川流域=8.5, 新桜井川流域=10.4	阿武隈川流域=(5, 31.1), 高倉川流域=(5, 5.9), 半田川流域=(5, 4.9), 小田川流域=(5, 5.2), 尾袋川流域=(6, 5.8), 雑魚橋川流域=(5, 8.5), 新桜井川流域=(5, 7.2)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=16.3	白石川流域=(5, 32.6), 荒川流域=(5, 13)	白石川[大河原]
	村田町	坪沼川流域=8.5, 荒川流域=13.1, 新川流域=5.9	坪沼川流域=(5, 8.5), 荒川流域=(5, 13.1), 新川流域=(7, 5.8)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=11.4	阿武隈川流域=(5, 51.5), 白石川流域=(5, 32.6), 五間堀川流域=(6, 8.1)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=16.8, 内川流域=15.6, 伊手川流域=6.9, 新川流域=7.4, 五福谷川流域=8.7	阿武隈川流域=(5, 30.8), 雉子尾川流域=(6, 11.6), 内川流域=(7, 13), 伊手川流域=(5, 6.9), 新川流域=(6, 6.2), 五福谷川流域=(5, 7.7)	阿武隈川下流[丸森]
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=11.1, 旧迫川流域=29.4, 羽沢川流域=7.4, 恩田川流域=4.9, 大関川流域=8, 二股川流域=13.9, 岩之沢川流域=3.3, 黄牛川流域=4, 石貝川流域=5.4, 長沼川流域=9.7, 荒川流域=11.6, 夏川流域=11, 綱木川流域=5.9, 鱒淵川流域=7.2, 寺川流域=2.9, 北沢川流域=5.9	北上川流域=(5, 54.1), 迫川流域=(5, 26), 旧北上川流域=(5, 5), 南沢川流域=(5, 11.1), 旧迫川流域=(5, 15.4), 羽沢川流域=(7, 7.4), 恩田川流域=(5, 4.9), 大関川流域=(5, 6.7), 二股川流域=(5, 13.1), 岩之沢川流域=(5, 3.2), 黄牛川流域=(5, 3.8), 石貝川流域=(5, 4.1), 長沼川流域=(5, 7.9), 荒川流域=(5, 10.3), 夏川流域=(5, 6.2), 綱木川流域=(7, 4.7), 鱒淵川流域=(7, 5.8), 寺川流域=(5, 2.7), 北沢川流域=(5, 5.9)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和沢], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=7.4, 小山田川流域=15.2, 瀬峰川流域=8, 荒川流域=10.3, 照越川流域=4.6, 熊谷川流域=4.8, 三間堀川流域=2, 夏川流域=7.5, 熊川流域=5.8, 二迫川流域=14.8, 三迫川流域=15.9, 金流川流域=7.6, 透川流域=9.6, 落堀川流域=5.3, 太田川流域=6.2, 前沢川流域=4.4	迫川流域=(5, 20.8), 萱刈川流域=(5, 6.3), 小山田川流域=(5, 11.2), 瀬峰川流域=(5, 7.2), 荒川流域=(5, 6.9), 照越川流域=(5, 3.9), 熊谷川流域=(5, 4.8), 三間堀川流域=(9, 1.6), 夏川流域=(5, 7.5), 熊川流域=(8, 4.6), 二迫川流域=(8, 14.3), 三迫川流域=(5, 12.3), 金流川流域=(5, 6.4), 透川流域=(5, 6), 落堀川流域=(5, 5.3), 前沢川流域=(5, 4.2)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=34.6, 広瀬川流域=28, 斎勝川流域=7.2, 大倉川流域=16.6, 新川流域=12.4, 七北田川流域=14.8, 高柳川流域=3.9, 要害川流域=7.6	広瀬川流域=(5, 28), 斎勝川流域=(5, 7.2), 大倉川流域=(7, 13.3), 七北田川流域=(7, 14), 高柳川流域=(5, 3.8)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=16.4, 宮床川流域=9.4, 洞堀川流域=3.1	吉田川流域=(8, 13.1), 洞堀川流域=(5, 3.1)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=11.8	善川流域=(5, 8)	—
西部仙南	白石市	平家川流域=6.4, 児捨川流域=13, 斎川流域=12.8, 谷津川流域=6.3, 高田川流域=10.6	白石川流域=(5, 27.9), 平家川流域=(5, 6.4), 児捨川流域=(5, 12.2), 斎川流域=(5, 11.2), 谷津川流域=(5, 6.3), 高田川流域=(5, 8.2)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=22.3, 高木川流域=5.2, 平家川流域=4.2, 森の川流域=4	白石川流域=(6, 32), 松川流域=(5, 21.9), 高木川流域=(5, 5.1), 平家川流域=(5, 3.9), 森の川流域=(5, 4)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=15.9	白石川流域=(5, 15.9)	—
	川崎町	支倉川流域=7.1, 前川流域=16.9, 太郎川流域=12.2, 北川流域=17.6	支倉川流域=(5, 6.8), 前川流域=(5, 16.9), 太郎川流域=(5, 12.2), 北川流域=(5, 17.6)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=26, 蛭沢川流域=8, 小山田川流域=11.9, 吉野川流域=6.3, 渋川流域=6.7	江合川流域=(5, 21), 蛭沢川流域=(5, 8), 小山田川流域=(7, 8.9), 吉野川流域=(8, 5)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=35, 花川流域=16.2, 保野川流域=11.7, 河童川流域=2.1	鳴瀬川流域=(5, 26), 花川流域=(9, 13), 保野川流域=(9, 9.4)	—
	加美町	鳴瀬川流域=20.2, 多田川流域=9.3, 深川流域=6.8, 田川流域=18.8, 孫沢川流域=7, 名蓋川流域=5.7	鳴瀬川流域=(5, 19.6), 多田川流域=(5, 6.9), 深川流域=(8, 6.8), 田川流域=(7, 14.4), 孫沢川流域=(5, 7), 名蓋川流域=(5, 3.8)	—
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=21, 昔川流域=8, 長崎川流域=10.8, 草木川流域=8.9, 二迫川流域=13.2, 芋埴川流域=8.3, 金生川流域=7.3, 鉛川流域=6.1, 三迫川流域=12.1, 鳥沢川流域=7.5	一迫川流域=(6, 16.8), 昔川流域=(5, 8), 長崎川流域=(7, 10.8), 草木川流域=(6, 7.1), 二迫川流域=(5, 10.8), 芋埴川流域=(5, 5.5), 金生川流域=(7, 5.3), 鉛川流域=(5, 6.1), 三迫川流域=(6, 9.7), 鳥沢川流域=(5, 7.5)	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※別表1から4については、基準見直しを行うこともあるので、最新の基準は気象庁のホームページを確認してください。

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(別表5)高潮警報・注意報基準

令和7年5月29日現在			
市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m
	塩竈市	1.6m	0.9m
	名取市	1.5m	0.9m
	多賀城市	1.6m	0.9m
	岩沼市	1.6m	0.9m
	富谷市	—	—
	亘理町	1.5m	0.9m
	山元町	1.4m	0.9m
	松島町	1.6m	0.9m
	七ヶ浜町	1.6m	0.9m
	利府町	1.6m	0.9m
	大和町東部	—	—
	大郷町	—	—
石巻地域	石巻市	1.2m	0.9m
	東松島市	1.6m	0.9m
	女川町	1.2m	0.9m
東部大崎	大崎市東部	—	—
	涌谷町	—	—
	美里町	—	—
気仙沼地域	気仙沼市	1.2m	0.9m
	南三陸町	1.2m	0.9m
東部仙南	角田市	—	—
	大河原町	—	—
	村田町	—	—
	柴田町	—	—
	丸森町	—	—
登米・東部栗原	登米市	—	—
	栗原市東部	—	—
西部仙台	仙台市西部	—	—
	大和町西部	—	—
	大衡村	—	—
西部仙南	白石市	—	—
	蔵王町	—	—
	七ヶ宿町	—	—
	川崎町	—	—
西部大崎	大崎市西部	—	—
	色麻町	—	—
	加美町	—	—
西部栗原	栗原市西部	—	—

(別表6)大雨・高潮特別警報発表基準

現象の 種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報については、大雨警報の表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、大雨警報の土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報基準の表のうち、表面雨量指数基準の欄は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準の欄は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示す。
- (2) 大雨警報・注意報の表面雨量指数は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (3) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (6) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点では氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (7) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。
- (8) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<参考>

土壌雨量指数:降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

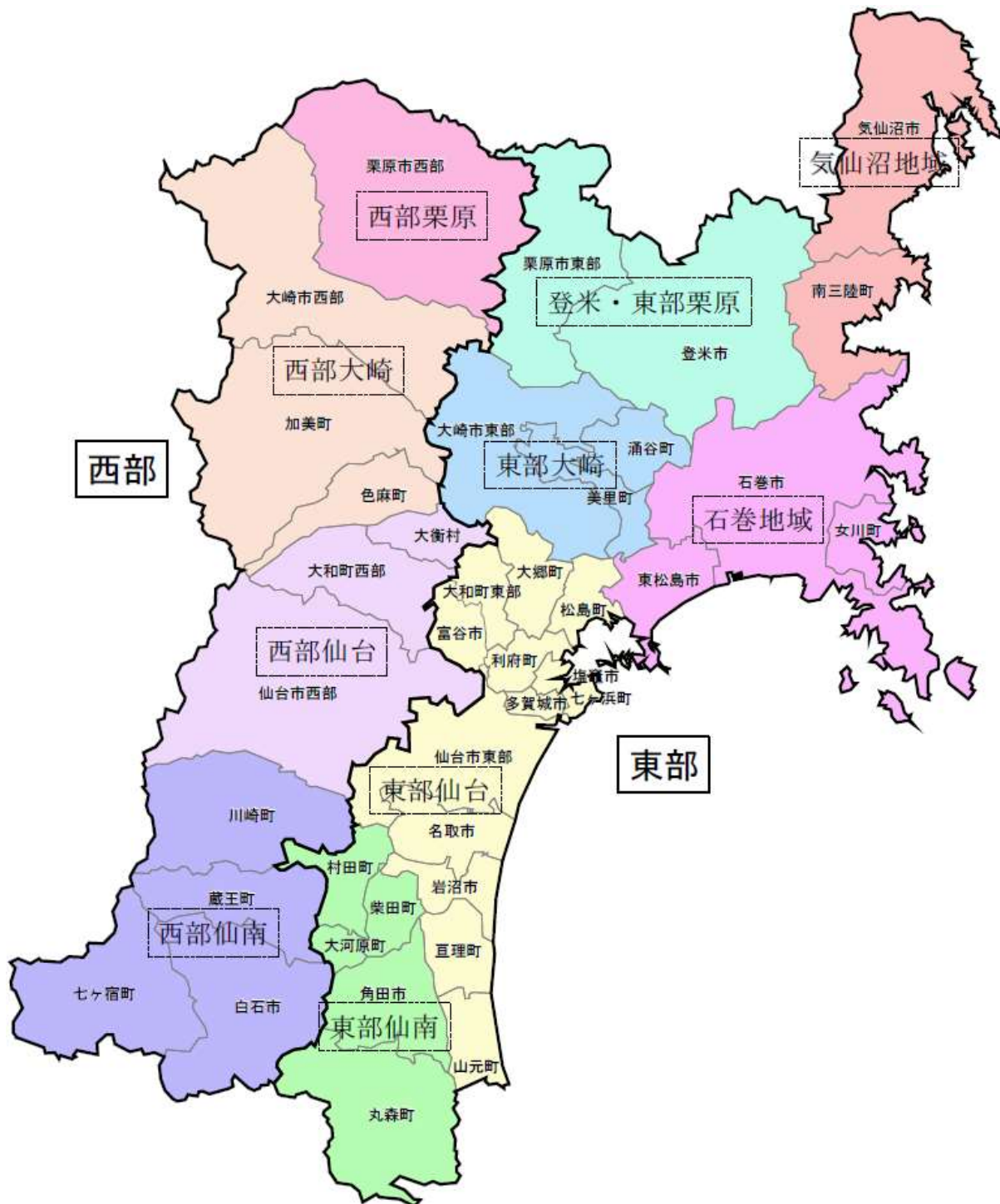
流域雨量指数:河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数:短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

宮城県の細分区域に該当する市町村表

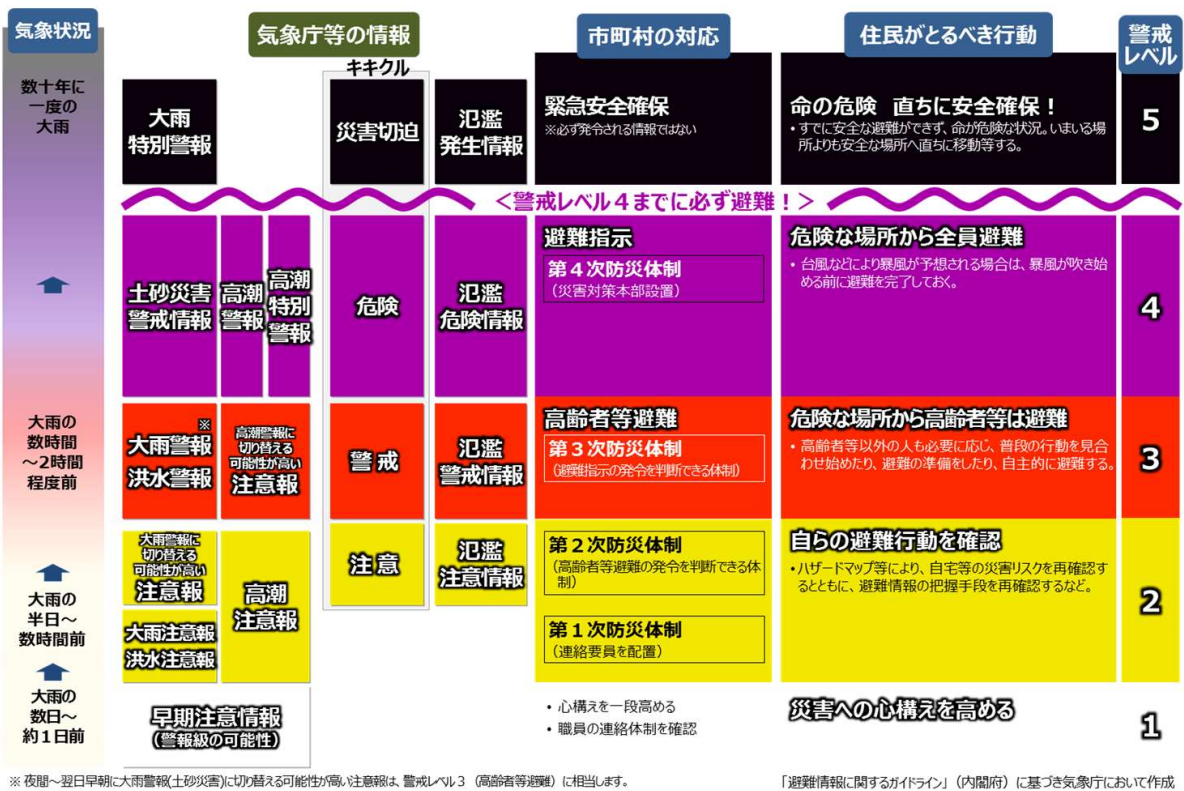
	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市 町 村 等
みやぎけん 宮城県	とうぶ 東 部	とうぶせんたい 東 部 仙 台	せんだいし しおがまし なとりし 仙台市東部（西部の区域を除く）、塩竈市、名取市、 たがじょうし いわぬまし とみやし まつしままち しちがはままち りふちよう 多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、 たいわちよう おおさとちよう 大和町東部（大和町西部の区域を除く）、大郷町、 わたりちよう やまもとちよう 亘理町、山元町
		いしのまきちいき 石 巻 地 域	いしのまきし ひがしまつしまし おながわちよう 石巻市、東松島市、女川町
		とうぶおおさき 東 部 大 崎	おおさきし わくやちよう みさとまち 大崎市東部（西部の区域を除く）、 涌谷町、美里町
		けせんぬまちいき 気 仙 沼 地 域	けせんぬまし みなみさんりくちよう 気仙沼市、南三陸町
		とうぶせんなん 東 部 仙 南	かくだし おおがわらまち むらたまち しばたまち まるもりまち 角田市、大河原町、村田町、柴田町、 丸森町
		とめとうぶくりはら 登米・東部栗原	くりはらし とめし 栗原市東部（西部の区域を除く）、登米市
	せいぶ 西 部	せいぶせんたい 西 部 仙 台	せんだいし いずみく 仙台市西部（泉区、青葉区宮城総合支所及び太白区秋 保総合支所管内に限る）、たいわちよう おの がくえん みやとこ 大和町西部（小野、学苑、宮床、 もみじが おか よしおか よしおかひがし よしおかみなみ よしだ おおひらむら もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田）、大衡村
		せいぶせんなん 西 部 仙 南	しろいしし ざおうまち しちかしゆくまち かわさきまち 白石市、蔵王町、七ヶ宿町、 川崎町
		せいぶおおさき 西 部 大 崎	おおさきし いわでやま なるこ 大崎市西部（岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に 限る）、しまちよう かみまち 色麻町、加美町
		せいぶくりはら 西 部 栗 原	くりはらし いちはさま うぐいすざわ くりこま はなやま 栗原市西部（一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る）

気象警報等の発表区域図



(参考資料)

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動



気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>) から引用

津波に関する警報、注意報、情報、予報

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを津波警報等という）を津波予報区単位で発表する。

(ア) 種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合）

(イ) 発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

・地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを「巨大」「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝える。

・予想される津波の高さの表現を「巨大」「高い」と発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

(ウ) 津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(ア) 種類

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報 ^{注1}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報 ^{注2}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

注1) 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。なお、最大波の観測値については、大津波警報を発表している沿岸で観測された津波の高さが1 m以下の場合、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2 m未満の場合は、津波の高さを「観測中」と発表する。

注2) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。

また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。

（参考）気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合は、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

仙台管区气象台から気象等予報・警報及び情報等の通知を受けた場合並びに洪水予報が発表又は水防警報が発令されたときは、次の通信系により雨量観測所、水位観測所及び関係機関並びに一般に通信する。

1 県の通信連絡系統

県は、仙台管区气象台から気象情報の通知を受けたとき又は水位観測所から水位の通知があったときは、直ちに仙台管区气象台と常時連絡体制を整えるとともに、必要があると認めたときは第1図により関係機関に通報する。

2 指定河川洪水予報の通信連絡系統

東北地方整備局河川(国道)事務所と仙台管区气象台が共同して阿武隈川下流(白石川の一部区間を含む)、名取川、広瀬川、鳴瀬川(多田川・鞍坪川の一部区間を含む)、吉田川(竹林川の一部区間を含む)、北上川下流、江合川、旧北上川の洪水予報を発表した場合は、第2図により関係機関に通報する。

県と仙台管区气象台が共同して七北田川、白石川、迫川の洪水予報を発表した場合は、第3図により関係機関に通報する。

3 警報の通信連絡系統

仙台管区气象台が警報を発表した場合は、東日本電信電話(株)は第1図により直ちに市町村へ伝達する。

第2節 災害時優先電話の使用

災害等により電話がつながりにくい場合は、東日本電信電話(株)に登録指定されている「災害時優先電話」により発信する。

第3節 その他の通信施設の使用

1 県の無線電話施設

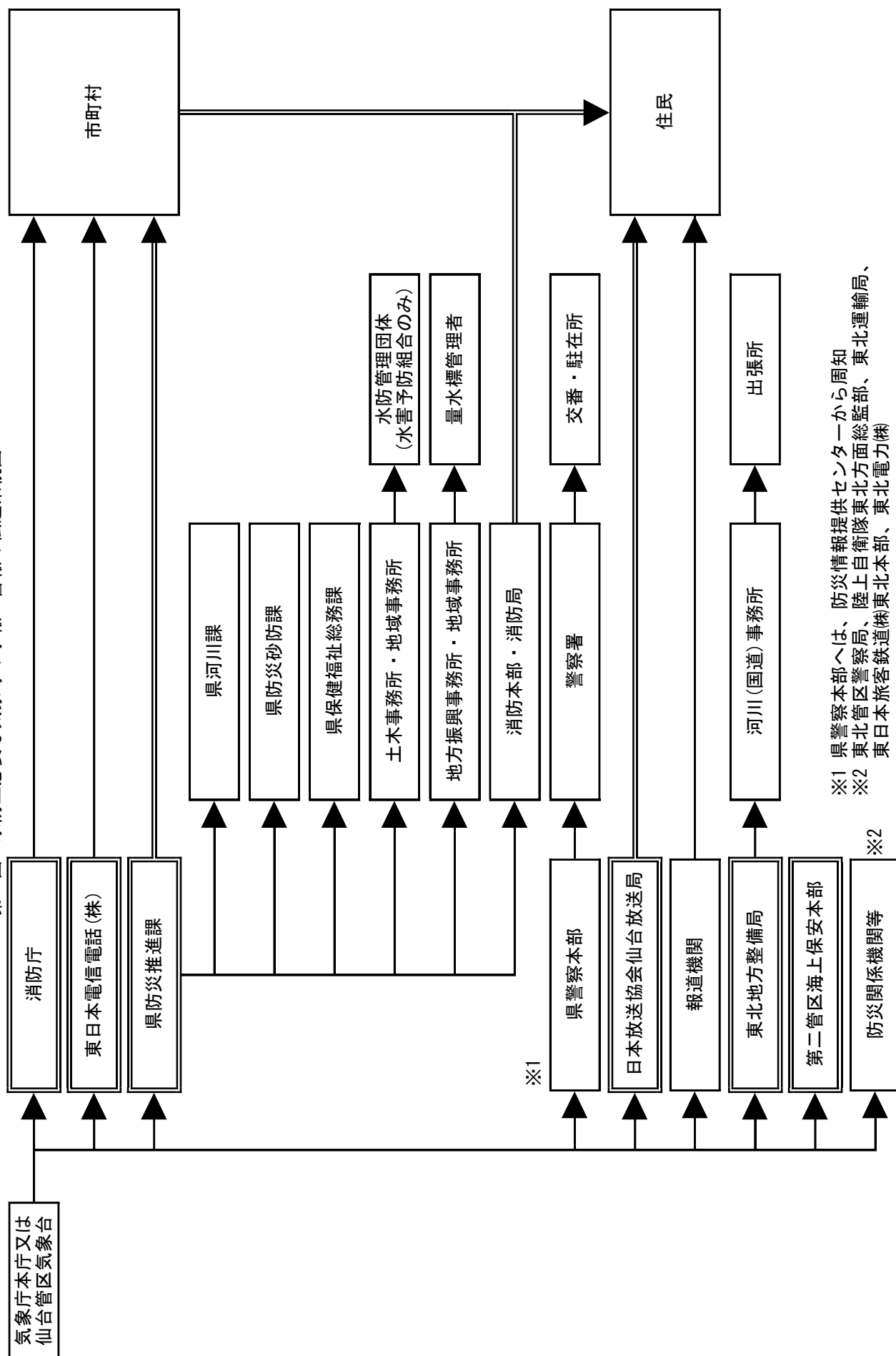
2 警察通信施設等

水防上緊急非常の場合で、電話及び電報の取扱いが不通となった場合は、法第27条に基づき、警察通信施設等を使用することができる。

(1) 使用範囲は、水防事務上緊急非常の場合であって、他に適当な連絡方法がないときに限る。

(2) 使用方法は、原則として警察官等の指示に従うこと。

第1図 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



(注)二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく伝達先
 (注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 (注)津波警報・注意報は、気象庁(本庁)又は大阪管区気象台から消防庁と東日本電信電話(株)に伝達

第8章 洪水予報、水防警報等の区域及びその措置

第1節 国土交通大臣が行う洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所と仙台管区气象台が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報（洪水警報））の河川名、区域及び予報に関する基準地点は次表のとおりであり、洪水予報発表時は、第2図（洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表））により伝達を行うものとする。伝達に用いる洪水予報文例は次ページ以下に示すとおりであるが、文例から選択編集した文章で伝達される場合もある。

河川名	区域	基準地点	量水標設置場所	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(危険水位)(m)	量水標の受持区間
阿武隈川下	福島・宮城県境から海まで	丸森	丸森町船場	19.50	22.00	22.30	左岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋 右岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋
		笠松	角田市枝野	14.50	16.60	17.00	左岸 角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋 右岸 角田市枝野橋から亘理町阿武隈橋
		岩沼	岩沼市阿武隈1丁目	5.00	7.90	8.20	左岸 岩沼市阿武隈橋から海 右岸 亘理町阿武隈橋から海
白石川	左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先 右岸 同県同郡同町大字下名生字須川前106番地先から阿武隈川合流点まで	笠松	角田市枝野	14.50	16.60	17.00	左岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点 右岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点
名取川	左岸 宮城県仙台市太白区山田字船渡前3番1地先 右岸 同県名取市高館熊野堂字五反田48番2地先(名取川頭首工)から海まで	名取橋	仙台市太白区中1丁目	6.50	8.30	9.20	左岸 仙台市名取川頭首工から海 右岸 仙台市名取川頭首工から海
広瀬川	左岸 宮城県仙台市若林区河原町2丁目13番25地先 右岸 同県同市太白区長町1丁目1番1地先(広瀬橋)から名取川への合流点まで	広瀬橋	仙台市河原町2丁目	1.30	2.20	2.70	左岸 仙台市広瀬橋から名取川合流点 右岸 仙台市広瀬橋から名取川合流点
鳴瀬川	左岸 宮城県大崎市古川引田字堀込道上79番地先 右岸 同県同市三本木芥田字桜館1番の1地先から海まで	三本木橋	大崎市三本木	5.00	6.00	6.40	左岸 大崎市古川高倉から美里町野田橋 右岸 大崎市古川高倉から大崎市野田橋
		野田橋	大崎市松山千石	4.50	6.40	6.70	左岸 美里町野田橋から美里町砂山 右岸 大崎市野田橋から大崎市木間塚
		鹿島台(鳴)	松島町二子屋	5.50	7.90	8.50	左岸 美里町砂山から河口 右岸 大崎市木間塚から河口
多田川	左岸 宮城県大崎市古川西荒井字東田5番の1地先 右岸 宮城県大崎市三本木高柳字横江454番の1地先から鳴瀬川合流地点まで	三本木橋	大崎市三本木	5.00	6.00	6.40	左岸 大崎市古川西荒井から鳴瀬川合流点 右岸 大崎市三本木高柳から鳴瀬川合流点
鞍坪川	左岸 宮城県東松島市西福田字長峯6番地の1地先 右岸 宮城県東松島市西福田字長峯1番地の4地先から鳴瀬川への合流点まで	鹿島台(鳴)	松島町二子屋	5.50	7.90	8.50	左岸 東松島市西福田から鳴瀬川合流点 右岸 東松島市西福田から鳴瀬川合流点
吉田川	宮城県黒川郡大和町吉田字ヱ切2番地先(高田橋)から鳴瀬川への合流点まで	落合	大和町鶴巣	5.00	6.80	7.30	左岸 大和町高田橋から大郷町粕川橋 右岸 大和町高田橋から大郷町粕川橋
		粕川	大郷町粕川	5.70	8.00	8.20	左岸 大郷町粕川橋から大崎市二子屋橋 右岸 大郷町粕川橋から松島町二子屋橋
		鹿島台(吉)	松島町二子屋	5.80	7.40	7.90	左岸 大崎市二子屋橋から鳴瀬川合流点 右岸 松島町二子屋橋から鳴瀬川合流点
竹林川	宮城県富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先(新田橋)から吉田川への合流点まで	新田橋	富谷市三ノ関	1.80	2.30	2.90	左岸 富谷市新田橋から吉田川合流点 右岸 富谷市新田橋から吉田川合流点

河川名	区 域	基 地	準 点	量 水 標 設 置 場 所	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(特別警戒水位)(m)	量 水 標 の 受 持 区 間
北 上 川 下 流	岩手・宮城県境から海まで(旧北上川を除く。)	米 谷	登 米 市	東 和 町	11.40	12.70	12.80	左岸 県境から登米市登米大橋 左岸 県境から登米市登米大橋
		登 米	登 米 市	登 米 町	9.00	12.60	12.70	左岸 登米市登米大橋から登米市柳津大橋 左岸 登米市登米大橋から登米市柳津大橋
		柳 津	登 米 市	津 山 町	8.40	12.10	12.20	左岸 登米市柳津大橋から石巻市飯野川橋 右岸 登米市柳津大橋から石巻市飯野川橋
		飯 野 川 上 流	石 巻 市	成 小 塚 裏 畑	5.50	8.40	8.50	左岸 石巻市飯野川橋から河口 右岸 石巻市飯野川橋から河口
旧 北 上 川	幹川分派点から海まで	和 渚	石 巻 市	和 渚	5.30	6.30	6.40	左岸 北上川分派点から石巻市天王橋 右岸 北上川分派点から石巻市天王橋
		大 森	石 巻 市	東 福 田 字 川 渚	3.60	4.30	4.40	左岸 石巻市天王橋から河口 右岸 石巻市天王橋から河口
江 合 川	左岸 宮城県大崎市古川桜ノ目字下川原75番の18番地先 右岸 同県同市古川小泉字内高畑1番の1地先 から旧北上川への合流点まで	荒 雄	大 崎 市	古 川 福 沼	3.10	4.50	4.80	左岸 大崎市古川桜ノ目から新江合川分派点 右岸 大崎市古川桜ノ目から新江合川分派点
		下 谷 地	大 崎 市	古 下 谷 地	2.40	3.50	4.00	左岸 新江合川分派点から涌谷町涌谷大橋 左岸 新江合川分派点から涌谷町涌谷大橋
		涌 谷	涌 谷 町	涌 谷 大 橋	4.20	5.50	5.80	左岸 涌谷町涌谷大橋から旧北上川合流点 右岸 涌谷町涌谷大橋から旧北上川合流点

なお、阿武隈川下流では下記の区間において、氾濫水の予報を行っている。

丸森地区左岸 宮城県伊具郡丸森町字大門地先から同県角田市字大島南地先まで

岩沼地区左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字上川前地先から同県岩沼市寺島字川向地先まで

〇〇川^{かわ}氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 下 流 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇河川^{かせん}国道^{こくどう}事務^{じむしょ}所・仙^{せん}台^{だい}管^{かん}区^く気^き象^{しやう}台^{だい} 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川^{かわ}では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{かわ}の〇〇基準観測所(〇〇町^{まち})では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{かわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル2相当】△△川^{かわ}の△△基準観測所(△△市^し)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】□□川^{かわ}の□□基準観測所(□□市^し)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)				
新着・更新	新着・更新	更新	新着	新着
	基準水位観測所名	〇〇	△△	□□
	対象河川	〇〇川	△△川	□□川
	警戒レベル()相当	4	2	2
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
更新	〇〇市	4	2	-
更新	〇〇町	4	2	-
新着	△△市	-	2	2
新着	△△町	-	2	2
新着	□□町	-	2	2
新着	◇◇町	-	2	-
新着	□□市	-	2	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihiyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇町)	氾濫危険水位 XX.XX m							
	避難判断水位 XX.XX m							
	氾濫注意水位 XX.XX m							
	ゼロ点高 EL=XX.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 XX.XX m							
	避難判断水位 XX.XX m							
	氾濫注意水位 XX.XX m							
	ゼロ点高 EL=XX.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
□□ (□□市)	氾濫危険水位 XX.XX m							
	避難判断水位 XX.XX m							
	氾濫注意水位 XX.XX m							
	ゼロ点高 EL=XX.XX m							

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 基準観測所	△△ 基準観測所	□□ 基準観測所
	〇〇町	△△市	□□市
受け持ち区間	〇〇川	△△川	□□川
	左岸 〇〇町〇〇橋から△△市 △△橋 右岸 〇〇町〇〇橋から△△市 △△橋	左岸 △△市△△橋から□□市 □□橋 右岸 △△市△△橋から□□市 □□橋	左岸 □□市□□橋から海 右岸 □□市□□橋から海

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:37.921666700/lon:140.761666700/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8202000102
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=140.761666700&y=37.921666700&z=13
------	---



今後の雨
（解析雨量・
降水短時間予報）



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

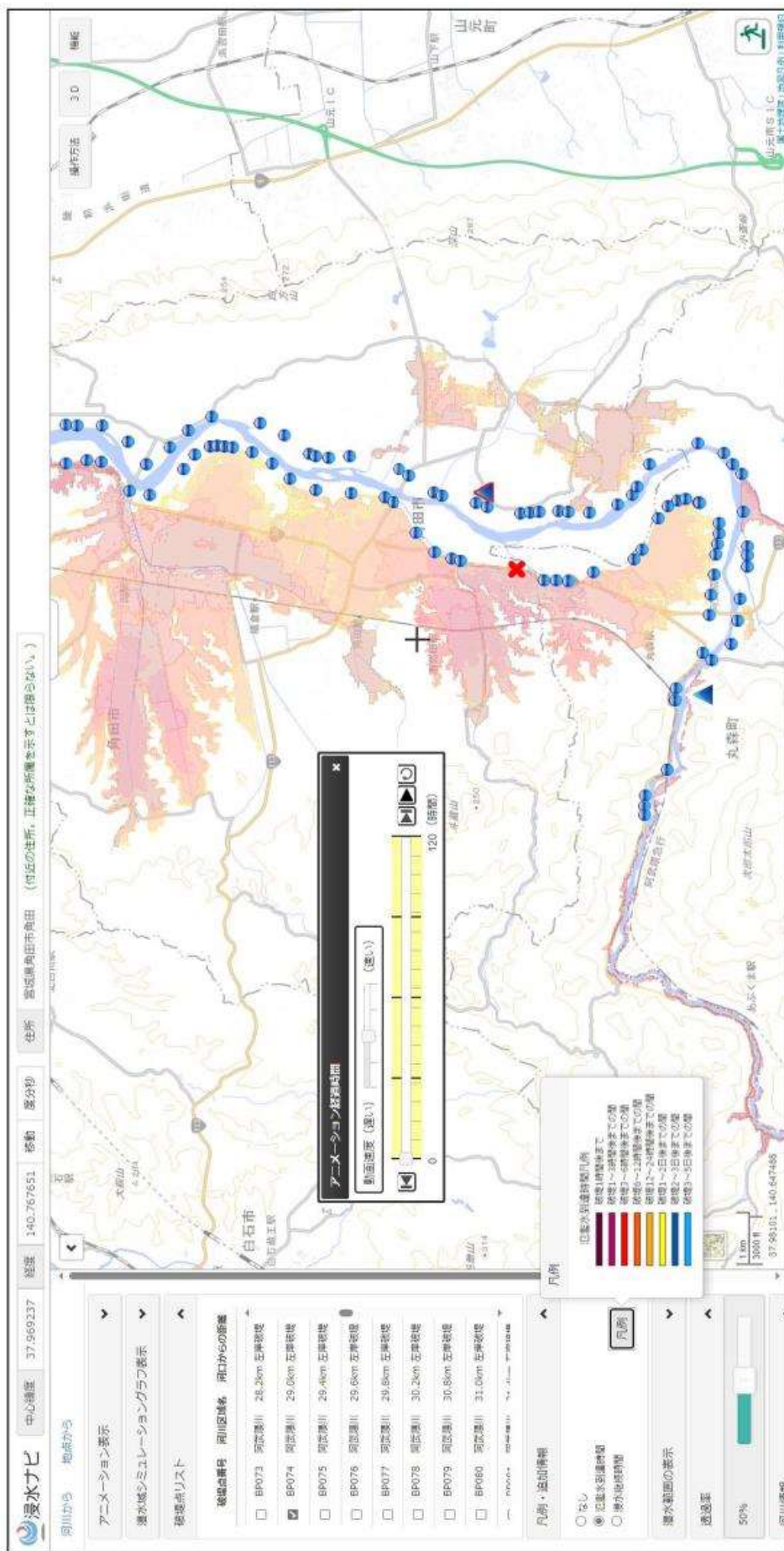
水位関係：国土交通省 〇〇河川国道事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：XXX-XXX-XXXX

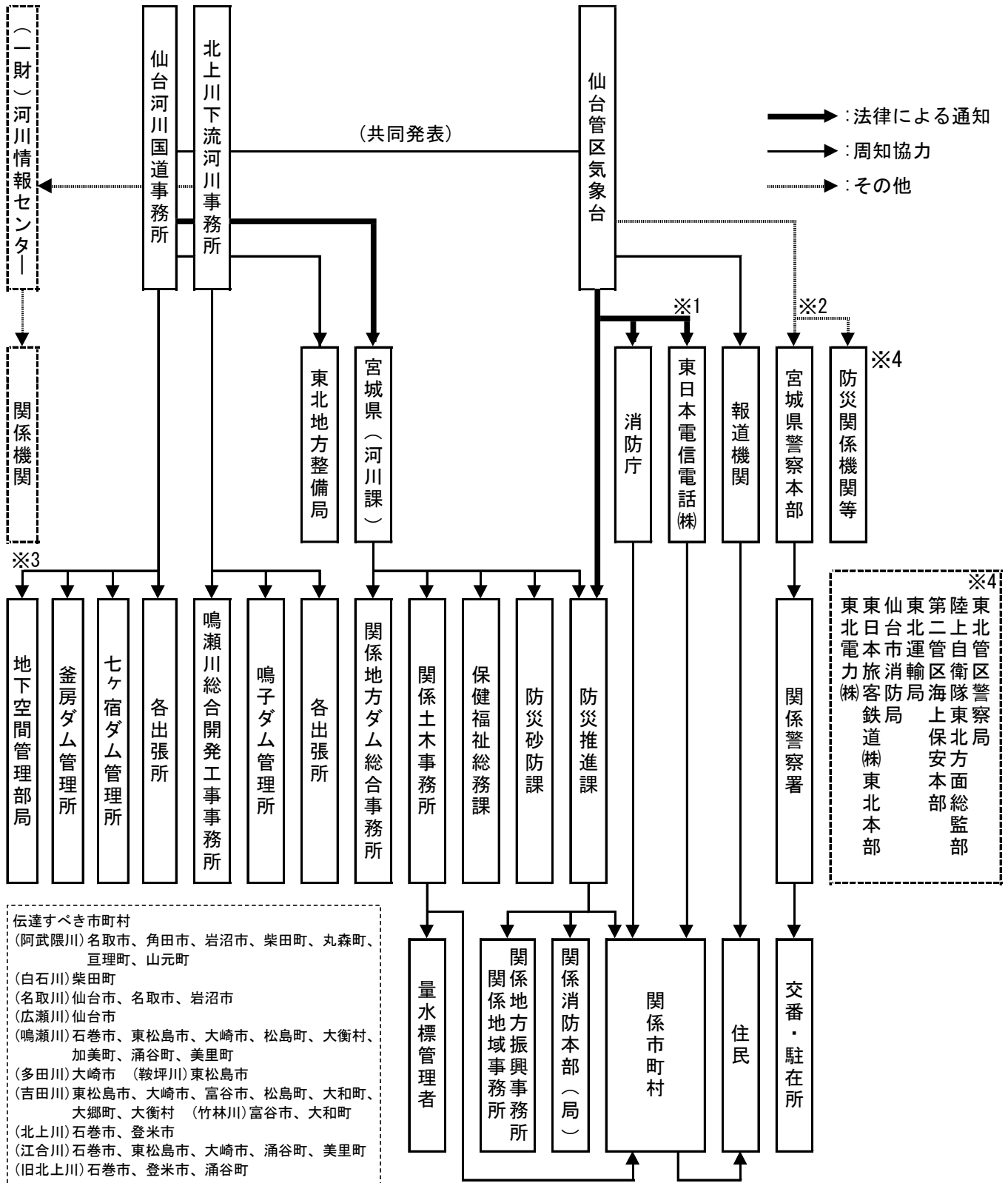
予報文(氾濫水の予報)を補足する参考資料の例

指定河川洪水予報参考資料 浸水想定区域図、氾濫水到達時間

年号〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
仙台河川国道事務所・仙台管区気象台共同発表



第2図 指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)



※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

※3 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

第2節 知事が行う洪水予報

平成13年6月の法及び気象業務法の改正によって、知事が指定した河川について知事と仙台管区気象台が共同して洪水予報を行うことができるようになり、法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、平成17年6月7日から二級河川七北田川水系七北田川、平成19年4月13日から一級河川阿武隈川水系白石川及び一級河川北上川水系迫川の洪水予報の運用をそれぞれ開始した。洪水予報の発表時は、第3図（洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表））により情報伝達を行うものとし、あわせて、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）を通じて公表するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般への周知を図るものとする。

河川名	区 域	基 準 点	量 水 標 設 置 場 所		氾濫注意 水位(警戒水位)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(危険水位)(m)	予 報 担 当 機 関
七北田川	左岸:仙台市泉区 七北田字赤生津 130番1地先赤生津 大橋から海まで 右岸:仙台市泉区 上谷刈字沼104番 1地先赤生津大橋 から海まで	市名坂	仙 台 市 区 仙 泉	八乙女中 央三丁目	4.00	4.30	4.50	宮 城 県 ・ 仙台管区気象台
白 石 川	左岸:白石市蔵本 堰堤から柴田郡 柴田町大字槻木 字寺入山1番の2 地先まで 右岸:白石市蔵本 堰堤から柴田郡 柴田町下名生字 須川前106番地先 まで	白 石 大 河 原	白 石 市 柴 田 郡 大 河 原 町	外 川 原 字 町	2.50 15.20	3.40 17.00	3.70 17.50	宮 城 県 ・ 仙台管区気象台
迫 川	栗原市留場橋から 旧北上川合流点 まで	留 場 大 林 若 柳 佐 沼	栗 原 市 栗 原 市 栗 原 市 登 米 市	築館留場 若柳大林 若柳川北 迫町佐沼	4.45 15.45 5.30 4.20	5.30 16.10 5.70 4.50	5.90 16.60 6.10 4.70	宮 城 県 ・ 仙台管区気象台

1 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

2 洪水予報文例

伝達に用いる洪水予報文例は次ページのとおりとするが、文例から選択編集した文章で伝達される場合もある。

3 ホットライン

避難判断水位若しくは氾濫危険水位に達したこと、又は氾濫が発生したことなど、避難指示の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、タイムライン（事前行動計画）に沿って事前に構築したホットラインの活用等により速やかに関係市町村長等に通報・伝達する。

〇〇川氾濫注意情報
(警戒レベル2相当情報)

〇 〇 川 洪水 予 報 第 1 号
洪水 注意 報 (発 表)
令和〇年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分
みやぎけん せんだいかんくきしょうだい
宮城県 仙台管区气象台 共同発表

(見出し)

〇〇がわ
〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇
する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇がわの〇〇基準観測所(〇〇市・町)では、「氾濫注意水位」
に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してく
ださい。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)				
新着・更新 基準観測所		新着 〇〇		〇〇
対象河川		〇〇川		〇〇川
新着・更新	警戒レベル () 相当	2		
	現況水位	2 レベル2水位超過		
	予測水位			
新着	〇〇市	2		-
新着	〇〇郡〇〇町	2		-
新着	〇〇郡〇〇町	2		
	〇〇郡〇〇町	-		

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区
間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相
当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定され
る地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているも
のです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところで、1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇 ミリ	〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	〇日 〇:00現在	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測
		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	-	-	-
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 〇〇m							
	避難判断水位 〇〇m							
	氾濫注意水位 〇〇m ゼロ点高 E.L.= 〇〇 m							

基準観測所	水位 (m)	〇日 〇:00現在	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測
		-	-	-	-	-	-	-
〇〇 (〇〇郡〇〇町)	氾濫危険水位 〇〇m							
	避難判断水位 〇〇m							
	氾濫注意水位 〇〇m ゼロ点高 E.L.= 〇〇 m							

・ゼロ点高に関する解説
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 基準観測所	〇〇 基準観測所	
	〇〇市	〇〇郡〇〇町	
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇〇〇から〇〇市〇〇〇〇まで	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇〇〇から〇〇市〇〇〇〇まで	
	右岸 〇〇市〇〇〇〇から〇〇市〇〇〇〇まで	右岸 〇〇市〇〇〇〇から〇〇市〇〇〇〇まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:38.049166700/lon:140.736666700/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8202001200
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=140.736666700&y=38.049166700&z=13
------	---



今後の雨
(解析雨量・
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



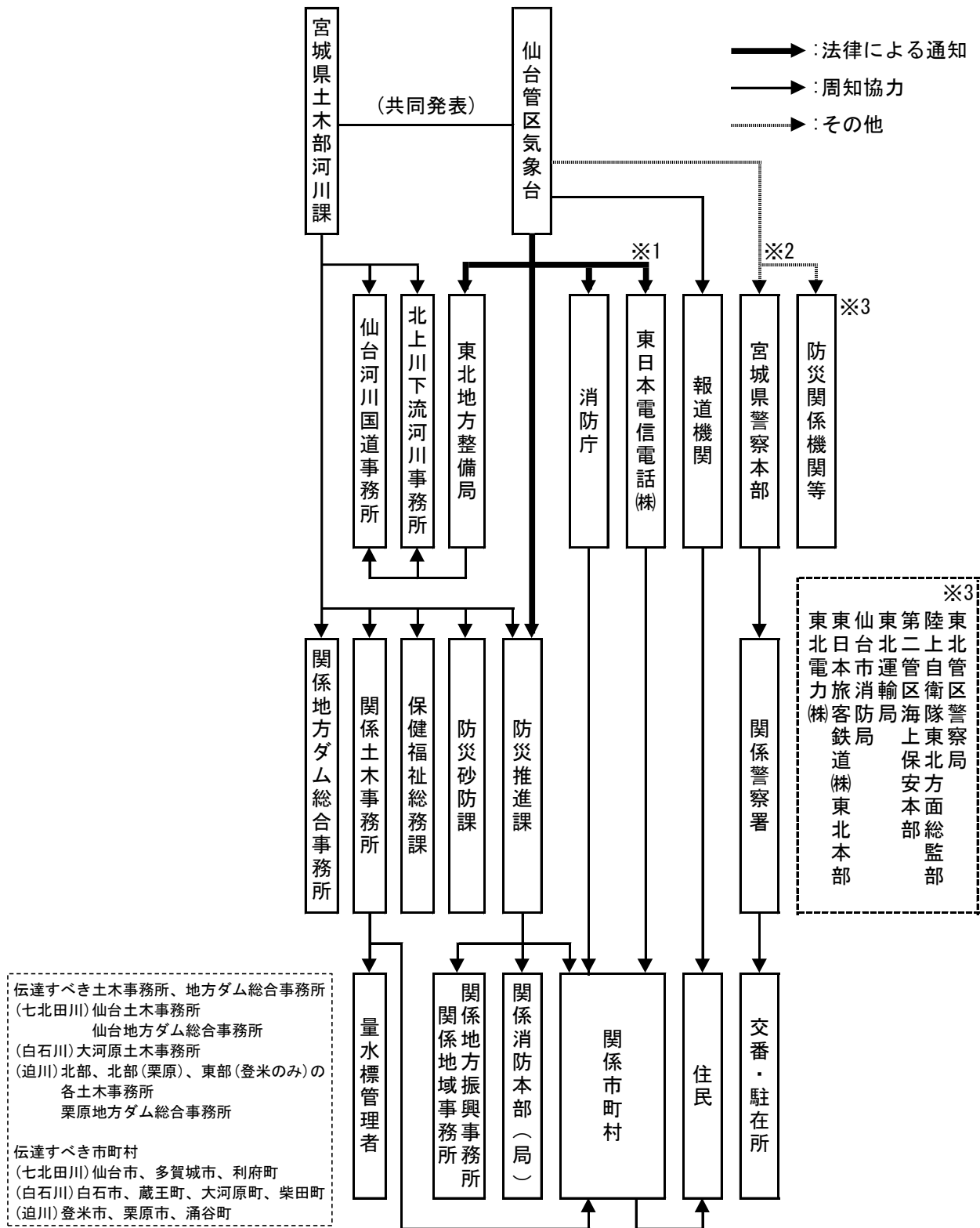
浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：宮城県 土木部河川課 電話：022-211-3173

気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：022-297-8003

第3図 指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)



※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

第3節 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が指定した河川・海岸についての水防警報の発表は、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長又は北上川下流河川事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位、流量、波高等を示した水防上の警報を発表する。

- 1 法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は、次のとおりである。

河 川 名	区 域	対 象 量 水 標	量 水 標 設 置 場 所	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	計 画 高 水位(m)	摘 要
阿 武 隈 川 幹 川	左岸 宮城県伊具郡丸森町館矢間山田字小原瀬西45番3地先 右岸 同県同郡同町字敷文東2番地先 から海まで	丸 森	丸 森 町 船 場	18.00	19.50	23.697	
		笠 松	角 田 市 枝 野	13.00	14.50	17.986	
		江 尻	角 田 市 江 尻	9.50	10.80	14.215	
		岩 沼	岩 沼 市 阿 武 隈 1 丁 目	4.00	5.00	8.246	
		荒 浜	亘 理 町 荒 浜	1.30	1.80	3.939	
阿 武 隈 川 支 川 白 石 川	左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先 右岸 同県同郡同町大字下名生字須川前106番地先 から阿武隈川合流点まで	江 尻	角 田 市 江 尻	9.50	10.80	14.215	
名 取 川 幹 川	左岸 宮城県仙台市太白区山田(名取川頭首工) 右岸 同県名取市高館熊野堂(名取川頭首工) から海まで	名 取 橋	仙 台 市 区 中 太 白 区 中 田	5.50	6.50	10.190	
		関 上 第 二	名 取 市 関 上 字 町	1.50	2.00	3.187	
名 取 川 支 川 広 瀬 川	左岸 宮城県仙台市若林区河原町(広瀬橋) 右岸 同県同市太白区長町(広瀬橋) から名取川合流点まで	広 瀬 橋	仙 台 市 区 河 原 町 2 丁 目 仙 台 市 区 若 林 区	0.50	1.30	4.124	
名 取 川 支 川 箆 川	左岸 宮城県仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先(唐松橋上流) 右岸 同県同市同区富田字八幡東33番3地先(唐松橋上流) から幹川合流点まで	杉 の 下 橋	仙 台 市 区 富 沢 太 白 区	12.40	13.00	14.354	
鳴 瀬 川 幹 川	左岸 宮城県大崎市古川引田字川原57番1地先 右岸 同県大崎市三本木齊田字桜館1番1地先 から海まで	三 本 木 橋	大 崎 市 三 本 木	4.00	5.00	7.966	
		下 中 ノ 目	大 崎 市 松 山 下 伊 場 野	4.00	5.50	8.473	
		野 田 橋	大 崎 市 松 山 千 石	4.00	4.50	7.881	
		鹿 島 台 (鳴)	松 島 町 二 子 屋	4.50	5.50	9.414	
鳴 瀬 川 支 川 多 田 川	左岸 宮城県大崎市古川西荒井字東田5番の1地先 右岸 宮城県大崎市三本木高柳字横江454番の1地先から鳴瀬川合流点まで	三 本 木 橋	大 崎 市 三 本 木	4.00	5.00	7.966	
鳴 瀬 川 支 川 鞍 坪 川	左岸 宮城県東松島市西福田字長峯6番の1地先 右岸 宮城県東松島市西福田字長峯1番の4地先 から鳴瀬川合流点まで	鹿 島 台 (鳴)	松 島 町 二 子 屋	4.50	5.50	9.414	
鳴 瀬 川 支 川 吉 田 川	左岸 宮城県黒川郡大和町落合松和田川前1番地先 右岸 同県同郡同町落合舞野字一本杉40番地先 から鳴瀬川合流点まで	落 合	大 和 町 鶴 巢	4.00	5.00	7.410	
		粕 川	大 郷 町 粕 川	4.00	5.70	8.321	
		鹿 島 台 (吉)	松 島 町 二 子 屋	4.00	5.80	8.441	

河川名	区	域	対象水量	量水標設置場所	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	計画高水位(m)	摘要
鳴瀬川 支川 竹林川	左右岸 宮城県富谷市三ノ関字太子堂中63番の1地先(新田橋)から吉田川合流点まで		新田橋	富谷市三ノ関	1.30	1.80	2.913	
鳴瀬川 支川 善川	左岸 宮城県黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 右岸 宮城県黒川郡大衡村古館下77番2地先 から吉田川合流点まで		塩浪	大衡村大衡	1.90	2.60	5.579	
北上川 幹川	岩手県境から海まで		大泉	登米市中田町	8.50	9.50	13.270	
			米谷	登米市東和町	10.00	11.40	15.160	
			登米	登米市登米町	8.00	9.00	13.024	
			柳津	登米市津山町	7.00	8.40	12.236	
			飯野川 上流	石巻市相野谷	4.40	5.50	9.312	
北上川 支川 二股川	左岸 宮城県登米市東和町米谷字森合52番地先 右岸 宮城県登米市東和町米谷字大沢1番の2地先 から北上川合流地点まで		大泉	登米市中田町	8.50	9.50	13.270	
北上川 派川 旧北上川	左右岸 幹川分派点から海まで		和渚	石巻市和渚	4.30	5.30	6.828	
			大森	石巻市大森	3.00	3.60	5.522	
			門脇	石巻市門脇	—	3.10	4.817	
北上川 支川 江合川	左岸 宮城県大崎市桜ノ目字下川原75番18 右岸 同大崎市古川小泉字内高畑1番1地先 から旧北上川合流点まで		荒雄	大崎市古川福沼	2.50	3.10	5.731	
			下谷地	大崎市古川富永	1.00	2.40	5.039	
			涌谷	涌谷町涌谷大橋	3.20	4.20	6.465	
			短台	石巻市北和渚	2.00	3.50	5.018	
北上川 派川 新江合川	左右岸 江合川分派点から鳴瀬川合流点まで		荒雄	大崎市古川福沼	2.50	3.10	5.731	(江合川筋)

2 法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う海岸とその区域及び対象波浪観測所は、次のとおりである。

海岸名	区域		対象波浪観測所名	波浪観測所設置場所
仙台湾南部海岸	蒲崎海岸	宮城県岩沼市早股字前川187番2地先から同市寺島字川向45番4地先まで	亘理沖	亘理町山元町境沖合
	山元海岸	宮城県亘理郡山元町山寺字須賀1番15地先から同郡同町板元字浜1番4地先まで		

3 河川における水防警報の段階と範囲

(1) 河川における水防警報の段階は次のとおりとする。

第1段階 待機 水防団員の足止めを行うもの

第2段階 準備 水防資材器具の整備点検、堰堤、水こう門等の開閉準備、水防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの

第3段階 出動 水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨通報するもの

第4段階 解除 水防活動の終了を通報するもの

(2) 河川別水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。

河 川 名	量 水 標 名	第 1 段 階 (待 機)	第 2 段 階 (準 備)	第 3 段 階 (出 動)	第 4 段 階 (解 除)	摘 要
阿 武 隈 川 幹 川	丸 森	行わない	水防団待機水位 (通報水位) (18.00m)に達し、 氾濫注意水位(警戒水位) (19.50m)を突破すると思われ準備の必要があると認めるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)に達し、 なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)を下がって、 再び増水のおそれがないと思われたとき	
	笠 松	同上	同上(13.00m) (14.50m)	同上(14.50m)	同上(14.50m)	
	江 尻	同上	同上(9.50m) (10.80m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)	
	岩 沼	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
	荒 浜	同上	同上(1.30m) (1.80m)	同上(1.80m)	同上(1.80m)	
阿 武 隈 川 支 川 白 石 川	江 尻	同上	同上(9.50m) (10.80m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)	
名 取 川 幹 川	名 取 橋	同上	同上(5.50m) (6.50m)	同上(6.50m)	同上(6.50m)	
	関 上 第二	同上	同上(1.50m) (2.00m)	同上(2.00m)	同上(2.00m)	
名 取 川 支 川 広 瀬 川	広 瀬 橋	同上	同上(0.50m) (1.30m)	同上(1.30m)	同上(1.30m)	
名 取 川 支 川 筑 川	杉 の 下 橋	同上	同上(12.40m) (13.00m)	同上(13.00m)	同上(13.00m)	

河 川 名	量 水 標 名	第 1 段 階 (待 機)	第 2 段 階 (準 備)	第 3 段 階 (出 動)	第 4 段 階 (解 除)	摘 要
鳴 瀬 川 幹 川	三 本 木 橋	行わない	水防団待機水位 (通報水位) (4.00m)に達し、 氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)を突破 すると思われ準 備の必要あると 認めたとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)に達し、 なお上昇の見込 あり出動の必要 あると認めたとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)を下 がって、再び増 水のおそれがない と思われたとき	
	下 中 ノ 目	同上	同上(4.00m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
	野 田 橋	同上	同上(4.00m) (4.50m)	同上(4.50m)	同上(4.50m)	
	鹿 島 台 (鳴)	同上	同上(4.50m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
鳴 瀬 川 支 川 多 田 川	三 本 木 橋	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
鳴 瀬 川 支 川 鞍 坪 川	鹿 島 台 (鳴)	同上	同上(4.50m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
鳴 瀬 川 支 川 吉 田 川	落 合	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
	粕 川	同上	同上(4.00m) (5.70m)	同上(5.70m)	同上(5.70m)	
	鹿 島 台 (吉)	同上	同上(4.00m) (5.80m)	同上(5.80m)	同上(5.80m)	
鳴 瀬 川 支 川 竹 林 川	新 田 橋	同上	同上(1.30m) (1.80m)	同上(1.80m)	同上(1.80m)	
鳴 瀬 川 支 川 善 川	塩 浪	同上	同上(1.90m) (2.60m)	同上(2.60m)	同上(2.60m)	
北 上 川 幹 川	大 泉	上流の降雨状況 より氾濫注意水 位(警戒水位) (9.50m)に達す ると思われ、待 機の必要を認め たとき	同上(8.50m) (9.50m)	同上(9.50m)	同上(9.50m)	
	米 谷	同上(11.40m)	同上(10.00m) (11.40m)	同上(11.40m)	同上(11.40m)	
	登 米	同上(9.00m)	同上(8.00m) (9.00m)	同上(9.00m)	同上(9.00m)	
	柳 津	同上(8.40m)	同上(7.00m) (8.40m)	同上(8.40m)	同上(8.40m)	
	飯 野 川 上 流	同上(5.50m)	同上(4.40m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	

河 川 名	量 水 標 名	第 1 段 階 (待 機)	第 2 段 階 (準 備)	第 3 段 階 (出 動)	第 4 段 階 (解 除)	摘 要
北 上 川 二 支 川	大 泉	上流の降雨状況より氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)に達すると思われ、待機を認めたとき	水防団待機水位(通報水位)(8.50m)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)を突破すると思われ準備の必要あると認めたとき	氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)に達し、なお上昇の見込みあり出動の必要あると認めたとき	氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)を下がって、再び増水のおそれがないと思われたとき	
北 上 川 派 川 旧 北 上 川	和 淵	同上(5.30m)	同上(4.30m) (5.30m)	同上(5.30m)	同上(5.30m)	
	大 森	同上(3.60m)	同上(3.00m) (3.60m)	同上(3.60m)	同上(3.60m)	
	門 脇	行わない	同上(一) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	
北 上 川 江 支 合 川	荒 雄	同上	同上(2.50m) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	
	下 谷 地	同上	同上(1.00m) (2.40m)	同上(2.40m)	同上(2.40m)	
	涌 谷	同上	同上(3.20m) (4.20m)	同上(4.20m)	同上(4.20m)	
	短 台	同上	同上(2.00m) (3.50m)	同上(3.50m)	同上(3.50m)	
北 上 川 派 川 新 江 合 川	荒 雄	同上	同上(2.50m) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	

4 海岸における水防警報の段階と範囲

(1) 海岸における水防警報の段階は次のとおりとする。

第1段階 待機・準備 波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。

第2段階 出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。

第3段階 距離確保準備 越波が概ね1時間以内に発生する危険が迫ったことを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を保持しながら、避難誘導・浸水対策等を行うよう指示するもの。

第4段階 距離確保 越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できる範囲において、浸水による被害軽減のために避難誘導・浸水対策等の対応等を指示するもの。

第5段階 距離確保解除 越波のおそれなくなった旨の通知及び水防作業が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。

第6段階 解除 越波の発生及びおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨通告するもの。

(2) 海岸別水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。

令和2年6月1日から適用

海岸名	区 域	第 1 段 階 (待 機 ・ 準 備)	第 2 段 階 (出 動)	第 3 段 階 (解 除)	摘 要
仙台湾南部海岸	蒲崎海岸	仙台管区气象台から管内に高潮注意報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予想される場合	仙台管区气象台から管内に高潮警報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が5.2mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予測される場合	亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを下回り、高潮注意報が解除され、かつ避難活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	
	山元海岸				

【解説】

待機・準備: 浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告するもの。

出動: 避難活動の必要がある旨を警告するもの。

＜活動内容＞
避難誘導 等

解除: 浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。

5 水防警報発令機関及び受報機関とその措置

国土交通大臣が指定した河川・海岸について、国土交通省河川（国道）事務所長の発表があったときは、宮城県土木部河川課長は、その警報事項を第4図により速やかに警報区域の水防管理者その他の関係機関に通知する。また、水防警報を受けた水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ速やかに準備出動の措置を執るものとする。

(1) 河川・海岸別発令者及び受報者は、次のとおりとする。

河川名	水防警報発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
阿 武 隈 川	国土交通省東北地方整備局 仙台海川国道事務所長	宮城県土木部河川課長	電子メール (加入電話及び防災無線も 可)	巻頭の水防関係機 関 連絡先一覧表参照
白 石 川				
名 取 川				
広 瀬 川				
笹 川				
仙台湾南部海岸				
鳴 瀬 川	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所長			
多 田 川				
鞍 坪 川				
吉 田 川				
竹 林 川				
善 川				
北 上 川				
二 股 川				
旧 北 上 川				
江 合 川				
新 江 合 川				

(2) 水防警報文例（パターン文）は、次のとおりとする。

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川国道事務所発表

（第〇号）

（見出し）

〇〇がわ 〇〇

〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関出動

（現況）

〇〇がわ 〇〇

〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分現在X.XXmです。

（発表）

水防機関は出動してください。

（水防警報発表状況）

〇〇河川国道事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新	新着							
	基準観測所	〇〇	△△	■ ■	▲ ▲	◆ ◆	▽ ▽	● ●	× ×
	対象河川	〇川	〇川	〇川	▲ ▲川	▲ ▲川	▲ ▲川	◇川	▲ ▲川
	水防警報発表状況	出動		解除					
新着	〇〇市	出動		解除	-	-	-		-
新着	▲ ▲市	出動	-	解除	-	-	-	-	-
	□ □市	-	-	-				-	-
	△ △郡 △ △町	-	-	-		-	-	-	-
	◇ ◇市	-	-	-	-	-		-	
	■ ■郡 ■ ■町	-	-	-	-	-		-	-
	◆ ◆郡 ◆ ◆町	-	-	-	-	-		-	

〇〇河川国道事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	
	基準観測所	〇〇
	対象河川	〇〇川
	水防警報発表状況	
	◇ ◇市	
	◆ ◆郡 ◆ ◆町	

（参考）

〇〇橋 〇〇基準観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：●●市〇〇から▲▲市△△、右岸：●●市〇〇から▲▲市△△）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2103300004&fld=1
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=140.8861111&y=38.2061111&z=13
------	---



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

国土交通省 ○○河川国道事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

仙台湾南部海岸水防警報 第 号

< 待機・準備 , 出動 , 解除 > (該当を○で囲む)

令和 年 月 日 時 分
国土交通省 仙台河川国道事務所 発表

1. 気象情報 (該当を○で囲む)

仙台管区気象台は、東部仙台を対象に

令和 年 月 日 時 分 に { 高潮注意報 ・ 高潮警報 }

令和 年 月 日 時 分 に { 波浪注意報 ・ 波浪警報 }

2. 海象状況 (現況)

亘理沖波浪観測所では、 日 時 分 、 観測有義波高が m
となっています。

3. 海象状況 (今後の予想)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

亘理沖波浪観測所では、 日 時 分 に観測有義波高が mを越え、今後更に波
高の上昇が予想されます。

4. 水防警報 (該当を○で囲む)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

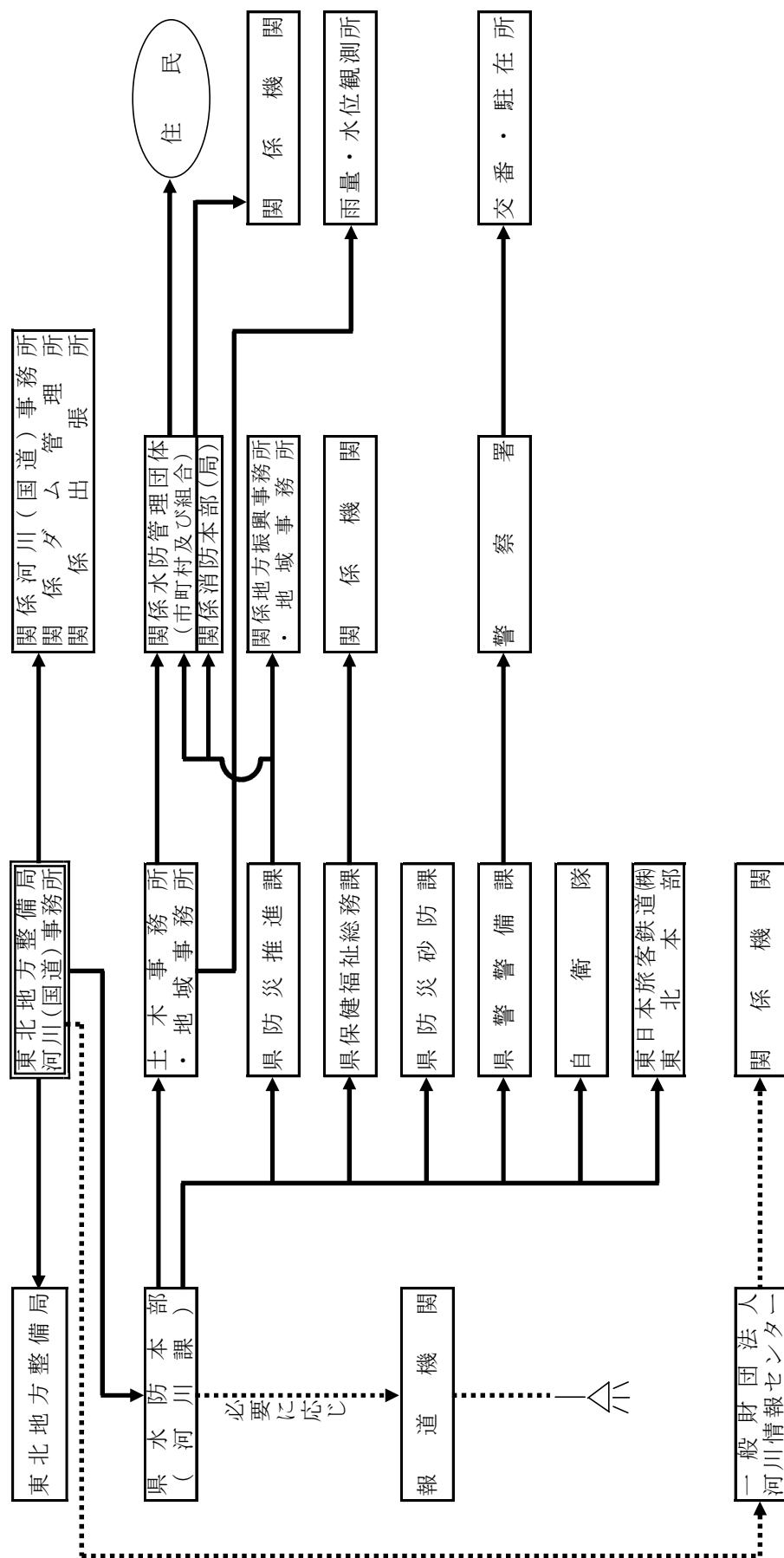
{ } 待機・準備 浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避
難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告します。

{ } 出動 避難活動の必要がある旨を警告します。

{ } 解除 浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とす
る状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知します。

	発 信	受 信					
伝達確認							
時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
発受信者							

水防警報の伝達系統図(国土交通大臣が発令する場合)



第4節 知事が行う水防警報

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、指定河川とその区域及び対象量水標並びに警報発令要領等を次のように定める。

- 1 法第16条第1項の規定により、知事が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は次のとおりとする。（水防団待機水位は通報水位、氾濫注意水位は警戒水位である。）

河川名	区 域	量水標名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	計画高水位(m)
白石川	白石市蔵本堰堤から	白石	1.50	2.50	—
	左岸 柴田町大字槻木字寺入山まで 右岸 柴田町大字下名生字須川前まで	大河原	14.55	15.20	—
斎川	左右岸 谷津川合流点から 白石川合流点まで	郡山	2.00	2.80	4.590
荒川	左右岸 村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	本関場	3.60	3.80	—
小田川	左右岸 角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	7.030
雉子尾川	左右岸 丸森町大内岩城 岩城上橋から 阿武隈川合流点まで	山居	1.80	1.90	—
内川	左右岸 丸森町石羽 馬越道大橋から 阿武隈川合流点まで	内川	4.00	4.10	—
坂元川	左右岸 山元町大川橋から 海まで	道合	1.30	1.60	3.100
増田川	左右岸 上町川合流点から 海まで	上増田	1.70	2.00	3.000
川内沢川	左右岸 名取市沖の橋から 川内沢川放水路分派点まで	館腰橋	1.50	1.60	—
川内沢川放水路	左右岸 川内沢川分派点から 増田川合流点まで	館腰橋	1.50	1.60	—
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋	0.50	1.30	4.124
旧策川	左右岸 策川分派点から 名取川合流点まで	北目橋	2.70	2.70	—
七北田川	左右岸 仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	1.65	1.90	—
	左右岸 仙台市泉区赤生津大橋から 海まで	市名坂	3.35	4.00	6.032
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹	2.10	2.50	3.330
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋	1.40	2.40	3.213
高城川	左右岸 松島町三陸自動車道から 海まで	高城	1.40	1.70	3.120
鶴田川	左右岸 大郷町宮下橋から 松島町幡谷吉田川伏越呑口まで	鶴田崎	1.90	2.00	—
鳴瀬川	左岸 加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 右岸 大崎市三本木齊田まで	中新田	5.55	6.15	7.570
多田川	左右岸 加美町山田橋から 大臣管理区間境まで	下狼塚	1.65	1.85	—
名蓋川	左右岸 加美町名蓋川橋から 多田川合流点まで	矢目	1.60	1.80	—
渋井川	左右岸 大崎市台所橋から 多田川合流点まで	西荒井	2.55	3.05	—
吉田川	左右岸 南川合流点から 大臣管理区間境まで	八合田	1.75	2.75	—
江合川	左岸 大崎市岩出山二ツ石堰から 大崎市古川桜ノ目まで 右岸 大崎市古川小泉まで	岩出山	1.50	2.12	—
迫川	左右岸 栗原市留場橋から三迫川合流点まで	留場	3.90	4.45	7.200
	左岸 栗原市若柳三迫川合流点	大林	15.00	15.45	17.620
	右岸 栗原市志波姫三迫川合流点	若柳	4.80	5.30	6.800
	から旧北上川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	6.028
三迫川	左右岸 栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋から 迫川合流点まで	岩ヶ崎	1.50	2.12	3.533
夏川	左岸 登米市中田町糖塚 右岸 登米市石越町東郷字新五町谷地 から迫川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	6.028
	右岸 登米市石越町北郷字小谷地から 登米市石越町東郷字新五町谷地まで	小谷地	2.60	3.20	—
二股川	左右岸 登米市東和町米川西上沢 芽倉橋から 登米市鱒淵川合流点まで	昭和橋	1.40	1.90	—
	左岸 登米市鱒淵川合流点から 右岸 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで	大泉	8.50	9.50	13.299

旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
小山田川	左右岸	栗原市清水水広畑 国道四号橋から 栗原市瀬峰 東北本線まで	富橋	2.20	2.70	—
	左右岸	栗原市瀬峰 東北本線から 旧迫川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
二迫川	左右岸	栗原市鷺沢大橋から 迫川合流点まで	新橋	2.00	2.10	—
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで	大水門	1.75	2.50	—
芋埴川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで	栗駒公園線	2.35	2.75	—
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 美里町南小牛田信 石巻線まで	笹館橋	2.30	2.50	—
	左右岸	美里町南小牛田信 石巻線から 江合川合流点まで	名鱒	1.80	2.90	—
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	大川本町	1.95	2.75	3.992
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船渡線から 海まで	鹿折大橋	1.10	1.50	—
津谷川	左右岸	気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで	花見橋	1.00	1.30	—

2 水防警報の段階と範囲

河川名	量水標名	第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)	摘要
白石川	白石	雨量を考慮し、水防団待機水位(通報水位)(1.50m)に達し、更に増水し危険が予想されるとき。	雨量を考慮し、氾濫注意水位(警戒水位)(2.50m)に達し、更に増水し危険が予想されるとき。	氾濫注意水位(警戒水位)を下がり、水防の必要がなくなったとき。	
	大河原	同上(14.55m)	同上(15.20m)	〃	
斎川	郡山	同上(2.00m)	同上(2.80m)	〃	
荒川	本関場	同上(3.60m)	同上(3.80m)	〃	
小田川	小田	同上(2.90m)	同上(3.30m)	〃	
雉子尾川	山居	同上(1.80m)	同上(1.90m)	〃	
内川	内川	同上(4.00m)	同上(4.10m)	〃	
坂元川	道合	同上(1.30m)	同上(1.60m)	〃	
増田川	上増田	同上(1.70m)	同上(2.00m)	〃	
川内沢川	館腰橋	同上(1.50m)	同上(1.60m)	〃	
川内沢川放水路	館腰橋	同上(1.50m)	同上(1.60m)	〃	
広瀬川	広瀬橋	同上(0.50m) 国管理区間と同時発令	同上(1.30m) 国管理区間と同時発令	〃	
旧策川	北目橋	同上(2.70m)	同上(2.70m)(注)	〃	
七北田川	小角	同上(1.65m)	同上(1.90m)	〃	
	市名坂	同上(3.35m)	同上(4.00m)	〃	
梅田川	苦竹	同上(2.10m)	同上(2.50m)	〃	
砂押川	八幡橋	同上(1.40m)	同上(2.40m)	〃	
高城川	高城	同上(1.40m)	同上(1.70m)	〃	
鶴田川	鶴田崎	同上(1.90m)	同上(2.00m)	〃	
鳴瀬川	中新田	同上(5.55m)	同上(6.15m)	〃	
多田川	下狼塚	同上(1.65m)	同上(1.85m)	〃	
名蓋川	矢目	同上(1.60m)	同上(1.80m)	〃	

洪井川	西荒井	同上(2.55m)	同上(3.05m)	〃	
吉田川	八合田	同上(1.75m)	同上(2.75m)	〃	
江合川	岩出山	同上(1.50m)	同上(2.12m)	〃	
迫川	留場	同上(3.90m)	同上(4.45m)	〃	
	大林	同上(15.00m)	同上(15.45m)	〃	
	若柳	同上(4.80m)	同上(5.30m)	〃	
	佐沼	同上(3.60m)	同上(4.20m)	〃	
三迫川	岩ヶ崎	同上(1.50m)	同上(2.12m)	〃	
夏川	佐沼	同上(3.60m) (迫川と同時発令)	同上(4.20m) (迫川と同時発令)	〃	
	小谷地	同上(2.60m)	同上(3.20m)	〃	
二股川	昭和橋	同上(1.40m)	同上(1.90m)	〃	
	大泉	同上(8.50m)	同上(9.50m)	〃	
旧迫川	大沼	同上(5.30m)	同上(5.80m)	〃	
小山田川	富橋	同上(2.20m)	同上(2.70m)	〃	
	大沼	同上(5.30m)	同上(5.80m)	〃	
瀬峰川	大沼	〃	〃	〃	
萱刈川	大沼	〃	〃	〃	
大水門川	大沼	〃	〃	〃	
西川	大沼	〃	〃	〃	
二迫川	新橋	同上(2.00m)	同上(2.10m)	〃	
田尻川	大水門	同上(1.75m)	同上(2.50m)	〃	
芋埴川	栗駒公園線	同上(2.35m)	同上(2.75m)	〃	
出来川	笹館橋	同上(2.30m)	同上(2.50m)	〃	
	名鱒	同上(1.80m)	同上(2.90m)	〃	
大川	大川本町	同上(1.95m)	同上(2.75m)	〃	
鹿折川	鹿折大橋	同上(1.10m)	同上(1.50m)	〃	
津谷川	花見橋	同上(1.00m)	同上(1.30m)	〃	

(注)当該河川の特性上、水防団待機水位と氾濫注意水位が同じになるため、当該水位を超える場合には、水防警報(出動)のみを行うこととする。

3 水防警報発令機関及び受報機関とその措置

知事が指定した河川について、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、第5図により速やかに水防区域の水防管理者その他関係機関に通報するものとする。また、水防警報を受理した水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備、出動の措置を執るものとする。

(1) 河川別発令機関及び受報機関は、次のとおりとする。

河 川 名	発 令 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法	摘 要
白 石 川	大 河 原 土 木 事 務 所 長	関係水防管理団体	電子メール (加入電話及び防災無線も可)	
斎 川	〃	〃	〃	
荒 川	〃	〃	〃	
小 田 川	〃	〃	〃	
雉 子 尾 川	〃	〃	〃	
内 川	〃	〃	〃	

坂 元 川	仙 台 土 木 事 務 所 長	関係水防管理団体	電子メール (加入電話及び防災無線も可)	
増 田 川	〃	〃	〃	
川 内 沢 川	〃	〃	〃	
川 内 沢 川 放 水 路	〃	〃	〃	
広 瀬 川	〃	〃	〃	
旧 笹 川	〃	〃	〃	
七 北 田 川	〃	〃	〃	
梅 田 川	〃	〃	〃	
砂 押 川	〃	〃	〃	
高 城 川	〃	〃	〃	
鶴 田 川	〃	〃	〃	
鳴 瀬 川	北 部 土 木 事 務 所 長	〃	〃	
多 田 川	〃	〃	〃	
名 蓋 川	〃	〃	〃	
渋 井 川	〃	〃	〃	
吉 田 川	仙 台 土 木 事 務 所 長	〃	〃	
江 合 川	北 部 土 木 事 務 所 長	〃	〃	
迫 川上流	北 部 土 木 事 務 所 長 (栗 原)	〃	〃	三迫川合流点まで
三 迫 川	〃	〃	〃	
迫 川下流	北 部 土 木 事 務 所 長 北 部 土 木 事 務 所 長 (栗 原) 東 部 土 木 事 務 所 長 (登 米)	〃	〃	三迫川合流点から旧北上川合流点 まで
夏 川	東 部 土 木 事 務 所 長 (登 米)	〃	〃	
二 股 川	〃	〃	〃	
旧 迫 川	北 部 土 木 事 務 所 長 東 部 土 木 事 務 所 長 (登 米)	〃	〃	
小 山 田 川	北 部 土 木 事 務 所 長 北 部 土 木 事 務 所 長 (栗 原) 東 部 土 木 事 務 所 長 (登 米)	〃	〃	
瀬 峰 川	北 部 土 木 事 務 所 長 北 部 土 木 事 務 所 長 (栗 原)	〃	〃	
萱 刈 川	〃	〃	〃	
大水門川	北 部 土 木 事 務 所 長 (栗 原)	〃	〃	
西 川	北 部 土 木 事 務 所 長	〃	〃	
二 迫 川	北 部 土 木 事 務 所 長 (栗 原)	〃	〃	
田 尻 川	北 部 土 木 事 務 所 長	〃	〃	
芋 埴 川	北 部 土 木 事 務 所 長 (栗 原)	〃	〃	
出 来 川	北 部 土 木 事 務 所 長	〃	〃	
大 川	気 仙 沼 土 木 事 務 所 長	〃	〃	
鹿 折 川	〃	〃	〃	
津 谷 川	〃	〃	〃	

(2) 水防警報文例（パターン文）は、次のとおりとする。

水 防 警 報

河川名	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
			月 日 時 分	土木事務所
本文 1 (待機・準備) ① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、 1時間④ cmの割合で上昇中。⑤ では水防準備が必要です。 2 (出 動) ① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し 1時間約④ cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから ⑤ では水防団の出動が必要です。 3 (解 除) ① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mとなり 引き続き減水する見込みです。④ における水防警報を解除します。 (発信者) (受信者) (時 分送受信)				

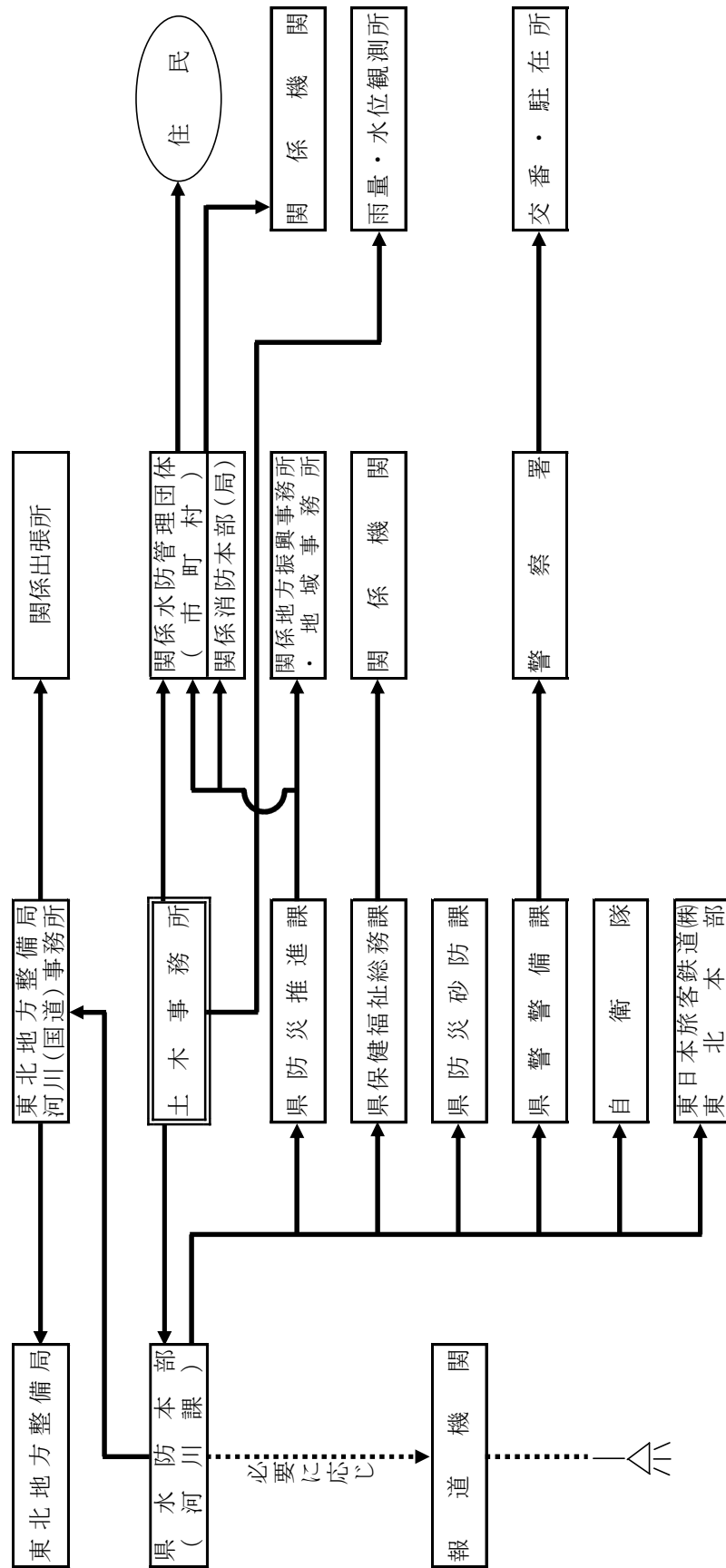
参考：水防団待機水位（通報水位） m

汜濫注意水位 (警戒水位)	m
---------------	---

発令対象： 市・町・村

第5図

水防警報の伝達系統図（知事が発令する場合）



第5節 水位周知河川の指定と洪水特別警戒水位到達情報等の周知

1 制度の概要

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがある河川について、国土交通大臣又は都道府県知事は気象庁長官と共同して洪水予報を行うこととされており（法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項並びに法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項）、適切な指定河川洪水予報の実施により、住民は、河川が氾濫する前に時間的余裕をもって安全な場所に避難することが可能となるものであるが、こうした洪水予報河川は、水位等の予測が技術的に可能な比較的流域面積の大きい河川に限定されており、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕もない河川については、従来、住民が洪水予報を生かした的確な避難及びその準備ができない状況となっていた。

このため、平成17年及び平成27年に水防法が改正され、法第13条第1項及び第2項は、洪水予報以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、新たに洪水特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととした。

改正法の施行に伴って、県では、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、洪水予報の伝達方法に準じ、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市町村等の水防関係機関及び住民に周知する措置を執る体制を整えたところである。

さらに、平成25年及び平成27年の水防法改正等により、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、当該情報を関係市町村へ通知することとなった（法第13条の4）。

2 洪水特別警戒水位等の設定

洪水特別警戒水位は、国土交通大臣又は都道府県知事が「警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」（法第13条第1項）としてそれぞれが指定する水位周知河川について定めるものであり、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達した場合には、その旨を都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととされている。また、水位周知河川においては、洪水予報を行う河川と同様に洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域をその区域に含む市町村は、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させるための措置を講じなければならない。

このように、洪水特別警戒水位は、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものであり、洪水による氾濫のおそれがある水位以下で、各河川の整備状況及び出水特性等を考慮して定められるものである。

知事及び国土交通大臣が指定した水位周知河川（改正法附則第2条により水位周知河川とみなされる河川（改正法の施行の際現に洪水予報を行うこととされている河川以外の河川のうち、水防警報河川に指定されている河川）を含む。）の洪水特別警戒水位等は、次のとおり設定されている。

(国土交通大臣指定(法第13条第1項))

※1通報水位 ※2警戒水位 ※3洪水特別警戒水位 ※4危険水位

河川名	区	域	量水標名	水防団待機水位※1(m)	氾濫注意水位※2(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位※3※4(m)	計画高水位(m)
筑川	左岸 右岸	仙台市太白区西多賀5丁目 仙台市太白区富田字八幡東 から幹川合流点まで	杉の下橋	12.40	13.00	13.70	14.20	14.354
新江合川	左右岸	江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで	荒雄	2.50	3.10	4.50	4.80	5.645
二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合 登米市東和町米谷字大沢 から北上川合流点まで	大泉	8.50	9.50	10.20	10.80	13.299
善川	左岸 右岸	黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 黒川郡大衡村古館下77番2地先 から吉田川合流点まで	塩浪	1.90	2.60	4.40	5.20	5.579

(知事指定(法第13条第2項))

※1通報水位 ※2警戒水位 ※3洪水特別警戒水位 ※4危険水位

河川名	区	域	量水標名	水防団待機水位※1(m)	氾濫注意水位※2(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位※3※4(m)	計画高水位(m)
斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで	郡山	2.00	2.80	4.00	4.40	4.590
荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	本関場	3.60	3.80	4.10	4.60	—
小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	4.10	4.50	7.030
雉子尾川	左右岸	丸森町大内岩城 岩城上橋から 阿武隈川合流点まで	山居	1.80	1.90	3.30	3.60	—
内川	左右岸	丸森町石羽 馬越道大橋から 阿武隈川合流点まで	内川	4.00	4.10	5.70	6.20	—
坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで	道合	1.30	1.60	2.90	3.10	3.100
増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで	上増田	1.70	2.00	2.50	2.70	3.000
川内沢川	左右岸	名取市沖の橋から 川内沢川放水路分派点まで	館腰橋	1.50	1.60	1.90	2.10	—
川内沢川放水路	左右岸	川内沢川分派点から 増田川合流点まで	館腰橋	1.50	1.60	1.90	2.10	—
広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124
旧筑川	左右岸	筑川分派点から 名取川合流点まで	北目橋	2.70	2.70	2.90	3.10	—
七北田川	左右岸	仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	1.65	1.90	2.20	2.40	—
梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹	2.10	2.50	2.60	2.80	3.330
砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋	1.40	2.40	2.50	2.60	3.213
高城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで	高城	1.40	1.70	1.80	2.00	3.120
鶴田川	左右岸	大郷町宮下橋から 宮城郡松島町鶴谷吉田川伏越呑口まで	鶴田崎	1.90	2.00	3.70	3.90	—
鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 大崎市三本木齊田まで	中新田	5.55	6.15	6.80	7.50	7.570
多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで	下狼塚	1.65	1.85	2.10	2.40	—
名蓋川	左右岸	加美町名蓋川橋から 多田川合流点まで	矢目	1.60	1.80	2.00	2.20	—
洪井川	左右岸	大崎市台所橋から 多田川合流点まで	西荒井	2.55	3.05	3.60	3.80	—
吉田川	左右岸	南川合流点から 大臣管理区間境まで	八合田	1.75	2.75	2.80	3.40	—
江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石堰から 大崎市古川桜ノ目まで 大崎市古川小泉まで	岩出山	1.50	2.12	4.30	4.40	—
三迫川	左右岸	栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋から 迫川合流点まで	岩ヶ崎	1.50	2.12	2.40	2.70	3.533
夏川	左岸 右岸	登米市中田町糠塚 登米市石越町東郷字新五町谷地 から迫川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	4.50	4.70	6.028
	右岸	登米市石越町北郷字小谷地から 登米市石越町東郷字新五町谷地まで	小谷地	2.60	3.20	3.80	4.20	—
二股川	左右岸	登米市東和町米川西上沢 芽倉橋から 登米市鱒淵川合流点まで	昭和橋	1.40	1.90	2.50	2.70	—
	左岸 右岸	登米市鱒淵川合流点から 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで	大泉	8.50	9.50	10.20	10.80	13.299
旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで	大沼	5.30	5.80	6.80	6.80	7.384

河川名	区	域	量水標名	水防団待機 水位※1(m)	氾濫注意 水位※2(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位※3※4(m)	計画高水位 (m)
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	大沼	5.30	5.80	6.80	6.80	7.384
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
小山田川	左右岸	栗原市瀬峰 東北本線から 旧迫川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
	左右岸	栗原市高清水広畑 国道四号橋から 栗原市瀬峰 東北本線まで	富橋	2.20	2.70	3.10	3.40	－
二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで	新橋	2.00	2.10	2.20	2.80	－
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで	大水門	1.75	2.50	2.70	3.10	－
芋埴川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで	栗駒公園線	2.35	2.75	2.90	3.30	－
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 美里町南小牛田信 石巻線まで	笹館橋	2.30	2.50	2.90	3.00	－
	左右岸	美里町南小牛田信 石巻線から 江合川合流点まで	名鱈	1.80	2.90	4.70	4.80	－
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	大川本町	1.95	2.75	3.00	3.90	3.992
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船渡線から 海まで	鹿折大橋	1.10	1.50	1.90	2.50	－
津谷川	左右岸	気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで	花見橋	1.00	1.30	1.70	2.10	－

3 洪水特別警戒水位到達情報等の周知

国土交通大臣は、その指定した水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（法第 13 条第 1 項）。知事は、国土交通大臣から当該通知を受けたときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない（法第 13 条第 3 項）。

これについて、県における伝達系統は、第 6 図のとおりである。

また、知事は、その指定した水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（法第 13 条第 2 項）。

県においては、知事が指定した水位周知河川において、氾濫注意水位、避難判断水位若しくは氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき又は氾濫が発生したときは、水防管理者（市町村）に通知することとしており、その伝達系統は、第 7 図のとおりである。

さらに、タイムライン（事前行動計画）に沿って、事前に構築したホットラインの活用等により、速やかに関係市町村長等に直接通報・伝達する。

洪水予報河川と同様、水位周知河川における洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報等も、以下のとおり、住民の避難に係る行動の目安となる水位であることから、当該情報を受報した市町村は、住民に災害対策基本法第 60 条による避難指示等を行う判断の目安として認識するとともに、住民への周知を適切に行い、特に、高齢者や障害者、子供などいわゆる災害時要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

水位危険度 レベル	水位	求める行動の段階
レベル 5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル 4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル 3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル 2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル 1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

また、国土交通大臣又は知事が、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に到達した旨を発表する際の文例を次に掲げる。

〇〇川^{〇〇〇〇}氾濫^{かわ}危険^{きけん}情報 (警戒レベル4相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所(●●市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位(×××.××m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

氾濫警戒情報 (警戒レベル4相当情報)		
新着・更新	新着・更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇
	対象河川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4
	現況水位	4 (レベル4水位超過)
更新	〇〇市	4
更新	△△市	4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△)

(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8202000102
-----------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=140.761666700&y=37.921666700&z=13
------	---



川の防災情報
水位到達情報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

〇〇川 氾濫危険情報

年号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

(第 〇 報)

【主文】

【警戒レベル〇相当】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に避難指示の発令の目安となる〇〇〇〇水位（〇〇. 〇〇m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム		http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/	
（発信者	）（受信者	）（	時 分 受信）

〇〇〇川 氾濫危険情報

※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回った場合

年号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

（第 〇 報）

【主文】

【警戒レベル〇相当に引き下げ】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫危険水位（〇〇．〇〇m）を下回り、今後、水位は下降する見込みです。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

（発信者

）（受信者

）（

時

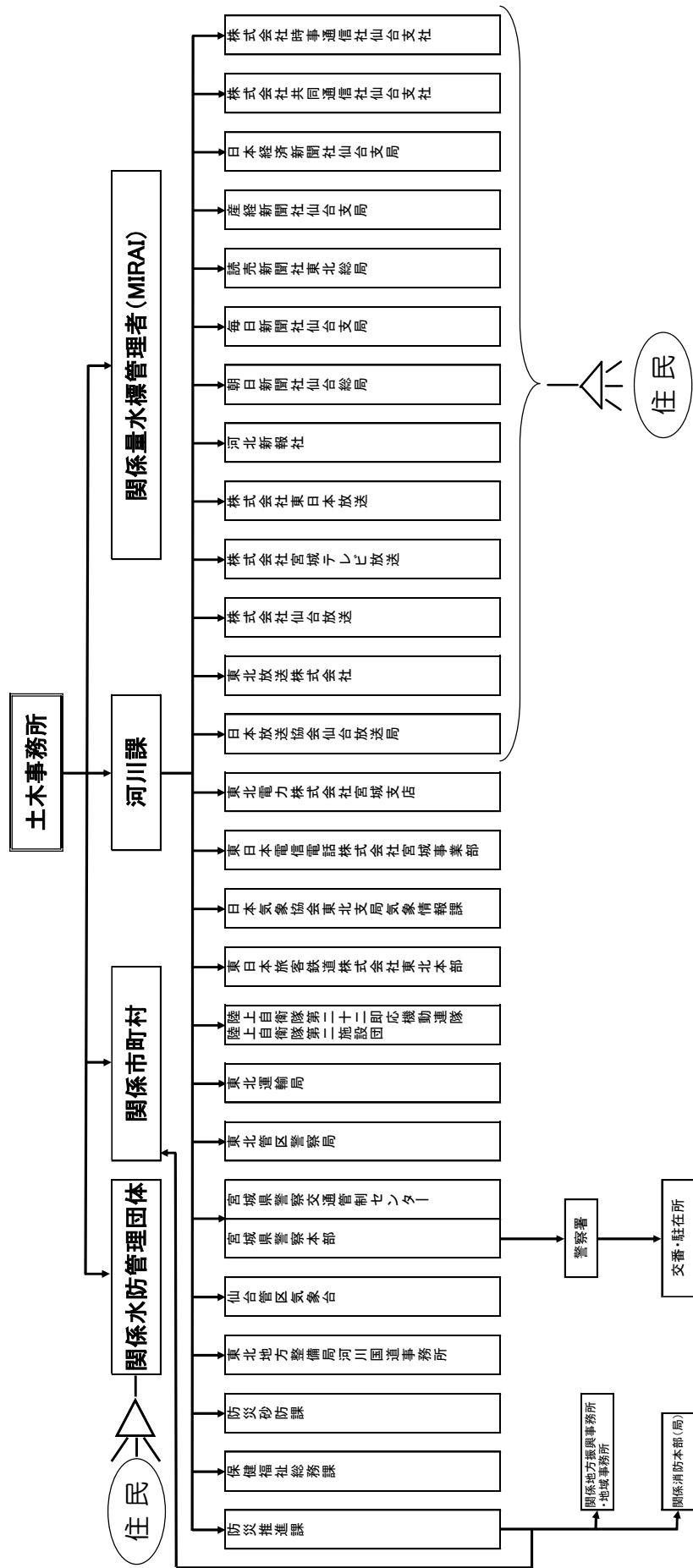
分

受信）



第7図

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（県管理河川）



第6節 津波警報等発表の際の水防態勢

1 津波警報等の概要

概要については、第6章第1節「津波に関する警報、注意報、情報、予報」のとおりである。

2 津波に関する水防活動の基本的な考え方

地震及びそれに伴う津波の発生は、事前にその発生が予測できず、特に近地津波の場合、大雨や洪水のように気象予報・警報が発せられる場合と異なり、即座の対応は困難である。さらに、地震の発生箇所により津波到達までの時間が異なることから、安全に退避できる時間を確保した上で行う水防活動の時間もケースバイケースとなる。

(1) 津波の種類

津波は、地震の発生地点から沿岸部までの距離によって、「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの到達時間が異なる。このため、津波発生時の水防態勢も津波到達時間を念頭に置くものとする。

なお、遠地津波の場合、津波警報等の発表前においては、気象庁の発表する遠地地震に関する情報、報道発表資料、及び太平洋津波警報センター（Pacific Tsunami Warning Center、略称 PTWC）が発する情報や報道機関の情報を収集し、対応を判断していく必要がある。

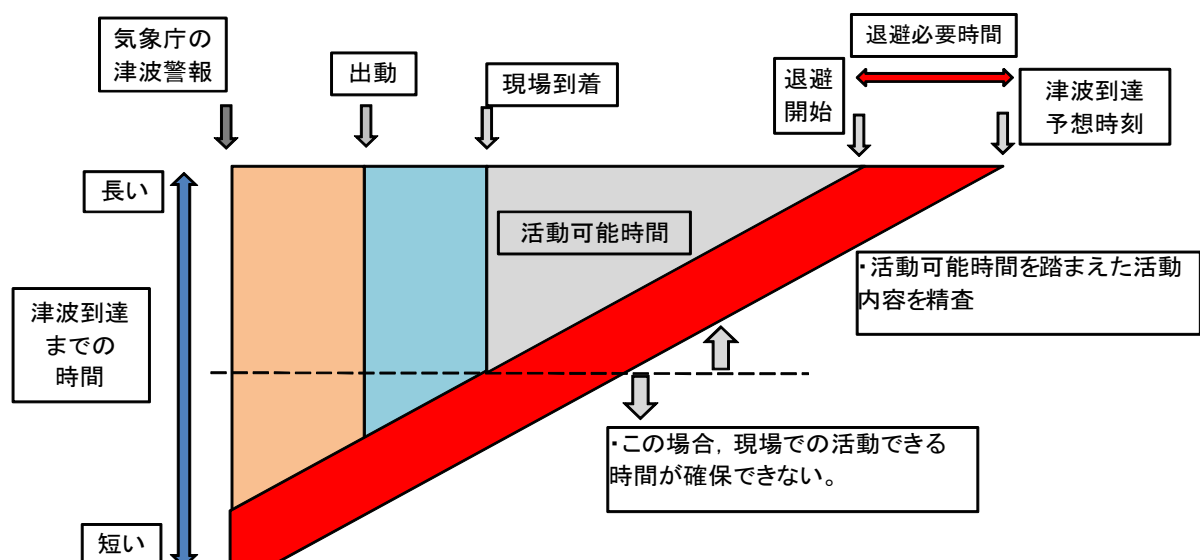
参考 太平洋津波警報センター URL：<https://www.tsunami.gov/>

(2) 活動可能時間

「活動可能時間」とは、「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた水防活動の実働可能時間である（下図参照）。

なお、地震発生後の安否確認や、各水防団（消防団）員の準備時間、参集までの時間等にも配慮する必要がある。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、避難経路、避難に必要な時間及び情報の入手等を実地に行う防災訓練や、危険箇所等の巡視、水防資材の備蓄確認など、平時からの備えが必要である。



(3) 活動エリア

津波警報等が発表されている間の水防団（消防団）の出動の可否の検討・判断を行うに当たっては、津波の河川遡上や堤防からの越流も考慮に入れる必要がある。

東北地方太平洋沖地震による津波遡上、浸水区域等を参考にしながら、水防団（消防団）の出動が可能なエリアか、待機を優先すべきエリアかについて、平常時から想定しておくことが求められる。

(4) その他

河川、海岸の水門、陸閘等の施設操作は、それぞれの施設管理者からの委託業務であることが基本であると考えられるが、広義の水防活動とも言える。

津波が来襲する際の各施設の操作については、各市町の担当部署を通じ、施設管理者とその方法、操作作業を行う者の安全管理について、事前に協議しておく必要がある。

3 津波の到達が予測される場合の水防活動の指針（暫定）

津波到達時には、河川堤防等を水防工法を用いて保全するといった洪水時のような活動は想定できない。

また、国、県にあっては、地震及び火山噴火等に伴う全ての津波発生と同時に水防警報を発令することは事実上困難であるため、気象庁が発表する津波警報等に応じ、水防警報を発令したものとみなし、原則として実際の津波発生時には、水防警報発令の事務手続き（ファクシミリ等による水防警報の発令）は行わないものとする。

(1) 津波の到達が予測される場合の水防活動（津波警報等発表前）

近地津波の場合は、地震発生から約3分で津波警報等が発表されるが、それまでの間、水防管理団体は情報収集に努める。

遠地津波の場合、津波の発生の情報がもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。

その場合、水防管理団体は、まず情報収集を行い、水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保されるときには、水防団（消防団）に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設を操作するといった指示をすることとする。

なお、出動した水防団（消防団）は、津波到達予測時間前には安全な場所への退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

(2) 津波の到達が予測される場合の水防活動（津波警報等発表後）

津波注意報、警報発表後、次の区分に応じ水防警報を発令したものとする。

発表基準	内容
大津波警報 津波警報 津波注意報	○原則として安全な場所での待機 ※地震の震源により、津波の到達に時間を要する場合で、水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予測時間には安全な場所への退避を完了するものとする。

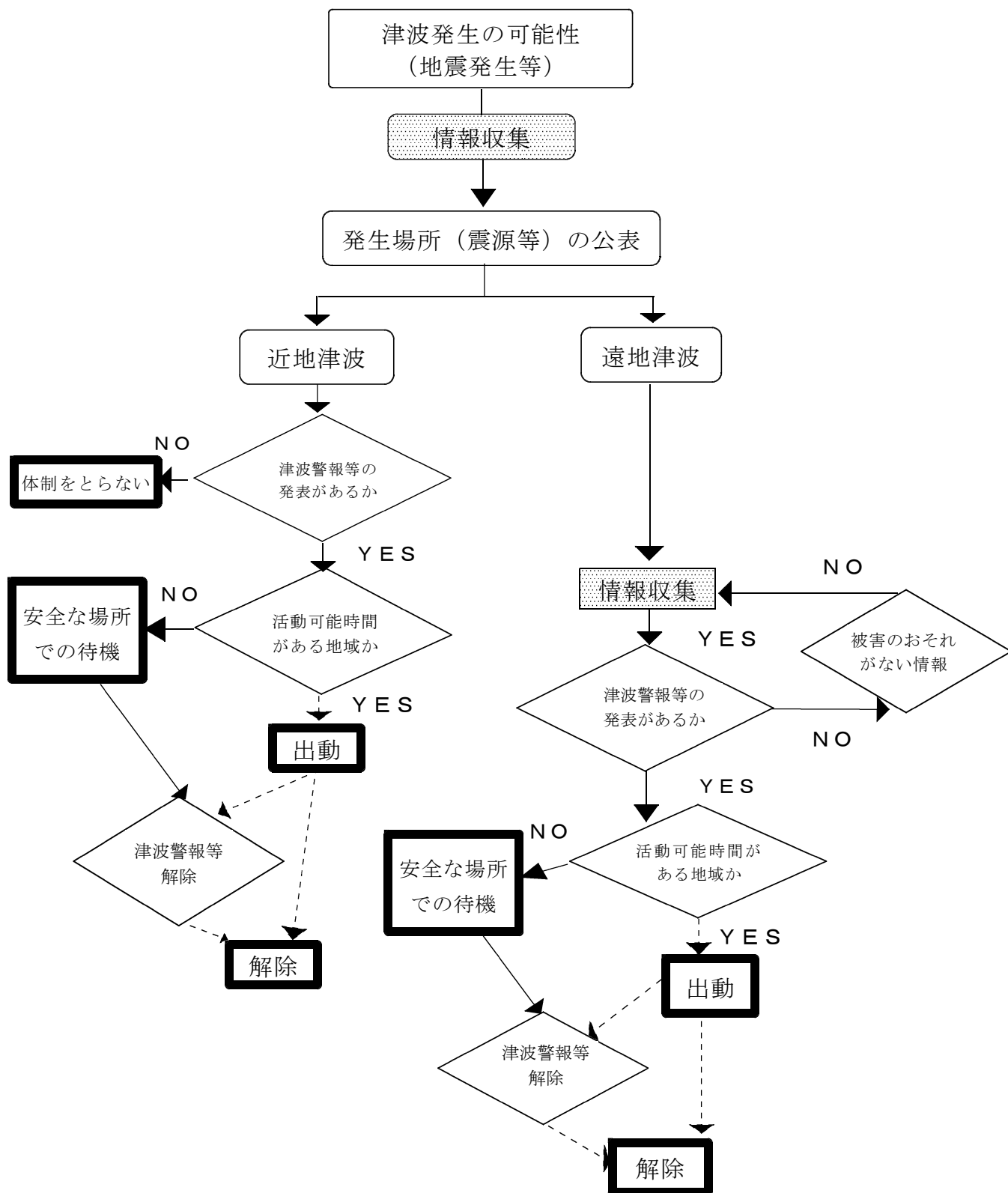
主な津波の種類と水防活動の関係と行動指針をまとめると次のとおりである。

	近地津波	遠地津波
津波の種類	○日本近海で発生する津波	○左以外の地域で発生する津波
津波警報等の 発表前	○水防管理団体：報道機関から発表 される情報等を収集	○水防管理団体：報道機関から発表 される情報等を収集 ○水防団（消防団）：水防団（消防 団）の参集、出動時間、現場での活 動時間、退避時間を考慮した「活動 可能時間」が確保される場合は、出 動可
津波警報等 発表後の水 防対応（み なし） 【大津波警報】 【津波警報】 【津波注意報】	○原則として安全な場所での待機 ※水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考 慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予 測時間には安全な場所に退避を完了するものとする。	
想定される 水防活動	○避難誘導 ○水門、陸閘等の施設の操作	
安全確保	○第4章第3節「水防活動従事者の安全確保」による	

※火山噴火等により発生する津波もあるが、この場合も津波警報等の仕組みを活用し注意警戒が呼びかけられる。（このことによる行動も上記に準じるものとする。）

(3) 指針の見直し

上記の取扱いは、当面暫定的な取扱いとし、新たな知見や他都道府県の例を参考に、不
断の見直しを行うものとする。



第9章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定

洪水浸水想定区域は、国土交通大臣又は知事が、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及びその水深を表した浸水想定区域を示すことにより、住民の避難の確保と水災による被害の軽減を図ることを目的に指定するものである。

平成13年に洪水予報河川を対象として制度が創設され、その後、平成17年に水位周知河川に対象が拡大され、県内の洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域については、全て指定済となっている。

その後、令和3年の水防法改正において、特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項、第4項から第6項により指定された「特定都市河川」、洪水予報河川・水位周知河川・特定都市河川以外の中小河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）。以下、「その他河川」とする。）についても、洪水浸水想定区域の指定対象に追加され、令和7年度末までに、その他河川に係る浸水想定区域指定を完了する方針となっている。県内における洪水浸水想定区域の指定状況等は、次ページ以降に記載のとおりである。

また、知事は、水位周知下水道等について、当該排水施設により雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）を指定するものとされており、水位周知海岸等についても、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）を指定するものとされている。（法第14条の2第1項、第14条の3第1項）

洪水・雨水出水・高潮の各浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に①洪水・雨水出水・高潮特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法、②避難施設その他避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項、③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項、④浸水想定区域内の要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設等の名称及び所在地、⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める（法第15条第1項）とともに、①～⑤の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップなど）の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととされている（法第15条第3項）。

(参考) 洪水浸水想定区域指定状況

	水系名	河川名 (管理区分)	備 考
一級河川	北上川	北上川 (国)	洪水予報河川
		旧北上川 (国)	洪水予報河川
		江合川 (国)	洪水予報河川
		江合川 (県)	水位周知河川
		新江合川 (国)	水位周知河川
		迫川 ※2	洪水予報河川
		田尻川	水位周知河川
		二迫川	水位周知河川
		三迫川	水位周知河川
		芋塚川	水位周知河川
		夏川	水位周知河川
		旧迫川	水位周知河川
		小山田川	水位周知河川
		瀬峰川	水位周知河川
		萱刈川	水位周知河川
		大水門川	水位周知河川
		西川	水位周知河川
		二股川 (国)	水位周知河川
		二股川 (県)	水位周知河川
		出来川	水位周知河川
		南沢川	その他河川
		石貝川	その他河川
		黄牛川	その他河川
		寺川	その他河川
		伊貝川	その他河川
		北沢川	その他河川
		富士川	その他河川
		真野川	その他河川
		八津川	その他河川
		高木川	その他河川
		日向川	その他河川
		日影川	その他河川
		内の原川	その他河川
		水沼川	その他河川
		荒川	その他河川
		落堀川	その他河川
		三間堀川	その他河川
		熊谷川	その他河川
		照越川	その他河川
		大関川	その他河川
		恩田川	その他河川
		斥候川	その他河川
		羽沢川	その他河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	北上川	皿貝川	その他河川
		中島川	その他河川
		馬鞍川	その他河川
		西沢川	その他河川
		大沢川	その他河川
		追波沢川	その他河川
		大江堀川	その他河川
		美女川	その他河川
		八ヶ村江川	その他河川
		新八ヶ村江川	その他河川
		追波川	その他河川
		新寺川	その他河川
		古川	その他河川
		綱木川	その他河川
		熊川	その他河川
		大森川	その他河川
		竹の迫川	その他河川
		赤柴川	その他河川
		挟川	その他河川
		加茂川	その他河川
		鳥沢川	その他河川
		綱木沢川	その他河川
		鱒淵川	その他河川
		古川	その他河川
		長沼川	その他河川
		旧古川	その他河川
		湯沢川	その他河川
		宮沢川	その他河川
		田代川	その他河川
		長崎川	その他河川
		草木川	その他河川
		昔川	その他河川
		砥沢川	その他河川
		前沢川	その他河川
		駒林川	その他河川
		透川	その他河川
		長泥川	その他河川
		生袋川	その他河川
		善光寺川	その他河川
		吉野川	その他河川
		佐賀川	その他河川
		百々川	その他河川
		中雨生沢川	その他河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	鳴瀬川	鳴瀬川（国） ※3	洪水予報河川
		鳴瀬川（県）	水位周知河川
		吉田川（国）	洪水予報河川・特定都市河川
		吉田川（県）	水位周知河川・特定都市河川
		善川（国）	洪水予報河川・特定都市河川
		多田川（国）	洪水予報河川・特定都市河川
		多田川（県）	水位周知河川・特定都市河川
		渋井川	水位周知河川・特定都市河川
		名蓋川	水位周知河川・特定都市河川
		鞍坪川	その他河川
		沖新堀川	その他河川
		身洗川	特定都市河川
		苗代沢川	特定都市河川
		五輪沢川	特定都市河川
		小西川	特定都市河川
		立堀川	その他河川
		長堀川	特定都市河川
		大江川	特定都市河川
		河童川	その他河川
		鈴根五郎川	その他河川
		堤川	特定都市河川
		味明川	特定都市河川
		奥田川	特定都市河川
		渋川	特定都市河川
		境堀川	特定都市河川
		荒屋敷川	特定都市河川
		小野川	特定都市河川
		荻ヶ倉川	特定都市河川
		滑川	特定都市河川
		長柴川	特定都市河川
		板坂川	特定都市河川
		西川	特定都市河川
		明石川	特定都市河川
		竹林川	特定都市河川
		宮床川	特定都市河川
		洞堀川	特定都市河川
		南川	特定都市河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	阿武隈川	阿武隈川（国）	洪水予報河川
		白石川 ※4	洪水予報河川
		斎川	水位周知河川
		荒川	水位周知河川
		小田川	水位周知河川・特定都市河川
		雉子尾川	水位周知河川
		内川	水位周知河川
		尾袋川	特定都市河川
		高倉川	特定都市河川
		雑魚橋川	特定都市河川
		半田川	その他河川
		新桜井川	その他河川
		内町堀川	その他河川
		桜井川	その他河川
		大谷川	その他河川
		谷津川	その他河川
		塩川	その他河川
		沢の内川	その他河川
		五福谷川	その他河川
		新川	その他河川
		森の川	その他河川
		平家川	その他河川
		大太郎川	その他河川
		児捨川	その他河川
		天津沢川	その他河川
		高田川	その他河川
		新川	その他河川
		伊手川	その他河川
		松川	その他河川
		藪川	その他河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	名取川	名取川（国）	洪水予報河川
		広瀬川（国）	洪水予報河川
		笹川（国）	水位周知河川
		広瀬川（県）	水位周知河川
		川内沢川	水位周知河川
		川内沢川放水路	水位周知河川
		増田川	水位周知河川
		旧笹川	水位周知河川
		支倉川	その他河川
		坪沼川	その他河川
		沢戸川	その他河川
		後田川	その他河川
		笹川	その他河川
		木流堀川	その他河川
		岩の川	その他河川
		碁石川	その他河川
		本砂金川	その他河川
		芋沢川	その他河川
		大倉川	その他河川
		青下川	その他河川
		新川	その他河川
		斎勝川	その他河川
二級河川	坂元川	坂元川	水位周知河川
		戸花川	その他河川
	七北田川	七北田川	洪水予報河川・水位周知河川 ※5
		梅田川	水位周知河川
		藤川	その他河川
		要害川	その他河川
		仙台川	その他河川
		高柳川	その他河川
	砂押川	砂押川	水位周知河川
		勿来川	その他河川
		藤田川	その他河川
		榎川	その他河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
二級河川	高城川	高城川	水位周知河川・特定都市河川
		鶴田川	水位周知河川・特定都市河川
		新堀川	特定都市河川
		小迫川	特定都市河川
		大迫川	特定都市河川
		深谷川	特定都市河川
		広長川	特定都市河川
		新川	特定都市河川
		田中川	特定都市河川
		穴川	特定都市河川
	定川	定川	その他河川
	水戸辺川	水戸辺川	その他河川
	折立川	折立川	その他河川
		西戸川	その他河川
	水尻川	水尻川	その他河川
	八幡川	八幡川	その他河川
	新井田川	新井田川	その他河川
	伊里前川	伊里前川	その他河川
	津谷川	津谷川	水位周知河川
		馬籠川	その他河川
		山田川	その他河川
	面瀬川	面瀬川	その他河川
	大川	大川	水位周知河川
		神山川	その他河川
		八瀬川	その他河川
		松川	その他河川
		金成沢川	その他河川
	鹿折川	鹿折川	水位周知河川
	青野沢川	青野沢川	その他河川
	只越川	只越川	その他河川
	沖ノ田川	沖ノ田川	その他河川
	桜川	桜川	その他河川
	長清水川	長清水川	その他河川
	港川	港川	その他河川
	稲淵川	稲淵川	その他河川

洪水予報河川、水位周知河川は水防警報河川も兼ねる。

- ※1 各河川の洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を前提としたもの。
 ※2 迫川の洪水浸水想定区域は、二迫川・三迫川・夏川・旧迫川・小山田川・芋塚川・瀬峰川・萱刈川・大水門川・西川（水位周知河川）の氾濫区域を含む。
 ※3 鳴瀬川（国）の洪水浸水想定区域は、鞍坪川の氾濫によるものを含む。
 ※4 白石川の洪水浸水想定区域は、斎川・天津沢川・松川・荒川の氾濫によるものを含む。
 ※5 七北田川の赤生津大橋上流部は水位周知河川、下流部は洪水予報河川

第2節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水防について水防管理者である市町村等の行政が果たす役割は大きい、水災の発生防止及び被害軽減を図るためには、行政のみではなく、民間事業者等が自ら果たす役割も期待されるところである。こうした自衛水防に関する取組を一層促進するため、市町村地域防災計画において施設の名称及び所在地を記載されたものに対し、市町村から当該施設の所有者又は管理者に洪水予報等の伝達を行う。

また、当該施設においては、避難確保又は浸水防止活動の確実な実施を促すため、計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置が求められることとなった。

なお、市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする（法第15条）。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（以下「大規模工場等」という。）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

エ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

1 地下街等における措置

(1) 計画の作成

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成することが義務付けられている。これは、地下街等是不特定多数の者が利用し、かつ、浸水を地上から集水する閉鎖的な空間であるため、深刻な被害が発生する可能性が高いことから、被害を抑えるためには避難確保だけでなく、浸水そのものを防止する取組が重要だからである。具体的には水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第12条により次の事項を避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）に記載することとする。避難確保・浸水防止計画は、市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

ア 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

イ 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

ウ 地下街等における洪水時等の浸水防止のための活動に関する事項

エ 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

オ 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

カ 自衛水防組織の業務に関する事項

キ その他必要な事項

なお、地下街等の所有者又は管理者が避難確保・浸水防止計画を作成しない場合において、市町村長が必要があると認めるときは、当該所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、さらに正当な理由がなく当該指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 訓練の実施及び自衛水防組織の措置

避難確保・浸水防止計画の作成に加えて、当該計画に従って避難確保及び浸水防止の活動が確実に行われるよう、地下街等について訓練の実施及び自衛水防組織の設置も義務付けられている。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、安全な出口への利用者等の避難誘導、止水板の設置等が想定される。

自衛水防組織とは、各施設の所属職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統轄管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものである。自衛水防組織については、構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村に報告するものとする。

なお、水防に関する訓練の実施及び自衛水防組織の設置に当たっては、既存の消防の枠組みを活用することも可能である。

2 要配慮者利用施設における措置

要配慮者利用施設については、利用者が一般の住民よりも避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害を生じるおそれがあることから、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を実施するものとする。そのほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

訓練の内容については、例えば、洪水予報等の情報伝達、利用者の避難誘導、避難経路等の確認、関係機関及び利用者の家族への連絡等が想定される。また、訓練を実施した場合には、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告しなければならない（法第15条の3第5項）。

3 大規模工場等における措置

大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、民間事業者自身による浸水防止の取組を促すこととし、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、止水板の設置、事業の継続に必要な設備等の上層階への移動等が想定される。

第3節 ハザードマップ等による住民等への周知

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所並びに避難確保に必要な情報、及び浸水想定区域内に存する施設等を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第4節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第10章 出動及び水防作業

第1節 水防管理団体の非常配備

- 1 水防管理者が管内の消防機関又は水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。
 - (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
 - (2) 水防警報指定河川・海岸にあっては知事からの警報の伝達を受けた場合
 - (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合
- 2 各水防管理団体の職員（水防事務担当者）の非常配備については、県の非常配備の例に準じて整備しておくものとする。
 - (1) 待機 消防機関又は水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする（待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたときに発令する。）
 - (2) 準備 消防機関又は水防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合するとともに資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、ダム、水こう門、樋門、溜池等水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため一部団員を出動させるものとする（準備の指令は、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき発令する。）
 - (3) 出動 消防機関又は水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につくものとする。
（出動の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき発令する。）
なお、水防警報河川・海岸における河川・海岸別水防警報の段階と範囲は、第8章第3節及び第4節のとおりである。
- 3 津波来襲時には以下に配慮し、水防団に対する指揮命令を行うものとする。
 - (1) 津波来襲時において水防管理団体は、報道機関等の情報により、その津波の原因となった地震の発生場所や、津波到達時間などを情報収集し、水防団による水閘門の操作や避難活動ができる「活動可能時間」を把握する必要がある。
 - (2) 近地津波の場合は、「活動可能時間」の確保が相当程度短いと予測されることから、水防団員の安全確保のため、出動を命じることは避けるべきであり、津波が収まった後の活動に備え、安全な場所での待機を命ずる等の指揮を執るものとする。
 - (3) 遠地津波の場合、津波の発生の情報がもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。
この場合においても水防管理団体は、津波到達時間などを情報収集し、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合には、水防団に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設の操作を指示することとする。
なお、出動した水防団は、津波到達予測時間前には安全な場所に退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

第2節 県の非常配備及び河川巡視

常時勤務から水防作業態勢への切換えを迅速確実に行うとともに、職員を適当に交代させ、又は

休養させ、長期にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、各部局等において別に定める基準により、非常配備を行うものとする。

なお、水防本部については、次の要領により非常配備を行うものとする。

1 配備体制

(1) 水防警戒配備 0 号

災害対策警戒配備要領による警戒配備（0 号配備）実施機関にあつては 0 号配備 1 箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。

(2) 水防特別警戒配備 1 号

0 号配備実施機関にあつては 0 号配備 2 箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

(3) 水防特別警戒配備 2 号

0 号配備実施機関にあつては 0 号配備 3 箇班、その他の機関にあつては各班 1 人を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

(4) 水防非常配備

交代要員を除く全職員を動員し、全力を挙げて水災に関する応急対策に従事できる体制とする。

2 配備につく時期

(1) 水防警戒配備 0 号

次のいずれかに該当するときに配備につくものとする。

- ・大雨、洪水、高潮又は波浪の警報が発表されたとき。
- ・水防警報の発令が予想されるとき。
- ・指定河川洪水予報の発表が予想されるとき。

(2) 水防特別警戒配備 1 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき（例：水防警報が発令された時、指定河川洪水予報が発表されたとき）。
- ・津波注意報が発表されたとき。

(3) 水防特別警戒配備 2 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な水災発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき。
- ・津波警報が発表されたとき。

(4) 水防非常配備

水災が発生し、県内に特別警報が発表され、又は水災が発生するおそれがある場合において水防本部長が必要と認めたときに、水防本部長の指示により配備につくものとする。

なお、水防本部長は、事態に応じ、水防警戒配備 0 号から直ちに水防特別警戒配備 2 号又は水防非常配備の実施を指示する場合や、水防特別警戒配備 1 号から直ちに水防非常配備の実施を指示する場合もある。

3 河川巡視

東日本大震災により、沿岸部の水防管理団体を中心に多数の水防団員が被災していることから、通常の水防活動が実施できない場合がある。

そこで、県において、大雨等の際に沿岸部の主な河川の巡視を行うこととし、水防活動における巡視を補うこととする。

巡視の結果、異常が認められた場合は、応急対策を行うほか、土木事務所から関連する水防管理団体に連絡するものとする。

第3節 水防作業

1 水防上の基本的な注意事項

- (1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習得させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (2) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は、水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまで警戒すること。

2 水防団員の心得

- (1) 水防作業に当たり、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。
- (2) 水防作業中は、言動に注意し、特に夜間は「越水」、「破堤」等の不用意な発言をしない。
- (3) 水防作業中の命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重に行うものとする。

第4節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 水防信号及び標識並びに身分証票

1 水防信号

法第20条の規定による水防信号(昭和24年宮城県規則第64号)は次表のとおりである。

- (1) 信号は適当な時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレンを併用する。

(3) 上記にあるほか、伝令の呼称による通報を考慮する。

水防信号

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせる。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる。	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。		

2 身分証票

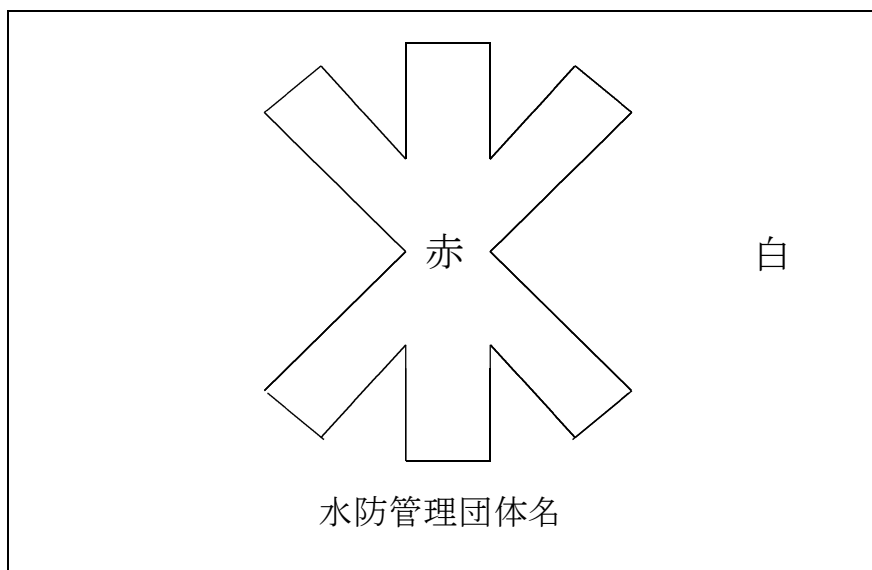
法第49条の規定による身分証票は次のとおりである（縦73mm×横144mm）。

第 号 身 分 証 票 住 所 氏 名 職 名 年 齢 上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。 発行年月日 年 月 日 宮城県知事	水 防 法 抜 粋 （資料の提出及び立入り） 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
--	---

3 水防優先標識

法第18条の規定により知事の定める水防優先通行車両標識（昭和24年宮城県告示第549号）は、次のとおりである。なお、水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

(1) 車両標識（縦60cm×横90cm）



- (2) 標灯（夜間における灯燈は提灯によるほか、他の灯燈に赤色で「水」の文字を表示したものを用いてもよい。）

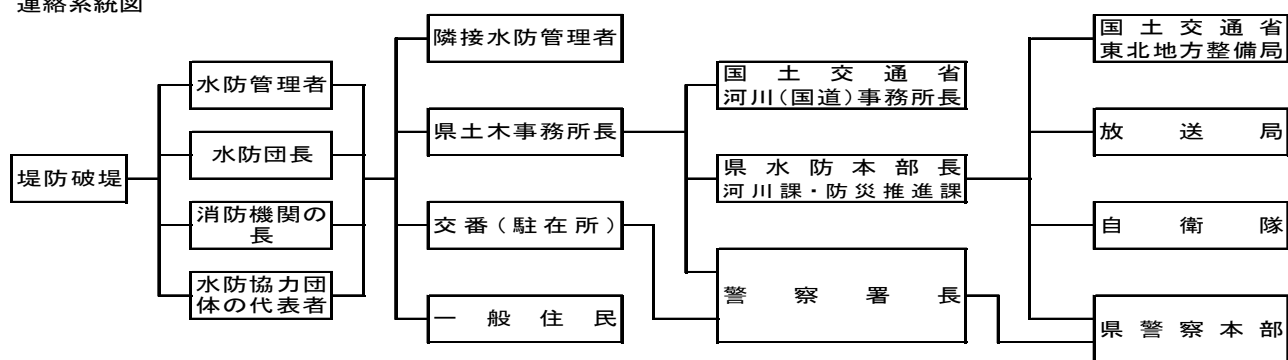


第6節 決壊・漏水等（被害情報）の通報及びその後の処置

- 1 堤防等が決壊・越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、又はそれらが発生するおそれが生じたときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者、所轄の交番（駐在所）に通報するものとする。隣接水防管理者は、さらに氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。
- 2 この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長、所轄国土交通省河川（国道）事務所長（国

管理河川の場合）及び所轄警察署長に通報するものとする。

連絡系統図



- 3 堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 避難のための立退き

- 1 堤防等が破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合には、法第29条の規定により、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。
- 2 水防管理者は、立退き又はその準備を指示した場合は当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 3 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議して、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先経路等に必要な措置を講じておくものとする。
- 4 指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者を明示し、一般に周知させておくものとする。

第8節 水防配備の解除

- 1 水防配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- 2 消防団員又は水防団員は、水防配備の解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防配備の解除後は、人員、資材器具及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資材器具等は、手入れをして所定の位置に整備するものとする。

第9節 県の非常配備の解除

各部局等において別に定める基準による。

なお、水防本部については、以下のとおりである。

- 1 水防警戒配備0号
水防警戒配備0号をとる必要がなくなったときに解除するものとする。
- 2 水防特別警戒配備1号、水防特別警戒配備2号及び水防非常配備
水防本部長が水防本部を解散したときに解除するものとする。ただし、水防警戒配備0号をとる状況が継続しているときは、水防警戒配備0号に移行するものとする。

第 11 章 他の機関との協力、援助及び応援

第 1 節 河川管理者の協力及び援助

- 1 河川管理者東北地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第 22 条の 2）。
 - (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（阿武隈川・名取川・広瀬川・北上川・旧北上川・江合川・鳴瀬川・吉田川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像）の提供
 - (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
 - (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
 - (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
 - (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
 - (8) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等における状況記録）及び広報
 - (9) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
 - (10) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
 - (11) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
 - (12) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請
- 2 河川管理者宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第 22 条の 2）。
 - (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報（河川の水位等）の提供
 - (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与
 - (5) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
 - (6) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

- (7) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (8) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、必要があると認めるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる（法第23条）。
ただし、水防本部長は、必要と認めたときは応援に関する指示を行うことがあるものとする。
- 2 応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互の協定をしておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請及び派遣

- 1 知事等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命及び財産を保護するために必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づいて自衛隊指定部隊等の長に対して、災害派遣を要請できる。自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合は部隊等を派遣する（要請の要領については、宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章災害応急対策 第9節自衛隊の災害派遣を参照のこと。）。
- 2 災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

第4節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

第5節 特定緊急水防活動

国土交通大臣は、雨水出水、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる特定緊急水防活動を行うことができる（法第32条）。

- (1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

第6節 国（河川（国道）事務所、仙台管区气象台等）との連携

- 1 水防連絡会
県は、土木事務所（地域事務所）単位で国土交通省河川（国道）事務所や仙台管区气象台

の関係機関を構成員とした水防連絡会を設置し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水・津波・高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波・高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報の提供及び水防管理団体等からの意見聴取等を行う。

2 ホットライン

土木事務所（地域事務所）は、河川の水位状況については国土交通省河川（国道）事務所とのホットラインにより、また気象状況については仙台管区气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第12章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

- 1 水防管理団体は、その管理区域の水防に関する費用を負担するものとする（法第41条）。
ただし、次に掲げる場合においては水防管理団体相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんする。
 - (1) 法第23条の規定による応援のための費用
 - (2) 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けたときに、当該水防により著しく利益を受けた市町村が法第42条の規定により負担すべき当該水防に要する費用の一部
- 2 都道府県は、法第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる（法第44条）。
- 3 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする（法第43条の2）。

第2節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次に掲げる公用負担の権限を行使することができる（法第28条）。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - (3) 車両その他の運搬用機器の使用
 - (4) 排水用機器の使用
 - (5) 工作物その他の障害物の処分また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)～(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。
- 2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあつては、水防管理者から交付される公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
- 3 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから使用するものとする。

公 用 負 担 命 令 権 限 証

(職氏名)

上の者に _____ の区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを証明する。

年号 年 月 日

〇〇市町村長

印

公 用 負 担 命 令 書

第 号

目 的 物

種 類

数 量

負担内容

使用

収用

処分

年号

年

月

日

〇〇市町村長

印

事務取扱者（職氏名）

印

殿

----- 切り取り線 -----

受 領 書

第 号公用負担命令書

上記受領しました。

年号

年

月

日

（職氏名）

印

殿

第 13 章 公務災害補償等

非常勤消防団員、水防団長若しくは水防団員又は法第 24 条による水防従事者が、水防作業に従事したことにより災害を被ったときは、水防管理団体の条例等で定めるところにより、損害を補償しなければならない（消防組織法第 24 条、法第 6 条の 2、第 45 条）。

第14章 水防活動実施状況報告

- 1 水防活動が終結したときは、水防管理者は、その状況を水防活動実施報告書により水防活動終了後10日以内に所轄土木事務所を経由して知事に報告するとともに、知事は当該水防管理者からの報告について国（東北地方整備局）に報告するものとする。
- 2 土木事務所長は、上記報告書を受領したときは、その実施状況を調査し、知事に報告する。また、水防功労表彰の必要があるときは、実情を調査し、功労順位及び意見を添えて知事に報告するものとする。

水防活動報告書様式（例）

水防活動実施報告書

年号 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸 地先 m								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
						状況			
水防活動に関する自己批判									
備考									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式（例）

**平成29年台風第〇号における水防活動
（〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日）**

〇概要

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 15 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防計画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない（法第 3 3 条第 1 項）。
- 2 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会又は市町村防災会議に諮らなければならない（法第 3 3 条第 2 項）。
- 3 指定水防管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するように努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない（法第 3 3 条第 3 項）。
- 4 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画に河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない（法第 3 3 条第 4 項）。
- 5 非指定水防管理団体の水防管理者は、上記に準じ、努めて水防計画を策定し、所轄土木事務所長に報告するものとする。

第 2 節 水防訓練

- 1 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない（法第 3 2 条の 2 第 1 項）。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。（法第 3 2 条の 2 第 2 項）
- 3 沿岸部の水防管理団体にあつては、津波の来襲に備え、水防団の活動単位ごとに、参集時間、出動時間、安全な場所への退避時間等を把握し、活動可能時間を検証するための訓練も実施することが求められる。

第 3 節 津波避難訓練

津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、災害対策基本法第 4 8 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない（法第 3 2 条の 3）。

宮城県水防協議会委員・幹事名簿

令和7年5月29日現在

役 職 名	現 職 名	氏 名
会 長	宮城県知事	村 井 嘉 浩
委 員	東北地方整備局河川部長	林 雄 一 郎
〃	仙台管区気象台気象防災部長	岩 村 公 太
〃	東北運輸局総務部長	會 田 光
〃	陸上自衛隊第22即応機動連隊長	山 下 正 浩
〃	日本放送協会仙台放送局コンテンツセンター長	吉 田 賢 治
〃	東日本旅客鉄道株式会社東北本部鉄道事業部設備ユニットリーダー	佐々木 政 人
〃	東日本電信電話株式会社宮城事業部宮城支店設備部長	水 田 宗 徳
〃	公益財団法人宮城県消防協会会長	佐 藤 孝 義
〃	社会福祉法人萩の里理事長	阿 部 仁 美
〃	大和町消防団副分団長	蜂 谷 澄 江
〃	宮城県警察本部長	杉 本 伸 正
〃	宮城県復興・危機管理部長	高 橋 義 広
〃	〃 保健福祉部長	志 賀 慎 治
〃	〃 土木部長	齋 藤 和 城
幹 事	東北地方整備局河川部水災害予報センター長	佐 藤 克 彦
〃	〃 仙台河川国道事務所副所長	三 浦 俊 明
〃	〃 北上川下流河川事務所副所長	中 野 孝
〃	仙台管区気象台気象防災部予報課長	阿 部 真 治
〃	陸上自衛隊第22即応機動連隊第3科長	坂 口 雅 亮

〃	陸上自衛隊第 2 施設団本部第 3 科長	佐 藤 裕 一
〃	東日本電信電話株式会社宮城事業部宮城支店設備部災害対策室長	佐 藤 亘
〃	宮城県警察本部警備部警備課災害対策室長	豊 川 弘 樹
〃	宮城県復興・危機管理部防災推進課長	横 谷 光 俊
〃	宮城県保健福祉部参事兼保健福祉総務課長	大 泉 美津子
〃	〃 土木部副部長（技術担当）	鈴 木 善 友
〃	〃 〃 道路課長	永 澤 浩 司
〃	〃 〃 防災砂防課長	齋 藤 秀 一
〃	〃 〃 河川課長	千 葉 周 二